

# 金 光 教 學

金光教教学研究所紀要

30

1990

金 光 教 学 研 究 所



# 金光教学 — 金光教教学研究所紀要 —

1990

No. 30

- 「昭和二十九年教規」とその運用過程の諸問題  
— 戦後教政史における危機意識をめぐって —  
……佐藤 光俊…… 1
- 「信忠孝一本」教義の成立とその意味  
……渡辺 順一…… 39
- 「お知らせ事覚帳」に見られる「お知らせ」の考察  
……竹部 弘…… 79
- 神名としての「天地金乃神」考  
— 追体験的考察による「立教神伝」 —  
……竹部 教雄……114

---

資料 金光大神事蹟集(七)……………	138
平成元年度研究論文概要……………	159
紀要掲載論文検討会記録要旨……………	165
研究員集会記録要旨……………	168
彙報 — 平成1.4.1～2.3.31 — ……	174

(第29号正誤表 p.186)

紀要第21～30号掲載論文・資料等一覧表



# 「昭和二十九年教規」とその運用過程の諸問題

——戦後教政史における危機意識をめぐって——

佐藤光俊

はじめに

本稿では、戦後の本教教政史の上での基本的課題とその性格を確認しつつ、戦後教政史上において発現された教政者の顕著な「危機意識」を手掛りとして、そこでは何が教团的「危機」とされたのか、また、その「危機」克服はどのように果たされようとしたのかという教政動向の検討を通じて、その「危機」の実態とその性格を明らかにして行く。

この課題と関わっては、既に橋本論文が、敗戦直後の和泉乙三内局、堀尾保治内局の相次ぐ更迭という事態と、それに対して「危機」的状況を看取した機務顧問会による、いわゆる「教監邸会議」での問題把握（「懇談の要点」）と関わって、また、その結果組局されることとなった第一次佐藤一夫内局の教政課題とも関わって、その「危機的」と捉えられた状況の特質、及びその意味を明らかにしてきたところである。

この間の教政過程は、一方では、言論の自由、主権在民、政教分離等の戦後民主化の政治理念を背景に、それに触発された議員達の教政刷新への動きが、事実上、教主統理と衝突する事態へと現実化し、当局と議会議員の総辞職をも結果として、この推移の経験の中で、教政の新たな原理が求められる状況を生み出して行く。他方、占領政策による宗教団

本法の廃止は、教政者にとって、管長制度に依拠してきた教団統理機能の意味を問題化せしめ、教団統合の成否に関わる教政的危機感を生み出し、さらには、国家権力に依拠した「教団」の枠組が解体したことで、それまで自明としてきた「教団」自体の意味をも問わしめる課題ともなるのであった。かくて、宗教団体法廃止の状況下で本教教制とその伝統的観念を相対化せしめられた本教は、「教主」統理と教監以下の教政機能の相互関係の現状に教政的混乱の根源を確認し、そこから、「当局の立場と意義が『教主』に顕わされる神前奉仕の信仰的働きを基盤とするものであること」を教制上に明確化することとなったのである。その意味で、敗戦後の教政的動揺過程は、「教主」の統理機能を教監の教政機能においていかに補佐し、教主統理の内実をいかに教団として実体化し得るかという課題を提起するものであり、それは新教規の制定を促すものともなったのである。

右の経過を経て、「今日、本教が当面している課題は、……：将来永遠に亘つての本教がどうあるかの方向がここに定まるともいふべき根本的なもの」との決意のもとに開始された教制審議によって、昭和二十九年四月、新教規の施行をみる、では、このことによって、敗戦後の教政的動揺過程が提起した課題は、どのように克服されて行くこととなったのだろうか。つまり、新教規施行によってこれらの課題意識はどのような展開を辿り、そこでは、戦後の状況下生まれたこれらの問題状況は、どのように克服され得ていくのであろうか。

本稿では、このような問題関心に立って、昭和三十年代後半の教政状況に眼を向け、昭和二十九年四月に施行されることとなる新教規が、施行後の運用過程で生じた諸問題を焦点として、その時点に見られる教政者の問題意識とその性格を究明して行く。なぜなら、五年五カ月に亙る審議の後、上述した問題性の克服を課題とした新教規によって、教主統理の内実が教監の教政機能においていかに「実体化」し得たかは、その制度化過程や審議内容についてよりも、その運用過程によく示されると考えるからである。

## 一、戦後教政史と多河内局の位置

「教監邸會議」(昭和二年一月八日一六日)とその問題把握に基づいて発足した佐藤一夫内局(昭和二年二月二日一五年八月二五日)は、教団の当面する課題の中心に教団制度の根本的再検討を掲げて教制審議に着手するが、昭和二十九年四月に施行されることとなる新教規の実施と運用は、佐藤博敏内局、河合弘道内局、第二次佐藤一夫内局、多河常樹内局等、昭和三十年代以降の内局に委ねられて行く。

そこで、まず、第一次佐藤一夫内局成立の背景ともなり、教制審議の前提的課題意識ともなった諸点、及び教制審議の開始以後、教規成立までの間、このことに取り組んだ各内局の基本的方向性を抽出し、次いで、新教規施行以後その実施と運用を課題とした各内局の教政動向を概観しておきたい。

「懇談の要点」の第一項に表現された信心不振と教団中枢の多元性という問題指摘については橋本論文の分析に詳しいが、さらに第二項では次のような指摘が行われている。即ち、教主を信仰の中心に頂くことでは全教等しく異論はないが、「教団(組織体)としておかげを蒙る道」が不明確で、「教団全体が一生命体」としての働きを失っている。それゆえ、「一教の動向定まらず、各自思い思いの動きとなり」、相互に疎隔を来している。そして、この現状分析から、「道の立前に基いて一生命体としての働が無くてはならない」<sup>5)</sup>との方針が示されるのである。

この内容が、第一点の問題把握と共に、後の教制審議への着手を促す課題意識に他ならなかった。従って、その意味では新教規に規定されることとなる教制の基本的指向性とその理念は教制審議の前提として存在したと言える。この課題意識から、佐藤一夫内局発足にあたっては、「内局が教主金光様の御取次ぎを仰いでその任に当たることになるのでなくてはならない」と、当局の基本的使命を確認し、また、教制審議開始にあたっては、「永遠の将来に亘って、教団の全面に、生神金光大神御取次ぎの働きが十全に具現するような教規を作らねばならない」との基調を審議の「根本方

針」として確認していくのである。

このような問題意識は、「教監邸会議」を主催した機務顧問達に限らず、当時広く教内に見られるものでもあった。<sup>⑥</sup>もとより、このような発言の背後には、基本的には橋本論文が明らかにした「制度的隘路」「制度的欠陥」を原因とする制度的阻害感が存在したのであり、その阻害は信仰実践上の停滞感として全教に瀰漫していたのである。そして、さらにそこでは、和泉内局時代における議会議員達による「教政一新に関する決議」に始まる、議会、当局、機務顧問会の中に生じた相互の主体性の衝突、及びそれに対する教主裁定とのさらなる葛藤という一連の経験<sup>⑦</sup>が、意識され、踏まえられていたろうことは推察に難くない。そうした事情と経緯を基盤として、教団再結集の課題に当面とせられてみる時、改めて、本部教会取次奉仕者たる「教主」の存在に、「教義と教団」が発現する姿、つまり「教団統理者」としての意義を再確認せしめられるのである。<sup>⑧</sup>

そのような阻害感や停滞感、教団全体の不透明感に対する問題意識から、その打開の方向を、「教団全体が一生命体として」とか、「全教有機的一体となりて」という指標で示し、「教主を中心に頂く全教一家」態勢の確立を志向して行く。そこでは、教団にとっての「教主」の意義が、「教主を真に頂いているものが教団である」「そうなって来れば本教団の生命は永遠のものである」「教主様ある限り大丈夫」といった信仰実感の言葉として表出している。個々の信心生活<sup>⑨</sup>と言い、全教の動向と言い、内局の施策と言い、それら一切が教主の取次に基づかしめられることで、阻害感や停滞感、不透明感が一掃され、「お道」という言葉に表徴された教団的一体感が獲得され、信心の躍動と使命感が充足する。そのためにこそ、「教主統理」のもとで、全教の動向を「調整し統一」し、全教の「中心生命たり得る」強力な内局の成立が期待されたのである。

もともと、この「教主を中心に頂く全教一家」態勢は、佐藤一夫内局の施政<sup>⑩</sup>によって確立したというわけではなく、その態勢確立の願いが教団の制度として確立せしめられるのは、後の教制審議の結審まで待たねばならなかった。その

意味では、片島内局の時代にも、またそれ以後の各内局においても、この点が教政上の課題として意識され続けて行くのである。すなわち、佐藤一夫内局での、「本教の全面に亘る徹底的内省（教団の使命と目的の自覚的確立）」と教主を中心に頂く全教一家としての新発足、「神意実現の生きた教団態勢の確立」、片島内局での、「教団の使命は、立教神伝と教主不断の御取次の裡に厳然と現れて居るのであるから、それを相受けて神意に副い奉ることである」との教政基調や、「教団としての『教主』の意義の明確化」、更には、これに続く第二次高橋内局での、「本教の御用と申しますものは、教主様の御用が生神金光大神御取次の道の御実現にあらせられ、その御働きを頂いて、これを私共の生活の全面に具現<sup>12</sup>」することにあるとの教政方針などは、そうした課題意識の端的な表れであった。

このような経過と各内局の教政基調から確認されるのは、次の三点に要約される内容が顕著な教政動向をなし、審議の潮流を形成するものとなりつつあったことである。

(1)、本教教団の教義、目的は、立教神伝に示された「世間になんぼうも難儀な氏子あり取次助けてやってくれ」との神意に発するものであり、天地金乃神の願いを世界に顕現し、生神金光大神取次の働きとして世界万民の助かる道を布くことにある。<sup>13</sup>

(2)、教主様の御用は生神金光大神取次の道の御実現にあらせられる。<sup>14</sup>

(3)、教監をはじめ内局が、教主を全面的に頂き、取次を仰いで、その任にあたるのが大切であり、教監は教主を直接に頂いての教監である。<sup>15</sup>

このような基本的な方向性は、教制審議準備調査会の審議を経、更に昭和二十四年十一月に設置された「教制審議会」審議の基調を形成し、審議全般の「根本方針」となるのである。そこでは、「本教教団の実体をそのまま盛り込んだ教規を新定することでなければならぬ」「教団の生きた姿を捉えなければならぬ」という問題意識が強調されている。ここには、教団の実体の中に「生きた姿」があり、その実体とは「生神金光大神取次の働き」が九十余年の歴史

を通じて現代に現前しているのであり、同時に将来にも顕現されて行くものであることへの限らない信念と確信が脈打っている。ここに、右先の教政動向や教制審議の基調が、そのようなものとして生まれる条件があつたのである。

次に、新教規の施行に伴う内局更迭によつて生まれ、その実施と運用を期待された佐藤博敏内局以後の各内局における教政状況を概観し、改めて新教規施行後の教団状況から、その運用過程で生じた問題とその様相を把握して行く。

それに先立つて、ここで、「教監邸会議」以来の教政動向の中で方向づけられてきた教制改革の基調が、教制審議を経て具体的にどのような規定に条文化されたかについて見ておこう。

前文<sup>⑧</sup>において、教団成立の根柢を天地金乃神と人間（氏子）の關係、生神金光大神の取次の働きから位置づけ、「生神金光大神取次の業は、教祖の子孫これを伝承して、本教信仰の中心、一教依立の本源をなす。これ、本教の教統である」と、教団生命の根源を規定する。そして、(1)については第二条で、(2)の点は第四条、第十二条で、また、(3)については第三十五条で、それぞれ以下のような条文化を行ったのである。

第二条 本教は、立教神伝により教祖生神金光大神に信委せられた取次の本義に則り、神も助かり氏子も立ち行く世界を顕現することを目的とする。

第四条 教祖生神金光大神取次の業を伝承し、教統を保全する者を教主とする。

2 教主は、本教を統理し、代表する。

第十二条 教主は、教祖の血統であつて金光の氏を称する教師のうちから、教祖の信心を承継し、教統を保持するに足るべき者を推戴する。（2、3項省略）

第三十五条 教監は、教主を補佐して、教務を総理し、全教に対してその責任を負う。（2項省略）

この条文化によって、制度上、教団中枢の多元性や制度的阻害要因は除去され、「教主を中心に頂く全教一家」態勢は整えられた事となる。しかし、教制審議の前提が、「教主」の存在に「教義と教団」が発現する姿、つまり教団統理者の「教団」的意義を実体化し、また、それを可能ならしめる当局の基本的使命の確立にあったことからすれば、このような新教規の施行によって、「教主は、本教を統理し、代表する」「教監は、教主を補佐して、教務を総理し、全教に對してその責任を負う」との規定が、以後の教政上でどのように実体化され得たのかが問われなければならないだろう。そのことによって、教団中枢の多元性や信心の不振など、戦後状況に見られた「危機」はどう解消され、いかに教団的結合力が獲得され、信心の躍動や使命感が充足せしめられたのかも問われることとなる。もともと、昭和二十九年四月の新教規施行までに、昭和二十四年以来立教百年（昭和三四年）を目指して進められることとなった「御取次成就信心生活運動」や、足掛け六年の歳月を費やし、延べ六十数名の構成員を動員して進められてきた教制審議会の審議経過が、全教の機運と動向を新教規の理念へと方向づけてきていたことは、予め踏まえられておかれるべきである。

ところで、新教規の施行による第一回教監選挙（昭和二九年七月二〇日）の結果、教監に就任した佐藤博敏は、「教主取次のもとと生神金光大神取次の道の実現体としての体制整備」「御伝記刊行、長老による道の生命的なもの授受」「取次運動の推進」などを基本方針に掲げ、御伝記刊行と新教規の施行を拠所に、全教が一新して、立教百年に向かつて、「生神金光大神取次の道を全面的に展開してまいる」との方向を打ち出し、本部広前造営と奉斎様式等の審議立案を中心に布教施策を講じて行くが、昭和三十二年には齋場建設工事着工を決定し、建設業者を決定する段階に至って、議会上において齋場造営に関わる様々な追及に出会い、結果、「教団人心の一新」を求めて辞任して行く。

次いで、立教百年祭への実動化と具体化の願いの中で、教監選挙の結果組局された河合内局は、「立教百年祭を迎える全教体制の確立」「教会機能の拡充・強化とその具体化」「教団の願いの地方化・具体化」等を願いとしたが、議会からの不信を原因として、十月足らずで辞任せざるを得なかった。その原因となったのは、教主達示の取扱いについて

教主を等閑視した教務手続きの實際が判明し、議会において教監が教主と全教に陳謝を迫られるという事態の惹起を通じてであった。この教務上の不手際のみならず、教監の教政姿勢に、当局の「重要なことについての考え方の問題」や、「教主を軽くし、教監を重きに」するという教政執行の基本に関わる問題が指摘され、さらに、この議会直後に開催された立教百年祭中央委員会が会期中中で休会になるなど、立教百年祭を目前にして議会のみならず教内からの信用も失っていったのである。

河合内局の後継首班として発足する第二次佐藤一夫内局は、「立教百年祭の奉仕」「基本動向の確立（教団機能の生命化）」「取次運動第一期の結実、今後の展開」「奉斎様式の決定と齋場造営の成就」を課題とし、就任直後に立教百年祭を迎え、そこからの新たな教団動向を生み出す責務を担って成立する。ところが、儀式服制等審議会の審議、とりわけ会堂造営を目標にした「取次広前の構造様式」の審議内容に関わって、教監個人の信念と審議会における審議方向との矛盾から、それ以上委員長として審議を進め得ないとの理由で教監を辞任することとなる。次いで、この佐藤内局辞任の後を受けて組局されたのは多河内局であったが、その施政については後述する。

このような新教規施行以後の足跡の中で、これらの内局は終始、教監邸会議以来目指された「教主を中心に頂く全教一家」態勢は確立され、教団としての機能を全面的に拡充・展開し、現実社会に發揮する実働の段階に入ったと位置付けてきた。確かに、それまで、最も根本的な問題とされ、教規改正の「重要な第一の点」とされた教団と本部教会との制度上の矛盾は解消されたが、同時に、その施行によって新教規制定に意図されてきた「教主を中心に頂く全教一家」態勢確立、教団機能の拡充と展開の課題はどのように「実動」したのかという点こそが、教規改正に企図されてきた課題への解答であった筈である。

ところが、結果的に言えば、これらの点は、なお、教規改正の意義の徹底とその具体化の諸施策として、その後の過程でも追求され続けて行かねばならなかったのである。例えば、昭和三十二年度の教政方針でも、「新教規を頂いて、

教団の自覚をたかめ、その体制の確立をはかる」「教主の意義を一層明確にしていくと共に、教主御取次の機能を具体化していく方策を立て」ることなどが教政施策に掲げられ、その実現が求められて行く。さらに、こうした課題意識は、河合内局における「組織作用の強力な推進による教団本来の在り方の実現」、第二次佐藤一夫内局における「教団の生命化・教団機能の生命化（教会の働きの發揮と教規の自覚的運用）」、「教務作用の徹底強化（全教作用による取次の実現）」等にも見られ、教務が教主取次の内容として、その実現としての教務となることが目指されているのである。

このように見てくると、一面では新教規の施行によって多年の懸案であった「教主を中心に頂く全教一家」の態勢は、制度上確立したとされながらも、実際には教規に構想されてきた「教団」が容易に実現したとは言い難いものがある。「全教有機の一体となりて」「教団全体が一生命体として」「教主を中心に頂く全教一家」などの指標のもとに希求されてきた教団態勢が、ここに至ってもなお、「教団本来の在り方の実現」「教主取次の内容としての教務による実現」「教団の生命化」等々の指標のもとに、実体化をなお企図し続けねばならなかったものと言える。教団の目的が、「取次ぎ助けてやって呉れ」との神願実現にあり、その活動が生神金光大神取次の発動であると自己確認したところから言えば、結果取次を根源形態とし、その発展形態としての教団の立場では、生神金光大神取次の伝承者たる「教主」の意義を一層明確にしつつ、新教規に謳われた教団目的を実現するべく、その具体的施策を実施し実現する他には、その使命はなかったといえる。しかし、実際には、ともすれば「教主」の意義を高唱すれば、当然、教団の使命が達成される筈であるかのような単なる名目と期待感の表明に止まり、具体的な施策とその遂行に欠けるところがなかったとは言えないものがある。つまり、一方ではその組織的具体化を目指した教政的努力がなされながらも、同時に他方で、第一次佐藤一夫内局では「総務部長」通牒が結果的に履行されない事態を惹起し、教政としての責任を明らかにするとして内局が辞任し、また、河合内局では教主達示の取扱いをめぐって教主を等閑視した教務執行の実際が現れるなど、新教規によって願われた「教主を中心に頂く全教一家」の態勢は、教団一般においても、教主補佐を職責とした教監、当局者におい

ても、とかく破綻と逸脱を結果して、教政上では、「教主を軽くし教監を重きに」するとの指摘がなされ、「教監の独走」を生む教政の在り方や、その教政執行権の根拠が問われるという事態ともなつて行くのであった。

従つて、このような戦後教政史の経緯と問題の中に発足することとなつた多河内局も、基本的には、新教規施行以後の各内局が課題としてきた「教主を中心に頂く全教一家」態勢の実体化と教団機能の拡充と展開の課題を担うべく位置していたことに変わりはなかつたが、このような教政状況の中でどのような動向を生み出して行くのであろうか。

## 二、多河内局の施政と「教主」高齡」問題

第二次佐藤一夫内局の後を受けて多河内局が発足する昭和三十七年四月とは、翌年に教祖八十年祭、金光四神七十年祭、同時に教主神勤七十年祭の節年を迎える前年にあたり、全教に「お年柄」を迎える年と意識されていた。そしてこの年、七十年に互り教団の信仰の中心と仰がれてきた教主金光攝胤は、高齡（当時満八一歳）のため次第に教主としての働きの変化を生じてきていた。

こうした時期に発足した多河内局は、第一に、翌年に迎える「お年柄」の意義を明らかにし、その態勢確立を焦眉の課題とし、次いで、本部広前会堂の造営、取次運動の推進と教団体制の整備等を教政方針に掲げ、これらを達成するためには、「教務の意義と働きを明確に把握し、御取次の実現としての教務にならせて頂く」ことが必要であるとの教政姿勢を示したのである。そこには、立教百年祭時に本部広前齋場が竣工すると、翌三十五年には、昭和三十年から本来願われてきていた本部広前の造営に着手する旨の教監通牒が発せられ、教内には、七十年にわたる教主の結果奉仕に報い、その在世中には広前を竣工したいとの念願が、いよいよ昂まってきたという経緯があった。加えて、前内局からは、引継ぎ事項として、第一に教主の高齡化に伴う特別配慮を要請されてもいたのである。<sup>24</sup>

それまでになされてきた教主の健康上への教政的配慮としては、日々の結界奉仕には随時休憩を、夜間の奉仕には代勤者の奉仕を求め、お出まし時刻は随意とするようお願い出されていた。また、特に重要教務でない限り教主室会議の定例開催は取り止め、結界または控間にて教務の取次を願う、などもされてきた。この他、昭和三十六年秋の教祖大祭時には、教主は平服にて齋主を奉仕（玉串奉奠、天地書附を先唱し退下。他は教監が代理）、以後、報徳祭、大祭も、これに準じた奉仕がなされるよう、取り計らいがなされて行く。次いで、三十七年一月二十二日以後にはお出ましも九時五十分頃となり、十時より一時間結界に奉仕を、その後はお退けまで控間にて奉仕がなされていたのである。

これらの配慮措置は佐藤前内局において、漸次具体化されて来ていたものであるが、これらの経過からも、昭和三十六年八月十日から九月十日までの病氣静養以降の明らかな体調変化と衰弱傾向、また年末年始の疲労によるお出まし時刻の変更など、高齢による体調の変化には顕著なものがあり、十分な留意を要する状態であったことは明らかである。この点、前内局からの引継ぎ事項である「教主の御事について（特別引継）」には、教主高齢化に伴う教務執行上の懸念を、教主による教団統理と教監による補佐の教制的意味、さらにはその具体的在り方にも触れて、次のような極めて厳格な申し送りがなされていた。

教主のはたらきは、本部広前の御取次と教務統理との二つのかたちに分化して発現するが、この教主の統理を教監が補佐して教務を総理するところが教務の枢機であって、取次の働きが教務に具現していく源泉がそこにある。教監は教主の取次を頂き、教主に取次を願い、教務に取次の働きを具現していく作用をする。したがって本教の教務は、上からだけの働きとして執行されるものでもなければ、下からだけの思いを通すものでもなく、常に「あいよかけよ」で実現し展開するのであって、その根源は教監が教主に取次を願い、教主の取次を頂くところにある。

その意味において、定例的に開かれてきた教主室会議は、教監および専掌が出席して、教団の動向や教務の方針、

また主要事項に関して、庁議で熟議検討した案を具して教主に取次を願ひ、思召を頂いて教務の根源とするのであつて、教務作用の本となる教務取次の場である。しかし、ご高齢のため重要教務について、教監が直接教主に取次願うことが遠慮され、充分に取次を頂くことなく教務総理が行われることになるとしたら、教務の根源が疎かとなり、一切の活動は御取次の働きではなくなる。ついては、この際、代務者推挙の取り運びをすべきかと考えられるが、すでに辞意を願ひ出ている内局としては、差し控えるほかないと考へて今日に至っている（以上要旨）。

右の引継ぎ内容にみられる教務の現状の中で、就任後初の議会（第二五回臨時議会、昭和三七年六月三―六日）を迎えた多河教監は、教主高齢の状況下、いかなる事態になろうとも支障のない方途を講じるよう早急に関係者を招集し具体化を図るとの意向を表明し、また、教主の容態と関わつて、教務遂行上の支障はないかとの議員の質問に対して、「教務の面の御取次を頂くことについて、さして支障を感じていない」旨<sup>⑤</sup>答弁したのである。

ところが、議会終了後の夏を経て間もなく、先述のように教主の健康状態に変化が起こり、九月二十七日からの数日間は無邪による自宅休養、十月の教祖大祭では、初めて教主は控室にあつて、祭典は教監が齋主代理を務めることとなり、教内ではこうした度重なる状態の変化と漸進的な老化状態への懸念はますます昂まつて行つたのである。

こうした経過を辿る中で、十月に開催された第二十六回臨時議会において、改めて、「今日もお教務面での御取次にさして支障はない」のか、また、前議会で言明した関係者との協議と具体策は出来たかについての再質問がなされたが、確たる回答もなされないまま、質問が打ち切られるのである。議会において、教主による教団統理と教監補佐の在り方が具体的なかたちで、例を挙げて問われること自体、教主の容体とそれに対する当局の措置への全教的な懸念と関心の高さを示すものであつたし、とかく当局の教務姿勢と施策への疑念の表明でもあつたにも拘らず、何の具体的施策や方向性が明らかにされないままに閉会を迎えることとなつたのは、いかなる理由によるものだろうか。

そこで、まず考えておきたいことは、教報十月号に掲載された「所長会議」記事に、斥議の不燃焼、明年のお年柄を迎える意義内容が発表するまでに至っていないこと、布教方針の具体化が出来ていないことへの反省が掲載され、議員からは、「この反省をもう少しお進めになりますと、内局としては、もうその立場がなくなってしまう」と言われる程に、判断の軽率さが指摘されてきていたことである。これに加えて、臨時議会での当局提出議案にあらわれた、東近畿教務所移転地に関わる交渉経過に事実の先行がみられ、そうした教務姿勢は議会を軽視し、延いては教主をないがしろにするものであるとの指摘がなされ、これに当局者側が陳謝し、議会側もその反省を受け入れ、「今後の教政執行の上には、十分慎重なる配慮をもって取り運ばれるよう」との要望事項を付帯して、初めて議案の成立をみるのである。そこには、相次ぐ当局の教政運営の不手際によって、当局者自体が著しくその信頼を損なっていたという事実を見ることが出来る。

そして、このような教政的判断と教政執行にあらわれた不手際は、「教主ご高齢」問題への対処についても同様に見られるものであった。多河内局はこの議会終了後、議会運営を通じて明らかとなった問題点、つまり、当局の教務姿勢と事態打開の可能性に検討を加えたが、或る当局者はその内容を次のように取り纏めている。

翻って、この段階を思うに、この段階として一番大切とされることは、「教主のご高齢」という点であったが、当局としても、議長としても、議会でその点に触れて思い思いの議論がなされてはならないとの配慮があった。それはどの様な質問が出て、それに応じ得るだけの内容を培っていないという弱点があったからのことである。勿論そんなことでよい訳ではないのだが、議長は議員の実体を深慮し、当局はそこまでの内容を持たぬところを考慮せざるを得なかった次第だ。そこに、教務執行の姿勢が大きく問題とされる理由もあった訳だと思いが、実情はともかくそういうことであった。従って、臨時議会は、議員も当局もその点には十分なつっこみがなく終わった。

ここには、議会の開催にあたって、事前に議会議長と当局者との間で、この問題についての議会運営上の合意がなされていたことに注目させられるものがある。

当局者、議長、それぞれの意思の当否は別として、事態の経過からして当然その対応を求められる問題であったにも拘らず、当局、議長の両者によるこのような合意の結果、議員に対しては、かえって当局の無施策を印象づけ、不信感をも醸し出し、当局側に対しても、日頃の具体的な執務態度や教務姿勢へと質問の矛先を集中せしめる結果となったのである。

このことにもみられるように、教祖大祭以後においては、この問題は最早全教的な懸念の対象であったと言っても過言でなく、殊に議会に臨む当局者としては、本来、事柄の性格上、「思い思いの議論がなされてはならない」とすれば、どのような質問にも応じ得る万全の準備と内容がなくてはならなかったにも拘らず、当局側が、議長との間で安易に「思い思いの議論がなされてはならない」との「配慮」を大義名分に、教主の身辺に言及することへの忌憚と遠慮に糊塗した、極めて消極的な対応に終始する結果となったのである。

では、当局側が「内容を培っていないという弱点があった」と捉えた内容とは、どのような事柄を指しているのだろうか。この問題について、教規の規定する関連条項から見ても、一般には教規自体の不備を指摘する意見もみられる程に、その運用と解釈は意見の分かれるところであり、その点にも、こうした事態を招来した一因があったと考えられる。

第十六条 教主が左の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

一 欠けた場合において、直ちにその後任者を定めることができないとき。

二 三月以上その職務を行うことができないとき。

第十七条 代務者は、第十二条第一項の規定に該当する教師（教監の職にある者を除く。）のうちから、同項の規

定に該当する教師がないときは、教老のうちから、議会の議長の意見を聞いて、教監が推挙する。

第十八条 代務者は、教主に代つてその職務の全部を行う。(第十九条略)

右の各条項のうち、第十六、十七条によつて「代務者」推挙の在り方が規定されていた。

第二十六回臨時議會を控えた十月初旬、議會議長池川聰雄は、総務部長行徳清人に対して、「教主の健康上、仮に代務者を置くことを考慮する場合、教規の解釈につき当局との不一致は重大結果となる」との懸念から、その解釈について顧問弁護士の意見を聴取するよう求めていた。議會を控えて、現実に教団が当面する状態が、代務者をおくべき場合として想定されている条件を満たすものであるのか否かの解釈によつては、そこからの具体策は大きく分かれるものと予測されたのである。さらに、第十七条に言う「議会の議長の意見を聞いて、教監が推挙する」という内容も、その斟酌程度や相互の責任範囲は立法主意と法文構成上の観点からの解釈によつては見解が異なるものと考えられたのである。殊に、第十六条に関わつての、代務者をおくべき場合として想定されている第一、第二の各条件を満たすものでない限り、原則としてはいかなる方策も取り得ないとするのがごく一般的な見解であつたが、前内局の引継ぎ事項では代務者推挙が急がれるべきであると示唆する内容が示されてもいた。また、教監の本務が「教主を補佐して」と限定されているにも拘らず、代務者推挙の場合は、第一、第二項の各条件が満たされた場合とは、教主を欠いているか、その職務が執行できない場合に限られるので、「教主を補佐」すること自体が事実上不可能であり、この点は教規の矛盾であり、不備ではないかとの懸念もなされていたのである。

大祭執行中の十月七日、吉川弁護士を交えてこれらの諸点について見解の聴取が行われたが、結論としては、現実当面する状態が代務者をおくべき場合として想定されている第一、第二の各条件を満たすものでない限り、教主存命中における代務者の推挙は、法文上想定されていないとみるのが至当であるとの見解が示されたのである。つまり、普十

六条自体が第一項の主旨のように、万一の場合に備えての救済規定とする考え方で、この見解では、第二項も全く奉仕不能の状態が三カ月以上続いた時初めて発動され得るとの解釈となり、現状はこれに相当しないし、それは三カ月という数字上の問題以前に、「教主」の規定の意義はみだりに代務者を置かないことを主意とするものであるとの見解であった。

他方、これに対して、当局、議長は、教主の規定の意義と解釈には同意するが、第二の条件を十分に満たす状態は現実に予測されたものではなく、第二項は第一項以外のあらゆるケースを概括的に想定した法文構成と解釈することも可能ではないかとの解釈の可能性を模索していた。そこでは、第一項の適用は論外としても、職務不能の状態が三カ月以上経過しなければ第二項が適用出来ないとすると、教団統理に空白を生じる可能性が生まれ、それは立法主意とも齟齬するのではないかと考えられたのである。また、いかなる意味でも教主存命中における代務者の推挙は法文上想定されていないとの顧問弁護士の見解では、教主の信仰的側面のみが強調されて、教主の教団統理は教監の補佐の働きを俟って初めて具体化されるという側面、つまり教監の補佐の教制的意義を軽視するものとの感想を示していた。事実、前当局からの引継ぎ内容もその点を懸念するものであったし、前議会での質問もその点に向けられたものであった。

従って、顧問弁護士は、「代務者を置く要件は現在具備していない」との結論に立ち、これに対して、当局、議長はなお第二項が第一項以外のあらゆるケースを概括的に想定した救済規定であるとの解釈に傾きつつも、現状では第二項の適用を決断するには至らず、議会開会までに態度を決定するには至らなかったものと考えられる。

こうした経緯が、先の教監発言とも、議長との合意事項成立の一因をなすものでもあった。他方、前述の議会が終了した翌十一月二日、五日会（各機関長会議）、儀式事務委員会、祝詞起草委員会が相次いで開かれ、五日会では、議会報告を中心とした議論に終始したが、学院院长として出席した高橋正雄からは、教主高齢の事態に対処する当局の基本方針への質問がなされた。引き続いて儀式事務委員会が、さらに続いて祝詞起草委員会が開かれたが、席上、「報徳祭の

用意をするとして、その齋主はどうするか、祝詞の内容をどうするのか、これが第一に大切なことである」と、議題以前の基本問題に対する疑問が出され、当局者側からは、結局、教主の現状と齋主との関わりについて明確な見解は出されず、次回まで結論を保留するとして散会せざるを得なかったのである。事柄は報徳祭とその齋主決定問題に過ぎなかったとも言えるが、そこには次のような問題が孕まれていた。

この会合を終えた白神信太郎専掌は、「当局としては、重大巖頭に立ったわけである」との認識を記しているが、その内容までは詳らかにし得ない。そこで、高橋正雄の「手記」から、この諸会合に現れた問題の性格を窺ってみよう。

今度、代務者をお願いするのは全教で選挙推戴するのと同じ内容をそなえたことにならない。それだけの実を整えずして、どなたかに交渉するようなことをし、その方がその実情を案ぜられ、お受けにならないようなことになったら、どういう事になるであろうか。もし、また、その実情のまま、その方がお受けになるとしたら、それでよいといえるであろうか。<sup>⑤</sup>

右は、報徳祭の準備を急ぐ当局者の取り組みに当面する根本問題への対応姿勢がみられず、その点に問題性を看取したものであるが、より根本的には、報徳祭齋主の決定のみならず、その決定を行うについての具体的内容として具備されるべき代務者推挙への展望と推挙行為に伴う責任意識等、推挙主体としての基本的見識の欠如を問題とするものであった。更に言えば、代務者推挙の具体的展望を持たないままに時間を経過しつつあった教政判断と、そうした判断が立脚する教監職責の自覚内容にも懸念が向けられていたのではあるまいか。白神が「重大巖頭に立った」と表現したのも、こうした問いの重大性を読み取ったからである。<sup>⑥</sup>

こうして、報徳祭準備のための諸会合に臨んだ当局と高橋等機関長との間では、教規の法文解釈上の議論よりも、む

しる教政執行上の状況判断や教制の基本に関わる認識の差異が露となつて行つたのである。

この日の諸会合終了後、専掌の求めによつて庁議が開かれ、さらに数日間詮議が重ねられるが、次第に専掌の間では、「教主ご高齢」の問題は、この際、教監推薦委員会の場で全教的立場での論議を必要とすること、議会に現れた当局不信を厳しい反省として問題となすべきこと、の二点の判断から辞任の方向へと意見が傾いて行く。けれども、教監は教主高齢の現状を放置する結果となることを懸念し、せめてその事は進めたいとの意向であつたが、専掌達の同意は得られず、速やかな辞任という結論で合意していく。報徳祭を控えて、「一日遅ればそれだけマイナス」との判断が優先された結果であつた。

多河教監とて、専掌達が辞任の方向を結論付けた二つの理由に同意できなかった訳ではない。しかし、教主の容態も日一にちと案ぜられる中であつて、次期内局の早急な成立を期待することも容易には望み得ないばかりか、「お年柄」として迎えられようとしていた翌年に向けての布教施策の確立にも支障をきたし、何よりも十二月十日の報徳祭が間近に迫つたこの段階では、報徳祭齋主の決定さえもおぼつかなくなるなどへの懸念があつたことは事実である。このような条件下であつて、多河教監が専掌達の決断要請に対して、逡巡しながらも同意せざるを得なかつたのは、「庁議の不燃焼」とも言われた当局者間の疎隔や専掌が不在がちという組局以来の事情もあり、布教方針の確立以前に、「事毎に基盤の浅さが露呈して、弱体化の一途を辿つた」<sup>⑧</sup>事実を認めざるを得なかつたからである。

こうして、結果的には十一月二十日に辞任願を提出することとなつたが、同時に、このことに前後して、代務者推挙をめぐる教監の判断は微妙な経過を辿つている。前述の諸会合の結果、専掌達が辞任の方向へと傾きつつあつた十一月八日、教監は教務部長竹原光治との相談によつて「報徳祭までには教主代務者を定め代務者に齋主をして頂くようにする」<sup>⑨</sup>との方向性を一旦は確認していたのである。もつとも、このような判断の在り方にこそ高橋の危惧が向けられていたのであり、事実、教監が望んだように報徳祭を目的とした教主「代務者」の推挙、及び承諾、就任、そして代務者を

齋主としての祭典の執行が実現されるとの見通しは教監等だけのものではあつたらう。ところが、一旦はこのような確認に立ちながらも、十五日の教監、専掌の会談では専掌達の迫りを受け入れ、辞任願提出を決定して行くのである。この事は、当然、代務者推挙の事実上の断念を意味するものであつた。つまり、一旦辞任を願ひ出た当局が、自らの教主補佐の立場を顧みず、教主の代務者だけを推挙することは無責任の誇りを免れぬものと考えられたからである。

このような多河内局が当面したこの内局自体に固有な問題性、教政当局者としてその存立基盤を問われるに十分な問題状況は確認し得るとしても、この瀬戸際の選択を迫られる中で、初めて教監の胸中に、「代務者のご就任を願うと言ふことは、その時の局にある者の進退を越えた問題である」との確認が兆していることは注目される事柄である。

こうして、昭和三十七年の報徳祭を目前にして、一方では多河内局は辞任願を提出しながらも、他方では、報徳祭の齋主決定問題を焦点に、代務者推挙に関わつて教監がその判断に揺れるという事態に当面して行く。

次章では、ここまでに見られた議会議員、議長、顧問弁護士、各機関長、及びそれらに対する当局者などの見解は、このような岐路の中で、以後、どのように推移し展開するのかを究明して行く。

### 三、多河内局の辞任とその意味

一方で辞任願を提出しながらも、他方では、依然、代務者推挙の必要を認め、その願ひを断ち難かつた多河教監であつたが、翌十一月二十一日、池川議長が面会を求め、両者の会談が行われる。これより先の、十七、十八日の両日も両者の会談がなされていたが、議長は辞任についてはともかく、「代務者をおくことだけは運ぶべきである」と要請し、教監もこれに同意し、両者の間ではそのような方向での確認がなされてもいた。辞任願提出直前の段階においても、なお逡巡する教監の胸中を物語るものでもある。そして、議長から辞任願を提出して以後の経過説明を求められたこの

席でも、議長は重ねて、「代務者をおくことだけではどうしても運ぶよう」との、重ねての申し入れを行っている。<sup>④</sup>  
 多河教監は、議長の要請を受け容れるかたちで、議長と共に各専掌を説得して了解を求め、辞表提出以後に至りながら、辞任については、猶予を願い、代務者推挙の具体的な手続きを進めるとの方針を決定して行く。

ここで、以後の経過を簡単に辿っておこう。昭和三十七年十一月から、翌年春にかけての動向である。まず、教監が、辞任願の「保留」と代務者推挙の具体化を進めることを結果にて代勤者（内掌部長）に届けるのは十一月二十二日であったが、続いて二十四日、教監は改めて代勤者に、書面にて教主の思召を伺うよう取次を願い、翌二十五日、教主から「そのとおり運んで下さい」との意向がもたらされる。そこで、十一月二十七、二十八の両日、相次いで、教庁参与会、教老懇談会を招集し、代務者推挙についての願いを説明し、基本的な了承を得る。こうした手続きを経て、十二月四日、教監は、推挙予定者の氏名を教主に届け出、また当人（金光鑑太郎）にも、議長の意見書を添えて文書により推挙承諾を願い出たのである。そして、十二月七、十三、二十八の各日、教監・議長と推挙予定者との懇談が行われ、さらに翌年一月二十三日、二月十五日にも懇談が行われている。こうした推移の中で、二月十八日、突然、教監が病気で金光病院に入院し、三月十五日、遂に当局は辞任願保留を願い下げ、十六日には、辞任願の決裁を受け、事実上、代務者推挙を断念することとなる。この間の十二月十日から、一旦、教主「お出まし」がなくなるが、翌年三月十日からはいよいよなくなり、四月十三日、教主帰幽に至る。

これらの経過の中で、三月十六日に至る間の多河内局による代務者推挙への願いが、結果的に不調に帰するについては、種々の要因が推察されるが、ここではこの事に直接取り組んだ教監、議長の問題意識の推移を中心に、問題の性格を把握して行く。

右の経過にみるように、十二月四日にかけて教監による推挙への動きがなされる中で、次のような観点からの見解が出されるが、このことは「教主」に対する全教の信仰感情の一面を代弁するものであり、安易で形式的な代務者推挙の

動きを抑制するものともなった。

それは、教主存命の限り、教主として、取次の伝承者として、教統を保全し全教を統理し続けられたいとする意見である。この立場は、教規第十六条第二項を適用すると、明治二十六年以来七十年にわたった結果奉仕が、その存命中に途絶えると懸念するものであり、とりわけ神勤七十年の年柄において三カ月以上その職務を行ない得ない状態となったとの印象を与えることは免れず、そうした結果をもたらす決定を教務の意思として教監の権限で行うことは問題であり、たとえ一時間でも結果奉仕がなされている現状ではその必要はないとするものであった。十三歳五カ月足らずで、あたかも法律的には権利義務も「無能力者」の状態で教統を継承して以来の七十年の奉仕であるという点からすれば、いかに老化が著しくても教主に代わってその職務の全てを代行する代務者を決定しなければならない事態とは言えないとの主張である。信仰的観点に立脚し、「教統」保全の信仰的資質を重視する観点であり、教庁参与、議会議員の中に、根強く見られるものであった。

他方、教規第十六条自体が「代務者を置くべき場合」を規定した救済規定であるとしても、現状がその第二項にいう、明らかに「三月以上、心身ともにどうにもならぬ状態」にあたると判断できるかどうかについても異論があった。余程の重体であるという事であれば、その適用も医師の診断書をもって認定されるが、高齢は病気ではなく、高齢ではあるがその年齢としては正常であるから、教規の規定が適用できるとは言えない。従って、代務者推挙はすべきでないとの見解も成り立ち得たのである。

また、一般に「代務者問題をそんなにむつかしく考えたり、いうたりすることはいらぬことだ。どうであろうと、結局、その方がそうなられるのだから」との見方さえなされていたことも事実である。

ところで、当局が辞任願提出以後、急遽、代務者推挙の方向を打ち出した経緯と情勢の推移の中で、依然、先のような異論のあるなかで、当局者としてはいかなる点に代務者推挙の必然性と其の論拠を確認して行くのだろうか。そこで

次に、十一月二十七日から翌月二十七日にかけての経過から、教監と議長の確認内容を窺ってみよう。

それについて、先ず、大淵と共に機関長として、また教監経験者の立場で、再三教監の求めに応じて意見聴取にも応じてきた高橋の動向と問題意識を踏まえておきたい。高橋は、十一月二十日の辞任願提出以降、改めて、その辞任願提出自体がこの局面にもたらす決定的な弊害を懸念し、大淵とともに代務者推挙の必然性を説き、その方策を求めるべく働きかけて来た。それは、教主の容態を勘案して一日も早い代務者の就任を望むものであったが、まず、ここに至って辞任願に決裁を求めた教監の教政判断に、教主が果たして辞任願への決裁をなし得られるかとの立場からの説得を行い、次いで、十一月二十七日、これまでの経過の中で求めに応じて述べた意見を総括し、次のように記している。「教主御高齢にあらせられるところから、代務者をおかれる。それは自然の事であり、当然の事であり、難有い事、目出度い事である。これまでにはなかつた事である。これからはある事である。そこでこの際のとおり進められ方がわけて大切である」<sup>⑧</sup>。こうした問題意識に拠ると、先の教庁参与、議会議員等の意見とは逆に、むしろ、教主在世中に「取次の業」が伝承されることが必要であるとの主張であつたと言える。そこには、次のような問題意識があつたと考えられる。

すなわち、教主の働きは、本部広前の取次と教務統理の二つに分化して現れるが、取次の面は、現状として「ご代勤」によつて奉仕され、教主は「お出まし」の上、控室にて取次なされてゐるから問題はないが、教務面での統理の働きは教主自らの行為であり、教主が直接教監の補佐の働きを俟つて具現するものであるから代理行為はありえず、この点で支障がある時は「代務者」を推挙すべきである。それには、教主高齢という現状への判断を優先すべきであつて、教主の高齢を理由に代務者推挙を求める限り、「三月以上」の字句も、現状で既にこの条件が満たされているか否かで判断すべきでなく、これから将来にかけて適用されるべきであり、また第二項の「三月以上その職務を行うことができなるとき」とは、立法技術上、総ての具体的ケースを列挙して規定する訳ではないので、立法趣旨からすれば、それは具体的な日数を指すものではないとも考えられていたのである。さらに、このような立場に立てば、その推挙自体が、

第二項の解釈に基づいて教主統理の下で行われるものである以上、その要件を満たす意味では、教主の承諾の下で推挙されるべきであり、また、それを前提として就任予定者の内諾が得られるべきであると想定されていたろう。そして、この方針には、今後、教主にたとえどのような容体変化が起ころうとも、教主は終生「取次」の伝承者として教統を保全し、全教を統理し続ける位置にあり、その実質と働きの内容は「代務者」に委譲されることが含意されていたとも言えよう。この見解には、教規の規定が教主高齢による教団統理上の支障までを具体的に予測したものとは言えないが、それが直ちに教規の不備を意味するものとも言えない以上、また、それが現実的には十分起こり得る事柄である以上、この現実をいかに捉え、いかなる教規運用の道を開き得るのかを模索すべきであるとした問題意識が滲み出ている。

十一月二十四日から二月十五日にかけての教監の動静は、この必然性からのものと考えられる。しかし、実際には教主に代務者推挙の可否を問うことは、ともすれば憚られる事柄であり、また、代務者への就任を求めるにも、応じるにも、いずれもその根拠の明確さが求められる行為である事に違いはなかった。

このように代務者推挙についての賛否両論がもたらされる中で、十二月十一日、議長は教監に対して「意見書」を提出した。さらに、十二月四日に推挙予定者に承諾を願い出してから、数回に互る懇談もたれつつあった中で、同月二十七日には、教監、議長、大淵千仞、佐藤一夫の四者による協議がなされた。これに基づいて、代務者推挙にあたってきた「教監、議長の反省」なる文書がとりまとめられている。それは、これまでの経過の中で、教監、議長が進めてきた取り運びに不調の兆しが見え始めたことを感得しての、自己確認と以後の方針確立のためのものであった。要点を挙げると、以下の通りである。

①代務者受諾の困難さは、辞表を出した教監によって推挙されるという矛盾にある。しかし、次期内局成立までこの儘では過ごし得る事態ではない。従って、この矛盾の中で推挙を願い、進めて行かざるを得ない。②この「教团的危機」の事態の中で、代務者就任が実現するには、それをいかなる意義のものとしているのか、どうすれば実現されるか

という方途を明らかにする要がある。③教主七十年の神勤奉仕によって教主の在られ方について固定的な考えが生じて来ており、本来の教主の働きの中身についてどこまで自覚、把握されているか。また、これからの教主の在られ方が生み出されてくるについては、直接、教主補佐の責めに当たる教監の在り方が大切である。④これらについての内容的な自覚が足りず、確たる態度もなく、代務者推挙を願うに足る内容がなかったと反省せざるを得ない。従って、代務者就任の決心を求めるに足るだけの内容が生み出される要がある。辞表提出後の当局の在り方が筋の通った事になり、辞任すること自体が後への道付けとなるよう、当局の在り方の上に一段の反省と改まりが要る。

教監、議長と推挙予定者との間で、具体的にどのような応答がされてきたかは関知しない。しかしながら、ここに至って初めて教監、議長自身が認識せしめられた教団の現状は、「昭和九・十年事件にも匹敵する教団の一大危機に直面している」「進むことも、退くことも、このままとどまることもできない立場に立たされ<sup>56</sup>」ているというものであった。

①では、十一月初旬の議会の総括から辞表提出に至る教政判断の誤りと就任以来の教務姿勢に関わる諸問題がこの「矛盾」の実態を招来したが、その解消にはこの矛盾を矛盾として担い、代務者の就任実現による局面の打開以外はないとの現状分析がなされている。②は、当面する事態は教団の「危機」であり、その克服は代務者の就任を実現するに足る教政的必然性と意義の確認、及びその手続きの明確化が課題であることを確認するものであり、③は、教団における「教主」及び教団統理の意義の再確認と新たな教主が生まれるについての、教監の責務の重大性の確認である。そして、④では、この確認から、改めて内局としての反省に基づき、代務者の就任を実現し得る当局としての在り方が生み出され、次期内局の成立を可能ならしめる論理の確認を希求しているのである。

ところが、十二月下旬にかけての情勢は、次第に④の反省のみを裏づける結果となり、代務者推挙を求め得る教政実態と論理の確立を闡明する以外に、その実現への可能性は望み得ないものとなって行く。さらに、教監と議長の間では

このような確認に立ちながらも、金光家邦の教団復帰問題への対応など教務上の不手際が続き、教監が病に倒れるなど、いよいよ教政の機能麻痺とも言える状態に陥っていく。

こうして、「お年柄」を控えて、代務者推挙が膠着状態に陥り、いよいよ教主の容体が心配される状態に至り、教務執行の支障も懸念される事態にあつて、教政的危機感は極度のものとなつて行く。こうした時期の三月中旬、教監入院中という事態の中で、「昭和三十八年度歳入歳出予算案」審議を議題とした第二十七回通常議会在開かれ、議会の劈頭、当局者は全教に事態の経過と願いを公表したが、この理事者説明に対する質問が相次ぎ、予算審議よりも当局辞任への判断内容、代務者推挙の現状とそこに至る教政判断及び根拠、当局の教政姿勢等々への質問に終始し、当局側は「教主を教主と頂いての教監、当局の御用となり得ていなかった」とも、「辞任によって、本教の教政が一段と筋立てられ」る事を願うものであるとも答弁せざるを得なかつたのである。そして、その結果、三月十五日、辞任願保留を願ひ下げ、実質的に代務者の推挙を断念せざるを得なかつたのである。

しかしながら、三月十六日、辞任願に決裁を受けた後、三月二十七日に教主の容体悪化が伝えられて以後、多河内局が取り組んできた代務者推挙のことは急展開を始めて行く。このことは教主の容体に病状が現れ、医師の診療が必要とされ、その結果、急遽、推挙条件第二項の適用が可能となつたことによるものであつた。三月下旬、当局としては、大祭齋主の決定を主眼とした焦眉の課題を抱えながらも、保留してきた辞任願の取下げによる代務者推挙の断念という結果の中で、いよいよ機能麻痺となり、教監推薦委員会が、鋭意取り進めていた次期教監の推薦、任命など、重要教務決裁への支障さえもが懸念されるという事態に当面して行く。けれども、それはどこまでも教主の容体変化という予期せぬ事情がもたらした結果であつて、ここに至る過程において、教政当局が確認せしめられてきた問題に何等かの解決方針や施策が生み出されたことを必ずしも意味するものではなかつた。

このような事態とは、次のように確認される事態でもあつた。すなわち、教監が辞表を出すにもその理由はいろいろ

あるが、「教主を教主としていなかたという理由からでないなら辞表を出していても、後任が出来るまでは教務をとり運ぶことはできる」。しかし、その理由で辞意を表明した以上、「本教教団が組織体として有機体としての主(首)脳の働きがつかないことになっている」と。そして、このような状況下では、焦眉の課題とされつつあった大祭斎主決定についても、前例によって教監が奉仕すること自体が祭典の意義そのものに関わりと憚られざるを得なかつたのである。

こうした事態の迫りについて、多河教監は、「教主」高齢のため、教務上の重要な事項について……御取次をいただくことなくして、教監の教務総理が行われるようなことになるとしたら、それは教監の独走となり、道の教務とならない」と、改めてこの段階における代務者推挙の必然性を確認して行くが、同時にこの確認とは、教監として就任以来の教政上の非を自ら説明し、解説せしめられる結果となるものでもあつた。それは、「辞任することによって、本教の教務のかくあるべき姿を明らかにしようという願いをもつて」との辞任理由に示される通り、その教政姿勢の明確な自己批判とその表明をもつてしか代務者就任への道を開くことは出来ないとの判断であつたと言えよう。そこで、大祭斎主については、前例を破棄して、「教師の中から斎主を命ぜられるが適當と存じ、……本部広前取次御代勤の金光鑑太郎師に御任命可然」と教主に決裁を稟請し、教主の任命に基づく異例の措置をもつて、四月四、七日には、本部広前取次代勤者によって斎主が奉仕され、また、同十、十三日には、九日付で任命された教主代務者によって奉仕されることとなつたのである。

昨年十一月から四カ月までの間にいたしたことがどういふことにもならず……ただそういう中に、明らかに自覚させられたことは、教主も教主代務者も一方的にそのお働きをなさるのでなく、教監の補佐によつて、氏子あつての神、神あつての氏子、あいよかけよの働きを生み出して、本教の統理をなさるのである。すなわち、教監としての補佐の責務が果たされないと、教主が教主となつていただくことも、代務者のご就任をいただくこともできな

いというわが道のあり方であり、それはよいかげんなことでできるものでなく、また、してよいものでないという道の厳しさを痛感せしめられたのである。<sup>56</sup>

このような教監の表明には、代務者推挙の経過に関わる問題点把握を改めて表明し、自己批判の姿勢をもつてしても、教規に規定された教団統理の意味を再確認せしめられ、表明せしめられずにはいられなかった教政者としての峻厳なる立場の発露を読むべきである。

このように多河内局の経過を後づけてみると、結果的にはあるにせよ代務者就任への道を開き、また次期内局の成立を可能なものとした多河教監自身による総括は、この四カ月間に経験せしめられてきた、本教教制の最も根幹をなす「教主」および教主による教団「統理」と、教監の「補佐」の働きの関わりが、教政運営の中でどのような意義と働きをなすものであるのかを事態として確認せしめられることで、はじめて代務者就任に道をひらくものであったという、そのような教団統理の「実体化」過程であったと考えられる。この意味で、そこにはいかに多くの不測の事態があったにせよ、「教主御高齢」の事態とは、改めて教団における教主とその教制的意義の再確認を迫り来る具体的出来事以外の何ものでもなかったと言えよう。

## おわりに

以上、戦後の本教史上における「転換期」の様相の中から、危機と捉えられた問題の様相を把握し、その危機がどのように克服されようとしたのかを跡付けてきた。

そこでは、多河内局がその命運と共に担わざるを得なかった当局自体に固有の問題性と共に、教主の高齢化にともな

う代務者推挙という出来事によって、多河内局のみならず、議会、教庁参与、各機関長等を始めとする全教の各層において、教主の統理と教監の補佐・教主統理と教務総理・教主の取次の働きと教務作用の教制的意義など、それまで自明とされてきた事柄が悉く問題化するという事態を惹起するものであったと言えよう。教主を教主としての教務の在り方、代務者推挙に関わる教規の規定とその解釈を始め、代務者推挙の必要性とその教政判断、教統に関わる人事の取り運びと手続き、教主の推戴と代務者推挙の関連性及び意義の相違、教主と代務者の相互関係、教監、議長の特権権限とその相互関係、教主の高齢化と統理機能の有無の認定等々、それらの多くは、かつて例のない事柄であったし、新たに経験せしめられる出来事ばかりであったと言つてよい。しかし、その問題性は、「教主を中心に頂く全教一家」態勢確立を願いとするに至つた戦後の教政史とその総括としての「二十九年教規」が、その運用段階においてとかく逸脱し、破綻をきたし、信仰基盤と教団的結合に新たな障害をもたらす、改めての「危機」の再現でもあり、また、多河教監の総括の営みに象徴される危機克服の試みでもあったのである。

そこでは、教制の基づくべき原則や理念は教内通念として、あたかも当然の了解事項であつても、それがその場限りの具体的な問題の迫りの中では、むしろ、原則や理念の正当性が常に問われ続けて行かざるを得ないものであった。この時、教規の定める原則、規範の理解と解釈のあり方いかんによつては、それらに根本的な再検討を加えしめるものともなり、また、新たに再確認をせまるものともなり、場合によつては、いかに容易に信仰理念を逸脱し、空文化せしめるものとなるかの分岐点となることを物語るものであった。そして、教団としてのアイデンティティーの確認、確保が、本来いかなる社会的な強制力をも伴わないものである以上、一般的価値との安易な妥協や迎合を避け、また信仰の内なる曖昧さや誤謬、形式化を否定し、他に譲れない信仰の価値へと自らを基づけていこうとする強靱な意志と不断の求道が求められていることを示唆してもいよう。

(教学研究所所員)

## 注

① 橋本美智子「戦後民主改革と教団『統合』の課題」紀要『金光教学』第二七号、七九頁。橋本論文は、戦後改革が「上からの改革」であったという、「民主化の非民主的強行」という逆説的矛盾を指摘する意見に基本的には同意しつつも、より根本的には、宗教者自身が、いかに主体的にこれらの改革に対応し、その事態を受けとめ得たのかという点の吟味が必要であるという問題意識から、敗戦直後における教政動向とそこに見られる教内各層、つまり、議会对本部当局、議会对機務顧問会、本部教会对本部教庁等々の対抗的要因に分析を加えたが、民主主義自体の受容や理解、さらにはそれに対する主体的な対応という点では、次の二点でその意義を認めようとするものであったということが出来る。すなわち、一連の戦後改革への本教の対応過程は、消極的には、本教教制とそれに纏わる伝統的観念を相対化せしめ、改めて「二年教規」に規定された教団統理機能の教制的意味を問題化するものであり、より積極的には、教団再構成にとつての民主的観点の可能性と共にその限界と制約をも自覚せしめ、「教主」の統理機能を補佐する教監の教政機能において、教主統理の内実をいかに実体化し得るか、教主統理の体制下にいかなる独自の教政原理を創出し得るかという課題を提起するものであったのである。

② 「教政審議準備調査会」は、昭和三年九月一〇日付で設置

され、同二四年八月七日までの間、一回の委員会を開き、教

制審議の基礎となる調査を行った。その報告に基づいて、「教制審議会」が昭和二四年一月一五日付で設置され、一一〇日、三五回にわたる委員会審議がなされ、昭和二九年二月一四日、「金光教規草案」「宗教法人『金光教』規則改正案」を決定して、四年四カ月にわたった審議を終えた。昭和二九年二月一四日「教制審議会の審議経過……教制審議会上申書」。

③ 藤井記念雄「戦後教団の動向と諸問題」紀要『金光教学』第一三三号、第一章及び注③。前掲橋本論文、はじめに、及び第三章参照。

④ 橋本論文で対象とされた時期以降の教政を担当した各内局とその時期を以下に列挙する。片島幸吉内局（S 25・8・25～26・12・9）、第二次高橋正雄内局（S 26・12・9～29・8・23）、佐藤博敏内局（S 29・8・23～33・1・20）、河合弘道内局（S 33・1・20～33・11・9）、第二次佐藤一夫内局（S 33・11・9～37・4・15）、多河常樹内局（S 37・4・15～38・4・30）。

⑤ 「教主様を信心の中心と頂くことに於ては全教一人として異なるところは無いのであるが、従来は各自がそれぞれ個々の立場に於ておかけを蒙るに止つて、教団としておかけを十分に蒙るに至らず、その道が分らず、道が定まっていけないことが現状の如き行詰りを来たした重要な原因であつたと思われる。即ち

個人々々としては純一無雑な信仰であっても、それだけでは教団としての組織体たる上から起るいろいろの問題に当っておかげを蒙る道がはつきりと立たず、従つて教団全体が一生命体として活発に働くことができなかつたのである」(以下略)。八点到にわたつて列挙された問題把握の中、第三点以下は、一、二点に捉えられた問題把握を基盤とした、「教団中央」、「内局」、「内局・本部教庁・本部教会・金光家の関係」、「本部教会」、「本部教庁」、「本部教庁の御用」、「学院その他」についての各論、つまり、その具体的「在り方」を述べたものと見られる。

内容については、前掲橋本論文、第三章、及び注⑥参照。

⑥ 「今日においては……教えの本源である御取次金光様(金光攝胤)が教主としてお立ちになられたのである。以前は管長であられた。管長は国家の委任を受けて宗教団体を統一するものであった。そういう制度においては教主と言うものと団体と言うものが別で在り得ることもある。然しながら今日の制度では、一つになつたのである。そこで教主を真に頂いているものが教団である。頂かなければ教団ではない。問題は本教が教主を如何にどこまで真実に頂いているかという事で、そこを頂いているのが本教の教団であり教務所であり教会教師である。そうなつて来れば本教団の生命というものは永遠のものである。』第一六回臨時議会議事録』昭和二年七月七―八日、永井肝四郎議員発言。

⑦ そのことは、第一四回臨時議会において採択された「教政一新に関する決議」と、その背景となつた議員の問題意識に、よく示されている。前掲橋本論文、第一章参照。

⑧ 前掲橋本論文、第一、二章参照。

⑨ 注⑥、前掲橋本論文、九八―九九頁参照。

⑩ 前掲『第一六回臨時議会議事録』堀尾教監発言。

⑪ その施策の基調を示すのは、次の一文である。「今日の本教の教団と言うものは……教団としての真使命をさえ忘れがちで、めいめい各自が自分一個の信ずるなりの進み方で参り、本教自体から生まれた教団目的と言うものをまだ確立して居らぬのではないかと思われるのであります。これを真にお役に立つ生きた教団に立直すためには、全教を挙げての内省が必要であり、国家社会の実情をよく洞察いたしまして、これに即応する教会教師のあり方も、教信徒のあり方についても根本的な検討を要するのであります。』第一八回定期議会における教監の教政方針説明」、『道の光』昭和三年四月一日。教監佐藤一夫

⑫ 「教制の審議について」、『道の光』昭和三年六月一日参照。

⑬ 『第二九回定期議会議事録』昭和二十七年三月二七―二九日、三頁、教監理事者説明。『第二八回臨時議会議事録』昭和二十七年一月二四―二五日、四頁、教監理事者説明参照。

⑭ 前掲『第一八回定期議会における教監の教政方針説明』。また、「教制審議準備調査会報告」では教制審議機関設置の必要

性と共に審議の根本理念・方針として、「生神金光大神取次の道」としての教制がいかにあるべきかを明らかにすることを要請し、教制審議会審議の方向を決定づけている。「第二一回臨時議会における総務部長説明要旨」「道の光」昭和二十四年一月一日。

⑭ 前掲『第二八回臨時議会議事録』四頁、教監理事者説明。教制審議会設置以前の段階での表現としては、例えば、次のものがある。「全金光様を信心の中心に頂くことについては一人として異なるところはないが、頂き方に於てとかく偶像的に流れ易く個人的に止りがちで、その肉身の金光様の中に生き生きと生きている生神金光大神御取次の道を十分頂き得ていないことから……今日の社会の中に立ちつつも教団としてはたらくが十分出来ないのである」。「御取次成就信心生活運動要項徹底信行期間」実施の件』『道の光』昭和二十四年六月一日。

⑮ 前掲「懇談の要点」第四項参照。また、同趣旨の代表的発言に以下のものがある。「今度の教監は教主を直接に頂いての教監であり、内外全部の事を願われる教監である。従って、教監は教主に直属するお取次と言う事が出来る。その教監が、本部教庁、本部教会、金光家の全面にわたってお取次ぎなされるのである」。「第三九回所長会議記録中、高橋正雄発言」昭和二十二年一月一日。「これ（教主の頂き方）が始終問題になっておるところに……生きた教団の一つの証拠がある。若し不幸に

して教団の中心に生きた教えを表明されておる教主を持たなかったならば、これは割合簡単にいくかも知れません。法なら法で動きさえすればよい。その代わり宗教的な味というのは次第にその教団から去っていくものと思う。お手本は世の中に沢山あるように思う。これは実は生やさしい問題だとは思っていないのである」『第二四回臨時議会議事録』昭和二十五年九月二七―二八日、四九―六一頁、片島教監発言。また、片島教監

による次の発言にはそこから生れた新たな認識の所在を窺わせるものとして注目させられるものがある。教規第六五条の「補佐」の意義について、「例えば教主がAの施策を取れと言われる場合があると仮定する。その時、教団の実情としてはAよりもBの施策を取るほうが適切であると教監が認識した時は極力B案を取るよう努力する。こういう意義も補佐の責の中に含まれていると信ずる」との見解を示した。ここには、教監の職責が、教団の統理主体としての教主を一方的に「補弼」するだけでなく、そこに「取次」における相互の主體的関わりを認めようとした教制的確認の所在が示されていると考えられる。前掲『第二四回臨時議会議事録』七二―一七頁、片島教監発言。

⑯ 「教制審議会の審議経過」『道の光』昭和二十五年九月一日。  
⑰ このことは、「わが生神金光大神取次の道は、生きた人から生きた人へ伝えねばならぬものでありまして、それは直信諸先生から教主様を始めとして、今日の長老諸先生に直に伝えられ

て来ているのでありまして、それが次々の代へ伝えられて参りませぬことには、この道の道たるところのものが、生きてその働きをしていくことは出来ないことになり、或いは、「教主を始めとして、今日のわが道の長老先生方は、この道の生命的なものを直信諸先生から、直々に伝えられもし、受けられても来られた方々でありまして、これら長老の先生方によって本教は幾多の困難な成行きを経て、今日あるを得ているのであります」という言葉の裡にも確認させられるところである。『第三四回臨時議会議事録』昭和二十八年二月二十二日～二十三日、一五、二二頁、高橋教監理事者説明及び答弁。『第三二回定期議会議事録』昭和二十八年三月四日～七日、四、二二頁、高橋教監理事者説明及び答弁。『第三五回定期議会議事録』昭和二十九年三月一日～一七日、二八～二九頁、高橋教監閉会挨拶。

⑱ 「前文」とは、「具体的な規定が生れて来る根本となるべき内容」であると規定されている。前掲『第三五回定期議会議事録』三頁、高橋教監理事者説明。

⑲ 教制審議会の審議内容によれば、ここにいう「生神金光大神」とは、教祖が明治元年九月に神から授けられた名前であるが、それは同時に神としての神性を示すものであり、「取次ぎ助ける」働きであり、従って単なる名前ではなく、実態であり、人を助ける不断の働きである。この生神金光大神の働きは教祖に始まるものではあるが、ただ、教祖にだけ現れるものではない。

い。つまり、「生神金光大神」とは、「取次ぎ助ける働き」であり「布教の根源的主体」でもあり、天地金乃神が生神金光大神を差し向けて、そこに初めて取次ぎ助ける働きが現れたのであるから、生神金光大神取次の働きこそが、「教団を生み出す働き」であったとされる。このように考える時、「教団」とは、「生神金光大神の働き」が顕現している空間であり、「取次の働き」の行われている場所でもあり、同時にそれは「布教」集団でもあると、そのようなものとして想定されているのである。

従って、教団は、「生神金光大神取次の道の実現体である」とされ、そうした教団の営みの「根源的主体」は生神金光大神であり、その教団における伝承者が「教主」であると確認されたのである。また、ここで言う教団はその特質として、「教団の活動形態の多様性」と共に、「教団は取次による人間救済を目的とするものであるから、自然、救済、伝道、布教等を本位としている。即ち伝道教団、布教教団である」としている。教制審議会『上申書』添付書類「第一、二部門審議内容……『五、教団』七、生神金光大神」、同「第五部門審議内容……『一、布教論』」。

⑳ このような条文化がなされるについては、次のような論理形成がその前提であった。生神金光大神取次の働きは「教団を生み出す働き」であり、また「教団の結合力であり、形成力、組織力、持続力、発展力でもある」と確認され、次にこの「生神

金光大神取次の業を伝承し、教統を保全する」ものを「教主」とし、教主は教団を「統理し、代表する」ものとする。そして、この生神金光大神取次の働きは、その根源に結界取次をもち、その発展形態たる教団一切の営みを教務教政としてもつのであるから、教主の教団統理の働きは教主一人の働きではなく教団全体の働きでもなくてはならない。つまり、「氏子あつての神」としての面では、全教の氏子の願いがそのまま教主に願ひ出られる事が必要であり、また、「神あつての氏子」という意味では、教主の願いが全教に伝えて具体的に実動されねばならない。そこで、この取次を願うことと取次を頂くことの両面の働きをするのが教監であり、教監の働きが十全でなければ教主に教主の働きができないばかりでなく、教団も崩壊せざるを得ない。また、教主は教団を「統理し、代表する」のであるから、教内外に全責任を負うものであることは明らかである。しかし、教内に対する責任は神と氏子に対する信仰上の責任であり、法制上の責任以上の責任であるが、制度上、教内的にその責任を教主一人の責任とすることは先述の理由から妥当でない。しかも、取次を願う者の立場でその責任を問うという事は信仰の破綻であり、矛盾であるから、教内に対しては教監が責任を負い、教外に対しては教主が負う。従つて教監は、世界国家社会の事情の中で氏子の難儀の实情を明確に捉え、教会教師信徒などの全教の实情をありのままに把握し、教団としていかにあるべき

かの全教の願いを捉えてその内容をもつて教主の取次を頂き、教主の願いを教団全体にいかを実現していくかを具体化し実施していかなければならない。いわば、全教を代表して教主に取次を願ひ、その取次を現す働きである。つまり、教監の働き次第では教主を教主たらしめるか否かということになり、同時に全教に対して教主統理の働きが十全に現れるか否か、教団が教団たる働きを現すか否かということになるのであるから、教監は全教に責任を負うことにならない。教制審議會『上申書』添付書類「第一、二部門審議内容……『五、教団』、同「第五部門審議内容……『二、教政総論、三、教主論、四、中央教務機関について、五、教監論』」参照。

② 本来、教監の公選制とは、注②に記した理念の下に構想され、「そのような教監の教務総理の働きが、全教と氣息を一にして、全教のことをわがこととし、われを全教のものとして教務を総理するのてなければ、教監の責任を果たすことはできないという教監の働きの意義からみて、『全教の公選によつて教監が選定され、教主に任命せられるところとなるのが至当である。』」との判断から実現せしめられたものであった。しかし、二回の教監選挙の結果、改めて、教監「公選制」から「推薦制」へと改正される。教制審議會『上申書』添付書類「第五部門審議内容……『五、教監論』」参照。改正審議の経過は、『第一四回臨時議會議事録』昭和三年六月三日～五日、五〇～六五頁参照。

- ②② 前掲『第一四回臨時議会議事録』四三―四五頁参照。また、河合内局辞任の経緯については、『第一五回臨時議会議事録』昭和三年八月二八日、一〇一―一二頁、教監理事者説明参照。
- ②③ こうした施策の必要を強調したものを議会で発言からのみ拾うと、次のものがある。前掲『第二九回定期議会議事録』二五―二七頁、中村議員質問に対する教監答弁。『第五回通常議事録』昭和三年三月一四―一六日、四―五頁、教監理事者説明。『第二六回臨時議会議事録』昭和三四年一月二二―二三頁、九―一〇頁、教監理事者説明。『第一七回通常議事録』昭和三四年三月四―八日、九―一二頁、布教部長所管事項の説明。『第一九回臨時議会議事録』昭和三五年一月二四―二五日、一―一三頁、八坂議員質問に対する布教部長答弁。『第二五回臨時議会議事録』昭和三七年六月三―六日、一〇―一一頁、総務部長所管事項の説明。『第二一九回臨時議会議事録』昭和三八年七月二七―三〇日、三七―四〇頁、三宅議員質問に対する教監答弁。『第三三回通常議事録』昭和四〇年三月二―一六日、四―八頁、教監理事者説明、等。
- ②④ 「佐藤一夫内局引継書」昭和三七年四月一五日。また、これに加えて「教主の御事について（特別引継）」という引継ぎ事項が申し渡されていた。
- ②⑤ 前掲『第二五回臨時議事録』二四―二五頁、四〇二頁。教監は、結局「今日の段階でこれ以上申し上げることはでき
- ②⑥ ②⑦ 前掲『第二五回臨時議事録』四〇頁、三宅議員発言。
- ②⑧ 前掲『第二六回臨時議事録』三一頁、福原議員発言。
- ②⑨ 前掲『第二六回臨時議事録』「予算委員長報告」五六頁。
- ③⑩ 白神信太郎「昭和三七年一〇月下旬から一二月にかけて」（以下、「白神メモ」と呼ぶ）。
- ③⑪ 教規第一七条の「議会の議長の見解を聞いて、教監が推挙する」についての解釈については、「この場合の『議長』というのは、第八一条の職務権限を執行する議長でなく、そうした職務権限を持つものとして選ばれ、執行機関に匹敵する審議決機関を代表する議長個人である。そういうものとして教監と対比し、同等の人格、識見を持つものとの前提に立っている。従って、議長は意見を聞かれた場合、……どこまでも議長個人の責任においてなすべき重大事であり、事柄の性質上、教監と連帯責任を負うべきものと考ええる。また、『意見を聞く』のは、教監の独断専行を制約するという意味があり、教監も参考のためとか、代務者を置くかどうかということについて意見を聞くべきではなく、議長も答えるべきではない。それはあくまでも、教政当局の問題であり、それに加わることは議会の独自

性を曖昧にする」との見解であった。大阪教会資料一八五「川井護士との会談要点」昭和三七年一〇月七日参照。

③② この点に関しては、第三五条第一項の「教主を補佐して」というのは、教監の職務権限の通常の場合の原則的規定であって、教主が欠けている場合「教務を総理」する権限がないということにはならない。また、教規第一七条の「議会の議長の見解を聞いて、教監が推挙する」という規定は、教規第一六条に言う「教主の職務執行不能の場合を前提にすることであるから、教主自身が教監の推挙する代務者の採否を決定できないのであって、他に決定機関の定めがない以上、教監が推挙すれば被推挙人は代務者の地位につくことになる」との見解が示されている。前者が、井上恵行の見解であり、後者が吉川壇の見解である。四条教会資料一六「井上恵行発小野総務部長宛書翰写」昭和三七年三月一六日、同資料一七「吉川壇井護士発小野前総務部長宛書翰写」昭和三七年四月一五日。

③③ 「白神メモ一」。

③④ 「高橋正雄メモ一四」昭和三七年一月八日の条（「高橋メモ」と呼ぶ）。

③⑤ 先の諸会合の行われた翌三日の手記にもそうした懸念を記し、また、九日の手記には、当局の姿勢いかんが今後取り進められる代務者推挙に影響をもたらし兼ねないことにも触れて、「教主代務者のことは、教監が、どなたかになって頂くことをきめ、

それについて議長の意見を求めれば、議長は異議なく同意する。それでは、当人に申し入れれば承諾されると簡単に思うて居られるもののようにしか思われないのであるが、……教主の御取次の働き、それはどういう事とされているのであるう」との懸念を記している。

③⑥ 多河教監の一月一七日の時点での辞任問題への意向は、「辞任するにしても、報徳祭も近い事であり、内局更迭という事、これまでの例でも時日がかる。かたがたこの際、教主代務者をおかれるようその取り運びをさせて頂いて、その上で辞任させて貰い度い」というものであった。「高橋メモ一四」昭和三七年一月一八日の条。

③⑦ 「白神メモ一」。

③⑧ 「高橋メモ一四」昭和三七年一月九日の条。

③⑨ 『第二七回通常議会議事録』昭和三八年三月一三日、一六日、一二頁、白神専掌発言。

④① この点に関わって、「教主、結果へお出ましのところで、辞表さし出したこと申し上げたが、教主はうつむかれたまま何とも仰せられぬ」との、教監の報告がなされている。「高橋メモ一四」昭和三七年一月二二日の条。

④② 議長が、こうした判断に立った背景には、大淵、高橋の助言があった。高橋は、その手記に、池川議長との会見内容として「教監と議長とで、この際、代務者をおかねばならぬ所以につ

きあらゆる点を尽し、はつきりとまたしつかりとしたところをまとめ、それをもって各専掌、各参与、その他必要とあれば、十分にその向々と意見をたたかわし、十分の上にも十分にした上で文書にして教主にさし出すがよい」との助言をしたと記している。ここには、当局が苦慮してきた教規の法文解釈よりも、まず「教務取次」がなされることが中心であり、その結果次第では教規の法文解釈の決定や必要に応じた変更も吝かでないとの見解であったことが示唆されているのではなからうか。「高橋メモ一四」昭和三十七年一月一八日の条。また、高橋が、池川議長を介してそうした方策を示し、事態の打開を試みたのは、一方で専掌達が早期辞任の決断を要請し、その判断を迫られた教監の立場について、「教主がそのようであられて、内局の辞任が決定されるものであろうか」と懸念し、「このままでは全教どうにもならぬことになり、誰もどうする事も出来ず、……そして、全責任は教監にあることになりはしないか」との危惧をもっていたからである。「高橋メモ一四」昭和三十七年一月二二日の条。

④② 代務者推挙に関わって、教規第一七条に規定された手続きの解釈上の問題について、推挙を決定して以降、当局は注③に挙げた吉川弁護士と同様の見解に立っていた。「白神メモ一」。前掲『第二七回通常議会議事録』一七―一九頁、白神、行徳専掌発言参照。

④③ 「教庁参与に集まってもらい、内談したが、河合弘道、佐藤賀鶴雄両師は、教主が一時間でもお広前にお出ましになるのであるから、この儘でよろしいとの意見で、代務者をおかれねばなるまいという意見は佐藤一徳師ひとりであるとのこと」「教庁参与の中にも、神務と教務と一元である事がいり、それには教主様お結果にお出ましが一時間でもあれば、そこで御決裁を願えれば、それでよいという意見があるという。その事は、教主様側近にもそういう意向はある」。「高橋メモ一四」昭和三十七年一月一八日の条。前掲『第二七回通常議会議事録』三六一―三八頁、佐藤賀議員発言参照。また、そこでは、代務者推挙が厳密な意味で教監の「特殊権限」であるという認識は、曖昧にしか存在しなかったことは承知しておかねばならないだろう。その意味で、注②に述べた教監の推薦制への改正が、以後の教政運営にもたらした影響は再考されるべきものと考えられる。

④④ 同右『第二七回通常議会議事録』一八頁、行徳総務部長答弁参照。

④⑤ そうした言動はとかく一般になされたが、同様の問題性は様相を異にして当局者の動向からも看取されていた。例えば、「教監、議長のところ、このお方に代務者になって頂き度いともっていけば、お受けくださると安易に考えられているのではあるまいか」との記述に窺われる。「高橋メモ一四」昭和三十七年二月五日、一二日の条。

④⑥ 「高橋メモ一三」「同一四」によると、代務者推挙の進め方に関わつての教監からの要請による大淵、高橋との三者会談は、昭和三十七年二月末までに限つてみても、一〇月八日、一〇月二五日、十一月七日、十一月二七日、十二月三日、十二月二七日ともたれ、このほか高橋と多河教監との会談が一月二〇日にもたれている。

④⑦ 「高橋メモ一四」昭和三十七年一月二七日の条。

④⑧ この事は、次のようなメモの記述から窺われる。「その事（代務者推挙の事）を教主に申し出て、その決裁を得て取り進められることにならなければならぬが、そうとして誰に代務者をといる事になり、教主からもし誰某をという御意向が申述べられるような事があるとしても、それは一つの意見として承るべきで、どなたをと言うことは教監が議長の見解を聞いてとり定めて申出づべき事である。代務者にお願ひしようとする方に、前記各項（略）について、或はいろいろ御意向御意見があり、それが教監と一致しなければならぬとか一致する要があるとか、そういう事は代務者をお願ひし、それを受けられる受けられぬということ、その事には別に関係のないことである」。「高橋メモ一四」昭和三十七年二月一八日の条。

④⑨ これについては、そこまでの経過を見て、「どうも全局についてのわかり方、対処の仕方があまく、足りないことが、あとからあとから気づかされ、これではならない気がする」との反

省から提出されたものであった。「高橋メモ一四」昭和三十七年二月五日の条。

⑤⑩ 議会議長池川聰雄発教監多河常樹宛「代務者推挙に関する意見」昭和三十八年二月二七日。

⑤⑪ この辞任理由が、議会冒頭の理事者説明で述べている昭和三十七年一月二〇日に辞任願提出時点での内容でないことは、この議会での行徳総務部長の答弁に明らかである。前掲『第二一七回通常議会議事録』二三頁。

⑤⑫ 「教主の御取次が具現成就相成るよう、それを教務の働きにおいてとり進めさせていただくことが、教監の教主補佐の職責であり、教監はこのこと一切の責任を全教に対して負うものがあります。ところが、そういう本教の御建前についての認識と自覚が足らぬところから形の上では日々御取次を願ひながら、それが実際には教監という職責において御取次をいただくことにならず、……全体として教主御取次の内容としての教務といい得ない実情であつたと思われるのであります。そういうところから、教務執行の上いろいろな相すまぬことができて来たのであります。これらのことを反省いたしますと、もはや当局としてその任にあることは、一層教務をあやまることになるのであり、教主に対しても、全教に対しても相すまぬことを重ねるのでありまして、辞任することによって、その職責に対する責任を明らかにすべきであると存じ、辞任を願ひ出たのであり

ます」大阪教会資料二二一三七「辞任への経緯」昭和三八年三月二五日。

⑤3 この点についての教監の認識は次のようであった。「教主様のご容態の容易ならぬことから、特別の段階としてご受諾いただいたものと思われる」。「御大祭を迎えまつりて（教師会における教監挨拶）」『金光教報』昭和三八年四月号、一〇八一—一〇九頁。なお、三月末には、代務者推挙への願いは、「ただ、代務者のお定まりをいただければよいということではなく、そのことよって、教主御神勤七〇年の御苦労が、いよいよ発揚されて、教団として新展開の大みかげを蒙りたい」と表明されていた。

⑤4 「高橋メモ一七」昭和三八年三月二日の条。

⑤5 「高橋メモ一七」昭和三八年四月一日の条。また、議会でも、本部広前結界奉仕の代勤者である内掌部長に齋主代理を依頼したいとの要望が出されていた。前掲『第二七回通常議会議事録』三三三頁。

⑤6 前掲「御大祭を迎えまつりて（教師会における教監挨拶）」。

## 「信忠孝一本」教義の成立とその意味

渡 辺 順 一

はじめに

近年、本教では、現代社会の問題に対応し得る布教体制の確立と、教祖の信心の社会性を明確化するべき「教義」の再構築が、昭和五十八年『金光教教典』刊行とも相俟って、教政の今日的課題として浮上してきている。しかし、このことが真に教団の課題として確認されるためには、時代社会と本教信仰を繋ぐ役割を過去において果たしてきたとされる教団教義の歴史的な検証を通じて、本教信仰（教団）と政治（国家）との関わりのあり様が、改めて吟味される必要がある。このような問題意識から、本稿では、戦前期教団の代表的な教義としての機能してきたとされる「信忠孝一本」に着目し、その形成過程や展開相を明らかにしつつ、教団教義としての構造や機能を究明することとする。そこで、以下、本論に先立って、本稿での問題設定の枠組み・視角を示しておきたい。

明治三十三(一八九〇)年に神道本局からの独立を果たした本教は、日露戦争(一九〇四―一九〇五)の戦時下において、「神国の人に生まれ、神と皇土との大恩を知らぬこと」(慎誠第一条)を始めとする、国家主義的色彩を帯びた慎誠・神訓の教条を前面に掲げながら、巡教等の戦時時局対応を行ってきた。そして、日露戦後の地方改良運動の時期、本教は改めて、それらの教条や、主に慎誠第一条に基づいて闡明してきた「神皇の二大恩」を説く教祖像を、「迷信打破」の教祖像とともに

教内に定着させていつている。たとえば、当時、教団を牽引した佐藤範雄は、「国運の発展と国民の態度」と題する戊申詔書講演において、他の列強との経済競争を「平和の戦争」であると説き、また教育勅語と戊申詔書を経緯の関係であるとしながら、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」との教育勅語の精神を奉じての、「一等国」「八大強国」の一員となった日本の日露戦後経営への自発的協力を呼び掛けている<sup>⑤</sup>。そして先の教条は、その文脈の中で、「一等国」民としての自覚を涵養する教条として、いわば戦争という非常事態下における教団のエートスを平和時にまで敷衍化する形で、語りだされているのである。因みに、日露戦後から大正初期にかけての新興の帝国主義国家（「一等国」としての実体形成過程は、風俗改良等、地方の実態的な社会的基盤の改変を通じて成し遂げられていった過程であるとともに、日清・日露の戦時下における国民の天皇制国家との一体感を呼び起こしつつ、国民をイデオロギー的に統合することによって成し遂げられていった、国体思想・家族国家観の成立過程でもあった<sup>⑥</sup>。そのことからすれば、地方改良運動期における「神皇の二大恩」を説く教祖像の教内への定着化を経て、明治四十五年（二二）の「三教会同」以降、「信忠一致」「信孝一致」からやがて「信忠孝一本」に纏め上げられていったその教団教義の闡明は、天皇制との情義的一体性を核とする国民意識の成立過程において形成されていった、国民道徳と信仰との統合・癒着による教団意識の形成のあり様を表現するものであった、と見做し得よう。

しかしながら、それでは本教は、どのような教政の内発的契機によって、「信忠孝一本」を、歴史動向の中で掲げるに至ったのであろうか。本教の歴史が、神と人との関わりを第一義とする信仰の、社会的現実の中での存立の歴史であるとする、その教団教義を対社会的に闡明していった教政の動きは、単に国家施策や社会通念を反映したというだけではなく、先ずもつては、教祖が現した神信仰を歴史的文脈の中で表現しようとする本教自身の自律的な意志に促されたものであった筈である。また、それを教団教義として教内へ向けて提示し得るためには、教団の存立意義や本教信仰の正統性に対する教政としての何らかの認識が、各地教会で行なわれている実際の布教・救済行為をも踏まえながら、

慎誠・神訓の教条等、当時にあつての教団の正統的な教義テキストとの関わりで把持されていた筈である。そして、さらに言えば、今日から見て「信忠孝一本」がいかに擬制的な教団教義であつたとしても、それが敗戦に至るまで本教の代表的な教団教義として機能したということは、教祖時代から営々と営まれてきた本教信奉者達の生活意識や信仰感情自体の内に、それを抵抗なく本教の教義として受け入れさせてきた何らかの基盤が存在していた、ということであろう。あるいは逆に、明治末に形成された「信忠孝一本」は、なぜ敗戦に至るまで、理論的整合性をもって構築された教義体系としてではなく、スローガ的な表現でしか表明され得なかつたのであろうか。そのことは、天地金乃神への信仰と国民道徳としての忠孝観念を「一本」のものとして理念的に繋ぎ得ない何らかの要因が、その端的な表現自体の中に既に含み込まれていたことを、そしてまた、時代背景や教団の信仰状況の違いによつては、たとえ「信忠孝一本」という表現が同じであつても、語りだされた意味合いまでが同じであつたとは断定できないことを、示唆しているのではあるまいか。

さて、以上のような問いを本稿での視角として、以下、本論第一章では、日露戦後佐藤範雄の教監就任から「三教会同」に至る明治末期の教団動向を踏まえながら、先ずは「信忠孝一本」に先行して宣布された「迷信打破」の性格を明らめ、続いて、当時の国家の宗教施策との関わりで浮上してきた教政課題を、「信忠孝一本」が形成されていく契機として問題にしていきたい。また第二章では、慎誠第一条の「神」をめぐる解釈上の問題を焦点に据えながら、本教の「宗教」としての優位性を主張しようとする思潮を背景に、本教信仰と一般国民道徳との関係が当時どう教義的に問題化されようとしていたのかを明らかにすることにする。そして最後に第三章では、家族国家観との関わりで「信忠孝一本」の教義的構造を捉え、それがどのように教団教義として成立・展開していったのかを究明したい。

## 一、明治末期における教政課題と教義形成への動き

## I 教団の社会進出と「迷信打破」の宣布

明治四十年(戊辰)四月、教監に就任した佐藤範雄は、同月行なわれた大教会所春季大祭において、「我教は一括弧内筆者、以下同じ)爾々世界の教なるべく發展りぬれば、随ひて教政も事の条々正すべき期とはなりぬ」と、教団の世界的發展を期しての教団改革の決意を表明する教監就任の「申告詞」を奏上した。そして、その中で彼は、「上下協力一致シテ教義ノ發展ヲ期シ教祖ノ神意ニ奉答スル事」、「教祖立教ノ大旨ヲ遵奉シ教徒信徒ノ信念ヲ増進スルノ道ヲ講ズル事」を始めとし、人材の育成・登用、職務権限の明確化、賞罰の厳正化等を織り込んだ九カ条の「宣言」を発表している。公認教団の組織化以来、主に専掌の立場で教団を牽引してきた佐藤が、改めてこの教監就任に際して表明したこの施政方針は、教団を挙げて「教祖立教ノ大旨」に沿う「信念」「教義」の確立に努め、それまでややもすればその役割が名誉職的に受けとめられてきた、「管長を補佐け以て我教の政を担当」するべき教監や、専掌以下の職責を明確にし、独立教派としての実質的な教政を樹立することによって、時代社会へ向けた組織的な布教を実現しようとしたものであった。このような教義形成・組織布教を主眼とする佐藤の教政方針は、早くも同年六月には、教祖御略伝編纂委員会の設置や布教興学基本財団の設立を見、明治三十八年(戊辰)に出版されていた佐藤の講演録『天地乃大理』を教祖二十五年祭記念出版物として改めて大々的に刊行するというように、就任早々矢継ぎ早に施策化されていった。そして、やがてそのことは、全国各地における巡教活動の実施や教団を挙げての各種社会改善・国民教化活動の展開、という主に布教・社会実践面での成果として現わされていった。

『天地乃大理』は、明治四十年代にあって、独立以来、本教教義の所依として教規上位置づけられてきた『神誠正伝』とともに、教団の正統的な教義書として教内に受容されていた。その中で佐藤は、教祖出現の歴史の意味(「教祖の

出現の第一の神意」を、「凡そ五行相性相剋星祭家相方位及び之れに類する種々雑多の迷信に依りて精神の自由を束縛せられたるは、ひとり日本のみならず、洋の東西殆ど皆斯の如かりき。されば之を憐みて先づ其迷妄を打破し、天地の大理に依て救助せんとし給へるなり」、と説いている。ここには、日露戦後に陰陽道の研究を再開した彼が、教監就任以降、明治四十一年(乙卯)六月から七月にかけては「金光教祖の神訓と九星家の神相との関係」「金光教祖出現の神因」等を講題とした東北地方・北海道視察巡教、四十二年五月から六月にかけては、社会改善事業の一環で「人狐病迷信覚醒」と題する山陰地方での講演活動を実施し、「迷信打破」を対社会的に闡明するに至る。教義的根柢としての教祖像が提示されている。もともと、同書全体の内容からすれば、佐藤の教祖認識にあつて「迷妄」の「打破」は、教祖出現の「神意」の全てである、と把握されている訳ではない。むしろ佐藤は、本教独立に際しての「別派独立請願理由書」においても、「教祖立教ノ大旨」を、「本教ニ於イテハ教祖ノ定メタル奉教ノ主神アリテ之ヲ信念シテ死生安心ノ地ヲ得ントスル」こととして示していたように、天地金乃神への信仰を通じて、本体が神である人としての徳を涵養せしめ、神との関係を成就させることによって、人類を「死生の安心」に導くことが、教祖出現の究極的な「神意」であると押さえていた。「迷妄」の「打破」は、その神命を実現する上で教祖に与えられた当面の課題であり、当時の時代状況から要請されての人間救済である、と位置づけていたのである。同書で佐藤が明らめようとした内容は、「立教沿革大意」に続き、「人の本務」から説き起こして、人生の最終目標である「死生の安心」を結びとした同書全体の文脈からすると、神への絶対信によって、「顕幽感通の道を開き、顕界にありて自由に宇宙の神靈に交通」する「生神」としての教祖の姿であり、そこから演繹されてくる「神人一致」教としての本教の闡明だったのである。いわゆる「立教神宣」は、教祖が「天地の神と冥合混化」したという意味での本教の基礎確立であるとして、やはり「生神」生成の視座から意義づけられている。

さて、このように『天地乃大理』の主題と、そこで示された「教祖の出現の第一の神意」との関わりを捉え直してみ

ると、明治四十年代における「迷信打破」の宣布は、日露戦後の社会不安・国民生活破綻の状況下、風俗改良が国家的課題として政策的に打ち出されてくる社会動向において、組織布教の対象が具体的に設定され得たことと直接関わるものであったことが分かる。つまり、教団が総体として地方改良・社会改善の国民運動に邁進していく過程で、教義テキスト『天地乃大理』における「生神」生成論から、教祖の信仰の一部が教団の社会的進出の根拠として切り取られていき、その内容のみが強調される形で、教団の旗印として掲げられていったのである。

## II 独立神道教派・公認宗教としての教団矛盾

このような教監佐藤の牽引による新たな教団動向は、独立十年祭(明治前後)の状況にあつて、教内の主に青年教師や有識層に、今後の教団の世界宗教的躍進への期待感をもって受け入れられた。また、教祖の立教や本教独立の意義を改めて確認しようとする気運をも醸成した。たとえば山下鏡影(石太郎)は、教祖出現の意味を、「釈迦の徳を伝へ法を弘めるために、弘法大師や日蓮上人が出て来られたといふのとは事異なり、この世界を新しくするため、更に云へば此の天地を清めるために出現遊ばされた」と捉え、教団独立の意義を次のような逆説的な表現で示している。

今や、金光大神の御名によりて天地の眞神を崇め奉るもの、名簿に登録済みの者五十万實際は百万の上に出づと聞けど、金光大神は世界革新天地廓清のために、御苦勞下されたのであるといふ有史以来の大奇跡に驚嘆賛仰して居る者が果たして幾人ありませうか。内務省といふ役所の玄關をくぐって、日本の法律の前に独立旗を樹てたとそれが何程の事であらう。此の事實はずつと以前、神道本局の部下たりし頃四等直轄教会から三等直轄教会に昇ったといふのを少しく大きくしたに過ぎぬ。

山下は続けて、「不幸にして教祖の信仰と一致せざる社会があつたならば、さる社会は遠慮なく打破して更に新しき社会を組織せねばならぬ」という表現で、「世界革新」・「新社会」創出へ向けた教団の協同一致・団結を呼び掛けて

いるのである。そして彼は、その論理の延長線上で、「国家的や地方的や況んや紛々たる木の根や石の頭や禽獸を神として崇拜して居る」ような国民の「信念の改造」こそが、武力ではなく「徳の力」によって日本が世界を統合していくための「第一の急務」であり、かつ本教信仰者が教祖から負わされた本来的使命である、と述べている。<sup>15)</sup> この他、たとえば齋藤誠逸郎は、世界三大宗教の開祖との対比で、「世界を統一すべき一大理想」を掲げた「一等国」としての日本が、未だ曾て世界的宗教家・思想家を産出してこなかったことを捉え、また国教としての神道が何ら世界的に通用する普遍性を持ち得ないことを指摘している。そして、教祖の信仰の世界性・普遍性を主張する一方で、「宇宙の真理、人生の妙諦、神人の關係を説破宣伝」した「世界的大神人」である金光教祖の出現を、「国民として誇るべきこと」で「日本帝国の名譽」である、と主張している。<sup>16)</sup>

このような山下や齋藤等の、独立十年前祭前後に提示された、本教信仰や教祖の他宗に対する優位性の主張は、何れも共通して、体系的に構築された教義内容をもって展開されている訳ではない。せいぜい『天地乃大理』をベースに、「至聖なる教祖の下に結社せられ、卓絶なる教義の上に樹立」されたはずの、仏教やキリスト教に対抗し得る新興の「宗教」としての本教への先験的な自負から、自らの信仰の国家的正当性や奉教主神の世界神的普遍性を示そうとしてのものである。そして、そこに現された国家主義的観点も、世界へ向けて膨張しようとする当時の国家政策を背景にしてはいるが、必ずしも天皇や日本の權威を絶対視した排外主義的性格を帯びている訳ではない。<sup>17)</sup>むしろ、「日本帝国の名譽」という表現に表れているように、国家の「一等国」という標榜と実態との隔たりが、本教信仰の日本社会の中で存在価値を示そうとする前提に見据えられているのである。

また、先の山下の、本教信仰によって日本の伝統的な神觀念を改革することこそが、独立教団としての本教の使命であるとする主張は、教団が標榜する「迷信打破」の観点を踏襲してのものではある。しかし、その主張は、同時期に『大教新報』に掲載された彼等の、「神水下附の淫祀教」としか見做されていない本教の社会的評価や、病氣治癒に重

点を置いた各地教会所の布教実態を問題視する論評と合わせて見るとき、単に日本社会の実態を問題視したというだけではなく、逆に国家や社会の側から「迷信打破」の対象と見做されかねない教団の現状の打開を意に含んでのものとも見做し得よう。また、同じく『大教新報』誌上で、たとえば明治四十一年十月には、布教・教導上の注意を喚起するべく同月施行の警察犯処罰令（内務省令第一六号）の全文が掲載され、さらに翌年五月には、翌月発布されることとなった各府県の宗教取締規則発布との関わりで、教会所の維持方法への配慮が促されているように、この時期、新刑法施行（○）と相俟って、国家の宗教統制が急速に強化されていた。そのことからすれば、山下等の論評には、教団の標榜と社会的評価・実態との懸隔の状況を背景に、次に述べるような権力発動主体としての国家との折り合いが、各地教会所の維持・存続をめぐる教政課題として浮上してきた事情を裏付けるものが窺われよう。

明治四十三（○）年六月から七月にかけて、佐藤は戊申詔書講演を、日本が日露戦後その勢力範囲に収めた「満州」や韓国にも及ぼしている。同年八月の「日韓併合」を直前にした教監佐藤の、とりわけ韓国における巡教・講演は、該地への本格的な本教進出を実現するための下準備・視察の意味を持っていた。つまり、彼が教監就任時に「申告詞」の中で全教に示した、教団の組織的仕構えによる本教の世界的発展への展望を具体化しようとしてのものであった。彼は、各地（仁川・京城・釜山）の劇場で戊申詔書普及のための公開講演を行なう一方で、京城視察中、統監府を訪れている。そして当局に対して、「神社は国家の宗祀なるも、一の記念碑と等し」く神道教派こそが実質的な「国家の宗祀」である、との見解を示した上で、本教の布教への援助を次のような論旨で要請しているのである。

（諸外国の布教は）国家的事業といふも不可なきの有様に在り。之に引かへ我国の現状如何。法に信教の自由を認めたるも、而も教育に宗教の加味を禁じ、剩へ宗教家の教育に従事するを忌み嫌ふの傾向あり。且つ監督官庁は常に所管の宗団に対し白眼的態度を取りて、曾て宗教弘布に援助して国民的精神の開發に資する如き政策を取りたることなきのみならず、罷り間違へば宗教の横面の一ツも擧り飛ばさんとするやうの事往々にして之あり。

「白眼的態度」「宗教の横面」云々という宗教施策への批判的言辭は、具体的には、宣布規則令達前後の取締強化によつて該地の本教会所が存廢の危機に立たされた事態を意に含んでのものであつたらう。佐藤は、該地教会所の維持・存続のために統監府（「日韓併合」後は総督府）の今後の宗教取締を牽制しながら、植民地政策上、諸外国キリスト教の該地での布教の進展に苦慮する統監府に対して、本教を始めとする神道教派の「日韓併合」後の進出への、より積極的な保護を促したのである。この佐藤の、朝鮮半島への本教の組織的進出という教団布教の課題との関わりで發揮された統監府に対する作用は、教会布教の社会的基盤を整備するという意味で、戦前期における教政機能の性格の一つを示すものである。また、地方改良運動から「三教会同」へ向かう、国家神道体制の完成を目指した内務省の宗教政策の基本路線を視野に入れてのものであつた。つまり、地方改良運動を通じて内務省は、国民統合の精神的紐帯としての神社を、「一町村一社」の原則で全国的に整備し、各行政町村を「国家のための共同体」<sup>⑤</sup>に再編する基礎を創出する一方で、国家神道を補完する国民教化機関としての公認宗教教団を、教育機関や各種地方団体とともに、さまざまな地方改良事業や国民道徳・国体觀念の宣揚に動員してきた。そしてさらに、その実績を踏まえて同省は、国内的には「大逆事件」、そして対植民地政策的には「日韓併合」を経た明治四十五（一九一四年）年、日本の国体觀念を發揚しながら同時に社会主義・民主主義や諸外国キリスト教等の世界思想・世界宗教とイデオロギー的にも対抗し得る、新たな社会教化の体勢を創出するべく、「三教会同」を開催したのである。

佐藤の統監府への対応は、国家がキリスト教を含む日本の全公認教団に対していわば「国家のための教団」としての実体形成と相互協力を要請した、「三教会同」へ向かう政治過程の中で、一方では本教布教者への権力發動を牽制しつつ、国家にとつての本教の有用性を主張したものである。しかし、公認教団設立後もなお及ぼされてきた本教に対する「淫祀・邪教」視は、「教派神道の諸講が、知識人の眼には、はなはだ得体の知れぬ神を祀っているように映」じていたことに根差していた。また、官辺の各地布教者に対する布教行為の禁圧・取締も、同様に天皇制とは異質な奉教主神

への違和感・不信を背景に、「病者の祈念慰安」を中心とする布教・救済行為に対して発動されていた。<sup>②</sup> これらのことからすれば、佐藤が問題にした各監督官庁の本教布教者に対する「白眼的態度」は、本教存立の根本と関わるものであり、独立を認可されたとは言え容易に払拭し得るものではなかったのである。そして、逆に佐藤の側からしても、たとえ国家の要請に従って、他教派と協力して敬神・崇祖の観念を宣揚し国家神道を扶翼していたとしても、顕幽に感通した生神・教祖や、教祖が初めて開示した宇宙の大祖神である自らの神への信仰的確信が絶対的なものである以上、その神を、他宗派や国家神道の神々と同一線上、若しくは下位に位置づけることは、到底なし得るものではなかつたろう。

「記念碑」と同然視した佐藤の神社観は、天皇とその祖先神である天照皇大神・伊勢神宮を最上位の価値・權威として造形した国家神道体制の観点とは、当然異質なものであった。しかも、明治四十一(1908)年施行の新刑法法では、従来の不敬罪規定に加えて、新たに「神宮」に対する不敬をも処罰する旨が明記されている。この規定の追加は、伊勢神宮を始めとする神社の權威を信仰上否認することや、天照皇大神より上位と考えられる神を教義的にうち立てることが不敬にあたふことを意味していたのである。<sup>③</sup>

さて、以上述べてきたように、日露戦後から「三教会同」へ向かう国家動向は、時代社会への教团的進出を果たそうとする本教に対して、帝国主義的に再編されつつある天皇制国家の中での公認宗教としての役割確認・実体形成を迫るものであった。そして、その政治過程の中で本教教政は、国家の宗教利用政策自体を本教進出の「好機」と捉え、それに乗じつつ、一方その傍らで、宗教利用の裏面である宗教統制に対しては絶えず警戒せざるを得なかつたのである。しかも、その国家の迫りは、一面で、神道教派である本教に対しては、諸宗教から超越した国民道徳としての神社神道と明確に峻別されるべき公認宗教として、仏教・キリスト教と対抗し得る普遍的な教義内容の確立を要請するものであり、また一面で、天皇制と異質な神を信奉する新興の宗教である本教に対しては、国体観念や祭政上の敬神との調和を教義的に確認することを明治憲法体制下での当為として要請するものだったのである。

それでは、このような公認宗教としての教団矛盾や、教政が国家施策との関わりで抱え込んだ二重の課題は、「神皇の二大恩」の「神」と「皇」をめぐるどのような教義上の問題となって浮上し、また、国民道徳としての敬神と天地金乃神への信仰とが、「信忠孝一本」の成立においてどう繋ぎ合わされていったのだろうか。

## 二、明治末期の教義状況と「信忠孝一本」の成立

### I 慎誠第一条の「神」をめぐる解釈上の問題

前章に示したように、独立後教団の社会進出は、佐藤の教監就任以来、教政主導による巡教等の組織布教や社会教化活動の形で強力に推し進められていった。しかし他面、本格的な教義構築のための基礎資料の編纂の事業の方は、大正二(二)年になって漸く『金光教祖御理解』が公刊され、教祖伝も、その前年に教外から初めて刊行されるというように、順調に進展した訳ではなかったのである。明治四十年代の段階では、教団的に公にされた教義構築の所依としての主な資料・テキストは、僅かに慎誠(眞道乃心得 十二カ条)・神訓(「道教乃大綱」二十カ条、「信心乃心得」五十カ条)の教条八十二カ条と、『神誠正伝』及び『天地乃大理』であるにすぎない。そのような資料編纂の状況の中で、教政は、公認宗教としてあるべき教義内容の確立を歴史動向から迫られていたのである。しかも、本教の教団成立経緯は、他の多くの神道教派のそれとは相違して、国家神道の神々とは異質な神(天地金乃神)と教祖との交渉において成立したものである。そしてまた、教祖の「理解」の言葉は、地方改良運動の視点からは「旧習」と見做されるような、日本の伝統的な生活習俗を生きた人々の個々の苦難の相へ向けて語りだされたものであった。したがって、漸次蒐集されていった教祖の言行資料の殆どは、国家的理念や思想とは位相の相違するものであり、教団存立の矛盾を抱え込んだ教政にとって、それを教義的に解消していく基礎資料には容易になり難い性格のものでもあったろう。たとえば高橋茂久平は、「神」

を「宗教的の神（真理<sup>まこと</sup>の神）」、「国家的の神（靈魂<sup>みたま</sup>の神）」、「偶像的の神（迷信<sup>まじまじ</sup>の神）」の三種に分類した上で、おそらくは教祖理解の内容を踏まえながら、次のように天地金乃神の神性を示している。

恐れ乍伊勢の神宮は陛下の御先祖にして亦日本国の祖たる天照皇大神の御霊を御祀申したのである。夫故、我国に民たらんほどの者は何れも皆慎み敬ひ仕へ奉らねばならぬこと勿論であるが、最早、支那の国民英国の人民に至っては斯る大社ありと知る者もないであらう。出雲大社大國主命にしても皆同じであつて、これらは皆国家的の神、即ち一度人の霊を以て此世に現れたものを祀つたる神である。（中略）然るに吾等が称へて天地金乃神と申上ぐるは斯る国家的の神にあらず、固より迷信的の神ではない。（中略）この神の御支配を受けるは日本人とはいはず支那人とはいはず英国人とはいはず、天地も天地の間にありとある一切の物も皆共に御恩幸にあづかっているのである。先に申せる天照皇大神も大國主命も釈迦も孔子も亦皆この大神の御支配の中に属するものである。<sup>⑤</sup>

先述したように、祭政上の敬神と宗教上の信仰とを峻別することは、国家神道体制の完成を目指した国家の宗教政策の基本方針ではあつた。しかし、ここに示された高橋の、日本の国土を含む世界中の人間・万物一切や天照皇大神を始めとする神々を「支配」する神としての、天地金乃神の神性の提示は、一方で「神宮」への国民としての崇敬の必要を説いてはいるものの、結果的に天皇制国家や皇祖神の權威を相対化するものであつた。すなわち、佐藤の先の神社観と同様、場合によっては不敬と見做される危険性をも帯びていたのである。

さらには、教義の所依として当時広く教内に定着していた慎誠の教条についても、主に慎誠第一条の「神国」の意義や「神」と「皇上」との関係をめぐる解釈上の問題として、この時期、論議の俎上に上っている。明治四十二（<sup>1909</sup>）年早田玄洞が、「金光教と我国体」と題して、第一条に見る国民道德と教祖の信仰との位置関係を問題にしており、また明治四十四（<sup>1911</sup>）年には、先ず『大教新報』が、『神誠正伝』に著された第一条「神国」解釈を問題視する社説を発表し、続いてその批判内容に対して和泉乙三が、『新光』誌上に再批判を掲載しているのである。<sup>⑥</sup>

『大教新報』の社説は、明治十九(一八八六)年に起稿された『神誠正伝』が、本居・平田の神道学説の影響の下に慎誠を解釈したことを批判してのものである。その立場から同社説は、教規第二条の奉教主神規定(「日ノ大神、月ノ大神、金ノ大神、此三柱ノ神ヲ天地金乃神ト奉称ス」)も、独立申請のための方便にすぎず、「教祖立教の本旨」は記紀神話の神国思想と何ら直接の關係を持たない、という見解を示している。そして同社説は、次のような「神国」についての解釈を、「教祖一生の垂示」に合致した解釈であるとして提示したのである。

然らば神国とは如何なる意味ぞと問はゞ、吾等は之に答へて「宇宙の大神靈が特別に加護を与へたまふの国」の義なりといはん。即ち神に選ばれた国といふ意味に解釈するを以て、教祖立教の旨に適ふべしと考ふ。過去に於いて神の創めたまへる国にあらざして、永久に互りて神の特別なる恩寵に浴すべき国と見るを以て、本教の実体に副ふべきを想ふ。

この『大教新報』社説の「神国」をめぐる問題提起は、教団の公的な教義の所依である『神誠正伝』や教規の性格に疑問を發した点、さらには皇国史觀の神国思想と明確に峻別する形での慎誠第一条解釈を試みた点で、当時にあつては極めて斬新な主張であつたろう。また、曖昧であつた慎誠第一条の「神国」を本教教義概念として明確化すべくなされたその解釈は、教祖が日本において開示した天地金乃神の唯一絶対性を前提にしているところからすれば、それまでの本教の他宗に対する優位性を提示しようとした主張の延長線上にあるものである。しかも、同社説の場合は、教祖の「遺訓」自体を問ひの対象に据えており、それまでの一般論的な主張を、より教義的な論議に先鋭化するものでもあつた。そして、さらに言えば、「神に選ばれた国」という「神国」解釈は、解釈者の意図とは別に、一面ではその観点が孕む選民思想的なナショナリズム故に、日本の他国・他民族に対する優越性を本教的視点から確認するという結果になる危険性を持つものではあつた。しかしそれは、本教史にとって未発の契機にすぎなかつたとは言え、天地金乃神を規範とした天皇制とは異質な国家觀念を、明治国家の秩序形成と理念的に対峙する形で浮上させる契機をも内包していた、

と思われるのである。<sup>⑤</sup>

この『大教新報』の解釈に対して、和泉は、第一条々文の「神」が何を指すのかを問題にしたのである。そして、それが「宇宙の大神霊」を意味するのであれば「皇上的大恩を知れといふ事は全然意味をなさぬ無用の語になる」と、条全文体の中での論理矛盾を指摘し、「その神訓<sup>(マ)</sup>全体の意義を顧みずして、神国といふ語のみを本教全体の教義の上から都合よく考へ出すといふ事は却つて教祖の神意を没却するもので、所謂蠱眞のひき倒し」である、と批判した。彼は、同社説の『神誠正伝』に対する批判内容には近代史学の見地から同意しながらも、慎誠第一条が一般国民道徳を説いたものであることは、「教祖直信の諸先生からも縷々承」つてきたことであるとして、次のような解釈を示したのである。

神誠第一条は即ち国民道徳の大本を示されたもので、「神と皇上」と仰せられたる神の意義も決して宇宙本体の神を示されたものでない。即ち皇祖皇宗を初め奉り、吾々の祖先たる国神を示されたものである事は疑ふ可らざる事実で、宇宙本体の神は第二条に於いて初めて示されたのであると思ふ。(中略) 神の意義をかく我が国神と解する事は、多くの神訓中只この神誠第一条に限るのであつて、したがつてこの神誠はこの御言葉その俛では只我が国民にのみ適用せらるべき教へである。<sup>⑥</sup>

和泉は、他の慎誠・神訓の教条から、慎誠第一条のみを性格上区別し、第一条の「神」を、天地金乃神ではなく日本の民族神・祖先神であると思ふことによつて、その教条としての適用範囲を日本国内に限定しようとしたのである。和泉の、第一条が教祖の独自の信仰内容を表したのではないとしてのこの解釈は、教祖の独自の信仰(或いは普遍的な天地金乃神の神性)と一般的な(或いは特殊日本的な)国民道徳とを一旦区別しつつ、そこから改めて両者の関係を、前者に後者が包摂されるものとして捉えようとしたものである。つまり和泉は、『大教新報』のように、日本の特殊な国家概念にすぎない「神国」や一般の国民道徳に教義的な意味付与をすることによつて、「宇宙の大神霊」への信仰とナショナリズムとを理念的に結び合わせようとした解釈の方向性を、教祖の自律的な信仰の全体構造を破壊するものであ

るとして否認した。そこから一人の日本人として「国民道德の大本」をも説いた教祖の教えを、その信仰の全体構造の中の部分として位置付けようとしたのである。このような和泉の解釈は、『大教新報』社説と同様、当時広範に本教の思潮として存在した、天地金乃神への信仰と国家神道の神々への敬神とを明確に峻別する形での、「宇宙の大神靈」としての天地金乃神の絶対性・唯一性の主張を、やはり反映するものではあつたらう。和泉もまた、このような思潮の中で第一条を捉え、「国民道德の大本」を説く教祖や、その教条の持つ日本国内に限つての意味を把握したのである。

## Ⅱ 「信忠孝一本」の成立の教義史的基盤

このような慎誠第一条をめぐる論議がなされた翌年、明治四十五(三)年二月に開催された「三教会同」は、先に示した独立十年祭以来の教团的氣運と、その氣運の中で公認宗教として存立する上での矛盾が逆に教義的に顕在化しつつあつた状況において、教監佐藤等には、本教の実力を社会や国家に認知させる絶好の機会として受けとめられた。佐藤は、神道側委員の一人として会同の開催に尽力し、開催の翌月には、早くも『三教会同と将来の宗教』を出版している。その中で彼は、本教の「教義の要旨」を、「信忠一致」「信孝一致」「死生一貫」「世界的日本教」という項目で順次説き、最後に、「我金光教は信忠孝一本の教えで、最も我国民道德に適ふと共に、死生一貫加ふるに広く世界に通ずる教でありますから、我々はこれを『世界的日本教』と信じ、今後の宗教として最も適切であると確信して居る」と締め括つている。このように「信忠孝一本」は、「三教会同」を契機に、日清・日露戦争以来宣布してきた「神皇の二大恩」を説く教祖像や、矛盾する要素をも多分に含みながらさまざまな形で表されていた、本教信仰の世界性や国家にとつての有用性の主張を、「世界的日本教」という言葉で教政的に取り纏めながら、時代状況へ向けて、いわば教団スローガンとして打ち出されていったのである。

ところで、先の思潮は『天地乃大理』の内容をベースに形成されていたが、同書は、天地金乃神の恩と国民道德的な

皇恩・親恩が、その思潮の中で「一本」のものとして説かれていく教義的なベースともなっている。以下、「信忠孝一本」自体の教義的構造を明らかにする前に、その形成基盤となった『天地乃大理』を再度取り上げ、同書に「宇宙の大神靈」への信仰と国民道徳との関係がどう示されており、そしてその内容は慎誠・神訓とどのように関わるものであったのかを捉えることにする。

佐藤は、『天地乃大理』の中で神人一致の関係を、「神は吾本体の大祖ぞ信心は親に孝行するも同じ事ぞや」という神訓の教条を引用しながら、「神と人とは親子の関係なる以上は親神の親愛の神徳と、氏子の孝行の信心とに依るを以て、この調和を得れば、則ち神人一致なり」と解説している。同書では、「本体の大祖」たる神と人との本来的関係性が、日常世界の親子関係や儒教的家族倫理の概念を比喩的に用いることによって具象化されているのである。そしてその文脈の中で、天地金乃神への信心が親の慈愛に対する子の自然な感情の発露としての孝と同然であると説かれている。つまり、そこでの主題は、あくまでも神と人との「本一」たる関係性の提示であって、「親に対する孝」は、その意味を運ぶための道具として用いられているにすぎない。そして、このような親・子（氏子）・孝という言葉の比喩的な用いられ方は、「人の本務」の章（第二章）以外の、本書全編に認められるのである。因みに、生神に至る道程で「人の本務を尽くした」とする教祖認識に基づいて、人としての義務を、自己・家族・社会・国家に対する義務に分類し、修身・夫婦相合・孝行・相扶相救・家業出精・報国等の儒教的な倫理概念によって順次解説した「人の本務」の章では、孝は、「子の孝は親に対する本務にして、親の慈愛は子に対する本務なり」というように、家族の自然の情（人情）と義務意識（義利）とが結びつけられた日本の伝統的な「家」道徳そのものとして説かれている。

ところで、このような『天地乃大理』の構成や、その構成に応じた孝という言葉の比喩的・概念的な二つの使い分けは、慎誠・神訓の成立経緯と関わって、それら教条全体の構成の中の慎誠十二カ条の位置・役割についての、佐藤の認識の表れでもあったと考えられるのである。慎誠（「真道乃心得」十二カ条）・神訓（「道教乃大綱」二十カ条、「信心乃心

得」五十カ条の教条八十二カ条の大部分は、教祖最晩年に佐藤が教祖の教えを拝記し、それらを三巻に分類・整理した教条として取り纏めたものであるが、佐藤は明治十六(一八八三)年旧九月の段階ですでに、その内容を白神新一郎(二代)・近藤藤守・福嶋儀兵衛の三者の回覧に供していた。④⑤そして、佐藤は明治十六年旧七月、白神に宛てた手紙の中で、すでに成文化を成し終えた七十二カ条を三巻に分類している意図を、次のように説明している。

該十二ケ条は、日々信者心得の事と題して、其旨は、吾霊を鎮め尚道に入る人は、邪心を不起、愛国を専と記るしたる書なり。次に廿ケ条は、道教乃大旨と題して、其の旨は、神国神道を不迷、金乃神の功德を専らと記し、総て道教方の必要成る書なり。四十ケ条は御覧の通り、御道の難事を免る書なり。⑥

この説明の内容と、纏められた教条の中身を考え合わせると、当初「日々信者心得の事」と題されていた慎誠十二カ条は、元々教祖の信仰の独自性を開示した教条として編纂されたものではなかったのではないか、と思われるのである。愛国等、本教信奉者に限らず神道教派全般に適應され得るような一定の普遍性を持った内容の教えを取り纏め、公認教団として認可されようとする本教に入信した者が、日常生活において心掛けるべき心得方として編纂されたのではなかったか。④⑤そして、教祖の信仰の内容に直接関わる教えは、それに続く神訓に纏められていたのではないかと推察される。すなわち、「道教方の必要成る書」とする「道教乃大旨」(後「道教乃大綱」)は、主に天地金乃神の神性に関わって、その神徳・靈験を伝える布教の教義的所依として、また、「御道の(信仰によって、生活の)難事を免る書」とされた後の「信心の心得」は、本教信仰に基づく救済を生活の中に実現していくべき具体的な教導内容に関わって、信心生活の方向性を指し示す実践的な教導の指針として、遅くとも明治十六年の段階では、「道を務むる人は必ず所持」するよう授与するべく編纂されていた、と思われるのである。⑥

ところが、実際には、神道金光教会設立時に教団の教義の所依として位置付けられ、教内外に教祖遺訓として公表されたのは、信心の一般的な心構え・生活倫理を説いた教条として佐藤が位置付けていたと思われる慎誠十二カ条のみで

あった。それ以外の教条は独立に至るまで公的には発表されなかったのである。また、明治十六年編纂段階のものと独立時に公表されたものとの、慎誠・神訓の内容を比較してみると、「眞道乃心得」(後「信心の心得」)は殆ど変えられていない。だが、天地金乃神の神性を表現するべく編纂された「道教乃大綱」については、二十カ条中八カ条が他の教条に替えられるというように、「道教乃大旨」段階から内容が大きく変わっている。そしてその内容の改変は、たとえば「日本魂の勇氣なるも全く金氣の大徳に拠る所なり」、「人の魂は天津日乃神の靈を受、体は土より生じ、則、天地の神の恵に依て人とは成もの也」、といった教条が削除されているように、「神国神道を不迷」という表現にも窺える明治十六年当時の神道からの影響の色彩を、天地金乃神の「金神」的要素とともに払拭し、公認宗教に相応しく、より普遍的に抽象化するものであった。しかし、そのことは同時に、神道的色彩を帯びながらも、人の肉体及び靈魂、国家、天地との関わりで一定の具象性をもって表現されていた、それらを創造し根底から支配・守護する絶対神として天地金乃神を描きだそうとする「道教乃大旨」の基調を、抽象化することによって拡散させることにもなっていたのである。

以上のように、慎誠・神訓の編纂者である佐藤の、「眞道乃心得」が持つ位置・役割についての元々の認識内容を踏まえるとき、日露戦後になって改めて『天地乃大理』を執筆した彼の意図は、次のように捉えることができよう。つまり、佐藤は、慎誠十二カ条が教祖の信仰を表した代表的な遺訓として長年教内外に受けとめられていたこと、さらには慎誠や『神誠正伝』とともに、新たに神訓の二書が独立教団の教義的所依に位置付けられたことを踏まえながら、改めて慎誠・神訓を取り纏めた当初の編纂意図に従い、それら教条の全体構造に基づきつつ、『神誠正伝』に代わる独立教団としての組織的な教義書の創出を図ろうとしたのではなかったか。そのような意図を持って著されたが故に、『天地乃大理』では、天地の摂理や親子関係の比喻を用いて具象的に示された「宇宙の大神靈」(すなわち「道教乃大綱」の主題)が論述の中核に据えられ、その絶対神としての天地金乃神を視点に、「神人一致」の關係が教祖の信仰の独自性として説かれているのである。そしてまた、それ故に、国民道徳的な生活規範としての孝行・家業出精・報国や、それら

を実践することの信心生活上の意味は、「人の本務」の章に限定しつつ、全体の中の部分として位置付けられたと思われるのである。

ところで、先の和泉の第一条解釈は、日清戦争以来説かれてきた「神皇の二大恩」の「神」が、天地金乃神だけを指すのではなく日本の国家的な神々を指す場合もあり、しかもその見方は「教祖直信の諸先生からも縷々承」ってきた内容である、ということでもあろう。そうとすれば、本教が教義状況の中に抱え込んでいたその二重の神把握は、「信忠孝一本」の教団教義としての成立・展開とどう構造的に関わるものだったのであろうか。また、『天地乃大理』の内容や「眞道乃心得」「道教乃大綱」「信心乃心得」それぞれの主題は、「信忠孝一本」の中にどのような形で反映されており、さらには大正以降の歴史過程の中で、何が新たな教義的要件として加えられていったのであろうか。

次章では、「信忠孝一本」が実際にどう説かれていたのかを把握しつつ、敗戦に至るまで国家の国民統合イデオロギーとして機能した家族国家観（忠孝一本論、祖孫一体論）との関わりで、「信忠孝一本」の教義的構造やその展開相を明らかにしていきたい。

### 三、「信忠孝一本」の教義的構造とその展開

#### I 「信忠孝一本」の教義的構造

「三教会同」時にスローガンの掲げられた「信忠孝一本」は、第一次大戦（一九一四～一九一八）中の説教・巡教活動を経て、次第に教団教義としての内実を獲得していった。特に大正四（一九一九）年出版された長谷川雄次郎の説教録『信忠孝一本の信仰』は、本教信仰と忠や孝との関わりを説いたそれまでのさまざまな説教内容を、「信忠孝一本」の観点から教義的に整備するものであるとともに、それ以降の展開の契機をも内容的に示している。そこで、以下、「信忠孝一本」と内容

的に関わる明治期の説教内容を捉えながら、それとの比較で、長谷川の説教に見る「信忠孝一本」の構造を明らかにしたい。明治三十九(一八九六)年に畑徳三郎は、「神の氏子」の「氏子」という概念が「同一先祖の子孫」を意味するとしながら、神と親と先祖の関係を、次のように説いている。

吾人は皆親あればこそ生れ出たものでありますから、前の定義からいふて、己が祖先は己が氏神と崇め奉るべきことであります。サテ吾人は貴賤上下賢愚の別こそあれ、皆その親先祖のお陰で現世に生出て幾千萬と云ふ多くの氏族があります。この大多数の氏族の人々や、その先祖の方々の根源は如何にと追求しますれば、畢竟は天地一元の本体に帰するの外ありません。然らばその天地一元の本体とは、そも何であるかといふに、これは即ち畏くも先祖の教へ給ふた、天地金乃神様であります。されば吾人と神様との関係は、恰も我親と子との関係と同じ事であります。<sup>④</sup>

この畑の説教は、『天地乃大理』と同様、親子関係の比喩を用いて、人類の「本体の祖」である天地金乃神の神性を示そうとしたものである。しかも、畑の場合は、その親神の神性が、日本の伝統的な「氏子」「氏神」観念の基盤の上で、天皇家をも含む全氏族（さらには民族）共通の祖神（「出自の先祖」<sup>④</sup>）としても把握されているのである。そして、このような畑の神把握は、彼独りに特徴的なものではなかった。教祖時代で言えば、やはり「氏神」観念の基盤の上で示された、初代白神新一郎の「世界一統第一大氏神」という神把握や、前章で見た高橋茂久平の、「国家的の神」を「靈魂の神」としながら、「天照皇大神も大国主命も釈迦も孔子も亦皆この大神の御支配の中に属する」と見做した神把握とも対応するものであろう。

ところで、このような明治末期における畑や高橋の、天地金乃神、祖先神としての国家神、天皇乃至は国家、家の祖先、親、それぞれの関係構造についての認識は、「家」のアナロジーで忠孝一本論・祖孫一体論として創出された家族国家観とその成立基盤を同じくするものであった。且つそれ故に、そこでの思想的構造と根底的に対立する契機を含む

ものでもあった。

周知のように、家族国家観は、天皇家と国民一般の家との関係を本家・分家の関係、若しくは天皇と国民との関係を「大家長」・「赤子」の関係と見立てることによって成立した特殊日本の国家観である。そこでは天皇(家)を国民全体(若しくは日本の家々)を統括し庇護する「最上位の公」<sup>おおやけ</sup>として定位するとともに、その本家・分家関係の延長線上で、それぞれの家の始祖(同族の「出自の先祖」としての氏神)を天皇家が祀る神話的先祖(天皇家の「出自の先祖」としての天照皇大神)の傘下にイデオロギー的に収斂させている。つまり、この観念装置の下では、天照皇大神を始めとする国家神道の神々は、天皇(家)の権威とその系譜的連続性の象徴であると同時に、天皇家と国民一般の家々との出自における同根性の象徴でもあった。そこでは、親の慈愛に対する報恩の延長での自らの家の祖先への報恩(祖孝)は、本来異質な国家神への敬神と同義であり得た。また、日本社会において「公」と「私」の関係が、西洋のような対立概念ではなく、「所与の状況のもとで、相対的に転換されやすい」対比概念であったことからすれば、家の「公」である親へ奉仕する義理(孝)は、家人に対して「公」である家(親)が、総本家としての天皇家(天皇)に対しては「私」となる関係構造の中で、天皇の庇護に報いるべき奉公(忠)にそのまま移行され得たのである。すなわち、このような家族国家観の成立基盤と同じ基盤の上で、畑は、奉教主神への信心を説く文脈において、天皇よりさらに上位の「公」としての天地金乃神の存在と、それへの報恩としての信心を示そうとしたのである。

さて、それでは次に、以上の内容を踏まえながら、第一次大戦下でなされた長谷川の「信忠孝一本の信仰」と題した説教の講録を取り上げることとする。

長谷川は『信忠孝一本の信仰』において、孝親・忠君・信神それぞれと本教信仰との関係を、順次説いていっている。そこで彼は、「宇宙間の万有の根源」としての「大祖神」を、「私共祖先代々のお造りの親、お生しの親」、「現世、前世、後世を通じてのお造りの親、お生しの親」であると捉え、「世界は神徳の中です。国家は神徳の中です。家屋は神徳の

中です。私共の生活は神徳の中です。私共の練兵も学問も農業も工業も商業も、何の働きも何の努めも、悉く神徳の中です」と説いている<sup>⑤</sup>。そして孝親や忠君の意義を、「神人合一」へ至る道である、として解説しているのである。この長谷川の解説は、『天地乃大理』の主題・基本構造を踏襲しつつ、その中の「人の本務」の内容をさらに拡大したものである。しかしながらそこには、畑等の明治期の説教内容と比較して、次のような際立った特徴が認められる。

先ず第一に、「大祖神」の神徳の中に「練兵」が含ま込まれているように、孝親・忠君・信神のそれぞれの意義が、「無事の時」・「有事の時」に分けて示されている点である。このことは、「はじめに」で述べたように、日露戦後に本教が、戦時下での信仰エートスを平和時にまで敷衍化する形で教団を挙げて地方改良運動・戊申詔書普及の国民教化活動に邁進していったことと関わって、改めて第一次大戦の戦時下において、本教者の国民道徳に対する意識の内、天皇の庇護（慈恵）に対する奉恩（滅私奉公）の要素が肥大化していったことを意味している。そして、このように「有事の時」に、その視点で「無事の時」の信仰・生活意識が「信忠孝一本」の内容として教義的に捉え直されたことは、後述するような大戦後における、「有事」（民族的危機）を絶えず想定しての「信忠孝一本」の展開相にも繋がるものであった、と思われるのである。

次に、第二の特徴は、国家神・祖先神への敬神については特に触れられずに、「信神と信仰」との関係が、天地金乃神への信神と人間教祖が教示した真の人の生き方（道）としての信仰との関わり、として語り出されている点である<sup>⑥</sup>。しかも、信神については、「信神と信仰」の章にのみ限定し、他の孝親・忠君と同様の扱いで取り纏めて示されているのに対して、信仰すなわち教祖の生き方は、信（神）・忠（君）・孝（親）を「一本」に繋ぐ内容として、本書の全体に亘って語られているのである。つまり、佐藤や畑等と同様に、長谷川の説教においても天地金乃神の絶対神性が強調されてはいるが、佐藤等の場合は、信神が即信仰であった。そして、神と自らの信仰が一体となった視座から、教祖の人としての生き方すなわち敬神や忠や孝が把握されていた。それ故に、そこから自らの神と国家神との関係のとりなが

教義的な問題として浮上することにもなっていたのである。これに対して、長谷川の場合は、先ず教祖そのものが信仰把握の対象として設定されている。そして、『御覚書』や教祖伝記や言行録資料（御理解）といったテキストの解釈を通じて把握された教祖の信心生活（信仰）の中に、教祖が説いた絶対神としての神や国民道德としての忠・孝が同列に包摂されているのである。

最後に、第三の特徴は、祖先神への敬神を教義的構造の中から取り除いたこととも関わって、テキストの解釈を基盤に、先祖と自ら（の家）と子孫との関係が、単なる血の（若しくはイデオロギー的な）系譜的連続性においてではなく、家の「メグリ」・「徳」積み・「子孫繁盛家繁盛」といった教祖の言葉を用いて、より信仰的に捉え直されている点である。このことは、信神・忠君・孝親を通じて、家の「メグリ」を取り払い、「徳」を後世に伝えることができ、「子孫繁盛家繁盛」が実現するとの信仰認識に基づいて、「信忠孝一本」が、本教の信心生活の実践的指針として提示されるようになったことを意味していよう。このことを、先の慎誠・神訓との関わりで言えば、『天地乃大理』が「道教乃大綱」の主題である天地金乃神を基軸に構成されていたのに対して、『信忠孝一本の信仰』では、人間教祖の信心生活を視点に、むしろ「信心の心得」の生活実践性が強調されることによって「信忠孝一本」が教義的に整備されていったことを意味している、と言い換えることができるだろう。

## Ⅱ 「信忠孝一本」教義の展開

以上のように、「三教会同」時にスローガ的に掲げられた「信忠孝一本」は、大正初期に、「教団第二世代」の長谷川によって、人間教祖論的な視点での教義的な取り纏めもなされたのであるが、以降、それは次の二つの担い手と方向性をもって展開していった。

先ず第一は、明治天皇の死、大正政変を経て、誰の目にも天皇制の根幹の揺るぎ（絶対君主としての天皇の不在）が映

し出されることとなった所謂大正デモクラシー期、特に第一次大戦後における世界の政治状況や日本社会の構造的変化の中で、台頭しつつあった民主主義・社会主義の思潮に対抗する形で展開された、主に佐藤による社会教化活動を通じての、「信忠孝一本」の教団教義としての宣布の方向性である。

周知のように、佐藤の教監更迭(二)後、本教教政は、主に管長(金光家邦)をめぐる教団の内部的問題の対処に追われての混迷期に立ち至り、国家動向(たとえば大正八年に開始された内務省主導の民力涵養運動等)への、佐藤教監時代のよいうな教団総体としての対応はなし得ていない。しかし、佐藤は教監を辞職した後も引き続き、そのようなあり様を示す教団の肩代りをするかの如く、同年十月には『敬神崇祖憲政自治大精神』・『皇国経典』を、「信忠一本の教旨を体せる本教者」の必携の書として相次いで刊行し、同八年に至るまで、幻灯講演による敬神・崇祖の国体觀念発揚に全国を奔走した。さらに「国民精神作興に関する詔書」が發布される関東大震災(三)前後の時期には、彼は、「民族的危機」の意識に突き動かされながら、上杉慎吉や平沼騏一郎等とともに、維新運動的色彩を帯びたより政治性の強い社会活動を実践しているのである。因みに、佐藤は、壬戌会を結成する大正十一(三)年には、「信心と国家」という講題での大教会所大祭説教で、「金光大神の信心を盛んにせねば金光教といふ宗教が立たぬのじゃない。お国が持てぬのである」と説いている。また大成会を結成する同十四(三)年には、彼は巡教講師打合会の席上、「今や本教の信心は、教祖に近づかんとて却って教祖に遠ざかりつゝ、あること認めらるゝを、遺憾と存じます。教祖生神を仰ぐ信心の影が薄くなり力弱くなりゆきつゝ、あるは、誠に恐れ多きこと、存じて居ます。余りに人心の強き時は神心の弱くなるは自然の帰結と存じます。今や本教の興亡の岐路と存じて居ます」と訓示している。このような佐藤の教内へ向けての説教・訓示の内容と、「信忠孝一本」の信念に基づいて実践された同時期の彼の教外での活動とを考え合わせると、本教の信仰営為や教団活動の範疇からは逸脱したとも見えるそれらの活動は、次のように見做し得よう。すなわち、それらは彼自身の主体的信仰把握においては、国家全体の救済をも説いた生神としての教祖に信従する行為であり、当時の教政のあり

様や次に述べる「教団第二世代」の思潮に対する批判的認識に基づきつつ発動された、教団の社会的使命についての実践的提示であった、とも思われるのである。そして、このように大正デモクラシー期を通じて、「信忠孝一本」は、長年本教を代表する信仰者・教団人と見做されてきた佐藤の敬神・崇祖観念自体の宣布活動によって、天皇制国家の「危機」の状況下、民主主義・社会主義の社会的思潮に対抗する教団教義としての性格を付与されていった。

さて、このような方向性とは別の、「信忠孝一本」の展開の第二の担い手とその方向性は、『御覚書』（安部本）の教団提出（<sup>20</sup>）という新たな教義状況の現出とも相俟って、布教や対外活動中心の教政施策への飽き足らなさから、佐藤の教監更迭前後、「教祖に帰れ」を標榜しつつ台頭してきた、長谷川や和泉、佐藤金造、高橋正雄といった「教団第二世代」の、本教の独自性と自らの内面的信仰の充実を求めて人間としての教祖の姿・生き方を明確化しようとした教学運動の中に見出される。

たとえば、和泉は、『信忠孝一本の信仰』と同じ大正四年に出版した『金光教観』の序論で、神道と本教とは何ら教義的な関わりがないとする立場を貫きながら、「金光教は、その教祖の人格を中心とし、之によって開展されたる教義である。但し、若し祖先を尊び忠君愛国の道義を説くものが神道であるとすれば、『神と皇上』と説く金光教はその教義に於いて神道を包容するものであるのは勿論の事である」と述べている。そして彼は、同書本論においては、敬神・崇祖・忠君・愛国といった国体観念・国民道徳と一線を画しつつ、『御覚書』の事蹟、特に「立教神宣」の解釈を通じて、天地金乃神と交渉した教祖の生き方や、「氏子ありての神・神ありての氏子」・「めぐり」・「実意丁寧」・「末々繁盛」等の本教独自の教義内容を浮上させようとしたのである。このような和泉の、「神と皇上との大恩」を一般的国民意識の範囲内に収めた慎誠第一條解釈の延長線上での、『御覚書』に基づく教義形成の試みは、教祖の信心（「信」）が国民道徳（「忠孝」）を包摂するものであるとの基本的認識に立ってのものであった。もっとも、その基本的認識は、教祖を生神と仰ぐ佐藤にあっても同様に把持されていたと推察される。但し、佐藤の場合は、その認識の下、生

神としての教祖や天地金乃神への自らの「信」を前提に、天地金乃神の絶対神性を背後に隠しつつ、時代状況との関わりで「忠孝」の要素を社会実践的に強調していった。これに対して和泉の場合は、すでに闡明されていた「信忠孝一本」の教団教義的枠組みの下、国民道徳としての「忠孝」を前提に、『御覚書』事蹟との関わりで、人間教祖の信仰の「忠孝」以外の「信」の要素を教学的に追求していったのである。

ところで、このような、和泉に代表される「教団第二世代」の教義形成の営みは、本教の国家観念を、その人間教祖論的な認識故に、国民一般が持つ常識の範囲以上に突出させて理解することを自ら抑止するものであった。そして同時に、彼等の営みは、「信忠孝一本」がデモクラシー期の社会思潮に対抗する形で宣布されていく中であって、その教団教義的枠組みに自らの教義形成の枠組みを従わせつつも、むしろ内容的には当時の思潮をこそ内在化させながら、極めて自由に本教信仰の独自性や純粋性を追究しようとした営みでもあった。しかしながら、一面でその営みは、まさに国民道徳を日本人として受容した人間教祖を教義形成の視点にしたことによって、やがてデモクラシー期が過ぎ去った後の、敬神や忠孝といった国民道徳自体が戦争遂行へ向けて肥大化していく歴史状況に対して、天地金乃神との関わりでの超越論的な視点から批判していく信仰的論拠・規範を本教教義の中に形成する契機をも見失うことにも繋がっていった。すなわち、昭和初期における国家権力自体のファッショ化と、国民全般の国家観念の変容に際しては、逆に信仰がその国民意識に包摂され、特に「忠」の観念の変容・肥大化に追随していった。そして、当時、教政を担当する立場に立った彼等自身が、明治期や大正期のそれ以上に「信仰」的色合を濃厚に呈した「信忠孝一本」の、新たな担い手として登場することとなったのである。

さて、以上のように本論では、明治末期から大正初期にかけての、教団の動向・思潮や教政が国家施策との関わりで抱えさせられていた課題を捉えながら、「信忠孝一本」が本教史の中で掲げられていく経緯を明らかにし、また、戦前期教団の教義の所依とされた慎誠・神訓の教義テキストとしての性格を問いつつ、「信忠孝一本」の構造や成立基盤を考察した。そこで最後に、まとめとして、「信忠孝一本」がその成立期に果たした教政的機能を踏まえながら、教義形成に付随する信仰と政治の関わりの問題を指摘しておきたい。

「信忠孝一本」の教団教義としての役割は、第一章で述べたような各地教会布教の社会的基盤を整備するという戦前期教政が果たしていた元々の機能との関わりで言えば、国家・社会に対する公認教団としての本教の信用獲得である。明治末期教政は、取締当局の判断如何によっては警察犯処罰令の対象とも見做されかねないという各地教会が置かれた状況とも相俟って、天皇制とは異質な神を奉斎する本教が公認教団として日本社会の中に存立する上での矛盾を教団課題として抱え込んでいた。さらには、独立十年祭前後の教団状況にあって、本教信仰の普遍性や国家にとっての有用性を神社神道や他宗派との比較において闡明しようとする気運が、教内に醸成されていた。そして、このような教団状況を背景に教政は、国家の政策目標に教団目的を合致させる形での教団教義を掲げることによって、権力発動主体としての国家との関係のとりなしを図りつつ、時代社会へ向けた教団の進出を果たそうとしていたのである。その意味では、「信忠孝一本」は、それに先行して宣布された「迷信打破」とも連動して、教団が飛躍するための社会的条件を整えると同時に、本教が自ら「国家のための共同体」としての教団の実態形成を行なっていく水先案内人の役割を果たしたのである。そして、このことを慎誠・神訓の教条や『天地乃大理』の内容との関わりから捉え直すならば、「信忠孝一本」の教団教義化は、歴史動向の中で教政によって教団統合の準拠枠が教義テキストから読み取られ、本教の正統的信仰理

念の枠組みとして全教に対して指し示されていった行為であった、と見做されよう。

しかし、主に第二・三章で示した内容からすれば、その教義化は一面で、テキストそのものの主題や、国家神道体制に本教が従属する上での神信仰のレベルでの矛盾を、スローガンの表現によって覆い隠す行為でもあったのである。先の公認教団としての本教の矛盾は、端的には祭政上の敬神と本教の神信仰との相克となつて現われ得る性格のものであった。そしてそのことは実際に、天地金乃神との比較で伊勢神宮・天照皇大神の權威をも相対的なものとして把握した見解や、近代史学の台頭を背景にした『神誠正伝』の皇国史観的な「神国」観に対する疑問の提示など、さまざまな主張の中に示されてもいたのである。このことは、日本の文化風土という成立基盤の共有性によって、「信」と「忠」と「孝」が、伝統的な家觀念を媒介に容易に「一本」のものとして受容され得るような極めて近いものとして元々觀念されていたと同時に、それが教義的に突き詰められるとき、天皇制と異質な神の世界性・絶対性を主張する以上、この教義構造の中では敬神と不敬は表裏のものとならざるを得なかつたことを意味していよう。日本国家の中の最上位の「公」である天皇の權威は、その絶対神との関係においては、一転して一民族をしか代表しない「私」の立場に転落し得るものでもあったのである。教政は、本教信仰理解の枠組みとしての「信忠孝一本」を教団の旗印として掲げることによって、国家神道体制の思想的枠組みから逸脱する契機をも内包した全教の信仰的営みが、体制との根本的な対立・相克へと発展することを回避させつつ、教団を統合しようとしたのである。

さて、以上のように「信忠孝一本」が果たした教団教義としての機能を踏まえるとき、教団を統合する教政にとつて権力発動主体としての国家とは何であったのか、あるいは、本教信仰にとつて日本の民族意識や国民道徳とは何であったのか、ということが改めて問わされてくる。そのことが今後、今日における教義形成主体である我々自身の信仰上の問題として、そして『金光教教典』自体の解釈上の問題として根本的に吟味されていかなない限り、たとえどのような平和活動を教団的に行ない、それに合致する教祖像を対社会的に提示したとしても、また『金光教教典』からどのように

教祖の信仰の独自の内容を抽出していったとしても、「信」と「忠」「孝」が元々近しい成立基盤を持つものである以上、日本の政治状況の変化如何によつては、過去の亡霊は、現代なお装いを變えて容易に蘇ることだらう。

(教学研究研究所員)

注

① 今日、本教において「教義」という言葉はさまざまな意味合いで用いられており、概念規定がし難い現状にある。本稿においても、厳密な規定をした上でそれを用いている訳ではないが、巡教等教政主導の組織布教を通じて社会へ向けて闡明されていった、本教信仰の理念・目標についての教团的な表明を、一応便宜的に「教団教義」と名付けておきたい。

② 周知のように、明治末から大正にかけて形作られた「信忠孝一本」は、日中戦争勃発(三三)の前後から敗戦に至る昭和の天皇制ファシズム期において、教団の「教風」として「本教信心を席卷」し、本教信仰者全体を「聖戦」の遂行という国家目的への「奉公」に駆り立てていく役割を果たした。このことは、公認教団設立(八三)以来、本教が時代の支配的価値や国家目的に信仰の価値や目標を絶えず合致させながら、教団と時代社会との切り結びを確保しようとしてきたことと無関係ではないし、また、そのような戦前期教団の社会対応の歩みが、結果的に天皇制ファシズムの政治過程の中に自らを収斂させていくことと

なったことの歴史の責めは、今日なお教団が問われ続けねばならないであろう。久保田絃二「戦時時局における教風の論理―信忠孝から取次神聖へ」昭和四八年度研究報告、藤井記念雄「政治・社会問題と本教―信忠孝一本の教義の成立をめぐる」昭和四八年度研究報告。

しかし問題は、それをどのような教義史的問題設定の枠組みで問おうとするのか、ということである。「はじめに」で示したいくつかの問いからすれば、「信忠孝一本」の教団教義としての形成史を批判的に描くということは、必ずしも、戦後の信教自由・政教分離の視点から、戦前期本教がその信仰認識の内に国家的価値を受容してきたこと自体を一般論的に問題指摘することでも、日中戦争勃発以降、本教が「信忠孝一本」を掲げて全面戦争協力をしていったという歴史の結果から、その結果に適合する要素だけをそれぞれの歴史段階から抽出し、直線的に繋ぎ合わせていくこともない。むしろ描かれるべきは、先ずもつては、その時代時代にあつて教政が、国家の宗教政策や教団内部の状況との関わりにおいて、教団存立上のどのような課

題に当面させられていたのかということ、その課題意識から教祖の「遺訓」・教義テキストがどう読み取られたことよって教団統合の論理が信仰の正統性観念として浮上し得たのか、ということであろう。そしてさらには、その教政レベルでのテキスト解釈のあり様を踏まえつつ、神との関わりを第一義とした信仰の営みにおいて、何故「信忠孝一本」が本教の教義たり得ていたのか、またその成立段階において、本教信仰と国家神道体制の理念との間の矛盾が何ら顕在化しないまま、さまざまに信仰理解が「信忠孝一本」に収斂されていったのかどうか、が問われねばならないだろう。本稿では、久保田・藤井の研究成果や論点を踏まえながら、さらに、以上のような問題の枠組みから、当時の信仰のあり様や教政が国家との関わりで抱え込んでいた課題に即して、その教団教義としての形成過程・性格を問いたい。

- ③ 佐藤範雄『国民講演 第老輯』金光教本部、一九一一年。  
 ④ 地方改良運動等この時期の国家の国民統合政策については、多くの研究があるが、主に本論では宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、一九七三年、有泉貞夫『明治国家と民衆統合』『岩波講座 日本歴史17 近代4』岩波書店、一九七六年、の成果を参考にした。なお、日本史における天皇制支配体制の動揺と再編の時期を、古く石田雄は、第一が地方改良運動期、第二が大正後半の米騒動以後の時期、第三が昭和七年

農山漁村経済更生運動以後の時期と説いている。また、中村政則・鈴木正幸はその成果を踏まえさらに、日清戦後から日韓併合にかけてを絶対主義天皇制の確立期、第一次大戦から昭和恐慌にかけてを絶対主義天皇制の動揺・再編期、満州事変から敗戦にかけてを天皇制ファシズムへの移行・確立・崩壊期、と時期区分している。石田雄『近代日本政治構造の研究』五一―五九頁、未來社、一九五六年、中村政則・鈴木正幸『近代天皇制国家の確立』『体系・日本国家史5 近代②』三一―五頁、東京大学出版会、一九七六年参照。

- ⑤ 「申告詞」、『大教新報』第六〇号、明治四〇年四月二二日。  
 ⑥ 坂本忠次「戊申詔書下の金光教団―地方改良運動との関連を中心に」紀要『金光教学』第二六号参照。なお、同論文では、戊申詔書と地方改良運動の歴史的 성격及び同時期の佐藤を始めとした本教の対外的諸活動が詳述されている。  
 ⑦ 佐藤範雄『天地の大理』（第五版）第一章、一九一三年参照。  
 ⑧ 「迷信打破」教義宣布の具体的展開相やその問題については、岡成敏正『日柄方位の迷信打破』教義考』昭和五九年度研究報告に詳しい。  
 ⑨ 佐藤範雄『別派独立請願理由書』。  
 ⑩ たとえば前掲『天地の大理』第二章には、倫理と宗教を区別して、「宗教は神と人との間に関係して、人為以外なる宇宙の大理に徹底し、所謂神法神律に従ひて死生を安託し、以て神人

合一に到るべき極致の道を教ふるものなり」と記している。彼の迷信覚醒や感化救済といったさまざまな「救済」活動は、基本的にはその信仰観に基づくものであったと思われる。

⑪ 同書の序文には、「此の宇宙に神ありて生々化々の道行はれ秩序あり、整然として一糸の乱ることなし。之を天地の大理と云ふ。然り而して天地の大を五尺の身に収むるものあり。此の小天地を人と名づく。既に大天地に大理あり。小天地に道なくんばあるべからず。此の小道を辿りて大理に進む、これ宗教なり。宗教は神人の一致、即ち小天地を以て大天地に還沒せんとするものなり」と示されており、この基調は本書全編を貫いている。同右書序文参照。

⑫ 日露戦後「恐るべき勢力を以て害毒を流しつつある」「迷信熱」の状況や、それに対する政策の内容については、山下鏡影が詳しく報じている。山下鏡影「迷信打破政策(三)」、『大教新報』第一二九号、明治四一年九月一日。

⑬ たとえば「嗚呼独立十年」と題した『大教新報』の社説は、佐藤の教監就任の「申告詞」の内容や明治四一年の「信心の復活」と題しての講演内容を積極的に受けとめて、「嗚呼幾十年の後、之と反対に佛耶兩教の如きは最早金光教の好敵手に非ずと叫ばしめ得べきか、前途は極めて遼遠なり。毀誉褒貶は意とするに足らず。独立十年亦十年を加ふるに従つて内に充実に外に發展し、所謂進歩の実績を挙げ得れば可なるのみ」と論

じている。「嗚呼独立十年(五)」、『大教新報』第一五〇号、明治四二年二月五日。

⑭ 山下鏡影「教書私解(一)」、『大教新報』第一五七号、明治四二年三月二六日。

⑮ 「今や我國民は智の力よりも富の力よりも第一に貧しきものは徳の光であります。これが徳性の涵養には第一に神に対する觀念の掃所から改めてか、らねばなりません。国家的や地方的や況んや粉々たる木の根や石の頭や禽獸を神として居る様なことでは、其の徳の結果も知るべきで、神を信じるにも大に世界的とならねばなりません。(中略) 世界的といふ点に於いては基督教の神道に勝ること十歩五十歩ではありませぬが、国と家とを忘れたる世界は恐るべきであります。(中略) 我が國民をして、かゝる重大なる使命、少くとも世界一等國民たる責任を尽さしむるには、國民の信仰をして世界的となさしめねばならぬ。区々たる木石信心を改めて、天地の眞神、世界の祖神、天地全活しの神、天地金乃神を信ぜしめ、天地と世界と、神と人との依りて活き通す処の大道を奉ぜしめなくてはなりません。日本をして誠に發展進歩せしむるは信念の改造を第一の急務とするのであります。この日本國民の信念を新たにすべき使命は金光教徒が教祖によりて負ふ処であります。この使命は日本國民が世界に負へる使命よりも今一つ重大であります。」山下鏡影「教書私解(一一)」、『大教新報』第一六七号、明治四二年六月

月四日、同「教書私解(一三)」「大教新報」第一六九号、明治四二年六月一八日。

- ⑬ 「我國民は斯くの如くの歴史を有すれども、未だ曾て大政治家なく、大宗教家無く、大学者なく、大文学者なく、又大実業家なし。特に宗教家に至っては益々其の小なるに驚かざるを得ざるなり。(中略)現今に於ける神道派と唱ふるもの、皆果して悉く普遍的宗教として理想教として、しかも時代思潮に應ぜし大乘妙理の一大宗教として誰人をも救ふべき資格ありや、余輩未だ首肯する能はず」「金光教に対する余の感想」『大教新報』第五二号、明治四〇年二月一日。「然るに幸にも備中木綿崎山の片田舎に、金光教祖の出られたのは畢竟在来の宗教を革新し衆生を救ふべく、一大聖人を神様が下されたのであつて偶然ではない。(中略)武を以て世界無比の皇統を有する、我國に斯の如き大聖人が出現せられたのは、國民として誇る可き事で(中略)世界無比の一大神人金光教祖を出したることが、実に日本帝国の名誉である。又我道は金光教なる宗門の宗教に非ずして日本の宗教と云ふてよろしいと思ふ(後略)」齋藤誠逸郎「教祖に対する余の信仰と感想」『新光』第一八号四〇年一月八日。
- ⑭ この他、たとえば杉野平治郎は、「造化三神」を始め八百万の神を祀る日本の民族宗教である神道が、どの民族も原始段階ではそうであつた自然宗教であり多神教であるとした上で、次のように主張している。「神は即ち一神にして絶対無限なる一種不可思議の神性を有し、全宇宙を支配し撰理し給ふものにして、日本祖先教の三位一体説の如く、相分裂せる三個の原理より成立ものにあらず、則ち一神教に外ならず、則ち万象は神の靈徳の顯現せるものにして神人同素なり。(中略)無始以來神は一神にして(中略)若し世に多くの神ありとすれば、かゝる神は、神と名づくるに足らぬ神、吾人が崇拜の対象たる資格なき神、宇宙人生を貫徹せる大調和、森羅万象の眞善美なる宇宙の中に二個以上有り得べからず。」「吾人の信ずる最上の教(中ノ二)」「大教新報」第一四一号、明治四一年一月四日。
- ⑮ たとえば杉野は、「国家主義なる日本の神道部内に奉齋せる造化の三神」と「全宇宙を統括」する天地金乃神とを峻別しつつ、教祖を「天地の大理」の内容を要約して次のように述べている。「吾教祖は既往六十年の昔に於て、宇宙人生の一大真理を達觀せられ、時代の要求に應じて現代に適切なる大宗教を創建し玉ひ、社会人類に慰安と幸福を与へ死生の安心たる人生の根本義を遂行せしめん為に神人限合の結果、靈界の開拓者として、全宇宙を統括せる一大眞神たる天地金乃神の代表者として神化せられ(後略)」「吾人の信ずる最上の教(下)」「大教新報」第一四二号、明治四一年一月一日。
- ⑯ 注⑮、⑰参照。勿論ここに示されたナシヨナリズムは、大口ロシアに勝利し「東洋の強國」の地位を獲得した日本國家への

自負に基づくものであり、国家の帝国主義的侵略に対する批判的視角はそこには認められない。その意味で、山下等の主張が、やがてアジアの他民族に対する排外主義（逆の面から言えば同化主義）の性格を顕わにしていく天皇制ナショナリズムに収斂されていく性格のものであることは、踏まえておく必要がある。しかし同時に、そこで表現されている日本国家・民族の優越性は、あくまでも、世界中の人々を「氏子」とする天地金乃神の普遍性を主張する上での前提として語られているに過ぎず、必ずしもこの段階では理念的・実体的なものとして語り出された訳ではないこと、また、そのナショナリズムは信仰との結び付き方如何によつては、天皇制にのみ繋がっていくものでもなかったことも同時に押さえられる要があると考ええる。たとえば、教祖の直信である国枝三五郎は、この時期、「世界の大谷」と題して、教祖の理解を紹介しながら次のような一文を発表している。「某日、『午の年、其方は小さい事斗り考へて居るが、此方は世界を此の御道で包み廻す様なお陰が頂きたいと思うて居るのぢや』、と仰せられました。最早御教会が朝鮮にも開かれ、満州へも手が届くといふではありませんか。何とも恐れ入ることあります。かうして支那人も露西人も世界中の者がお道の信者になりますれば、第一に戦争はなくなつて世界平和が真に求めらるゝ事となります。」国枝三五郎「世界の大谷」『大教新報』第八一号、明治四〇年一月一日。

⑳ 山下鏡影「金光教側面観に就いて」『大教新報』第九六号、明治四一年一月二四日、「戦後経営の中心問題」『大教新報』第五三号、明治四〇年二月一〇日、斎藤誠逸郎「日本宗教史を讀む」『大教新報』第一一九号、明治四一年七月三日、「御祈祷教会」『大教新報』第一二三号、明治四一年七月三十一日。また、『新光』でも、「金光教に対する学者の慎重なる研究を望む」（第九号、明治四〇年一月二〇日）等、同趣旨の論評が掲載されている。

㉑ 同月刑法改正に伴つて施行された同省令は、「旧刑法の画一主義を捨て、裁判官をして時と場合とその他色々の事情も参酌して、事の宜しきに応じて自由自在に刑法を適用」できるように、旧刑法の違警罪にあたる犯罪を改変が困難な刑法条文から抜いて省令として発布したものと解説されている。「警察犯処分令」『大教新報』第一三三三号、明治四一年一月九日。

㉒ 山下鏡影「教書私解（九）」『大教新報』第一六五号、明治四二年五月二一日。なお、岡山県令として発布された同取締規則の内容とそれに対する本教の反応については、前掲坂本論文に詳しい。

㉓ 新刑法制定に現されたこの時期の国家の思想統制が持つ宗教にとつての意味や、旧刑法との内容的な相違については、阪本是丸の解説が詳しい。『新宗教事典』四七六―四七七頁、弘文堂、一九九〇年参照。

②4 明治三十九年に統監府が、在韓日本宗教の統制を目的とした宣布規則（統監府令第四五号）を令達し、各教団に韓国での布教行為を管理・統括する布教管理者の設置を命じたことをめぐる紛糾以来、本教では、明治四一年六月に韓国布教管理規定を制定した。また、翌年三月に專掌心得・山本豊を同管理所管内の教務視察に派遣して後、同年六月にはそれまで暫定的に任命していた中村武章（仁川・竜山教会長）から前專掌心得・高橋茂久平へと布教管理者を更迭する等、本格的に韓国布教を開始するための教政レベルでの整備が漸次進められていた。佐藤の視察・巡教は、その準備の総仕上げだったのである。

②5 「教政問答」『大教新報』第二二五号、明治四三年七月一日、同右第二二六号、明治四三年七月二二日。

②6 宮地前掲書、七〇―七三頁参照。

②7 たとえば床次竹二郎は「三教会同」の開催意図を、「宗教と国家との結合を図り宗教をして更に權威あらしめ国民一般に宗教を重んずるの氣風を興さしめんことを要す」、「各宗教家の接近を益密ならしめ以て時代の進運を扶翼す可き一勢力たらしむるを要す」と述べている。床次「三教会同に関する私見」『三教会同と将来の宗教』明治四五年。また、「韓国併合」と「大逆事件」はともに、国家の社会政策の展開に大きな影響を及ぼしたが、その展開は特に宗教利用の強化としても現われた。そして、そのような国家の宗教利用強化の動きは、その裏面とし

ての宗教取締に対する警戒とともに、次のように、当時本教において受けとめられていた。「近來朝鮮統治上に関して初めて宗教の潜在力偉大にして決して之を無視すること能はざるを漸く看破したる折柄、一方には大逆事件の起こり来たれるあり。是に於てか益々宗教に接近するの必要あるを認め、初めて当局の宗教に対する態度に一変を来すに至りたり。（中略）之れ実に宗教家の乗すべき最も好き機会にして、宗教家は此際活動して大に局面の展開を図らざるべからず。」「宗教家の好機」『大教新報』第二二六号、明治四四年四月二六日。

②8 宮田登『生き神信仰―人を神に祀る習俗』二二六頁、塙書房、一九七〇年参照。

たとえば、明治二七年には伊藤洋二郎が『淫祀拾遺教会』を出版し、その中で本教を次のように批判している。「彼れ金光教祖と称する文次郎なる者が真実なる敬神家なりせば、宜しく古道の精神を存統發揮する事を努むべき苦ならずや。古道の精神を發揮する事を努むるには亦た何ぞ自ら僭越にも神となるの邊ならん。（中略）彼れ等の常に難有がる金光大神は八百萬の神に勝れ玉ふと云ふにあらざや。而して其靈験も亦た一切諸神に倍して著しと云ふにあらざる乎、然るに其神職に在る教正、講義等が妖魔の言行あること、彼れが如きも尚ほ且つ之を嚴罰すること能はざるとせば、金光大神の靈験なき事も亦た推知し得べき事なるにあらざる乎。（中略）天下具眼の人士は皆な既

に彼れ金光教会の淫祀なる事を一認しつゝ、あり、彼れ等が悪魔たる本色を装匿しつゝ、天下の愚夫愚婦を眩惑しつゝある事は、萬目一視同認する処なり」。これは俗神道批判の立場からなされた本教に対する批判であるが、その極端な表現はともかくとして、その内容は本教の神道教派としての公的な標榜と実態との齟齬を指摘するものであると言えよう。

②<sup>9</sup> 公認教団設立以降も、各地で、集会条令違反や医薬妨害等の違警罪の嫌疑で取締の対象となる事態が相次いでいた。たとえば大阪では明治二十一年一月、近藤藤守・有田儀助・吉田綾子等が一斉に違警罪で検挙され、これを不服とした近藤は正式裁判を仰いでいる。南警察署が作成した「言渡書」によると、近藤の嫌疑の理由は、「明治一九年二月以来金光教会と称シ、自宅ニ於テ鏡数面ヲ装置シ、此レヲ日ノ大神月ノ大神（イナリ）風ノ大神ト称シ、尚ヲ此レヲ用ヒザルモ疾病全癒スベシ、ト妄リニ吉凶禍福ヲ説キ、数多ノ病者其他ノ人ヲシテ信仰セシメタル」というものであった。近藤藤守「正式裁判請求趣意書」神戸教会資料。この近藤等の一斉検挙の背景として推察されることは、同年六月から七月にかけて佐藤が未結取出社布教者の組織化のため大阪へ出張し、大阪府警察本部長に、神道金光教会に帰属しない「金光教会類似」行為者に対する取締方を依頼したことから、この当時、本教の出社布教者全般に対する当局の監視が強化されていたことである。そして、佐藤の意図に反して、

取締が神道金光教会に所属する布教者達にまで及んだということとは、取締当局の視座からすれば、その教団組織に属するか否かに拘らず本教布教者達が信者に説く奉教主神の性格や「神米」授与等の布教営為全般が、正統的な神道信仰の規範から逸脱する淫祀・邪教的なものとして映じていたことを物語っている。

③<sup>0</sup> 前掲『新宗教事典』、四七六―四七七頁参照。

③<sup>1</sup> 藤井喜代秀「教典編纂委員会における教祖伝の編纂過程について」紀要『金光教学』第三号参照。

③<sup>2</sup> 高橋茂久平「神訓の威徳」『大教新報』第一四五号、明治四二年一月一日。

③<sup>3</sup> 「今金光教の説く所を觀るに、宇宙の大真理―大我又は大天地を以て神の実体と為し、世界万象を以て其氏子となすの点は、堂々乎として世界的色性を帯べりと雖も、翻りて信条第一に神國の人に生れて神と皇上との大恩を知らざるべからずと規定せるを觀れば、其自ら制限することの甚だ小にして、天地金乃神の大威力、大神靈は之がために日本帝國なる小天地内に局限するの状あり」。なお、早田はこれに続けて「矛盾の感なき能はざるも、是れ皆歴史的涵養になれる国民的性情の發揮」であろうと、疑問を収めてはいる。「金光教と我國体（上）」『大教新報』第一五二号、明治四二年二月一九日。

③<sup>4</sup> この両者の慎誠第一条をめぐる見解の対立については、久保

田紘二「明治末期―大正初期の教義状況について」昭和五二年  
度研究報告でも取り上げられている。

③⑤ 「神国の意義」『大教新報』第二五二号、明治四四年一月二  
〇日。

③⑥ このような本教独自の「神国」の教義化の契機は、それまで  
に全く無かったわけではない。白神新一郎はその最晩年（明治  
十四・五年）に執筆したと見られる『御道案内（伊原本）』で、  
「老の身を咲をからしな 長らへて 神世盛りの 花を見よか  
し」「神世とは 過ぎし昔の事ならず 今を神世と 知る人ぞ  
神」といった神歌とともに、次のような一文を記している。

「弓は袋に、矢は箱に納め、耕す者は畔を譲り、行く者は道を  
譲り、上を敬ひ、下を憐み、世界一統和睦し、天地金乃王御神  
様にも感応ましまし、災ひも数無く、世界も時を違へず、順風  
順雨、夫れも夜降りて昼快晴し、年々萬穀豊熟し、山は茂り、  
池川海には魚躍り、自然人氣も寛々として、訴訟等も数無く、  
天ケ下も平穩なるべし」。ここには明治政府の天皇制の秩序構  
想とは異質な、天地金乃神を規範とする人間秩序、天地自然を  
含むユートピア的な世界のイメージが、極めて具象的にそして  
鮮明に描かれている。『御道案内』五一―五五頁、大阪教会、  
一九六二年参照。

③⑦ 和泉乙三「神国の意義―大教新報を讀みて」『新光』第六二  
号、明治四四年四月一五日。もっとも、和泉は、だからと言っ

て慎誠第一条の意義を重要視していない訳ではない。また彼は、  
「慎誠第一条は吾々に国家に対する道を示され、第四条、第五  
条は自分に対する道を示され、第六条は社会に対する道を示さ  
れた」とし、「等しく『神と皇上』と仰せられてあつても彼の  
『我身は我身ならず皆神と皇上との身と思ひ知れよ』とある神  
訓の神といふのは、慎誠第一条に所謂の神とは其の意義を自ら  
異にする」と述べている。

③⑧ 佐藤範雄講述・高橋正雄編『三教会同と将来の宗教』金光教  
本部、一九一二年。

③⑨ たとえば井上眞門は明治四一年に、「金光教入門」と題して、  
「本教の主眼はといへば、教祖立教の主旨に則り、信神の正理  
を講じ、天地の大理を明にし、愛国心を養ひ、顕幽一致、人に  
死生の安心を得せしむるの道にして、言替ふれば、天地の大恩、  
君と親との恩より、天地は万物の大父母たることを知らしめ、  
人性に天性の自由を与へて、徳義幸福を得しめ、真正なる信仰  
により、人生の大慰安を求めしむること、これ本教の大主眼な  
り」と述べている。「金光教入門」『大教新報』第一〇一号、  
明治四二年二月二八日。

④⑩ 「神は即ち我本体の大祖たるなり。又人の此の形体は父母よ  
り出でしものにして、親と本一なり。されば人の本体の親は神  
にして、此の形体の親は父母なり。故に人は神に対するの念と  
親に対するの情と一にす。而して親に対する情は孝となりて現

はる。孝は親の心を安んずるを本とし、親子一に至るを要す。是と等しく神に対する念は亦信心を起す。信心とは、人の大祖たる神の御心に適ひ、以て神人一たらんとするもの、是れ孝に外ならざるなり。故に親に対する孝の心を以て直に神に向へば信心の本旨に合するなり。」佐藤前掲『天地の大理』『神人一致』の章。

④1 慎誠・神訓の編纂過程やその構造については、藤井喜代秀が昭和五八年度・五九年度の両研究報告で追究している。「神誠・神訓の作成過程についての分析―作成した資料集をもとに」昭和五八年度報告、「神誠・神訓の構造と背景について―『金光大神御理解集』『御道案内』との対比をもとにして」昭和五九年度報告。

④2 「近藤藤守筆写による『慎誠』『慎訓』」桜井教会資料。「佐藤範雄発白神新一郎宛書簡」(明治一六年七月一四日)神徳書院資料七一〇。

④3 同右神徳書院資料七一〇。  
④4 第一条以外の慎誠の内容は、「天の恩を知りて地の恩を知らぬこと」、「幼少の時を忘れて親に不孝のこと」、「真の道におりながら真の道をあまぬこと」、「口に真を語りつつ心に真のなきこと」、「わが身の苦難を知らぬこと」、「わが心の鏡のくもること」、「わが心の角でわが身を打つこと」、「人の不行状を見てわが身の不行状になること」

「物毎に時節を待たず苦をすること」、「まめな時家業をおろそかにし物毎におごること」、「信心する人の真の信心なきこと」、以上である。これらを概観すると、「地の恩」や「時節」を待つことの大切さが説かれていることその他、特に教祖の信心の独自な内容が教条として表現されているとは見えない。むしろ、『天地の大理』の「人の本務」の章に示された、修身・孝行・相扶相救・家業出精・報国といった一般的な倫理徳目が、信心をする上での日々の心構えとして教条化されているように思われる。そしてこのことは、たとえば畑愷が『金光教典研究』において、慎誠十二カ条と先行公認教団である黒住教の教条「日々家内心得の事」との類似性を指摘しつつ述べているように、佐藤による公認教団設立上の必要性から行なわれた教条作成の持つ問題性としてのみ説明されてきた。しかし、そうとしても、佐藤が後年「神誠十二カ条は拝記した時は十三カ条であったのを、教祖様が『十二支に倣うて十二カ条にするかの』との御言葉で、それから山神様にもそれがよいとの事にて十二カ条となった。」(佐藤範雄「記念の神語り」金光教徒社、一九六三年)と回顧しているような、教祖自身のその教条作成への関与の意味は、説明された訳ではない。また、佐藤が明治十六年教祖在世中に書き取った「聞留帳」には、後に「道の奥義九ヶ条」として示される「一、方位 二、毒立ち 三、不成 四、欲徳 五、神徳(寿命長久) 六、人徳(人に用らる事) 七、

神と 八、皇上 九、祖孝（親）の箇条の他、「神国に生まれ  
て神と君とのご恩を知らぬこと」等、慎誠・神訓の元になつた  
と思われる三三カ条の教条が記されている。さらには、教祖が  
記した「お知らせ事覚帳」の明治一一年五月一日の条には、

「道の奥義九ヶ条」の内容に対応する、「一つ、日柄方角、不  
浄汚れ、毒断て毒養生、この三つこと、理解。お上、上々、親、  
この三つこと守り、そむかぬように説諭をいたし」（『金光教教  
典』帳22—9）という記述が認められる。このような資料から  
すると、慎誠十二カ条の内容の持つ問題性は、必ずしも佐藤の  
思想的背景にのみ還元して把握することはできないのではある  
まいか。むしろ、慎誠・神訓全体の構造の中での慎誠や「道の  
奥義九カ条」の意味が、佐藤のさらには教祖自身の本教信仰認  
識の問題として問われねばならない、と思われるのである。そ  
して、慎誠が元々信者の一般論的な心構えとして示されていた  
とすれば、その内容が他の神道教団と類似していたとしても、  
それを教条化した佐藤や、教祖自身にとって、単に教団の認可  
主体である神道事務局との関わりにおいてだけではなく、信仰  
的にも何ら差し支えは無かつた、とも考え得る。

④5 前掲神徳書院資料七一〇。なお、神訓に収められた忠と孝に  
関わる教条を拾いあげてみると、次の通りである。「道教乃大  
綱」は、「神は我本体の大祖ぞ信心は親に孝行するもおなじ事」、  
「我身は我身ならず皆神と皇上との身とおもひ知れよ」の二カ

条。「信心乃心得」は、「神の恵を人知らず親の心を子知らず」、  
「神信心の無き人は親に孝の無きも人の道を知らぬも同事ぞ  
や」、「信心してまめで家業を務めよ君の為なり国の為なり」の  
三カ条。

④6 「道教乃大綱」から削除された「道教乃大旨」八カ条中、本  
論で示した二カ条の外六カ条は、次の通りである。「抑此大地  
は金気の大徳に因るものぞ、土は則金気の凝るものなり」、「大  
地は金を以て骨となすものぞ、人の体に於ても骨は金気の性、  
則金廻大神の大徳に拠る所也」、「人の出来始る時、月の留ると  
も、日の延たと云も、全く日月の大神の恵に依て人とは成もの  
也」、「中昔より、何事も、外説に雜り、貴き我大神等の神徳を  
も忘る事とはなりたるもの也」、「いかに方位を改るとも、地震  
の時はその方位も及ばぬ事也」、「金神を金神と唱へて、悪神と  
思ひ恐れな、金の神は福の神也」。また、「信心乃心得」からは  
次の二カ条が削除されている。「神酒神水を頂心で、体の毒を  
洗淨せよ」、「怠時には瓶の水を汲むも頂く心になれば神酒神水  
もおなじことなるぞ。まめなとも、信心の油断をすな」。

④7 畑徳三郎「説教」『大教新報』第四二号、明治三九年一〇月  
二二日。

④8 伊藤幹治は、有賀喜左衛門が日本人の先祖親には二重の意味  
の先祖（家の創設者としての先祖と、家を権威づけると同時に  
その家を中心とした本末関係の維持を促す集団統合の機能を持

- った、家のイデオロギー的な始原としての先祖―出自の先祖)がある」と捉えていたことを踏まえ、「天皇と国民の関係を『家』の本末関係にみたてたり、あるいは、天皇家の神話的先祖としての天照大神を『家』の先祖の始原的な存在とみなしたりした家族国家観が、明治国家のイデオログの創案によるものであったとしても、こうした特殊日本的なイデオロギーが、日本の社会のなかにはぐくまれ、しかも、半世紀近いあいだ存続したのは、(中略)集団統合のためのイデオロギーとして機能していた、『家』の出自とその具象化としての先祖観によるところが大きい」と述べている。伊藤幹治『家族国家観の人類学』一六九―一七七頁、ミネルヴァ書房、一九八二年参照。
- ④9 有賀喜左衛門「公と私―義利と人情」有賀喜左衛門著作集(5)『封建遺制と近代化』二二三―二三四頁、未來社、一九六七年参照。
- ⑤0 同右書二二三―二三四頁参照。伊藤幹治は、家族国家観が生み出される日本社会の中の潜在的要因を、先祖観の他に、子に対して親は「公」<sup>おや</sup>、「家」として現われるが、その親はまた上位の「公」<sup>おや</sup>である本家に対しては「私」<sup>わたし</sup>になる、というような「公」<sup>おや</sup>と「私」<sup>わたし</sup>の対比的な関係に見られる論理や、庇護と奉仕の関係によって成り立っていた「親子なり」の制度の中にも見いだしている。伊藤前掲書一九六―二〇一頁参照。
- ⑤1 長谷川雄次郎『信忠孝一本の信仰』宗徳書院、一九一五年。
- ⑤2 たとえば「有事の時の孝親」は、次のように説かれている。「事あるの秋、両親の事を本位にして迷ひも躊躇も怖もないのです。一身をも顧みませぬ。常には雨風とも厭ふ我一命をも惜しませぬ。生命がけの親心に対して、生命がけを以てお仕へ申ます。お報ひ申ます。」同右書。
- ⑤3 長谷川前掲書。この他、たとえば八木栄太郎は大正七年に、「本教は、信心すればする程忠孝が尊く思はれ、忠孝を励めば励む程、信心が尊くなるといふ、道を示された信心であります。」と説いている。『八木教正簡易説教集』宗徳書院、一九一八年。
- ⑤4 長谷川前掲書。長谷川はまた「徳の相伝」と題しても、次のように説いている。「(前略)祖先父母の子らしく、陛下の民らしく、更に大祖神様の氏子らしく、身を立てねばなりません。家を起さねばなりません。子孫を榮えさせねばなりません。身のメグリを根断ちにさせて頂かねばなりません。親祖先のメグリを根断ちにさせて頂かねばなりません。(中略)子孫末代の為に、人徳神徳を修得させて頂かねばなりません。(中略)夫れが真の皇国の民の道です。夫れが真の本教の教徒の道です。真の人の道です。夫れがやがて真の子孫繁昌家繁昌の道なのです。『徳の相伝』『新光』第二三三号、大正五年四月一八日。この時期、また和泉乙三は、「氏子ありての神・神ありての氏子の義」「めぐりの義」「実意丁寧の義」「末々繁昌の義」の四

つに分けて、教義化を試みている。「金光教祖の四大教義」『新光』第一一六号、大正四年一〇月一九日。

⑤⑤ 「思想国難」が国家的課題として標榜されていくこの時期、「民族的危機」は、事実上天皇親政の原則が崩壊した天皇制国家によって、台頭する民主主義や社会主義の思潮に対する対抗イデオロギーとしての国体論・家族国家観とともに、国民統合の手段として絶えず煽られている。中村政則・鈴木正幸前掲書七四―七六頁参照。

⑤⑥ 佐藤範雄「信心と国家」『金光教徒』第三三七号、大正一年五月二二日。

⑤⑦ 佐藤範雄「巡教講師候補者打合せ特殊講演講案並びに訓示」大正一四年九月一七日。

⑤⑧ 和泉乙三『金光教観』一―二頁、宗徳書院、一九一五年。

# 「お知らせ事覚帳」に見られる「お知らせ」の考察

竹 部 弘

## はじめに

それを何と呼ぶにせよ、多くの宗教において、神と人間との間で、人間の力だけでは知り難い事柄が、真理として開き示されることがある。「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」(以下、それぞれ「覚書」「覚帳」と略記)に於いても、日常生活万般についての具体的な指示から、人間・世界・天地への広がりを持った教え、金光大神の生の意味に関するものに至るまで、様々な「お知らせ」があり、「お知らせ」に於いて金光大神の信仰展開がなされたことが記されている。右の両書は、前者が「お知らせ」によって書き始められ、後者が「お知らせ」をその名に冠するという以上に、内容的にもさながら「お知らせ」によって綴られた信仰史の趣がある。金光大神の信仰形成過程や更にはそのトータルな信仰世界にとっても、両書物の性格にとっても、「お知らせ」の持つ意味の究明は重要な課題であるといえよう。「お知らせ」の性格に関して、瀬戸美喜雄は、その発源という面から、次のように述べている。

単にこちらがそのように感じるとか、そのように思うとかいうことではなくて、やはり「向こうからくる」という感じだと思ふのです。人間が考えに考え、努力に努力を重ねた結果そうなるというより、人間はむしろ無心になつているところへ向こうからくる、つまり向こうが主体、神様が主体だということです。<sup>①</sup>

右の言にある「神様が主体」ということが、「お知らせ」に於いて基本的であると認められるにしても、しかしそれは神と金光大神との関係の在り方に応じて、様々な意味合いを持った振幅を示し得るものであろう。本稿は、神と金光大神との関わりにおける「お知らせ」という出来事について、主として「覚帳」に拠りつつ、両書に記された「お知らせ」に考察を加えるものである。

尚、引用箇所の特記は、特に断らない限り教典「覚帳」の章節項番号を示し、日付表記は「覚帳」に従って旧暦を用いた。

### 一、「お知らせ」をめぐる神と金光大神との関係史

本章では、これまでの研究で明らかにされてきた金光大神の信仰史を辿りながら、そこに窺える「お知らせ」の特徴的な在り方を探っていく。このことは、金光大神の信仰形成史の上で、「お知らせ」がどのような相を示してきたのか、またそれはどのような位置を占め、意味をなしたのか、を確認しておきたいと考えるからである。

金光大神にとつての「お知らせ」体験は、聞くことから始まった。「覚帳」冒頭に記されている「お知らせ」は安政四年の実弟香取繁右衛門による託宣の言葉であり（「覚書」でも安政二年の大患の際に下された、新家の治郎による「普請わたましにつき、豹尾、金神へ無礼いたし」（覚三—4—5）という託宣が、意識された最初の「お知らせ」であった）、この時点では、繁右衛門による託宣の言葉を聞いて「お知らせ」を受けるといふ形であった。翌年正月朔日にも同じく繁右衛門を通じて「お知らせ」を受けるが、これによって金光大神は「下葉の氏子」に取り立てられるとともに、金光大神の「お知らせ」体験にとつて新たな段階を迎えるべき事が宣せられた。「神が受け返答いたすようにしてやる」（二—1—4）と告げられた言葉がそれである。この言は、繁右衛門を通さずとも直接、金光大神自身に対する

神の返答がなされる日の来ることを約したものであり、その後、金光大神は「お神棚へ向かって拍手打つてご奉願、おかげ受け」(二一と)る生活を送る。

他者の言葉を聞くという形での「お知らせ」体験から、自らに「お知らせ」を受けられるようになるのは、この年三月十五日の「手にお知らせください」(二一三―一)という出来事を最初とする。これは、近藤藤守の伝えによれば、願い・伺いに応じて、手の上がり「よいこと」を、また手の下がり「悪いこと」を象徴するというように、二者択一の形で神意が示されるといふものである(理解Ⅱ近藤藤守1参照)。続いて七月十三日には、「口でお知らせに相成り」(二一四―一)という出来事が起こる。ここに於いて、金光大神は神の「お知らせ」を自らの口に言葉として発することとなる。

こうして自らの身に「お知らせ」を受けることによって生活のより密着した事柄に応じた内容が、また口に言葉として発せられることによって、より微細な点に及ぶ内容が知らされるようになった。この時期、金光大神は「下葉の氏子」から、続いて「金神の一乃弟子」に貫い受けられ、秋中「行」を進めて、やがては「文治大明神」との称号を許されることとなる。それは、家庭生活・村落共同体のつながり・信仰生活等の様々なレベルが重層的に錯綜する状況の中で、従来の慣習的な諸関係から、神との関わりによる信仰世界へと誘われ進み行く過程であり、その過程にある金光大神を導くものが神からの「お知らせ」や「お指図」であった。その点で、「お知らせ」は生活の枠を破る上で、その問題状況を示し、決断を促すべく、心のあり方を定めていくものであった。<sup>③</sup>

これら、「手にお知らせ」「口でお知らせ」等について述べてきたところからは、「お知らせ」ということが常人には起こり得ない、異常な事態のように思われるかもしれない。繁石衛門の神憑りの時に驚いて金光大神を呼びに来た周囲の人々の様子や、安政五年七月、金光大神が初めて口で「お知らせ」を受けようになつた時、居合わせた森田八右衛門が「常住このいに(このよ)言われるか」(寛五―五―三)と尋ねたことからは、こうした形での「お知らせ」が、誰にで

も起こり得る筈のないものと観念されていたことが窺える。

では、人をしてこのような観念を抱かせるものは、どのようなところに存したのであるか。この点について、まず「手にお知らせ」は手の動きが激しいため「のりくら」と間違われるような在り様にならぬようにとの戒めも伝えられており、後年になって明治政府の宗教政策との関わりから、対外的な意味で制約を被る要素があった。確かに、「手にお知らせ」の様子は一見したところ神憑りの「のりくら」と同様であり、金光大神自身「神が体に入つて、神に取ることである」（理解Ⅱ高橋富枝17）と語っているように、人間の体を器として神の意志が神の力によって現われる、神意の自己顕示として理解される要素を多分に持っていた、と考えられる。

また、金光大神が初めて口に「お知らせ」を受けた時の出来事は、片岡幸之進の伝えでは、次のようなありさまであつたという。

或時拝し居られたるに、云ふまいとなさるにほつとこけ出、云うまいとなさるにほつとこけ出る。これ程言ひ度いものなら云うて了はうと、ずんずん云はれたるが、これでおしまいとて終りたり。（『靈魂 金光大神言行録』五五九）

片岡の伝えが、この時の出来事をどれだけ正確に伝えているかについては、検討の余地が残るが、少なくとも金光大神の口を通した「お知らせ」ということについて、人々に受け取られた側面が語られているであろう。この伝えでは、口を通しての「お知らせ」が無意識の内になされたり、言葉にした内容を覚えていない、ということを意味してはいない。しかし、それは同時に、「言う」という行為が自分の意志のままになされたり止められたりするのではないということ語っている。従つて、この伝えによれば、「口でお知らせ」という出来事については、記憶・意識は確かでありつつも、本人の意志を越えた力が発話をなさしめている点で、「手にお知らせ」に共通する神の関わりが前面に現われた印象が与えられる。

この他、「覚書」慶応三年の条に「私の心へお知らせ」（覚一五―五―九）とあるように、金光大神の内心に知らされ

ることもあったが、これは更に後年の、しかも「覚書」の記述であるため、「手にお知らせ」や「口でお知らせ」に比べて、このような「お知らせ」がいつから始まったのかということも明らかでなく、また「手にお知らせ」や「口でお知らせ」との関わりも明らかではない。しかし、遅くとも慶応三年には、それ以前のように、必ずしも手の上がり下がりや発話がなくとも成り立つ「お知らせ」のあったことがわかる。このような心への知らせが、金光大神が慶応三年十一月二十四日の「お知らせ」により、「金光大権現、これより神に用い」（二一—七一）るとされ、神と人を取り次ぐ中間者という位置から、一層、神の威徳を現わし得る立場へと移行しつつある時期に当たっていることは、示唆深い。なぜなら、金光大神が「下葉の氏子」や「一乃弟子」として神の「教え」を受けていた時期には、金光大神の手や口を通して自ら姿を現わすが如く「お知らせ」を發していた神が、金光大神を「神に用い」とする段階に至っては、目に見える形での関わりを抑えて心に語りかけるように「お知らせ」をなしている、と考えられるからである。また明治三年には、金光大神のそれまでの信仰営為によって至りついた立場について、それが「天地のしんと同根」である、との確認がなされている。

こうして「お知らせ」の示現する場が、手や口から心へと広がりを見せ、その心が「天地のしんと同根」とされている。明治期に入ってからには、一方で「神が知らせねば知らず」（二五—一三—六）と言われながらも、他方では「金光あつての神」と言われる程の關係において、「同根」なる心への「お知らせ」がなされて行くことになるのである。

そして、明治六年には四月四日に「何事もみな天地乃神の差し向け、びつくりということもあるぞ」（二七—一四—一）との「お知らせ」があり、あらゆる出来事が信仰上、神からの「差し向け」であると告げられると共に、更に八月十九日の「今般、天地乃神より生神金光大神を差し向け」（二七—二五—六）との「お知らせ」によって、「みずからを神の意図の中に没入させ」、金光大神自らの生涯を神から人の世にさしむけられたものとして把握するに至っている。

この時期以降に於ける「お知らせ」の在り方として注目されることは、先述のように心へと傾斜していく動向の中で、

同時に、現実不起こった出来事を目・耳・肌等、肉体的な感覚によって触れる形での「お知らせ」が消滅するわけではなく、むしろ顕在化することである。例えば、晩年に於いても、ひやけと雨降りとが交互に繰り返す天候の中で伸びゆく竹の様を見て、「天地とは雨土。あめつちなくては、木、竹、草、五穀、実入らず。信心いたせば、でき、実入りよし」(二〇―18―7)という「お知らせ」を感取した例、ろうそくが広く燃え立つことを以て「これにて知らせ」(二七―5―1)とされていることなど、視覚的な出来事を通じた神意の示現が見られる場合があった。これらに加えて、地震(一六―3)や雷(二五―10、二五―17)を契機として「お知らせ」を感取した場合にも、そこでの「お知らせ」には言葉として理解される以前の、現実的な出来事を通じて現われる象徴的な「力」の顕示を伴っていた。これらの場合、言葉として記されることになる「お知らせ」は出来事に導かれ、出来事の意味を解きあかすような形で伝えられたものであり、神は「お知らせ」に先立つ出来事の原動者として表象される。

以上、「覚帳」「覚書」及び伝承をもとに、金光大神の信仰史における「お知らせ」の諸相について述べてきた。そのことを通じて、「お知らせ」ということに於ける神の関わりが、一方で人間の体を占拠して自ら意志を表わす側面から、他方で起こった出来事の背後でその意味を解きあかす側面に至るまでの振幅が見られた。これらのうち、「手にお知らせ」については、「覚帳」「覚書」を通じて、どのような事柄についてどのような内容の「お知らせ」があったのかということは全くわからず、ただ「お知らせ」があったという事実が記されているだけである。逆に、これ以後の記述からは、秋うんかの事跡の「油入れな」(二―5―2)という「お知らせ」を最初として、内容は記されているが、それが手を通じてか、口を通じてか、といった点はわからなくなっていく。本章で述べてきたことは、そのうちで、「お知らせ」の内容面には触れずに、主としてそれが手や口等を通じて顕在化した形態面の様相を基に導かれたものである。しかし、これら形態面の様相がわかる「お知らせ」は、「覚帳」「覚書」に記された「お知らせ」の全体からみればごくわずかであり、そこで導かれた点は残りの「お知らせ」記述に照らして、別の形で検討される必要がある。それ故、「お知らせ」

ということの探究は、その形態がほとんど記されていない残りの記述全体を含めた考察の中に求められねばならないであろう。

その点について、以下のような視点で考察を行ないたい。先の例のように、「お知らせ」が「油入れな」という言葉で表現されたとしても、記されている言葉がそのまま「お知らせ」として送られてきたわけではなく、象徴的な示現の立場に基づくものであることに注意する必要がある。両書に記された「お知らせ」は本来「それを直接言葉としては表現し難い何かであつたはず」のものであり、「かつて現実世界のものとなり得たことのなかつた何か」が、「お知らせ」として新たに言葉にもたらされている」のであるから、「お知らせ」自体は、記された言葉そのものとは異なっている。むしろそれは、「沈黙」としての経験に根ざすものである<sup>⑩</sup>。しかし、同時に、人間の一切の経験が言語を介さなければ埋もれたままであり、言語を介することによつてはじめて理解へもたらされるといふことからすれば、元々は言葉以前の沈黙であつた「表現し難い何か」に最もふさわしい表現の光が与えられたものが両書の「お知らせ」に関する記述なのである、と考へねばならない。例えば、

一つ、金光とは金光ると書き。明い方はだれでも見ようが。おいおいには明い方へ人が来る。(明治十年十月十三日、二一—30—2)

この「お知らせ」は、当時既に公認教団として布教していた黒住教との対比に於いて、「金光」の意味を解きあかしたものである。勿論、ここで「光」と表現されたものが、「お知らせ」を言葉にする段階で、金光大神の「教え」のたもととして用いられた、と解することも可能である。しかし、この年一方では警察による取締りが金光大神にまで及ぼうとした状況があり、他方それに応ずべき方途たる宮建築に於いて、担い手となる人々の意識の中心を占めているものが「氏は大谷村の金神社と申し」(二二—27—5)、「氏神のように思」(二五—21—1)うという状況があつたことを思へば、この「光」とは単に表現上のたとえなのではなく、金光大神の心の暗夜を差し貫いた「光」を背後に保持している

言葉なのではないか、と考えたい。すなわち、「お知らせ」の内容は、表現された言葉の意味と、もう一つの意味の繋がりの中から生み出され、表現された言葉の意味(第一の意味)を通してのみ開示されるのであり、「光」という言葉が持つイメージを媒介として、「光」と表現されねばならなかった、その「お知らせ」の「光」が指示されることになる。

また、「覚書」でも、安政五年十二月二十四日の「お知らせ」で、金光大神の養家川手家が先祖以来無礼になっていると知らされたことについて、無礼の根源を「四つ足埋もり」(覚六—9—3)と記されているように、地中深く埋まった「四つ足」という、五感を動員した象徴によって、「無礼」が表象されている。

このように、言葉に表現された「お知らせ」には、言葉以前の象徴性がそれら個々の表現に集約される本質として宿っていると考えられる。そして、それは右に挙げたような限られた言葉に於いてのみならず、あらゆる言葉に於いて妥当するものであろう。すなわち、両書に記されたいずれの言葉も「お知らせ」の本質として象徴的なのであり、「お知らせ」の探究はそれら両書の記述によってこそ、その焦点の結ぶところへと限りなく接近可能なのである、と考えられる。そこで次章では、個々の表現を通じて、それらが示す「お知らせ」の全体像を描くことを目指したい。

## 二、「覚帳」の記述表現の分析

### I 「お知らせ」とお知らせ文

「覚帳」に記された「お知らせ」の全体を考察の対象にする時、まず問題となるのは、「覚帳」の記述の内、「お知らせ」の記された部分(以下「お知らせ文」と呼ぶ)とそれ以外(事実描写や教祖の感懐、人の会話等)の部分(以下「地の文」と呼ぶ)との弁別が、画然とはなされ難い、という点である。原則的には、「一つ、お知らせ」「〜と告知

らせ」。「〜と仰せつけられ」等の語が付されていれば、その前後にお知らせ文があると判断してよい、と考えられる。しかし、そのように規定しても、実際に「覚帳」「覚書」の記述に接して行くと、次のような点で、なお判断の分かれるところが現われる。

第一に、これらの語が付される位置がお知らせ文の前・後・中間と定まらない上に、「一つ、お知らせ」とあって、すぐその後にお知らせ文だけが書かれているとは限らないため、前後の記述のうちどこからがお知らせ文か、あるいはどこまでがお知らせ文か、という点で判別し難い例が出てくるからである。例えば、次の二例に於いて傍点を付した箇所は、その顕著なケースである。

未十二月二十四日仰せつけられ。

一つ、ご普請地所のこと申しあげ候。辻畑お屋敷いたすように氏子心配くれ申し候。世話方より申し出、地所開きのことは、此方より指図するまで待て。(二五―14)

右の例では、「十二月二十四日仰せつけられ」とあり、神から金光大神に「お知らせ」があつて、それを「仰せつけられ」と受けとめ記したことがわかるが、その直後に、「ご普請地所のこと申しあげ候」と、金光大神の行為を示す地文が出てくる。最後の「地所開きのことは、此方より指図するまで待て」の箇所はお知らせ文と判断し得るが、その中間部分はどちらになるのか、どこからがお知らせ文なのか、について判断が分かれる。また、

同じく九月二十三日、一乃弟子にもらうと仰せつけられ、家内中申し渡し。(二一―?)

では、「家内中申し渡し」の箇所は、命令形のお知らせ文(「家内中に申し渡せ」とも、金光大神の行為を記した地の文(「家内中に申し渡した」とも解せる。

第二に、「〜とお知らせ」「〜と仰せつけられ」等の語が付されていない場合でも、文脈上、お知らせ文と判断すべきものがある。例えば、「麦中打ちのこと、つえかうな、当年は……」(三―2―5)は金光大神への命令・指令として表

現されていることによつて、また「ついでにほうそうさしよう。しかし、こんどは、先に注連おろしたたからは、こんどは注連いらす」（三―11―1）では、神の意志が約束・保証とも言うべき形をとつて表わされていることによつて、それぞれお知らせ文と解される。

この他、直接話法的な表現としてでなく、「お知らせ」があつたという事実を表現している間接話法的なお知らせ文がある。例えば、「口でお知らせに相成り」では、「お知らせ」の内容は記されておらず、「お知らせ」があつた事実だけが記されている。また、直接話法的には、「湯、行水を差し止める」となるべきものが、「湯、行水おさしとめに相成り候」（八―3―1）と記されている場合などが、これに当たる。このような例も「お知らせ」の一つの表現形式であつて、広義のお知らせ文に含むことができるが、それらはまた「お知らせ」があつたことを地の文に取り込む形で表現されたものもあるため、本稿では分析の便宜上、ひとまず直接話法的に表現されたもののみをお知らせ文として分析の対象としたい。

このような諸点に留意しつつ、「覚帳」を、お知らせ文、不明文Ⅱどちらとも断定し難いもの、地の文、の三種に分類した。分類は教典の章節項の項を単位として、同一の項の中でお知らせ文と不明文とが分かれる場合は、二つに分けて枝番号を付し、各々を一件と数えた。その結果、お知らせ文六二〇件、不明文一五〇件という結果を得た。これをもとに、以下の分析を行なう。

## Ⅱ お知らせ文の分析から窺える傾向

先に述べたように、分類は教典の項を単位として一件としているので、一日あるいは一度の「お知らせ」の単位とは必ずしも一致しない。そこで分析のねらいによつては、一続きの「お知らせ」と考えられるものが数項に亘っている場合は、これを一「事例」と数えた。従つて、事例数は「覚帳」「覚書」に記された「お知らせ」体験の数に相当し、他

表1 お知らせ文の事例数・件数

年	事例数	件数
安政4 (1857)	1	2
安政5	9	11
安政6	16	19
万延1 (1860)	1	1
文久1	0	0
文久2	4	4
文久3	5	7
元治1	1	1
慶応1 (1865)	1	1
慶応2	3	3
慶応3	3	11
明治1	16	18
明治2	7	9
明治3 (1870)	3	6
明治4	13	20
明治5	21	44
明治6	26	60
明治7	26	38
明治8 (1875)	16	21
明治9	30	41
明治10	30	52
明治11	28	54
明治12	19	36
明治13 (1880)	27	49
明治14	39	59
明治15	27	30
明治16	22	23

ていた両者が、明治期に入ってから、件数が差を広げており、一体験当たりのお知らせ文の記述量が増えていく様子がわかる。

お知らせ文の記述量に関する傾向は以上のようなものであるが、次に具体的な表現内容に立ち入って分析を進めたい。分析に当たって、本稿ではお知らせ文を次のような型に性格分類した。<sup>⑧</sup>

命令型Ⅱ金光大神または人間への命令・指令の表現をとるもの。

(例) 油入れなどお知らせ。油入れても追うな。(二一五―二)

予知型Ⅱ未来予知的な内容を含む叙述。

(例) 娘この午年二歳、これはもうやすし。やまやま、ほうそう十五六どもは出ようぞい、とお知らせ。(三一―二)

表出型Ⅱ神の直接的な感情表現や意志表示、感謝・依頼など、あるいは「させる」というような、神の約束・保証とも言うべき表現。

方件数は、お知らせ文の記述量を計る目安として得るものとして、考察を進めたい。まず、お知らせ文の件数の年次変化をみると、明治六年と十四年をピークとして、明治五年以降増加し、事例数も件数とほぼ等しい軌跡を描く(表1参照)。また、事例数・件数の累積数を見てみると(グラフ1参照)、慶応年間以前の記述ではほぼ同様に増加し

グラフ1 お知らせ文の事例数・件数(累積数)

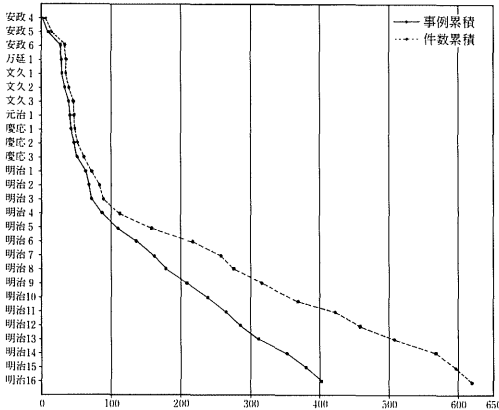


表2 お知らせ文の性格分類

型		%
命	令	52.3
予	知	14.5
表	出	12.1
教	示	18.4
叙	述	1.3
名	示	0.8
不	明	0.6

の名が示される例を名示型<sup>⑥</sup>、全く不明なものを不明とした。このようにお知らせ文を型に分けて分析を行なうのは、各々の「お知らせ」に於ける神と教祖との関わりの在り方が、「お知らせ」の表現の中に示されている、と考えられるからである。いわば「沈黙」としての「お知らせ」の経験が、言葉に表わされた時、表わされた言葉が全体として指し示すことになる事柄の考察である。「覚帳」の「お知らせ」は、これら各型の様々な側面にその多様な在り方を表わしていると言えるが、全体的には、命令型が約半分を占め、予知型・表出型・教示型は各一〇%台で、ほぼ均等に存する。その他の三タイプは各一%前後となった(表2参照)。

次に、主要な四タイプの年次変化を見てみる(グラフII-a参照)。まず命令型は、幕末期には年により増減が見られるとは言え、全体を通じてほぼ安定した割合を示す。また予知型と教示型は、予知型が明治元年前後、教示型が安政・慶応年間に、それぞれ時期的な突出傾向を見せるが、その後、予知型は明治五年から、教示型は明治三年から共に増加する傾向が指摘できる。これと対照的に、表出型の割合は、慶応年間の急激な減少、また明治期に入る前後の緩やかな減少と、二段階にわたる減少を示しており、その変化は各タイプ中で最も顕著なものとなっている。念のために、お知らせ文である可能性のあるものという意味で、不明文を加えて同様の分析を行なってみたが、叙述型の割合が若干増すという点はあるものの、以上述べた点については、基本的に異ならない傾向を示した。また、「覚書」のお知らせ

(例) 子供三人に春中にはほうそうさする、とお知らせ。(三  
121)

教示型Ⅱ起こった出来事の意味や教え等を告げ知らせるもの。

(例) この屋敷も不繁盛。二屋敷とも金神無礼。(二10-3)

この他、四タイプのいずれにも属さないものがあり、そのうち、事実を述べているお知らせ文を叙述型<sup>⑥</sup>、神名書付のような形で神

文の性格分類に於いても、同様に類似した傾向が窺われた(グラフⅡ―b参照)。

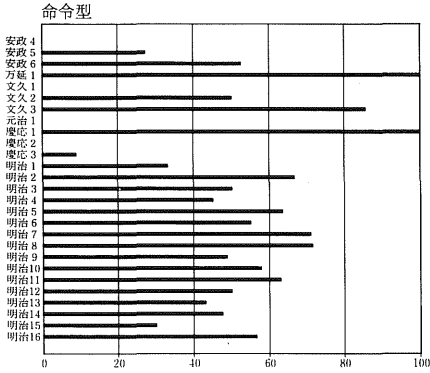
表出型であれ命令型であれ、お知らせ文は、神が発語者として記されたものであるという点では、共通である。しかし、それらお知らせ文の各々のうち、例えば、表出型お知らせ文は、神の直接的な感情表現がなされているという点、あるいは「しさせる」「ししてやる」等の言葉に典型的にみられるように、未来の出来事・事の成就に関して、それが直接、神の力と意志に依存した趣を表わしているという点で、「お知らせ」という事柄に於ける神の関わりが前面に押し出された表現であるといえる。そうした表現上の特徴を、お知らせ文の各型が示す年次変化の傾向と重ね合わせることにより、その意味を窺い得るのではないか、と思われる。

この点について、お知らせ文も、発語者が受信者にメッセージを送る、という発言現象が表現されたものである。その発言現象を構成している発語者・受信者・メッセージという三つの構成要因、及びそれらの人称性に焦点をあてることにより、更に若干の分析を試みたい。それは、お知らせ文が言語として、(1)話の内容に対する話し手の態度の直接的表現を目指す点で、発語者Ⅱ第一人称、(2)呼びかけ及び命令形に最も顕著な、受信者へ働きかける機能に於いて、受信者Ⅱ第二人称、(3)メッセージが、それに関して述べている何物か(関説物)すなわち情報の伝達を目指すという点で、文脈及びメッセージにのぼっている「何か」または「誰か」Ⅱ第三人称のいずれを志向することになるか、という考察である。<sup>④</sup>

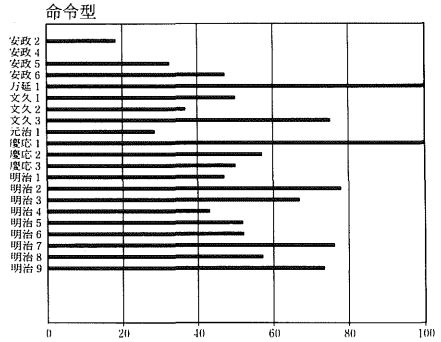
こうした分類は、言語一般を対象としたものであるが、金光大神がそのように書くべきであると考えて記したものが「覚帳」「覚書」の記述表現に見られる「お知らせ」であるという点で、金光大神が記した言語表現のレベルでの「お知らせ」を考察の対象とし、その中で右のような分類を緩やかに比定して、考察の助けとしたい。<sup>⑤</sup>

勿論、いずれのお知らせ文でも、発語者は神であり、金光大神が受信者であり、伝えられる文脈がある、という点では共通である。それ故、全てのお知らせ文が、「お知らせ」を発する神の意志と「お知らせ」を受ける金光大神、そし

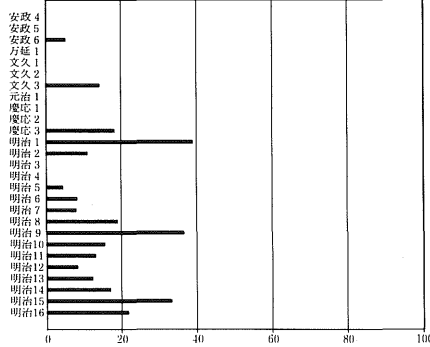
グラフ II-a お知らせ文の性格分類(覚帳)



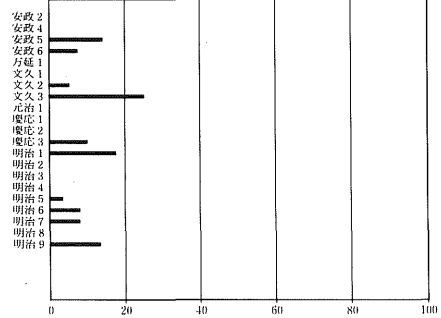
グラフ II-b お知らせ文の性格分類(覚)



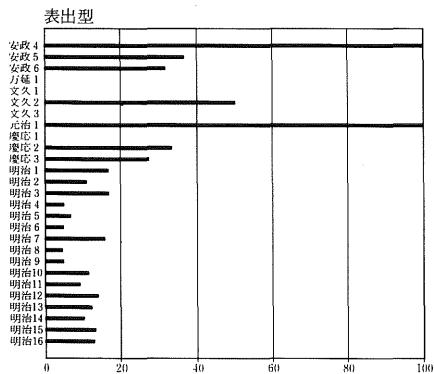
予知型



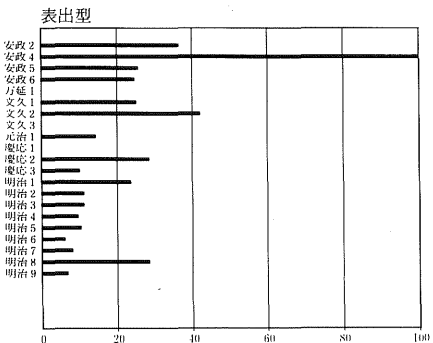
予知型



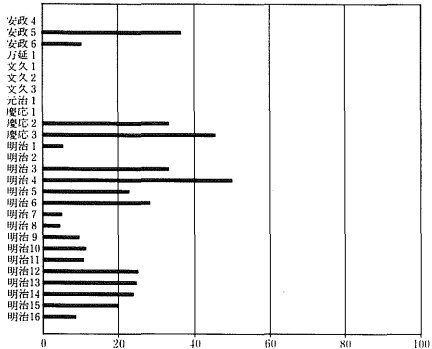
グラフ II-a お知らせ文の性格分類(寛帳)



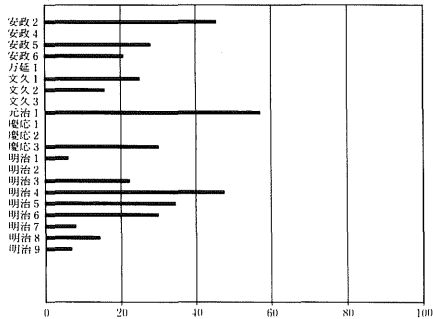
グラフ II-b お知らせ文の性格分類(寛)



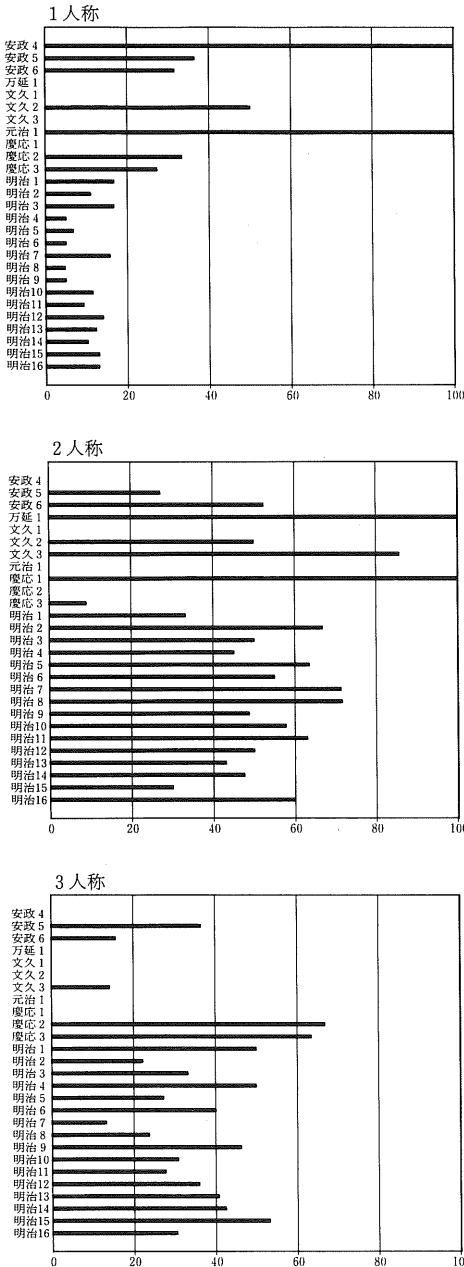
教示型



教示型



グラフ III お知らせ文の人称性



て「お知らせ」が伝える文脈という三つの要因を兼ね備えている。ここでの考察は、それぞれのお知らせ文に於て、「お知らせ」が成り立つ基盤として、三者のいずれが最も強く意識されているか、に焦点を当てることである。<sup>⑧</sup>

さて、これら人称性を基にしてみると、お知らせ文の各タイプのうち、表出型のお知らせ文は一人称性を、また命令型のお知らせ文は二人称性を、予知型・教示型・叙述型・名示型のお知らせ文は三人称性を、それぞれ主として担っているといえる。グラフⅢは、お知らせ文の各型を三つの人称別に分類し直したものである。この分類では、表出型Ⅱ一人称、命令型Ⅱ二人称という一対一の対応のため、表出型・命令型の傾向がそのまま一人称性・二人称性それぞれの傾

向となるが、その他の型については三人称性の範疇にまとめられ、新たな傾向を示している。これらを整理してみれば、お知らせ文の人称性は、安政から元治年間にかけての記述に於いては第一人称Ⅱ神が顕著であるが、慶応年間までに急激に低下し、続いて第二人称Ⅱ金光大神が中心を占める。そして第三人称Ⅱ第三者的人物・事柄等は慶応年間以降に上昇を見せる。すなわち、お知らせ文の人称性の特徴的な志向は、金光大神への志向を基底的な中心としつつ、神・金光大神・第三者の順に推移している、と考えられる<sup>⑥</sup>。

さて、以上のようなお知らせ文の分析結果が示していることは、一章で述べた「お知らせ」の諸相のうち、神の一人称的な語りに比定される「お知らせ」の面から、三人称性の優越した「お知らせ」へと、その重心が時間的に変化している、ということである。それは、一章で信仰史の流れに沿って概観した「お知らせ」の推移に符合するものであるが、それが個々の事跡や記述の断片によってでなく、「覚帳」のお知らせ文全体から導かれた、ということが出来る。

右に述べたお知らせ文の示す傾向のうち、特に三人称性のお知らせ文の増加ということが持つ意味に関して、一人称性・二人称性と対比した場合の、三人称性が示す特質からつけ加えておきたい。例として、左に三人称性のお知らせ文から、二、三を示しておく。

\*元は海のへり、柴のいおりかけいたし、これまでに四百三十一両二年になり。(二一〇―二)

\*このうゑは、なにがまた変わらんともし。氏子心でよきことになり。(二六―二八―二)

\*唐 天竺 日本 くほい所へ寄り、同行水の寄のごとし。(一九―七―一)

一人称性では発語者である神、二人称性では「お知らせ」を受けた金光大神という、いわば中心的な行為者がはっきりするのに対して、右の例文に見られるように、三人称性のお知らせ文では第三者的人物がなす行為よりも、ある状態やその変化が示されている場合が多い。勿論、第三者的人物個人を主体とした行為がなされるとい意味での三人称性が示されることもある。しかし、概して教示型のお知らせ文では、誰かが「する」という傾向よりも、状態や出来事がそ

のように「なる」という傾向を指向している、と考えられる。このように考えてみると、三人称性の増加という傾向は、行為をなす行為者中心的な表現に対する、ある状態あるいは出来事全体把握的な表現の優越が現われた傾向である、と言い得る。<sup>⑧</sup>

そこで、「お知らせ」にとつての出来事の意味を考察するため、次に「覚帳」に於けるお知らせ文と、地の文との関連性へと考察の眼を転じたい。なぜなら、「覚帳」の記述全体の中で、地の文は「お知らせ」があった日時・要因・その時の金光大神の様態・結果等、総じて「お知らせ」の状況説明としての役割を果しており、お知らせ文の枠を更に広げた分析の中で、「お知らせ」との関わりにおける出来事や状況の意味を追究できる、と考えるからである。

### Ⅲ お知らせ文と地の文との境

お知らせ文と地の文との関連性を探る上で、第一に、「覚帳」の記述単位としての「一つ」が、お知らせ文の始まりにつく場合、日付や状況説明の地の文の始まりにつく場合など、その位置について用例を調べてみた(表3参照)。<sup>⑨</sup> 分類の基準は次のようなものである。

(イ)「一つ」がお知らせ文の始まりの箇所につく場合。

\* 十三日早々お知らせ。

一つ、普請成就すればよいが。南川手、戸長、安心に成就願ひ。溝つけかえ、屋敷。(二九―3)

(ロ)「一つ」の後がお知らせ文か地の文か不明な場合。

\* 戌九月九日、

一つ、金光大神祭り、提灯一張りもともさず、例の客だけいたし。(二八―14)

(ハ)「一つ」に地の文が続く場合。

まず、(イ)の型では地の文に対するお知らせ文の始まりに「一つ」が付され、地の文と区分されるのに対して、(イ)・(ニ)の型では「一つ」の覆う範囲が地の文をも含めたものに広がって行くことになる。「一つ」の用例は、全般的に明治以前の記述には事例が少ない。「覚帳」全体を通じて(イ)の型が多いが、明治七年頃から(イ)の事例が増え、(ニ)の型も増える、という傾向が認められる。このことから、最初はお知らせ文のまとまりを示すものとしてお知らせ文の始まりにいくつか例が圧倒的に多かったのに対して、後年になるにつれて地の文を含めたまとまりを示すべく付された「一つ」の事例、そして完結したまとまりの記述全体に区切りをつけるべく付された「一つ」の事例が増えてくることがわかる(表4参照)。このように「一つ」の用例からは、

表4 「一つ」の用例

	イ%	ロ%	ハ+ニ%
明治6以前	61.1	13.9	25.0
明治7以後	46.4	2.9	50.7

表3 「一つ」の用例

年号	イ	ロ	ハ	ニ
安政4	0		0	0
安政5	0		0	1
安政6	0	2	0	0
万延1	0		0	0
文久1	0		0	0
文久2	0	1	0	0
文久3	0	1	0	0
元治1	0		1	0
慶応1	1		0	1
慶応2	0		0	0
慶応3	1		1	0
明治1	3		0	0
明治2	4		0	3
明治3	2		0	1
明治4	7		1	0
明治5	4	1	0	0
明治6	11		0	0
明治7	13	2	7	2
明治8	8		6	2
明治9	9		9	2
明治10	8	2	9	1
明治11	8	2	11	3
明治12	5	1	7	2
明治13	12		10	3
明治14	17	1	11	4
明治15	9		9	4
明治16	6		2	0
計	128	11	84	29

願いどおり五つの頭に安心に相成り、お知らせ。(二〇—29—1—3)

願い申し、妻、私へ届け。お願い。くら、  
 \* 同じく二十一日早々まいり泊まり、二十  
 二日早々ひきとり。  
 一つ、金光浅吉御礼仕り候。神様よりお  
 知らせ。めいめい考えでかたづけいたし。  
 此方指図せん。……(一九—9—1—2)  
 (二)日付等を含めた記述一まとまり全体の始ま  
 りの箇所に「一つ」がつく場合。  
 \* 一つ、亥生まれくら正才神、九日早々、  
 産ぶけと申し、まいり。金光様ご縁日お  
 願い申し、妻、私へ届け。お願い。くら、

お知らせ文を中心とするまつまりから、前後の状況をも含めて一つの「物語」として表現する形式の現出が指摘できる。第二に「お知らせ」があつた状況についての言辞が、お知らせ文自体の中に含まれる例が現われてくることが指摘できる。

早々お知らせ。出社神号、地頭よりとめられ。今般、地頭変わり、出社神号、一乃弟子改めいたし、金光大神のみ  
 な一乃弟子。(二七―25―1―2)

あとで神様お知らせ。氏子は大谷村の金神社と申し。天地金乃神、生神金光大神、日本開き、唐、天竺、おおい開き。右のとおりに説論いたし。(二二―27―5―6)

右の例の傍点部分で語られているのは、金光大神にとつても既知の事実であり、地の文として記されてもよいような、「お知らせ」の前提となる状況についての説明記述に相当する内容である。このような例はいずれも叙述型に分類されるお知らせ文であり、明治期(特に六年以降)の「お知らせ」に関する記述に於いて現われてくる。また、お知らせ文か否かが不明な文のうちにも、もしお知らせ文であるとすればこの叙述型に相当する例があり、やはり明治期(特に四年以降)に入ってから顕著になる傾向があることをつけ加えておきたい。

このようにお知らせ文の中でその前提となる状況が語られるということは、「覚帳」全体の記述が詳細になり整序されていくことから説明のつくことではない。むしろ整序されていけば、お知らせ文と状況説明の地の文との弁別という方向へ向かつてよいはずであるのに、それとは逆の事態を現出している。そうとすれば、このような既知の事実を述べられるお知らせ文に、「お知らせ」を表現する上での意味が認められるのではないか、と思われる。すなわち、本章Ⅱ節で、お知らせ文の中に、神が神の意志や感情そのものとして表わされるお知らせ文、呼びかけられる金光大神を志向するお知らせ文、伝えられる内容や文脈そのもの―またはそこにのぼっている誰か・何かを志向するお知らせ文との推移を見てきたが、その文脈が出来事の中へ融解・浸透していることが、叙述型のお知らせ文から窺われるのである。

以上、述べてきたように、お知らせ文と地の文との間に、一方で「お知らせ」体験の表現が、「お知らせ」の言を心に前後の状況を含んだ一つの「物語」として表現されるようになり、他方でお知らせ文が状況説明を含んだり事実を語るようになっていく。前者に於いては「お知らせ」表現の区分が地の文をも含めたものに広がるという形で、また後者に於いては地の文がお知らせ文に取り込まれるという形で、お知らせ文と地の文とが相互浸透しつつある様を示している。こうしたお知らせ文と地の文との融合化とも言うべき傾向が明治六、七年頃の記述から見られ始める。

「覚帳」の明治六、七年頃の記述を境に見られる、以上のような変化について、次に、その時期以降書き始められたことが明らかである。「覚書」の記述と、同じ日付の記述を対照することにより、その変化の持つ意味を別の角度から検討してみたい。

両書の記述を対照してみると、第一に、「覚帳」でのお知らせ文か否かが不明なもののうち、「覚書」ではお知らせ文であることがはっきりわかる表現になっている例がある。

「覚帳」

\*口を指であけ、お神酒うつしこみ、のどこし。腹へ。  
納まり、もう心配すな。(三―七―4―5)

「覚書」

私、病人をひき起こして片手にかかえ、すねにもたせ、小指で口をあけ、お神酒をうつしこみ、のどへ通り。腹へ納まりたから心配なし。(七―6―8―9)

\*安政七庚申正月より、信者氏子、拍手お許し。帳へ。  
所名歳覚つけ。(四―1―1)

安政七庚申正月、信者氏子、拍手お許し。国所歳名覚つけ、神門帳こしらえ、とお知らせ。(二〇―1―1)

前の例文は該当箇所が「心配なし」という神意の根拠を示すお知らせ文の一部に含まれる表現になっていることによつて、また後の例文は該当箇所の前後に「〜とお知らせ」との語句があることによつて、それぞれ「覚書」ではお知らせ

文と判断できる。<sup>⑧</sup>

更に、「覚帳」ではまず間違いなく出来事を叙述する地の文であると考えられる箇所が、「覚書」でお知らせ文として記されている例がある。

「覚帳」

\*六月二十八日、隣家だけよび、ほうそう仮祝いいたし候。(三丁12)

「覚書」

六月二十八日、隣家だけよび、仮祝いにしとけい。また先で祝うと申し、……(八丁5—1)

\*丁卯二月十日、

一つ、お上ご添簡ください。同じく十三日、代人立て上京仕り候。(二丁1—1—2)

一つ、お上より、京都官位出すように、ご添簡ください。丁卯二月十日。同じく十三日、代人金光石之丞、棟梁、橋本右近兩人を頼めい、とお知らせ。(二五—1—1—2)

\*お祭り安心、平日のとおりよし、お知らせ。九月二十日雨降り。ばんにお広前粗すす払い。夜に大風、西風吹き。

同じく二十日早々お知らせ。お祭り安心、平生のとおりでよし。お広前粗すす払い、散錢びつ両ひらへ手燭ともし、上がりはなの上、提灯三張りともし、幟一本も立てな。仰せどおりに仕り候。(三丁9—1)

二十一日、お広前平日のとおり。燭台、散錢びつ両ひらへ立て、ともしあげ。上がりはなの上、提灯三張りともし、幟一本も立てず。仰せどおりにいたし候。(二八—17—1—4)

これらは、「覚帳」執筆時点ではそうではなかったものが、「覚書」執筆時には「お知らせ」として記されるようになったことを示している。

このように、「覚帳」と「覚書」とではお知らせ文と地の文との境界に関して、「お知らせ」として表現される出来事の範囲に差異がみられる。そのことが示すのは、一方では「覚帳」の記述に於いては、お知らせ文か否かが不明な文はもとより、地の文と見えるものの中にも潜在的なお知らせ文が存在する可能性があるということであり、他方、逆に「覚書」では、お知らせ文の境界の広がりが増大している、ということである。このような「覚書」におけるお知らせ文の境界の広がりが増大している点については、二様の解釈が可能であろう。一つは、「覚帳」執筆時に於いても「覚書」に記されていると同様に「お知らせ」体験についての認識を有しておりながら、記述する際にお知らせ文として記す要が認められなかったという、文章表現上の問題と解するものである。それに対して二つには、「覚帳」の執筆時点では「お知らせ」とは捉えられていなかったものが、「覚書」執筆時点に至って、「お知らせ」と捉えられるようになったことによる、「お知らせ」概念そのものの相違と解することもできる。これら二様の解釈に對して、いずれかに確定すべき根拠を現段階では有しない。しかし、後者のそれは、本節で述べてきたお知らせ文と地の文との融合化という記述表現上の傾向に、「お知らせ」の在り方の上で照応するものであろう。

### 三、「覚帳」「覚書」の「お知らせ」表現と金光大神の「お知らせ」体験

本稿では、一章で金光大神の信仰史から窺える「お知らせ」の諸相を辿り、二章では「覚帳」の記述表現全体の分析を通して、そこから窺える特徴的な傾向を導いてきた。本章では両章の内容を突き合わせることににより、問題点の整理を試みたい。

従来、主として「覚書」に基づきつつ、そこから解釈された内容を金光大神の信仰形成過程の各時点に於ける信仰内容として位置づける、多くの論究がなされてきた。「覚書」に加えて「覚帳」が現われてからも、「覚帳」の明治期の記述では、体験された時点と執筆された時点とが時間的に近いと考えられているため、執筆された記述内容を以て、体験された時点で把握された信仰内容を窺い得るものとして解釈が進められてきた。このような点で、第一に「覚帳」の記述表現の変化と、信仰形成史に於いて見られた「お知らせ」の在り方との間に、パレルな関係が見いだされるべきであろう。また、両書の記述内容が年代的に重複する範囲で、両者を対照する際、両書の記述表現には、同一の日の「お知らせ」や出来事についての、粗密の差が存する。それらについて、「お知らせ」の内容自体は「覚書」に記された通りのものとして、それぞれの時点でありながら、両書の執筆時の表現の相違という点に於て、粗密の差が現われたものである、と考えることも否定できるわけではない。しかしその相違は、それぞれの執筆時点に於いて把握された、神と人との関係性の原理が反映したもの、と解されることが明らかにされてきているように、両書の記述上の差異を、「それを執筆する時点での信仰内容との関わりに於て究明することが要請されている。このような観点から、第二に「覚帳」「覚書」両書の記述は、執筆時点における金光大神の信仰内容の反映であるとして、両書の記述表現の差異と、「お知らせ」の在り方との間にも、相関関係が想定されるべきであろう。

安政五年頃の「お知らせ」のように、手を震わせ、その手の上がり下がりに神意の示現があるとする観念からすれば、それを見る者には、神と人間との関係について、神がその人間の体と心を占拠し、神の器となった人間を通して神意を示している、との了解も生まれよう。<sup>⑤</sup>それは、二章で述べたお知らせ文の傾向のうち、発語者である神の意志が神の力によって自己表示される表現との間に、極めて近い親縁性を感じさせるものである。また、自らの口を通じて神意を語る様子にも、人間からの伺いに対して答える神という、伺いと答えが逆方向で交差するような形で向かい合う神と人間との関係が理解されよう。確かに、「手にお知らせ」「口でお知らせ」という形での「お知らせ」体験の最初の出来事が、

「覚帳」「覚書」の何れにも具体的な日付を伴って記されていることからすれば、それは「お知らせ」ということとつて、その初期の段階で経るべき一つの地点として記念すべき重要な事柄であり、事実そのような形で神と金光大神との関係は深められたのかもしれない。しかし、その後、金光大神は、慶応三年十一月二十四日の「お知らせ」により「金光大権現、これより神に用い」とされ、また明治三年には「天地のしんと同根」と称されるなど、神と人とを取り次ぐ中間者という位置から、一層、神の威徳を現わし得る立場へと移行しつつあり、更に明治六年八月には自らの生が「天地乃神より生神金光大神を差し向け」との神意に照らして捉え直されることとなっている。そして、「覚帳」「覚書」に見られる「お知らせ」表現の在り方にも、次のような点で、その時々々に於ける神と金光大神との新たな関係の取り結びを反映する画期が示されている、と考えられる。

すなわち、一章で述べたお知らせ文の傾向のうち、表出型と分類された、発語者である神の一人称的な意志に比重のかかった表現が、安政から元治年間にかけての記述を除いて急激に減少し、代わって受け手である金光大神に比重のかかった表現が持続的に安定した割合を占める。そして、表出型のお知らせ文の減少と逆に、神と金光大神とが共に向かうべき第三人称的な事柄や人物を志向する表現が増大し、その変化は慶応年間を境にして認められた(二章Ⅱ節参照)④。このような関係の推移は、「覚帳」「覚書」に見られる「此方」という呼称表現の分析を通じて、神と金光大神との関係が、「此方(＝神)」、「其方(＝金光大神)」と言い当てられる向い合いから、「神と教祖とが同一の『此方』を共有しながら互いにパースペクティブを一つの中心に重ね合わせ」、「世間」と対峙していくことになる推移として、描かれたことでもある。本稿で述べてきたことからは、このような神と金光大神との関係の推移が、「此方」という呼称に於いてのみならず、広く「お知らせ」一般の在り方の上に、「お知らせ」の在り方の広がりとして敷衍し得るのではないか、と思われる。

一般にチャーマンが神霊と接触・交流するに際しても、神霊による一人称的な語りから、神霊の意に人間的な解釈を

加えて伝える三人称的な語りへという形で移行が認められるという。右に「お知らせ」の在り方の広がりとして述べた点も、これと共通した脈絡の下に位置づけられるであろうが、「覚帳」「覚書」の「お知らせ」については、右に述べたような関係の推移に留まらず、「送受」ということも現われない無人称的な側面が見られる。

このことは、先に金光大神の信仰形成史的観点と「覚帳」「覚書」両書の「お知らせ」表現の分析との重ね合わせの試みとして述べた、第二の点により追究されるべきものである。すなわち、「覚帳」のお知らせ文と地の文との関連性に於いて、両者の融合化が進み、「お知らせ」と出来事との相互浸透の兆しを窺わせた(二章Ⅲ節参照)が、そのことは、「覚帳」の記述表現全体の上に表われていると共に、具体的な「お知らせ」の内容としても「竹の伸び」以下の晩年の事例が見られる。そして、明治七年以降に開始された「覚書」執筆の段階に至り、出来事を神意の示現と捉えるという形で、かつての出来事の中に沈黙という形で働く「お知らせ」が読み取られる時、「神の声」や「神の言葉」として表現された「お知らせ」とは別な、隠れた「お知らせ」の側面が、示されることになる。事実、「覚書」には、ある出来事に際して、改めてそれについての「お知らせ」が伴うことなく、出来事自体が「お知らせ」であるような例が見られる。それは、単なる出来事として過ごしてしまいうような事柄の中に「お知らせ」を見いだすという形での「お知らせ」体験である。例えば、安政六年秋、初めて長男浅吉に牛を使わせるに際し、金光大神が牛をおうとして手に合わず暴れるという事態に直面して、「私考え、これは神様お知らせと思いつき、せがれに使えと申し」(覚九一—一六)とあるように、起こった出来事を「お知らせ」と受け取っていくという形での「お知らせ」体験が表わされている。ここに示されている「お知らせ」は、誰が見てもそれとわかるような出来事でないことは勿論、金光大神本人にもそれを「思いつ」くことがなければ、「お知らせ」として成り立つことなく終わってしまうものである。

また、その時点では「お知らせ」とわからぬままに過ぎてしまい、後になってそのことに気づかされる、という例もある。その最たるものは、安政五年十二月二十四日の「お知らせ」で明かされることになった、四十二歳以前の「七墓

築く」という経験の中に、「年忌年忌に知らせいたし」とされる神からの「お知らせ」が読みとられていることである(寛六―9―4―7)。ここでは、かつて「残念至極と始終思い暮らし」た状況の中に、金光大神に気づかれぬままに働いていた「お知らせ」が捉えられることになるのである。この二例では、その時点に於いて、言葉としての「お知らせ」が見られず、神は出来事の背後に潜む存在となっている。いわば沈黙という形で働く「お知らせ」の典型的なものであり、ここに於て、人間の生の出来事と「お知らせ」とは、確固不動のものとして画然と分けられるわけではなく、相互に変移し融合し合う可能性を湛えたもの、と捉えられる。そしてここでは、神は出来事の原因者としてその背後に潜む無名性の下に無人称的に表わされることになる。

興味深いことには、「神に用い」とされた慶応三年、あるいは「天地のしんと同根」とされる明治三年の「お知らせ」では、同時に「神の頼みはじめから十一年に相成り候」(一一―7―6)、「日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神社、生神金光大神社、当年で十三年に相成り」(一四―3―1)という年月が振り返られているが、その振り返られた起点は、前者が「覚帳」の冒頭に記されている安政四年の香取繁右衛門による「お知らせ」の出来事を、また後者が金光大神自らに「お知らせ」を受けるようになった安政五年を指している。つまり、これら神と金光大神との関係の節目に当たって振り返られている年月は、そのまま「お知らせ」の歴史でもあり、その新たな節目に呼応するかのように「お知らせ」表現の在り方にも変化が示されている、と考えられるのである。そして明治六年の「お知らせ」を経て、自らの生と一切の出来事を差し向けられたものと受け取ることに、明治七年以降のお知らせ文と地の文の融合化、更には「覚書」に見られるように、かつての「お知らせ」を捉え直す、あるいは出来事の中に「お知らせ」が見いだされるなど、「お知らせ」表現の在り方が、金光大神の境位に応じて格段に広がることになっている、と考えられる。

このような「お知らせ」の在り方の広がり、二章で述べた「覚帳」のお知らせ文が示す表現上の傾向を内容の面で表わし、また「覚書」との間に相違を以て表現されてくる「お知らせ」の在り方・捉え方に通じるものである、と思わ

れる。<sup>8)</sup>

以上、本稿で論述してきたところから「覚帳」「覚書」における「お知らせ」について窺えるところを整理してみると、第一に、「お知らせ」を成り立たせるについての、神と金光大神との間の協同・共動関係ともいべきものが挙げられる。確かに、「お知らせ」ということが、人間の考えや努力によつて起こりうるものではなく、神が主体となることが根本であり、端的に言つて「向こうからくる」と言い当てられるような事態であることは、基本的に認められねばならないであろう。しかし、それが神の一方的な力と意志のみによつてなされるのではなく、「向こう」が「向こう」でなくなるほどに、あるいは神から金光大神への「授受」や「送受」ということも曖昧となるような、神と金光大神との関係で成り立つ「お知らせ」というものを浮かばせる。

第二に、「裁伝」という形に典型的に表われるような、誰の目にも確然とわかる、顕在化した「お知らせ」ばかりでなく、本人にもそれと知られぬ内に働いていたり、たとえそれと意識できたとしてもどこからどこまでがそうであるという境目が曖昧であるような「お知らせ」が見出された。それらは、裁伝が、無数に継起する生の出来事の中で、何か事ある時に神に願い、あるいは伺い、それへの応答としてある「お知らせ」であるのに対して、出来事から汲み出される「お知らせ」である。この点で指摘できるのは、「お知らせ」ということが、特別な事柄について、ある限られた時と場に於いてのみ起こり得るものではなく、通常の状態の中にも普く満ちあふれる示現として観念されたのではないか、ということである。

もとより、「お知らせ」は神に発するものであり、神が知らせ、人間は知らされるもの、である。しかし、神は人間が求める在り方に応じてその多様な姿を現わすのであり、そのうちのひとつとして、「お知らせ」に於いて、人間の参与によつて成り立つ側面が浮かび上がってくる。そのことは神を隠すことでも、小さくすることでもなく、むしろ神の顕現・神意の示現としての「お知らせ」を大きく理解する事につながるのではないかと思う。そして、「覚帳」明治後期

の記述、及び「覚書」にそのような点が見られるとすれば、それは、明治六年八月十九日の「お知らせ」で語り出され、「覚書」に通底することになる。「氏子あつての神、神あつての氏子」（二七—25—7）という原理が、「お知らせ」ということに於いてまさしく展開している局面を示している、と思われる。

（教学研究所所員）

注

- ① 瀬戸美喜雄『世を照らす光—「お知らせ」の心—』（金光教本部教庁、一九八八年）二八頁。
- ② 福嶋義次『秋浮塵子』の事蹟について」紀要『金光教学』第八号、同「安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈」紀要『金光教学』第九号、同「一乃弟子もらいうけをめぐる金神と天照皇大神との問答」紀要『金光教学』第一〇号参照。
- ③ 沢田重信「金光大神の信心を今日に頂く—お知らせの今日的意味—」西近畿教務所『ひろば』第二九号四—七頁。また、竹部教雄「安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈」（紀要『金光教学』第九号）でも、養家の伝承として聞き知っていた事柄を改めて神からの「お知らせ」として把握し直されることにより、農耕を主とした生活から「文治大明神」としての生へと転換がなされた、と解している。
- ④ 理解Ⅱ高橋富枝17・18、同和田安兵衛3参照。
- ⑤ この時の出来事として「覚書」に記されている「私口へお言
- わせなされ」（覚五—5—2）という記述からも、同様の印象を受ける。
- ⑥ 瀬戸美喜雄『金光教祖の生涯』（金光教教学研究、一九七七年）一八九—一九一頁参照。
- ⑦ 「天地のしんと同根」とは、明治三年十月二十六日の「お知らせ」に見られる。
- 日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神社、生神金光大神社、当年で十三年に相成り。辛抱いたし、信徳をもって天地のしんと同根なり。六根のお抜、心経お読みなされ。金光大神社口で天地乃神御礼申し。このうえもなし。（二四—3）
- 「天地のしん」とは、人が住むことを許される生命の根源であり、ここにおいて金光大神の生と信仰の基づく根が、それと重なり合い同化するに至ったことの認知がなされた。福嶋義次「維新时期における金光大神の視座」紀要『金光教学』第一二号三三頁参照。
- また、この「お知らせ」は、金光大神が、神との関わりにお

いて誕生した、自らの生神金光大神としての生と役割を把握することになったという点でも、注目されている。早川公明

『「覚書」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について』紀要『金光教学』第二十九号第二章参照。

⑧ 瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手」紀要『金光教学』第一七号参照。

⑨ また、口を通じての「お知らせ」も、「覚書」には内容が記されているが、「覚帳」の方には「お知らせ」のあつた事実だけが記されている。

⑩ 早川公明『金光大神御覚書』『お知らせ事覚帳』とレトリック』紀要『金光教学』第二七号二一頁。

⑪ 福嶋義次「理解の言葉について」紀要『金光教学』第一六号注<sup>23</sup>参照。

⑫ 長谷正当「象徴と想像力」（創文社、一九八七年）二〇一―二〇五頁参照。

⑬ 前年の明治九年から金光大神広前への警官の出入りが頻繁になり（二〇―20―21、二〇―23―24、十年一月には「きょうは屯所へ連れのうて行く」（二二―2―1）との通告を受けている。

⑭ 長谷前掲書二九―四一頁参照。この中でリクルの言として次のような引用がなされている。

象徴は言語がその第一の狙いのうちで、そして、第一の狙いを通してのみ到達しうる、もう一つの意味を指し示すよ

うな複合的な記号を産みだすとき生じる。

⑮ 「お知らせ」と「仰せつけられ」という言葉の相違から、前者の場合は主として「教え」や予知的な内容の「お知らせ」が、

また後者の場合は主として指令・命令的な色彩の濃い「お知らせ」が記述される、という区別が予想されるかも知れない。しかし、記述の実際からは、「お知らせ」との語が付されているも命令的なお知らせ文（一つ、また元の月三日、口、ほおひげともそり、お知らせ。一九―5―1）があつたり、逆に「仰せ付け」との語が付されているも予知的な内容（天地三神悪事刈り取り、お上に刈り取り。二―10―1）や神の意思表示（どちらと申さず、総方へ任せる、と仰せつけられ候。一三―6―2）のお知らせ文がある上に、一つのお知らせ文の前後に両者が付されていること（「お知らせ。夫婦とも心配すな。……寺尾只へしくだい申さず相渡し、と仰せつけられ候。一六―6―1）

もあり、「お知らせ」の性格に応じて使い分けられたと判断することはできない。従つて、本稿では「お知らせ」「仰せつけられ」のいずれであつても広くお知らせ文の目安として同等に用いることとする。

⑯ 例えば、

油入れなとお知らせ。油入れても追うな。（二―5―2）

⑰ 以下、本稿で「安政年間の記述」「明治期の記述」等と記す時には、原則として、当該時期に起こった「お知らせ」或は事柄に関する記述という意味で用いる。

⑱ こうした性格分類の基準を考える上で、啓示の言述様式に関する次のような分類を参考とした。

その第一は、リクールによる分類である。リクールは、啓示の言述形式を、人称によって次の五つに分類している（長谷前掲書六六―七三頁参照）。

- (1)、予言的言述 — 第一人称、絶対的主語としての神が表わされる。
  - (2)、物語り言述 — 神は第三人称、出来事の原動者として表わされる。
  - (3)、指令的言述 — 人間に対して、汝なすべし、と命令する絶対的主体としての神が表わされる。
  - (4)、知恵の言述 — 世界の必然性を前にして、神の意志が「測り知ることの出来ないもの」となる時、神は「不在」や「沈黙」や「無名性」として、非人格性のもとに表わされる。
  - (5)、賛嘆の言述 — 呼びかけられ、讃えられる絶対の汝として、神は第二人称で表わされる。
- また水垣渉「祈りの宗教―キリスト教」（上田閑照・柳川啓一編『宗教学のすすめ』、筑摩書房、一九八五年所収）では、
- (1)、告示する言葉 — 預言。救いと災いとを、約束と裁きとして告示するもの。
  - (2)、指示・教示する言葉 — 律法。神の教え・戒めを包括す

るもの。

(3)、祭儀に関わる言葉 — 聖なる行為、礼拝に関する、祝福の言葉。

(4)、宣言する言葉 — 神が新しい現実を創出する言葉を挙げています。今回の分析では、この分類を参考にして、これに修正を加え、本文に示す四種の型による分類を行なった。

⑲ 次の例のように、歴史的な事実や金光大神が経験してきた事柄など、金光大神にとって既知の事実であり、改めて告げ知らされる必要のない筈の事柄で、「お知らせ」の内容として記されているもの。

早々お知らせ。出社神号ご地頭よりとめられ。(二七―25―

↓)

⑳ 一〇―5―1、一二―14―2、二三―3―2、一七―26―3、二四―29―2の五例。

㉑ 例えば、

一つ、神のおかげを受け。(二四―4―↓)

この場合、言葉の意味内容に於いて不明と言うわけではない。しかし、それが命令型（「神のおかげを受けよ」）なのか、表出型（「受けさせる」）なのか、予知型（「受けるようになる」）なのかははっきりしない、という意味で不明ということになる。

㉒ ここでいう人称性とは、「お知らせ」の内容について、それ

が神に関するものであるか、金光大神に関する問題であるか、神・金光大神以外の第三者に関する問題であるかによって生じる区分ではない。それは、「お知らせ」に於いて、「神（一人称）」が「金光大神（二人称）」に「何か（三人称）」を伝えるという三者の関係についてのものである。例えば、事柄としては金光大神に関するものであっても、それが神の意思表示として「してやる」という表現をとっていれば神一人称を、金光大神に働きかけるべく命令形の表現であれば金光大神二人称を、そしてメッセージが予知あるいは教示として表現されていれば文脈三人称を志向すると解している。「お知らせ」の内容として伝達される事柄の人称性でなく、伝達の出来事に携わる三者相互の関係における人称性ということである。

②③ それについて、ロマン・ヤコブソンが述べている言語の機能による分類を参考にしつつ、考察を行なう。ヤコブソンによれば、言語は機能の上で、大きく言って次のような三つに分類されるという。

(1) 関説的機能Ⅱメッセージが、それに関して述べている何物か（関説物）すなわち情報の伝達を目指す。認知的機能・告示的機能とも言われる。これは、言語が何か情報を伝達するという点に於いて、最も主要な機能であるといつてよい。

(2) 心情的機能Ⅱ情報をもたらすことよりも、ある心情を表現し印象づけようとすることを目指す。発語者に焦点が合わせら

れており、話の内容に対する話し手の態度の直接的表現を目指す、とされている。表現的機能とも言われる。

(3) 動能的機能Ⅱ呼びかけ及び命令形に最も顕著な表現を見出す、受信者へ働きかける機能。命令的機能、強制機能とも言われる。

更にヤコブソンによれば、このような分類に於いて、それぞれの表現は、心情的機能に於いては発語者すなわち第一人称、動能的機能に於いては受信者すなわち第二人称、関説的機能に於いては文脈及びメッセージにのぼっている「何か」または「誰か」すなわち第三人称への志向が優越することになるという。ヤコブソン『一般言語学』（みすず書房、一九七三年）一八七―一九〇頁。

②④ ヤコブソン自身も断っているように、こうした区別を行なっても、そのうちのただ一つの機能だけしか果たさないような言語メッセージが存在するわけではなく、各タイプの相違は、それら相互の機能が重なり合うことを前提とした上での、その中の優越度の異なりの中に存するということとは言うまでもない。しかし、例えば教示型のお知らせ文と表出型のお知らせ文とを並べてみた場合に、教示型では「この屋敷も不繁盛。二屋敷とも金神無礼」（二一〇―三）というメッセージの内容がそのまま表現されるのに対して、表出型の「子供三人に春中にはほうそうさす」（三二―一）では、子供三人がほうそうになるという

う内容に対する、「しさせる」という発語者すなわち神の態度の直接的な表現が目指されており、その意味で神に焦点が合わされていると解されることは注目されてよいであろう。

- ②⑤ 例えば、先に挙げた教示型のお知らせ文では「金神に無礼になつてゐる」という文脈の情報伝達に主眼が置かれており、文脈Ⅱ三人称を志向すると解されるのに対して、表出型の「神も氣ざわり、立腹いたし」というお知らせ文では、「神が怒つてゐる」という情報の伝達に比重がかつてゐるというよりは、神の怒りの自己表示に比重がかつてゐることに於いて、神Ⅱ一人称を志向していると解される。また命令型のお知らせ文では、当の指示内容に従うことを要請されている受け手に比重がかつてゐるという点で、金光大神Ⅱ二人称を志向すると解される。

②⑥ 同じく命令型の「お知らせ」であっても、それが金光大神以外の第三者に向けられたものである場合には、お知らせ文が示す二人称性は直接の受け手である金光大神への志向ではなくなり、文脈にのぼつてゐるところの、最終的な送り先である第三者を志向することになる。そうすると、同じく命令型の「お知らせ」であっても、一様な人称性でなく、むしろ三人称の型に分類すべきものも表われてくるかもしれない。しかし、内容的に第三者に向けられた「お知らせ」であっても、特に家族に関するものなどには金光大神への内容が微妙に混じり合つてゐる

場合がある。更に、たとえ第三者のみに当てはまる内容の「お知らせ」だとしても、その「お知らせ」が金光大神を空筒のように素通りして第三者に届けられるわけではなく、また実際にそれらが全て第三者に伝えられたと判断できるわけでもない。そのため本稿では、命令型「お知らせ」文の志向性は、直接の受け手である金光大神Ⅱ二人称を示すものとして分析した。また仮に、金光大神以外の人物に向けられた命令型の「お知らせ」を三人称型に組み入れたとしても、該当する事例は明治期の記述になるほど増加するので、その場合、この人称性の推移は一層妥当する、といえるであろう。

- ②⑦ このような例として、「棟梁はらわたがくさりたとは、橋本同様、人に催促受け、うそ申し。」(二五―三―)等がある。

②⑧ 池上嘉彦「する」と「なる」の言語学(大修館書店、一九八一年)参照。

②⑨ 但し、同日の「お知らせ」が一打ち書きで列挙されている場合は、一件と数えている。

③⑩ 「覚帳」の不明文二五〇件のうち、「覚書」に該当する記述があるものは五八件であり、その内訳は「覚書」でお知らせ文となっているもの二三件、不明文のもの二七件、地の文となっているもの九件となっている。

③⑪ 藤井潔「『お知らせ事覚帳』の執筆開始時点に関する考察」(紀要『金光教学』第二四号)では、(1)「覚帳」の記述量の増

加傾向、(2)神を発語主体とする記述部分の増加傾向、(3)未来予告的な「お知らせ」についての結果が未知の事として記されている傾向の三点から、それらの傾向が現われる時期を境として、過去回想的な記述から「お知らせ」体験との同時進行的な記述へと執筆形態が変化したとの予測の下に、「覚帳」は慶応三年十一月二十四日のお知らせ事体験の前後に執筆が開始された、と論じている。

③② 「覚書」の性格については、特に「覚帳」との対比に於いて、生神金光大神の出現史を視点として、「生れ変り」以降の眼を以て書き改められたものであることが論じられている(早川公明「覚書」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について)紀要『金光教学』第二九号参照。書物の基本性格としてはそのような相違があると考えられるが、逐一の記述内容については、同一の体験に基づく記述であるから、「覚帳」の叙述内容が「覚書」にそのまま抱え込まれている箇所もあり、明治七年以降の眼と「覚帳」執筆時の把握との両者が織りまぜられている。その異同についての関係は今後尚考究するべき問題である。

③③ 金光大神自身、「お知らせ」がそのようなものとのみ理解されることへの危惧を語ったことが伝えられている。理解Ⅱ和田安兵衛3参照。

③④ 注③①で述べたように、本文で触れたこの時期を境にして、「覚帳」の記述形態が変化したことが推定されている。「覚帳」

の記述の仕方にそのような変化が認められるとしても、しかし、全体に主として過去を回顧して書かれたことが明らかである。「覚書」でも、この人称性に関して類似した傾向が認められる(グラフⅡ—b参照)ことからすれば、その軌跡が記述の仕方によって生じたと判断することはできない。

③⑤ 早川公明「此方」考」紀要『金光教学』第二五号参照。

③⑥ 例えば、佐々木宏幹は、シャーマンが一見神憑りして語っているように見えるものの中に、文字通りその人物の体が神霊に占拠されてその器となつている一人称的な語り(霊媒型)と、神霊から見せられたり聞かされたりしたことを依頼者に伝える三人称的な語りの型(見者型)とがあると、述べている。

そして、この二つの型の間には、文献を基にした歴史的な考証からは、古代に遡るほど第一人称で語る型の活動が目立ち、中世以降時代が下がるほどに三人称で語る型の活躍が顕著になるという傾向、また一人のシャーマンの生涯の中にも、若い頃は霊そのものになつて第一人称で語ることがしばしばあったが、年をとるに連れて直接憑依する事が少なくなり、目に見え、耳に聞こえるようになるというように、前者から後者への時間的移行が見いだせるという。佐々木宏幹「シャーマニズムの人類学」(弘文堂、一九七九年)一一六—一二三頁参照。

③⑦ このようなお知らせは、長谷前掲書でリクルールの分類として紹介されている、「知恵の言述」に比定し得るであろう。注①⑧

参照。

③⑧ 但し、一章の最後にも述べたように、「お知らせ」は、お知らせ文の多様な形によって焦点を結ばれるのであり、ここでいう「お知らせ」の在り方の推移も、それら多様性が全体として保証される中での重心の移動として理解されねばならない。例えば、最晩年に於いても、金光大神の病氣の際には表出型のお知らせ文が頻出するというように、お知らせ文における一人称性が廃棄されるわけではない。むしろ、その推移は、移動や変化というよりも、重ねられていく層の色合いの増幅にたとえられるものであろう。また、出来事の中から「お知らせ」がくみ出されるという形での「お知らせ」の在り方が、「お知らせ」を受ける側での受け力に大きく関わるものであることは否定し難いが、それはやはり、「手にお知らせ」や「口でお知らせ」が人間をとらえる「力」の顕示を伴っていたのと同じく、その出来事が根ざす「天地のしん」の深みからの示現を保持していなければならない。

③⑨ 注①参照。

## 神名としての「天地金乃神」考

——追体験的考察による「立教神伝」——

竹 部 教 雄

はじめに

『金光大神御覚書』をテキストとして、「生神金光大神とは何か」、「天地金乃神とは何か」というこの二つの課題意識の下に、このたび、金光大神の誕生から立教までの諸事蹟に通底する意味内容をおぼろげにも窺うる手ごたえを得るに至ったので、立教百三十年の節年に因み、「立教神伝」研究の問題提起ともなればとの願いに立つて、これまで「立教神伝」について究明されてきた角度とはいささか趣を異にする角度——追体験的考察——から、神伝の内容の脈絡などはあまり考慮せず、「立教神伝」についての断片的解釈を試みてみたい。問題にしたい点を列挙してみると、(1)お知らせの性格についての管見 (2)「金子大明神」についての若干の考察 (3)神仏のおかけとは何か (4)天地金乃神なる神名の意味内容の究明 (5)実意丁寧神信心についての解釈、ということになろうか。

なお、『金光教典』からの引用については、「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」「金光大神御理解集」を、それぞれ「覚」「覚帳」「理解」と略記し、章・類・節・項番号を付して本文中に示すこととした。

## 一 お知らせ・金子大明神

『金光大神御覚書』と『お知らせ事覚帳』が、『金光教教典』に収められたことによって、また、この両書の成り立ち及び性格の違いからして、金光大神の事蹟が新しい視角から見直されることになるのは、当然のことであると言わなければならぬ。この小論で問題にしたい「立教神伝」にしても、「覚帳」においては、「覚」におけるような、お知らせの内容は示されることなく、「当十月二十一日お知らせ。麦まきしまい安心いたし。色紙五枚買ひ、五色の幣切りてあげ。この幣を切り境に肥灰（農業）さしとめに相成り候。おいおい家業やめと仰せつけられ候」（「覚帳」三・14）と簡潔に事実のみが記されている。

私は、この立教神伝の内容は、安政六年十月二十一日の時点においては、「覚」に記されているように整理されたものではなく、相当に時間を要した神と金光大神との対話であり、極言すると、夜を徹するほどのものであったのではなからうかと想定しており、その対話の雛形は、安政五年九月二十三日の「一乃弟子貰い受け」の事蹟に見ることができると考えている。そこでこの際、「肥灰さしとめ」ということと、「家業やめ」ということとの意味合いの違いを求めるところを焦点にして、この仮説に少しくふくらみを持たせてみることにする。

まず、神より有無を言わせぬ切り口上で、「金子大明神、この幣切り境に肥灰（農業）さしとめるから、その分に承知してくれ」（「覚」九・3・1）と、いきなり結論が打ち出される。このような形が、節目々々におけるお知らせの特徴である。一乃弟子貰い受けの事蹟における、「天照皇大神様、戌の年氏子、私にくだされ候」（「覚」六・1・1）との切り出し方と同様である。ここで、「へい、あげましょう」（「覚」六・1・2）と、天照皇大神が応じたと同じように、この時、金子大明神は、「はい、承知いたしました」と、言葉を返すことなく承知したにちがいない。前年の九月以降ここまで、「神の仰せどおり、なにかによらず、そむかず」（「覚」六・2・4）との姿勢を、日々の生活の上に貫いてきて

いるのであるから、自分だけの運命を決するのであれば、もとより今更否応のあるはずはない。しかしながら、よく思案してみると、事はまことに重大で、家及び家族の運命までも左右する事柄である。その点を考慮すると、あくまで承服の姿勢の上に立つてのことであるにせよ、「私に、肥灰をお差し止めになるといふことは、妻や浅吉だけでは、とうてい今迄どおりの農業を続けることはできませんから、つまりは、家業をやめることになりませんが、そういうこととごぞいましょうか」と、念を押さずにはおれなかつたであらう。

神はこれを受けて、「ゆくゆくは、そういうことになるであらう。しかし、そういうことを云々する前に、神の方から念を押しておきたい。其方とこの一年を共に過ごしてきたが、今のこの有様を其方はどう見るのか。いうまでもなく、其方の家業は、外で働くことを主とする農業である。農業に出かけると、人が願いに來る。神前での願いがすむとまた農業に出る。行きつ戻りつの状態でどちらも差し支える。その上に、今日では此方の神に帰依する者までできてきているではないか。いつまでこのような中途半端な生活をつづけるつもりなのか。神の目からすると、もはや広前のご用と家業とを両立させることには無理がある。どうだろう、先々のことは神に任せて、まずは其方が農業の一切をやめる気になってはくれまいか」と、神の存念するところを明らかにした。

このように懇ろに諭されると、もはや、その方向に向かつて進むよりほかに道はない。しかし、やはり事が事である。あからさまに口に出すにはためらいがあるにせよ、なにか心に引つ掛かるものがあり、口ごもらざるをえぬものがあつた。それを察するかのごとくに、しばしの沈黙を破って、神の方から次のごとくに引導がわたされた。「其方が何にひつかかっているのか申しにくいようであるから、神の方から申してみよう。一家全体が、家業である農業をやめてしまふことになる、どうして生活が成り立っていくのか、その不安をぬぐいさることができないのであらう。これまでそのような生活を誰一人として経験した者はないのだから、不安に思うのは無理もない。しかし、そのような心配は、其方の力だけで生活しなければならぬ、との思いこみからのことではないか。よくよく考えてみるがよい。其方が今日

あるのは、四十二歳の大患で医師から見放された際、思いを定めて、神仏に心の底からその身を任せ切ったからではなかったのか。その際のおかげを受けての生き方を、この際かみしめてみてほしい。その時死んだものという気になって、将来のことは神に任せ切って、農業をやめる気になってはくれまいか。

このときのお知らせについて、このような問答を想定してみることはできぬものであろうか。このような問答体を念頭に置きながら、次に、この神伝の内容の解釈に立ち入ってみよう。まず、「金子大明神」と神が呼びかけている、お知らせの冒頭の神号の意味内容について考えてみたいのであるが、この点を問題にした先行論文としては、高橋行地郎の「生神金光大神社についての一考察」がある。高橋の所論は、明治初年の生神金光大神社の成立という観点から、金光大神の子女くらの病気の事蹟解釈に焦点をあてて考察しているのである。私はすぐ後に述べる理由で、くらの病気の事蹟解釈に焦点をあてることは同様であるが、この事蹟に「天地金乃神」という神名が記されている意味合いを求め、観点から考察してみたい。

「金子大明神」との神号の意味内容を明らかにするにあたって、高橋が問題にしているように、くらの大病の事蹟に焦点を当ててみなければならぬのは、この事蹟の直後に、「金子大明神」と神号が許されており、「文治大明神」の神号を受けてから以後、この間の事蹟らしい事蹟といえば、「隠居願い」(「覚」七・一)と「麦刈り」(「覚」七・二、四)の事蹟以外には見あたらないからである。

また、「天地金乃神」の神名の意味内容をくらの事蹟に求めるのは、明治六年旧暦三月十五日に明らかになる「天地金乃神」との神名が、「覚」においては、安政五年十二月二十四日にまで遡って、十五カ所に記されており、そのうちこの安政六年には六カ所、しかも、このくらの事蹟には三カ所も記されているのであるが、そのうちの二カ所の記述には、後述のごとき他の箇所にはない一つの特徴をみるることができるからである。<sup>5)</sup>

以上の点をふまえて、くらの大病の事蹟の解釈に立ち入ることとする。「覚」におけるくらの事蹟は、次のごとくに

筆が起こされている。「五月末、亥の女くら九歳病氣につき、金乃神様御願ひ申しあげ。日々弱り」(「覚」七・五・一)。ここで、「金乃神様御願ひ申しあげ」と記されていることにまず着目しておきたい。

「金子大明神」なる神号との関係においてくらの事蹟をみるとき、まず、注目に値するのは、妻とせの言動である。

金光大神に対する、「捨ておいて農業へ、朝見て出」よ(「覚」七・五・二)、との神の指図は、その後に叙述されている、「二十七日辻畑にて夫婦申し、ばんには小麦頭ごなしたそうと申して、中食に早う帰り」(「覚」七・六・一)との語句からすると、夫婦に対してなされたものと考えてよい。そうだとすると、前年秋の修行の際に、「妻はおかげ知って知らず、人のわまい(世間体)をかまう。私は人のわまいをかまわず、神の仰せどおり、なにかによらず、そむかず」(「覚」六・二・四)との信心面における夫婦仲からすると、格段の差が見受けられる。子供の病氣ほど、人の親の心をいたましめるものはない。しかも、とせは母親である。その心情からすると、なにがなんでも付き添って看病してやりたいにちがいない。にもかかわらず、その心底のほどはともかくとして、行動の上では、神の仰せに従っているのである。ここには、前年十二月二十四日の神の理解を受けて、「家内一同安心の御礼申しあげ」(「覚」六・九・10)と述べた、家族ぐるみの神への帰依とその実践の、その後の姿がうかがえる。

ところが、この夫婦の信仰内容にどれほどの違いがあるか、その実態のほどをまざまざと見せつける事態が、二十七日の中食時に出来る。くらの病状悪化である。このとっさの場合における夫婦の行動のきわだった差異を、「覚」は次のごとくに活写する。「私、にわ(土間)にて神様お伺い申しあげ、心配なし、お知らせ。妻は手足洗い、私は茶づけ食べ。妻、おくやおくやと申し。ものは言わず、体はつべたし、冷え。かかさん油断じゃった、おくら死んだと申し。聞くより母とも愁嘆いたし」(「覚」七・六・三・4)。金光大神の心は、直ちに神へ向かい、仰せのままに安心する。とせの心は動転し、肉眼に囚われて速断する。その懸隔は、次のごとく夫婦間に火花を散らさせる。「なに言うのなら、今わしはお伺い申したら、心配ないとお知らせ。妻が、なんの死んだ者に心配と申し。いよいよ死んだるか見いと申し。

改め見、つく息、せなにぬくもりありと申し。そんなら死んではおらんと申し」(「覚」七・6・5-6)。

とせの口から、思わずほとばしりてた、「死んだ者に心配」なしでもないではないか、との反発の言葉の奥には、最悪の事態に立ち至ると、もはや神の仰せに従いきれぬ難儀な人間の実態がひそんでいるが、もとより、このときのとせには、それと気付く由もない。神の仰せに反発する以外には身の置きどころがないほどにせっぱつまっている。金光大神が奉ずる神は、そのような人間とせこそが不憫であり、助けずにはおれないのである。その悲願が、「いよいよ死んどるか見い」との言葉となつて現れる。この確信のある言葉には、もはや、とせの反発をゆるさぬ威厳がある。また、とせの本心もかわいいわが子が助かつて欲しくてならのであるから、この言葉に縋りつく。そして、動転した心が見落とした、吐く息と背中に残るぬくもりを見出す。その事実に立つての「そんなら死んではおらん」との金光大神の一言は、とせにとって、死中に活を見出す思いであつたにちがいない。

ここで、「覚」は、次のごとくに記す。「早うご祈念頼むと申し。私、茶づけ食べさし、天地金乃神様御願ひ。すぐにお知らせ、お神酒を飲ませて、加持をしてやれ」(「覚」七・6・6-7)。くらの病気に際し、金光大神が願つたときには、既に述べたように、「金乃神様御願ひ申しあげ」と記されている。ところが、ここでは、「天地金乃神様御願ひ」と記されているのである。因みにくらの場合と同様に、神の心を体して、肉親の問題を「取次ぎ助け」る働きは、この年の子供達のほうそのうの際の事蹟(「覚」八・2)にも、また、浅吉の十八歳の際の身上難年の事蹟(「覚」一一・5)にも見ることがができる。そして、その際の神の指示は、いずれも、「天地金乃神様お知らせ」の語句で結ばれている。この記述をどう解説すべきかを問題にしながら、その後の事蹟をさらに辿ってみる。

神の仰せのままに、金光大神が神酒を飲ませると、のどをこした。さらに神の仰せによって加持を行い、「もうよし、暮れ六つまでに験やる」(「覚」七・6・10)とのお知らせを受け、金光大神は広前にて休息し、とせはくらに付き添つた。金光大神が、広前にて過去の自身の難儀な姿に思いを馳せ、現在の安心の身の上に感謝の思いをかみしめていたところ、

また、とせがくらの瀕死の状態を告げ、「もういけません、今のうちみやげに、ま一度（もう一度）祈念お願いなされ」（「覚」七・7・4）と声をかけてきた。

ここで、「覚」は、次のごとくに記す。「私、天地金乃神様へお願い。祈念してもせいでも一つこと、しようと思えばせい、せんよりよかるう、とお知らせ」（「覚」七・7・5）。ここで再び、「天地金乃神」の神名が記されている。このような「天地金乃神」の記述の仕方の特徴を、くらの全快の箇所の記述で確認しておきたい。「お母さん、小用出ると申す声に、私起きあがり出てみ。病人、奥の間より、にわの口（土間の入口）外にて夢中でつくばみ（しゃがみ）おり。妻は外じまいに出ており、そこへ来。私、それみい、験くださったのう、ひきかかえてもどれいと申し。妻が抱いて歸りて寝させ、すぐに寝入り。早々私神様へ御礼申しあげ、七つ半ごろ。お礼すんだら湯を浴びと申して、妻が湯をとる間に、また小用と申して、にわの口、外にてしたたか小用通じ、本性に相成り候。七つ下がりにて。天地金乃神様御礼申しあげ。夜もよう休み」（「覚」七・7・9～13）。「早々私神様へ御礼申しあげ」は、「金乃神様御願い申し上げ」に対応し、「天地金乃神様御礼申しあげ」は、「天地金乃神様御願い」に対応しているものと考えられる。

なお、くらの病気が、金光大神にとつては、ただ単にわが子の病気の問題というにとどまらず、その背後に、難儀な人々が今後助けられていくことに深く関わる問題として、いかに切実に受けとめられていたかは、この事蹟の中の「信心いたしてもどうならんものじゃのう、またあそこには子が死んだと、人に言われるが残念と思ひ」（「覚」七・7・7）との、もの案じの言葉に汲みとることができる。このもの案じの言葉は、「先前は教えてくださる神様もなし、こんどは結構にお知らせくだされ候。ありがたし。これで死んでもおかげ」（「覚」七・7・2）との述懐の後の思いであることを考えると、金光大神の信心の内実を知ることなくして、病死という現象面のみにて天地金乃神のおかげの世界が評価され、その噂が流されていくことに対する残念きわまる思ひの表白ではあるまいか。難儀な人々を助けたい無限の神の願ひが、この不幸な現象によつて誤解され、阻まれ、狭められることに対するやるせない思ひの表白であり、神の願ひ

の実現に尽くしたいが故の無念の思いを読みとることができるとはあるまいか。

「覚」における、このような「天地金乃神」なる神名の記述に着目して見ると、このくらの事蹟は、安政六年における、難儀な家族を取次ぎ助ける自らなる働きを、後年の自覚の下に捉え直して記述している、ということが出来る。ここで、このように記される「天地金乃神」なる神名の意味するものを把握する要があるのである。それには、安政五年にまで遡って、その用語例の逐一に触れて子細に検討し論証すべきであるが、それは後日の研究にゆずるとして、凡その見当としては、金光大神の奉ずる神は、世俗一般の神とは違うという、そういう自覚に立つ場面に記されていると判断される。どこがどう世俗の神と違うのかといえば、その詳細は次節に記すが、天地に満ちわたっている神の恩恵をしらぬ人間を不憫なものとあわれみ、その人間を助けたいと切願する心、そういう意味内容をもつ神こそが「天地金乃神」の神性である、と考えられるのである。

このように見ると、尋ね求めてくる世の人々とどまらず、わが子の瀕死の重病に際し、自らの生き方を求めあぐねている肉親である妻のとせに對して、その生き方を不憫とする神の心を体して、妻の生きる道をわがこととして求めぬく生き方を体得しうるに至ったところに、「金子大明神」という神号の意味内容が存するのではあるまいか。

## 二 神仏・天地金乃神

次の問題は、「神仏願い、おかげで全快いたし」(「覚」九・三・四)とある、おかげの意味をいかに解するかである。全快の要因をいかなるものと考えるか、という問いと言ってもよい。

この問題を解するについては、「私四十二歳厄晴れ祈念」に始まり、「四月二十九日夜、願いすみ」に終わる、四十二歳の大患の事蹟全般についての解釈を要する。そこで、まず考えてみたいのは、四十二歳の大患の際の「私は心実正、

神仏へ身任せ」(「覚」三・四・二)との信仰姿勢についてである。このような信仰姿勢をとるに至る生活史的考察、及びその意味内容については、瀬戸美喜雄の精緻を極めた論文、「教祖四十二歳の大病の事蹟について」があるので、その考察の上に立って述べるならば、この信仰姿勢には、これまで神仏にその身を守って貰いたいと願ってきた自分自身的一切を放下して、医師の死の宣告を、神仏のはからいとして受容する、これまでの神仏との関わり方とは全く方向を異にする信仰態度を見ることが出来る。この生死を超越し、捨身に徹した信仰姿勢は、この十数年来、心身医学の立場における、癌の自然退縮に関する研究内容に徴してみると、死に直面した人間の生き方にとって極めて大切な姿勢であり、大病克服の要素の一つとして共通性が窺われることは興味深い。

次に考えられる大病全快の要素は、古川治郎による神のお告げに対する、金光大神の徹底したお断りの態度である。これは、先の「私は心実正、神仏へ身任せ」との信仰姿勢に基づく具体的実践であるから、このお断りの態度も、「神仏へ身任せ」の延長線上の行為として、「神仏願い」の内容をなすものとして、押さえておかなくてはならないであろう。このお断りの態度の持つ意味について、瀬戸美喜雄は、次のごとくに言及している。「この大病時のおことわりは、何よりも、自身が許されぬ無礼を犯してしまったのだ、という重たい事実の上に、自分の身を据えている。……自分として気づくかぎりの落度を、かつまた、誰にも語ったことのない落度を、洗いざらい、神の前にざんげしている。……自分のあらんかぎりの落度をさらけ出すことは、恐ろしいことである。無礼の報いとしては、『七殺』を覚悟しなければならぬ。……よほどのことがなければ、誰が生命を投げ出してざんげするだろうか」。

ここに、お断りの態度を「ざんげ」として捉えている点に注目させられる。この懺悔という行為は、私たち人間のうちに、実際の行動に現れないにしても、暗い醜い罪悪への可能性がふくまれているかいないかという問題、いま一つは、もしかりに罪悪への可能性があるとすれば、それは浄化されるべきことを要求しているのではないかという問題に深く関わっている。人間性の中に、平生はあまり気がつかないが、浄化されなければならないような悪の素因が深く存在し

ており、そうした心の中の悪の可能性は浄化されねばならないのではないか。やはり人間の魂にカタルシス（毒には毒をもってする浄化作用）というものが何らかの意味でも必要なのではないか、という問題を示唆している。そうとして、ここで押さえておきたいのは、このカタルシスが結果的には、心に平安をもたらし、死を克服していく上での大きな要素となつている、と考えられる点なのである。<sup>⑩</sup>

さらに考えられる要素は、「戊の年はよい。よし」（『覚』三・五・五）との言葉に始まる神のお告げの中にある、「五月朔日験をやる。金神、神々へ、礼に心経百卷今夕にあげ」（『覚』三・七・四）という内容である。常識的に考えると、何日も病床に臥し、湯水も喉を越さぬ死に瀕した病人に対して、いくら神への礼とはいえ、長時間を要する心経奉唱の行為を命ずるのは、死ねというのと同然の苛酷きわまる指示ではあるまいか。しかし、このような常識を超える導きは、本教の布教史の中には、いくつかその事例を見ることができようであろう。「神の徳を十分に受けようと思えば、ままよという心を出さねばおかげは受けられぬ。ままよとは死んでもままよのことぞ」（『理解Ⅲ金理22・2』）との後年の教えにあるごとく、そのような心境で、金光大神は、この神の命を奉じたことであろう。人間、心底からありがたいと感じたときには、考えられないエネルギーが、命の深みから滾々と溢れ出るものである。憶測するに、おそらく、感泣しながらの心経百卷の奏上であつたに違いない。この行為もまた、生死の境目を乗り越える上での大切な要素であつたと考えられる。

最後に考えておきたいのは、瀬戸美喜雄の次のごとき発言である。立教神伝の文中に、「この『神仏』と『天地金乃神』とが『覚』に併記してあるということは、四十二歳で『神仏』と意識された神が、実は、『天地金乃神』の一顕現体であつたと、後に再把握されたことを意味してしよう」と解釈し、さらに「教祖の信仰に現われた神は一段階によって現われ方に違いはあつても――、はじめから新しい神（天地金乃神）であつたのであり、その新しい神を把握するに當つて、教祖は、自らの意識、世間の通念などからして、その時々既存の『神仏』『金神』などという神名を以つてと

らえるほかはなかったことを物語っている。そうだとすれば、四十二歳の『神仏』は、その時の教祖の意識で以つてとらえられたかぎりでの「天地金乃神」の一顕現面であるとおさえることができるとしてある点である。この『天地金乃神』の一顕現面、一顕現面であるとされる「神仏」とは、一体いかなる内容なのであろうか。

この問題を考えるにあたって、念頭におかねばならぬことは、金光大神においては、幼少の頃より、神仏に対する畏敬の念、畏れの感情というものが培われていた点である。⑬実は子供たちには、この世には大きい畏敬すべきものがあるという感じ方を受け入れる十分な素地があり、すこし強くいうと、事物や世界の存在することに最大の力、最高のものの反映を感じる、といわれる。⑭金光大神の神仏を畏敬する心はここに胚胎しており、幼い心に潜在するこの畏敬の念こそが、「信心はせんでもおかげはやってある」（理解Ⅲ金理7）との天地金乃神の恩恵の中身である、と考えられる。そして、その畏敬の念が、次節で述べるように、実意丁寧神信心として顕現し、「心実正、神仏へ身任せ」として結実したのである。このような感情は「宗教的本能」ともいわれ、「宗教的要求は（人心の最深最大の要求）であり」、それは、「我々の自己から起るのではなくして、神又は仏の呼び声である。神又は仏の働きである。自己成立の根源から「起るの」である」ともいわれる。⑮

この節において、今一つ考えておきたい問題は、「神仏願い、おかげで全快いたし」との語句に引き続いて記されている、「その時死んだと思うて欲を放して、天地金乃神を助けてくれ」（「覚」九・3・4）との語句の中の「天地金乃神」なる神名の意味内容についてである。何故、この安政六年の時点における神伝の中身を記すにあたって、「天地金乃神」と記されねばならないのか、という問いでもある。⑯

この問いに関わって問題となるのは、ご伝記『金光大神』に記されている、次のごとき「金光大神の神観」である。⑰

「金光大神の信心の進展につれて、その対象たる神の名も、『金神』から『金乃神』となり、『金乃神』はさらに『天地乃神』『天地金乃神』とあらたまり、天地萬有を統一する神の信仰に到達した」とあり、「天地金乃神は、天地そのまま

の神である。天地のほかに、天地金乃神があるのでもなく、天地金乃神のほかに、天地があるのでもない。天地金乃神は、『天地の心』として天地萬有を統一し、天地萬有は、神の内容として、各自に、その本質として神を内藏する」とある。

先に述べたごとく、「覚」における「天地金乃神」なる神名の用語例に即して、その意味内容について考えてみると、はたして、「金乃神」が「天地乃神」「天地金乃神」と改まったと解すべきかどうか、一考の要がある。例えば、元治元年正月一日のお知らせには、「天地金乃神」と「天地乃神」とが併記されており（『覚』一三・一）、明治六年旧暦八月十九日のお知らせには、「天地金乃神」と「金神」と「天地乃神」とが併記されている（『覚』二一・21・316）。このような用語例を検討してみると、「天地金乃神」なる神名は、天地萬有を統一する神というよりは、むしろ天地萬有の存在としての人間の根源に、「その本質として内藏する」神の名なのではあるまいか。しかし、ここで急いで筆を加えておかねばならぬことは、その神は、「天地の神と同根なり」との心境に達している金光大神の信心において現れた神である、という点である。

このように考える根拠には、「吾人の本来具有してゐる本性とは、いかなるものであるか。教祖は、すなはち、これを神と、をしへられました。抑々、神さまは、吾人以外に、この宇宙に遍満して、その御徳、いたらぬ限なきと、もに我が本體として、各自のうちに、こもつてござるのであります」<sup>⑤</sup>との、先師畑徳三郎の教義を背景とする。本教今日の教義的通念としての天地金乃神の神性は、「吾人以外に、この宇宙に遍満して、その御徳、いたらぬ限なき」面においてイメージされており、「我が本體として、各自のうちに、こもつてござる」面については、イメージされることは至つて乏しく、もしこの面の神性について、天地金乃神の名を用いると、おそらく違和感を覚えるのではあるまいか。そこで、このような天地金乃神の神性を明らかにする意味において取りあげてみたいのは、『本教の教義を求めて』において提示されている、先師大淵千仞の「神」についての考え方である。大淵は次のごとくに述べている。

本教の神観について考える際、まず大事なことは、唯一神であるとか普遍神であるとかと、宗教学的な神の概念の分類、あるいは他の神学や宗教哲学の概念などに囚われることなく、「実際に、教祖において神というものはどうなっているのか」ということを問題にすることが先決問題である。教祖においては、すべての「人間は神の氏子」との仰せどおり、神の氏子として、人間の生きることが立ち行きを願ひもし、祈つてもいる、そういう働き、そういう中身が、神の本質なのである。その本質の端的な表現が、「可愛いと思ふ心」である。<sup>⑧</sup>

このように先覚、先師によって提示されている、「吾人の本質」、「神の本質」といわれる中身をもって、「覚」に記されている「天地金乃神」の用語例をみると、かくのごとく説かれる意味が理解しうるのである。そこでその点を、「覚」において最初に「天地金乃神」なる神名が記されている、安政五年十二月二十四日の事蹟について検討してみることとする。この事蹟の前半の部分における、金光大神自身の無礼意識を通じて把握された「川手家」のそもその成り立ちにまつわる無礼の意味内容と、それに関連しての金光大神の前半生の述懐の意味内容についての解釈は、別の機会に譲るとして、ここで問題としたのは、この時のお知らせの後半の部分において、前半生の述懐を受けて、「天地金乃神様へのご無礼を知らず、難渋いたし。この度、天地金乃神様知らせくだされ、ありがたし」と記され、この記述を受けてのお知らせの冒頭に、「うちうちのこと考えてみい。十七年の間に七墓築かした」（「覚」六・九・六―七）と記されている点である。

これまで金光大神は、七墓築く不幸は「金神」に無礼してきたが故であると受けとめてきているのに対して、ここでは、それは、「天地金乃神」のなせる業である、と言いつつ切っている。因みに、「覚帳」には、「この度、天地神様にお助けにあずかり。内（これまで）の難を考えてみい。十七か年の間に七墓築かした、とお知らせ候」（「覚帳」二・10・6―7）とある。この「覚」「覚帳」に共通して記されている「十七年の間に七墓築かした」との一句は、私共がなじんでいる天地金乃神、私共人間を慈しむ親神である、との神観念に不協和音をもたらすものがあるのではあるまいか。この

一句を文字どおりに解すると、私共人間を慈しむ親神が何故に七墓を築くような苛酷な不幸を与えるのか、という疑問が生じるかもしれないが、このお知らせの真意は、天地の中に生きる人間にとって、誰人たりとも免れえない、死に結びつく不時不仕合わせの持つ究極的な意味を明らかにするところにあるのであろう。按ずるに、そもそも、「生き死に」のことは、どのように人間が力をいたし、一心に祈念をこめようともし、その力の及ぶところではない。「残念至極と始終思い暮ら」(「覚」六・九・五) さざるをえなかったのは、その道理を弁え得なかったがゆえである。「生き死に」のことが人間の思うようになるかのごとき思いあがった人間の考え違いを気づかせるためには、いかに不憫であるにせよ、やむなく、「七墓築か」さざるをえなかった。このような性質の慈愛心の表現であると解せられるのである。

このような天地金乃神の慈愛性は、「十七年の間に七墓築かした」とのお知らせの言葉に続く、「年忌年忌に知らせいたし」(「覚」六・九・七)との語句の意味を解することによって、一層深く受けとらしめられる。

ごく表面的にみると、金光大神に神からお知らせのあるのは、安政五年以後のことである。ところが、「十七年の間に七墓築か」されたのは、家督相続から嘉永五年までのことであって、神のおかげを求めあぐねて、残念至極と悩み苦しんでいる頃のことである。そのどこに神のお知らせがあるというのであろうか。紙面の都合で、具体的に事蹟の解釈を示す余裕はないので、その一端は次節で述べるが、ごく子細に「七墓を築く」不幸の事蹟の過程について追体験的に解釈をすすめていくと、金光大神の心裡における、神仏と金神との葛藤、信心と生活との葛藤をおして、年忌毎に金神への無礼感の深まりゆくさまを見てとることができる。そして、この無礼感こそが実は、「年忌年忌に知らせいたし」とのお知らせの内容である、との解釈に辿りつかざるをえない。家督相続以後、四十二才までの人生において、金光大神の念頭を占めていた最大の課題は、「金神方角恐れること」(「覚」二二・一〇・二)であった。金光大神の意識に即していうならば、金神様に無礼があつてはならない、この一事であった。しかるに、そのように努めれば努めるほど、というよりは、努めるがゆえにといふべきかもしれないが、どうも無礼をしているとしか思えないとの疑念が、押しとどめ

ようもなく心の奥底に兆して来る。これは、真に恐ろしいことであつたにちがいない。しかし、その恐ろしさは、己れの存在を己れの力のみで擁護しようとするところに根ざすものであつて、この押しとどむべくもない疑念としての無礼感<sup>⑥</sup>は、さらに、そのような自己擁護の動きを乗り越えさせる力をも備えているのである。

この無礼感<sup>⑥</sup>は、究極においては、容易には乗り越えがたい人間の無力と有限の厚い壁に当面させ、それをも乗り越えしめるのである。このように見ることが許されるならば、この無礼感こそが、「お知らせ」の原点ともいべきものであつて、四十二歳までの金光大神の難儀な人生の根源において、なんとかして助けずんばやまぬという天地金乃神の願いの内実を窺い知ることができのではあるまいか。このような神の切なる願いを人の世に現したいとの悲願が、「天地金乃神を助けてくれ」との言葉に結実したのである。それでは、「この宇宙に遍満して、その御徳、いたらぬ隈なき」面における天地金乃神の内容はどうなるのかという問題が残されるが、この問題については、「日天四、月天四、丑寅未申鬼門金乃神」との神名の形成過程の究明という課題が今後に求められることを付言しておきたい。

### 三 実意丁寧神信心

この節で問題にしたいのは、既述のごとき「天地金乃神」の心を体して、その実現の働きを頼まれる、「此方のよう

に実意丁寧神信心いたしおる氏子が、世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやってくれ」(「寛」九・三・六)との一文をいかに解するかである。この一文の解釈については、いわゆる新旧両解釈があり、そのいずれにも問題があり、殊に新解釈においては、人間の神への無礼という問題よりは、人間凡夫の自覚に立つ神への不行届きに重点をおいて解釈されている点に問題のあることは、すでに拙論「実意丁寧神信心考」に記したとおりである。戦後に提出され、その後有力な教義解釈となつた新解釈では、神が「戌の年はよい。よし」としたのは、「成長してやまない、測りしら

れぬ『或るもの』としての、「人間のしたことであるから、どんなところに不行届きができてくるかもしれない。これ  
で済んだとは思わぬ」(実意丁寧神信心の真姿)という「祈りの境地」にあると解釈してきている。しかし、新家の治  
郎に現れた神は、「この家は滅亡になりても、亭主は死んでも大事なかい」「覚」三・四・七)とまで人間の神への無礼  
を問責しているのである。神が「戌の年はよい。よし」としたのは、この神の人間に対する無礼性の告発を真受けに受  
けての、金光大神の神への無限の無礼の主體的告白にあった、と解すべきであろう。

このような問題角度から実意丁寧神信心の内容を究明することになると、大淵千仞が提出している次のごとき問題把  
握について、すこしく立ち入って考えてみる要がある。

当時一般における日柄方位の意味するものは、祟り障りをまぬがれるために人間が発見し、案出した法則であって、  
その根柢にある考え方からすると、金神は神として立てられることも認められることもなかった。ところが、金光大神  
にとつては、方角は「御方角」、すなわち神の存在法則であって、それにふれることは、人間の神に対する「御無礼」  
であると感じとっていた。したがって、金光大神は、つねに「金神に御無礼をした」とは語っているが、「祟られた」  
とか「障られた」とは語っていない。

私もこの解釈に立つものであるが、では、何故、金光大神においては、金神に対する態度が上述のようなことになる  
のであろうか。金光大神に無礼感を抱かした要因は何であると解するか。その面からの無礼の意味内容の究明を必要  
とする。換言すれば、金光大神においては、金神七殺の難を、何故、世人のごとく金神の祟りとして受けとめず、金神  
への「無礼」として、受けとめることになるのか、という問題である。この点を詳細に論ずるとなると、「覚」の記述  
に即して、金光大神が、家督を相続してから、三十七歳までの事蹟についての詳細な追体験的考察を必要とするが、紙  
面の都合で、問題の原点である、最初の普請の事蹟に絞って述べることにする。

家督を相続した金光大神の最初の出来事は、結婚である。この結婚について、金光大神は、「覚」に次の如くに記し

ている。「同所大橋新右衛門殿、母(養母)が頼み、同所古川八百藏殿娘、もらいくだされ候。私妻にひきうけ仕り候。卯十八歳、名はとせ。新右衛門より頼み、本家(大橋家)おすてとのおじめい兩人、連れてまいり。方角悪しと申して、道を回りに出。私は二十三歳の年、天保七丙申十二月十三日」(「覚」二・二)。

ここで心に留めておきたいのは、「方角悪しと申して、道を回りに出」との一文である。古川の家は金光大神の家の東南にあり、古川の家から金光大神の家の方角には豹尾神、金神がめぐりとどまっているので、これを忌み、回り道をしたのである。金光大神は、このことを、「方角悪し」と記しているのであるから、方角を見るということは、十分承知していたと考えてよい。ところが、それにしては不可解な行為が、翌年の風呂場と便所の建築の際になされているのである。この建築については、次のごとくに記されている。「卯の方角(東方―筆者)へ、四尺に一間半、風呂場に手水場建て、天保八丁酉三月二日、日柄改め。大工、同所安吉」(「覚」二・三)。

この建築について、ご伝記『金光大神』は、「この日は、己卯・建という日柄であったが、この年、東方には、金神が、めぐりとどまっているのであった」とのみ記し、<sup>⑧</sup>いったい、いかなる考え方によって、金神が巡り留まっている東の方角(卯の方角)への建築が遂行されたのかという問題については、一言の説明も加えていない。このような疑問について、当時の人々は、小さな建築の場合、ことさら方角を見ることをしなかったので、金光大神も同様であったのではないか、とも考えられるのであるが、金神に対して畏敬の念があれば、一般の人はともあれ、金光大神としては方角を見ることをおろそかにはなしえなかったであろう。このような問題をもって、「覚」の叙述を注視すると、方角についての記述はなんらなく、「日柄改め」とのみ記されている。ところが、次の天保十四年の建築については、「巳午の方角、門納屋思いつき、二間に六間半、間半ひさしつき。方角改め」(「覚」二・七・1)と、「方角」を改めたことが記されている。文字どおりに読むと、金光大神は、「日柄」と「方角」という語句を意識的に書き記していると判断される。金光大神が最初の建築において意識的に方角のことを記さなかったということは、当時の人々が当然としていた

方角を見るといふ禁忌には従わなかった、との解釈が成り立つのであるが、これは一体どう解すればよいであろうか。その理由として考えられることは、幼少の頃、両親によつて培われた神仏への畏敬の念を、成長段階において大切に育み<sup>③</sup>、その後の人生を支える「心の軸」となつていたことによる、と考えられる。金光大神における、このような神仏への畏敬の念の故に、崇り障りをする神の存在を受け入れがたかつたのであろう。それにしても、方角を犯すことを禁忌とする当時の社会にあつては、まことに思い切つた行為である。自分の心を偽ることのできたくない金光大神にとつては、まことにやむにやまれぬ行為であつたにせよ、この行為の後には、おそらく一抹の不安の念が心の奥深くに兆したことであらう。言いしれぬ心のおびえを感じたにちがいない。

この建築の三カ月後に生まれた長男亀太郎は、糸治郎の七年忌のその月に四歳で天死する。初めての子供を失つた悲しみもさることながら、金神の崇りは三、四年後に起きると信じられていただけに、金光大神の「心の軸」に受けた衝撃はいかばかりであつたであらう。やはり、崇り障りをする神は存在するのであろうか。そうだとすると、自分の行ったことは、金神の存在に畏敬の念を欠いたことになる。無礼感の萌芽はこのようにして生じたものと考えられる。

この無礼感は、既に述べたごとく、人間が内包している、自己を超えたものを求めてやまない衝動——「宗教的本能」に根ざすものであり、両親によつて培われ、自らも育み、七墓築く不幸のなかで醜酔したものである。そして、その究極が神仏への捨身であり、無礼の承認とその告白であつた。このような動き全体を、実意丁寧神信心と神は告げているのであろう。この動きを、神の心に届いたという面でもとらえれば新解釈となり、人間の力のみでは神の心に届き得なかつたという面でもとらえると、旧解釈となるのであろう。

しかし、神が難儀な人々を取次ぎ助けることを金光大神に頼むにあつて、「実意丁寧神信心いたしおる氏子」と言い立てる気持を付度すると、難儀な事柄をもつて参つてくる人々の心の奥に、この「宗教的本能」なるものの衝動を見据えていたと思われる。さらにいうならば、本人はそのことに思い及ばぬにせよ、難儀な人々の心の奥に、この「宗教

的「本能」の潜在を見据える目があつたればこそ、取次ぎ助けることをなしたのであろう。

このように、「立教神伝」を読みすすめてみると、この小文の冒頭に述べたように、この神伝の自身は、四十六歳までの信仰内実に立って、おそらく、夜を徹しての問答が交わされる間に、生み出されたものと考えるのである。そうとして、問題として残るのは、現行のような形に整序されたのは、いつの時点であり、またどのような経過をたどり、何を契機としてのことであつたのか、という点である。今は手掛かりの片鱗すらないが、問題意識としては、これを機に持ち続けたい。

## おわりに

「覚」の叙述は、文中でも少しくふれたごとく、誕生から執筆開始時点に向かつて書き進めながら、その過程全体に執筆時点の信仰内容をもつての意味把握を加えるという、独特の叙述がなされている希有な文章スタイルなのである。であるが故に、瀬戸美喜雄は、『金光教祖の生涯』を記すにあたって、「人間の範型としての教祖と、救済者として神から差し向けられた教祖とは、どういう関係にあるのであろうか。本稿ではいずれか一方を切り捨てないで、両者が重なり合つてそれぞれに位置づけを得る見方はないかと、その模索をこころみ」ざるを得なかつたのであろう。

このような観点に立つてみると、この「覚」という書物は、果たして、これまでいわれてきたような、金光大神の自叙伝という観点だけで果たして十分なのか、という疑問を持たしめられる。そのような観点からの考察は、今後もむろん続けてなされる要はあるとしても、それと共に、生神金光大神によって体现された天地金乃神の心とその働き、及びそのおかげの世界が記されているという、このような観点からの考察も必要とするのではあるまいか。これまで、「覚」という書物が、何故、明治九年でその筆がとどめられたかということが問題になつてきたが、それは自叙伝とのみ見る

が故であって、このような観点に立ってみると、それほど重要な疑問ではなくなってくるのではあるまいか。このような見方については、大方の批判を請わねばならぬことはいうまでもないが、今後の私自身の研究の最大の課題となりそうである。

(教学研究所嘱託)

注

- ① 大淵千仞「本教の教義について」一四―一五頁、及び大淵千仞「御伝記『金光大神』について」『とりつき』第一集、金光教教学研究所、一九五五年、八―九頁参照。
- ② 大淵千仞は、昭和四三年度の学院における『教史』の講義において、昭和一六年四月までは、「立教神伝」は、「立教神宣」と慣称されて、その文言もまちまちに、自然に流布されていたこと、そして、それを整えて「立教神伝」として、教典に掲げることになった次第を述べた後、「それで、(神宣が)神伝ということになっておりますけれども、神伝でも実は足りないのです。神と教祖との間の対話なのです」と語っている。
- ③ 大淵千仞述「本教の立教について」『金光教報』昭和四三年二月号巻末、七頁参照。
- ④ 『概説金光教』金光教本部教庁、一九七二年、八七頁参照。紀要『金光教学』第一五号、六一―六九頁参照。なお、神号の変遷内容について述べたものには、沢田重信の「教祖の信心をこんにちにいたたく」がある(北九州教区主催「教会長講習会」講話記録、昭和五〇年一〇月一日発行)。
- ⑥ 「覚」における、このような「天地金乃神」の用語例について言及した論文は、沢田重信の「金光大神における出社の意義」においてほかにはない。しかし、沢田論文のそれは、どちらかというところ、「天地乃神」の用語例を明確にするところに重点があり、それとの対比において、「天地金乃神」の場合は、生神金光大神の取次との関係で、信心とか道伝えのあり方が問われるときに用いられている。つまり、天地金乃神は、金光大神社内部の、神を奉じるもののあるあり方を正すときに用いられるのである」との解釈を示している。紀要『金光教学』第一二号、一―三頁。
- ⑦ この言葉に関して、梅原猛の次のとき興味ある発言がある。「加持祈祷といいますが、加持ということの意味は、普遍的なものが自分の中に宿っている。この普遍的なものを自分の心の中でじっと持っていると、その普遍的な密がわれわれの心の中

に働きを加える。この普遍的なものというのは、西洋的なロゴスではなくて、いわゆる身体を持った、肉体を持った普遍的なものです。それがわれわれの中に宿っている。それに目覚めることによって、われわれは非常に大きな力を発揮できるという。だから、加持祈祷という言葉の中に、非常に重要な思想が含まれているんですが、それが、卑近な呪術と結びつく。それで、そこだけ批判された」(『河合隼雄全対話③』第三文明社、一九八九年、一八三頁)。

⑧ 紀要『金光教学』第一〇号参照。

⑨ この研究は、池見西次郎、中川俊二両博士による共同研究で、「人生を生きながら、生きる意味や生き甲斐について考え、その考え方、生きざまの変化が、心身の健康に重大な変化を及ぼす」ところに、動物と異なる人間の本质があるとする立場からの医学研究で、池見西次郎博士の紹介するところによると、中川博士は、癌の自然退縮に関する病例を、日本各地から六五例集めており、その中で、その精神生活や生活環境についての詳しい調査をした、二八人のうち、二七人に認められる人生観や生きざまの変化として、いくつかの特徴をあげているが、そのうち、次の二点が注目される。①かねて、人間的な成長度の高い人や、真に宗教的な生き方をしてきた人たちでは、癌の告知が重大なひき金になって、永遠のいのちへのめざめがおこる人がある。このような人の場合、しばしば、ほんとうの意味での

人間らしい生き方(二期一会の生きざま)に達する(六八)。  
②かねて、広い意味での信仰をもった人たちの中には、癌を宣告されることによって、信仰の対象としていた教祖や神仏に、自分のすべてをまかせきる金託の心境になることによって、自然良能が高まったと思われる場合がある(六八)。(『自己をととのえる—現代を生きる道』講談社、一九八五年、九三—九五頁)。この②の中の一例に、添田教会長中村喜太郎氏が含まれている(『神人生き通し』添田教会、一九八一年、一四四—一四六頁)。又、日田教会長堀尾保治氏に同様の体験が伺える(堀尾保治述『教導研究』昭和三三年度金光教学院教材、六九—七八頁)。

⑩ 瀬戸美喜雄『金光教祖の生涯』金光教学研究社、一九八〇年、六八—六九頁。

⑪ 丹那トネルの発掘中、突然山崩れがあり、一七人ほどの坑夫が生き埋めになった。水のみにて命をつないでいたが、六日目には絶望意識に支配され、生きる意欲を全く喪失した。その際、坑夫頭が神仏に絶ることを論じたところ、誰彼なしに過去の懺悔を始めた。それが終わると、全員の上に平安がもたらされ、なお、二日生き延びる力を得、八日目に無事救出された、という手記がある。(中野好夫『文学の常識』角川文庫、一九八八年、一〇九頁—一一四頁)。

「相済まぬという気は、実にすごいといえはすごい気、清いと

いえば清い氣、力があるといえば実に力に満ちた氣であつて、実に不思議をきわめた氣である。」高橋正雄著作集第6巻、二二頁。

⑬ 「教祖四十二歳の大事蹟について(二)」紀要『金光教  
学』第二号、一一〇―一一一頁。

⑭ 拙稿「教祖ご生誕百七〇年に思う」、『金光教報』、昭和五九年  
一二月号、巻末七―八頁参照。

⑮ 手塚富雄、『ものいわぬ日本を考える』筑摩書房、一九七二年、  
一〇〇―一〇一頁。

⑯ 阿満利磨、『宗教が甦るとき』毎日新聞社、一九八六年、一五  
九―一六〇頁。

⑰ 中村雄二郎、『西田哲学の脱構築』岩波書店、一九八七年、一  
三八―一四三頁。

⑱ 「欲を放して」の意味内容については、高橋一郎の「教えと  
しての立教神傳」において究明されており(『金光教學』第一  
集、金光教学院研究部、一九四七年)、「天地金乃神を助けてく  
れ」の意味把握については、高橋正雄の『われを救える教祖』  
において深く追究されている(高橋正雄著作集第五巻、一三二  
―一三三頁)。

⑲ 『金光大神』(縮刷版)金光教本部教庁、一九七七年版、二  
八頁。

⑳ この一文の後、さらにこの神について、「かく本教は、わが

教祖が、はじめて教へ、はじめて傳へられたのであるから、な  
にか別な、われ／＼の有つてゐないものを、教へられたのであ  
るか、といへば決して、さうではない。前にもものべたやうに、  
本来、各自にもつてゐる、もつてはゐるが、知らずになつた、  
開發されずにあつたのを、教祖によつて、悟らしめられ、教祖

によつて、開發のみちを、あたへられたのであつて、吾以外の、  
全然別なものを、あたへられたものでもなければ、また、吾以  
外の道が、あらはれて来たものでもないであります(畑徳  
三郎『道はわれに在り』金光教典籍出版部、一九三三年版、一  
〇―一二頁)と述べているが、その晩年において、さらに「天  
地の根元と我が身の根元と相通ずるがゆえに、おかげが受けら  
れるので、一心を立てることによつて、我が身にある、天地金  
乃神が現われて、助けられるのであります」と説いている(畑  
徳三郎『生神金光大神』、畑徳三郎説教集』金光教徒社、一九  
七八年、二二―二三頁)。

㉑ 大淵千仞『本教の教義を求めて』金光教本部教庁、一九七一  
年、七五―七六頁。

㉒ 理解Ⅱ塩茂1、理解Ⅱ齋重2、理解Ⅱ吉良3参照。

㉓ 苛酷極まる不幸がこの世に存在することをどう考えるか、こ  
の点について、次のごとき考え方を参考にした。「存在を動か  
し働きあるものとするためにはそれに先立つ何ものかがなければ  
ならぬ。我々はここに生きている、しかし単に生息するだけ

では何の意義も価値もない。単に生きるのではなく、よく生き、単に生活するのみでなくより幸福な生活を送らねばならない。人生を単なる存在から区別するものは価値と意味とであった。従来は価値によって凡てを支配しようとした―それがカント的な哲学である―が、私はむしろ意味によって存在を解明し、指導し、そしてそれをはたらきあえるものとすることを志している。意味は価値に比してより基礎的であり、より広汎であり、さらに重要なものであるというのが私の確信である」(山内得立『旅する人』、理想社、一九六三年、二一〇―二二頁)。

なお、ここまで論じてきた天地金乃神の神性に関して、小沢浩の次のような問題指摘がある。小沢は、今日まで、「天地金乃神」なる神名の後景に押しやられていた、「日天四」「月天四」「大しようぐん不残金神」等の神名の意味するものを捉え直そうとする最近の教学の動向に着目しながら、なお、「天地金乃神の至高性だけは疑いのないものである」との観点に立って、天地金乃神の神性の問題は、教祖の言説の外形からではなく、何よりもその神性の内実から理解される必要があるとし、「その点で見逃すことができないのは、教祖が常に祈りの対象とし、それに対して『お知らせ』をもってじかに語りかけてくる神はどの神であったのか、ということである。教祖の信心における『お知らせ』の意義の重大さを考えるなら、その唯一の主体たる天地金乃神の神性は、とうてい他の神々と同列に論ずべきで

はない」と述べている(『生き神の思想史』岩波書店、一九八八年、二七二頁)。

②③ 拙論「安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈」紀要『金光教学』第九号、補遺参照。

②④ 拙文「神はどのようにして世にいられたか④⑤」(『金光新聞』昭和六三年三月二七日号、四月三日号)、及び前掲「教祖ご生誕百七〇年に思う」巻末一一―一二頁参照。

②⑤ 高橋正雄「道を求めて」の中の「助かること」の一節参照

(高橋正雄著作集第三巻、同著作集刊行会、一五六―二八六頁)。

②⑥ 前掲瀬戸論文、紀要『金光教学』第一〇号、一八―二三頁参照。

②⑦ 紀要『金光教学』第一五号、一頁―八頁参照。

②⑧ 高橋一郎『金光教の本質について』金光教徒社、一九四九年、五二頁参照。

②⑨ 注①参照。

③⑩ 大淵千仞「教祖の信心について(中)」紀要『金光教学』第一二号、七二頁参照。

③⑪ 注②参照。

③⑫ 前掲『金光大神』四六頁。

③⑬ 注⑬参照。

③⑭ この言葉は、森有正の冒険の意味を語った文章の中で使用されたもので、金光大神の生涯を「覚」に即して追体験する上の

キーワードとして援用した（森有正『古いものと新しいもの』  
 日本基督教団出版、一九七五年、一六五―一七六頁）。拙文  
 「神はどのようにして世に出られたか④」（『金光新聞』昭和六  
 三年三月二七日号）、及び「われを救える教祖」（高橋正雄著作  
 集第五卷）一二―一六頁参照。

- ③⑤ 前掲瀬戸論文、紀要『金光教学』第一〇号、注⑫参照。  
 ③⑥ 瀬戸前掲著、四―五頁参照。

〔資料〕 金光大神事蹟集(七)

(凡例は第二四号  
一四五—一四六頁参照)

古川この 「古川この聴取資料」(奉156―抜)「福山のおばあさん  
に聞くの記」 昭和八年三月十九日 福山本町教会に  
て聴取 金光真整筆録

八二九 (事一四二)

教祖様三十三才の時(四国八十八カ所御遍路、栗尾力蔵氏(不  
明)は、道を急いで遠くからおがんで、教祖様より二日も早く廻っ  
てしまった。

教祖様は一つ一つ残らず廻られて、(高松か多度津か不明)港へ  
来られた時、栗尾氏は顔を半分そつたまま、  
「船が出る。」

と言って、其二日後迄、即ち教祖様の帰られる迄居たとの事。二  
日間船にも乗れずに居た。これ御大師(弘法)様のばちがあたつて、  
少し気が変になって居たのであらうか。(三頁)

八三〇 (事一四二)

七つの葬式があった。五個は人の、二個は牛のであった。そし  
て其牛は、月も日も変わらずに死んでしまった。(五頁)

八三一 (事一四三)

新屋の治郎さんに乗移られた時。御幣の紙に、豆と米とが付け  
て来た。それをお母さん(登勢子様の事)が、お盆を持って受けら  
れたが、落ちなかつた。それを治郎様が御幣の柄をたたいたら始  
めて落ちた、とお母様(登勢子様)が何時も話して居られた。(五  
―六頁)

八三二 (事一四四 言二六八三)

金光大陣(戸籍)となつて居るのは、お上へ申し上げた時には金  
光大神と書かれたのであつたが、お上から下つた時には、どうし  
たわけか、金光大陣となつて居たのである。(七―八頁)

八三三 (事一四五)

巡査の来た時、福山の祖母(古川)様は三年やんめ(病み)をわす  
らつて居られた(年は確か十一才とか聞いた。明治五年ならば一  
五才)。一番下の四疊の間に来て居て、教祖様を呼出した。其巡  
査は、未だ若く二十四、五才で未だ三十才迄なつて居なかつた。  
おばあさんはいたむ眼をもつて巡査をにらんで居られた。巡査は  
剣をさげて居た。(八―九頁)

八三四 (事一四六 言二六八四)

八重の大庄屋を務めて居られた人が来て、  
「金光様、おがんで下さい。」  
とたのまれたが、

「お上におがんだらいけないと言われるのですから、おがみません。」

と仰せられた。処が其人が、

「お上に対しては悪い様には致しません。お上の事、お上に対しては私が全部引受けて責任を負いますから、御心配はいりませぬ。どうぞ、おがんでくださいませ。」

と頼まれたので、それからおがまりました。其後は其人が御上に對して手続きを取られたのか、巡査もお役人も来られなかった。

(九一〇頁)

### 八三五 (事一四七)

大きな提燈が御供えしてあった。おばあさんのかかえられる程のもの。(二〇頁)

### 八三六 (事一四八 言二六八五)

寄島の安倉より来て居られた橋本と言う大工の棟梁が、教祖様に申し上げられるのに、

「吉田の方をとりましようか、はこうでん(伯王殿)の方を取りましようか。」

其時代、神職の許を得るのに吉田とはこうでん(伯王殿)と二つ

あった。そして吉田の方が大した勢力があつて、皆其方にして居たから、其人も吉田を取るつもりで、まあ、おたずねをしようと言う考えであつたらしい。処が教祖様は、

「はこうでん(伯王殿)の方を取れ。」

と仰せられた。そこで其人が、

「吉田の方がばりばりだから、吉田の方を取つたらどうでしょうか。」

とおたずねしたとの事である。結局、橋本さんがはこうでん(伯王殿、京都にある)の所へいかれて、其許を取られた。それから直きに吉田の方はつぶれてしまった。教祖様には神様から其様に注意を下さつた事であらう。(二〇一―二一頁)

### 八三七 (事一四九)

教祖様の実弟の重蔵(香取繁(右衛門))さんが、龜山(不明、玉島の北)へ参られ、それから教祖が参られたので、香取の方が元だと言われ居る。(二二頁)

### 八三八 (事一五〇)

教祖様の御兄弟、御姉妹

一番上。一番上の姉さん(田中)は金地(カナアセ)(香取の隣の地名)に嫁入りされた。丈がたいへん高くあられた。

二番。香取家の相続人(香取好(之丞))。やせて居られた。

三番。教祖様、肥えて居られた。様子は正神(金光(金吉))様に似て居ら

れるが、もつと肥つて居られたのである。眉毛黒くあられた。四番。此人(小幡彦助)は男で、玉島の西にあるクギイ(久々井)へ養子に行かれた。身体は大きくなく、普通であられた。気が狂われて、後には教祖様の処の長屋へいれて居られた。長屋の窓を握つて、どなつて居たのをおぼえて居る。名前は彦□と言われた。五番。此人が香取教の教祖、重蔵さんです。(二二―二三頁)

### 八三九 (事一五一)

西金光にある正神様の油絵は、着物を着て居られる大きい方が大変良く似て居られる。御装束を着けて居られる方は、顔が少し細くなって居られる。教祖様も、あの絵の眉毛の辺の太く、濃く、黒いのに良く似て居られた。(二四頁)

### 八四〇 (事一五二)

北の三畳でお母様(二子大神)はお国がえになった。(二七頁)

### 八四一 (事一五三)

教祖様は、おびもとかれなかつたぐらいであるから、勿論、風呂へも、何年も入られなかつたとの事である。(二七頁)

### 八四二 (事一五四 言二六八六)

御食事の御飯は他の人とは別に、一番下の四畳の隣に御釜があつて、御飯をたいて居られた。それは八合位の釜で、おごく(御

神飯)も一緒に炊いて居られた。(二七頁)

### 八四三 (事一五五)

三本足の大きくて大きい手洗盥があつた。今考えて見ると、それで教祖様は顔を洗つて居られたらしい。それは裏の方に置いてあつた。此実物は現に安部喜三郎師の宅に保存してある。(二八頁)

### 八四四 (事一五六)

西の方に倉があり、其西に木小屋があり、そこへ皆居た。皆とは大工の事。(何のふしんであつたか聞き忘れたが)木小屋の所にくどば(所)があつて、そこで教祖様以外の人の炊事をして居た。大工は皆で十三人で、畳屋の遠藤のじいさ(国太郎)や、安倉から来て居た棟梁橋本さんや、富岡の方からも来て居た。福山のおばあさんは話がすきで、其倉のはしごに腰をかけて、其大工さん達と話をして居られた。其時分にあの八じいさ(森田八右衛門)がよく来て、炊事や其他の世話をして居たのである。(二八―二九頁)

### 八四五 (事一五七)

牛小屋は、どこにあつたか、福山のおばあさんのおぼえて居れる範囲ではわからない。東の所に三角の小さな空地があつたが、そこは牛小屋を作る程広くはなかつたから、其処でない事は確かである。(二九頁)

「古川古野教正聞き書」 昭和十六年四月九日 霊地  
古川宅にて聴取 青木茂誌

八四六 (事一五八 言二六八七)

わたしはおとうさんという言葉を知りませぬ。もの心ついたときから、もうみんなが、

「金光さん、金光さん。」

というておった。うちでもそういうておった。わたしもおとうさんとはいわずに、金光さんというておりました。(六頁)

八四七 (事一五九 言二六八八)

教祖様はひげの濃い、そして多い方でした。切れぬ髪剃りで剃られるものですから、いつもひげ剃りのときは血がふいておりました。殆んどはおかあさん(とせ)が剃っておられましたが、時にはわたしが剃ってあげることもありました。頭の髪は白髪というほどでもなく、また禿げの方でもなく、普通の髪で、昔、髪を結うておったときには、わたしもときに、髪を結うてあげておりました。(六―七頁)

八四八 (事一六〇)

教祖様に誰が一番よく似ておるかというとき、姫路の竹部慶男の鼻から上が、一番似ておりますなあ。背丈は十人並、中肉中背で肥え過ぎもせず、瘡せずもせず、お杖の声なんかもあたりまえ

でした。(七頁)

八四九 (事一六一 言二六八九)

教祖様は至つてじみに暮しておられました。着物も粗末な木綿着で、羽織は黒、丸に金の入った紋があり、袴をはいておられました。風呂はどういうわけか全く入られませなんだ。垢もでなんだでしょう。食べものは何でもおあがりでしたが、麦の飯が嫌いでした。(七―八頁)

八五〇 (事一六二 言二六九〇)

わたしがまた麦が嫌いでしたから、金光様の御飯が済むのを待ったのですが、それがなかなか時間どおりにはいかないので。話好きな人ですから、お詣りの人でもありますと晩がおそくなり、いつまでも話はずむので、待ち遠しいことというたら、とてもたまらんほどで、今によう覚えております。(八頁)

八五一 (事一六三 言二六九一)

朝は早いし、夜はそうして更けるし、台所は困ったものです。小田から森田八右衛門という人が世話人になっておって、何かと世話してくれましたが、話はずむと、この人もなかなか帰れんです。御飯は朝晩二度で、お昼はぬき。麦だけは嫌いでしたが、外のものはなんでも喰べなされた。あまり好き嫌いのない方で、御飯は大茶碗に二杯、たいがいきまつておりました。お酒は晩だ

け、ちよこに三つ位いけましたが、煙草は少しもいけませんでした。(八頁)

八五二 (事一六四 言二六九二)

夫婦喧嘩や家のなかでございられるようなことはありませんでした。坐られるとき、後家になったと思え、とあるように、そう思うてやられたものらしく、家のなかでは、どちらにもいいこと(情苦)はありませなんだ。金光様は、子供にたいしても、何も口やかましいことはいわれませなんだ。(八―九頁)

八五三 (事一六五 言二六九三)

明治の始めごろ、お詣りの人は平均し日に三十人位でした。家の生活状態のことは殊更に憶えておりません。はじめの程は畑など少々してありましたが、ぼつぼつ減つていきました。(九頁)

八五四 (事一六六 言二六九四)

明治五年に巡査ができたとき、巡査がやつてきて、「拝むことならぬ。」

といました。金光様はお広前の襖を閉めて、座敷の隅に平身低頭しておいでました。子供心にも、やつてきた巡査が憎らしゅうて、上りかまちの柱につかまっただまま巡査をにらんでおったことを覚えております。すると後程、八重の大庄屋がやつてきて、

「上の相手はわしがする。襖を開けておけ。銭を三文もとつと

るでない。ただで人を助けるのに、そういうことはない。」  
と言われるので、唐紙四枚をはずしました。(九―十頁)

八五五 (事一六七 言二六九五)

うちの屋敷の下を二畝ほど人から借りておりました。年貢はきちんきちんと払うておつたのに、中に人が入つて取立てをしておつたが、その取立人が地主に支払いを怠つていたために、地主から金光様へ、年貢が納まつておらんというて請求に來た。金光様は、

「払うておる。」

といわれるのに、

「受取つておらぬ。」

というて二重払の請求をするので、請取りを出してみせられたところ、閉口して引き下つた。そこで金光様は、

「親子の仲でも請取りは取つとくものじゃ。」

といつも言うておられました。(一〇―一一頁)

八五六 (事一六八 言二六九六)

養母(赤沢いね)の葬式は、お寺さんで最後の葬式じゃつたので、酒樽をあけてふるまい酒を出しました。ところが、お寺さんが来てくれません。そこで永代供養のお供えをして、お寺との縁を切りました。(一一頁)

## 八五七 (事一七〇 言二六九八)

うちの先祖は伊予から来たということですが、こちらで川手を名乗ったのですが、村のものが大変にしょのんで(ねた)、お宮の提灯をたたき落したりしました。後に金光に変え、まるに金を家紋にしたところ、それでは金毘羅さんに差し支えるといふので、やつなみをつけました。(一一頁)

## 八五八 (事二七一 言二六九九)

隣知らずの安産、というてありますが、わたしの生まれるときのこと、

「これをお産の手にせい。」

ということでした。昔のこと、養母は、

「おろせ。」

というたのじゃそうですが、金光様に相談したところ、大変叱られたという話です。(一一頁)

## 八五九 (事一七二 言二七〇〇)

金光様が盛大になるので、あっちこっちからしょのむものが出てきました。小豆飯のなかへ毒を入れてきたものもあつたが、金光様が、まず少しおあがると、あげなされたので、毒のあることがわかりました。

また、これはおかあさんにきいたことですが、あるとき覆面のものがやってきて、お広前を荒そうとしておるのを、金光様が居

間の唐紙をあげてみなされたので、股のなかへ顔をあてて引き下っていったようなこともありました。(一一一―一二頁)

## 八六〇 (事二七三 言二七〇二)

金光様がぼつぼつ盛大になって、少し遠いところから詣ってくるようになる、どうしても大谷で一晚泊らにならんようになってきました。そうかというて、別に今のようにならぬというわけがなし、近所隣の百姓さんのところへ泊めて貰う。お詣りの信者さんは、はじめは弁当もちできたものです。少し大ぜい来ると、台所の方も信者さんです、というふうでした。それがいつの間にか宿屋というかたちのものになったのです。(一三頁)

## 八六一 (言二七〇二)

笠岡の齋藤又三郎(右衛門)さんの話は、もうよく知られていることですが、この人はなかなか向ういきの強い人で、金光様へはじめてお詣りするときも、なかなか金光まで来れなんだ。はじめはねこやまできて帰り、その次は、八荒神まで(脱カ)帰り、三度目の場所は忘れましたが、これもまた帰り、やっと四度目に来たのですが、そのとき金光様から「こうこうじゃろうが」といわれて全く畏れ入り、それから信心をはじめたのですが、信心をはじめても、やはり向ういきが強く、金光様の信心ぶりとは大ぶん行きかたがちがうものですから、金光様のなさることを、「麦めしの煮えるようにぶつぶつ言うようじゃあかん。」

というて、何もかも鼻いき荒うにやんなさった。

金光への行き帰りも、豪勢なお籠で前と後とを二人ずつで担ぎ、両脇に一人ずつがついて、ちょうどお殿さまのようにやっておんなざったので、とうとうお役人につかまんなさった。笠岡の入口の富岡というところまでつかまって、百日の内牢に入れられなさったのじゃが、許されてから初めて詣っておいでたときを覚えておりますが、それから畏れ入って、もう昔のような人を人とも思わんようなところはなくなりました。初めてお詣りのとき、煙草の火をわたしがあげたことを覚えております。(二七―一八頁)

#### 八六二 (言二七〇三)

金光様が神上がりなさるとき、備前児島林の金光梅次郎という人と、片岡次郎四郎という人とお知らせがありました。お葬式のときに金光梅次郎さんはお詣りに来たのですが、片岡次郎四郎さんは来られませなんだ。

一方お葬式の場合ですが、祭主は西六の高橋(高橋 藤吉)、副祭主は佐藤宿老(藤 雄)で、祭官は瀬戸廉蔵さんでした。ところが一向に輿が動かぬのです。そこで皆は、

「瀬戸さんが便所へ行つとるので輿が動かぬわい。」

と悪口を申しております。実はそうではなかったのです。金光様には、児島の金光梅次郎さんが来るのがわかつていなさるものからです、それを待っていないさったわけで、梅さんの姿が見えると輿はすらすらと動きだしました。(二八一―一九頁)

「古川古塾談話要領」 昭和八年三月二十五日夜 古

川宅にて聴取 古川隼人誌

#### 八六三 (事一七四)

教祖様は、御控の間六畳に安臥遊ばされ、両手を胸の処に組まれ、静かに大袂を説誦されていられましたが、夜が明けるにつれて、説誦の声は次第に細まり行きて、遂に聞こえずなりました。枕頭には、一子大神(金光 とせ)様、山神(金光 稔雄)様、四神(金光 宅吉)様、お姉さん(藤井くら)と私とが居りました。

お葬式は十三日に行われました。葬式の準備は整うて居ったが、瀬戸廉蔵さんが用便に暇どつて、彼是遅れて出棺になりました。行列が進んで木綿崎山麓北側の処に来た時、東方二又の処を、翁は杖をもち、姥を引き連れて走り来るものがありました。行列に額ずき、泣いて礼拝しました。神様のお知らせで来た備前児島、林の金光梅次郎さんと同琴さんでした。行列はそれより山麓北側の小径を昇り、葬式場に着きました。現在の金之神社の社殿の在るあたりの畑を均らして、こしらえられてありました。棺は其の北西の方角(今の処)に葬られました。(二二頁)

#### 八六四 (事一七五)

教祖様御取次の初、金光梅次郎(児島郡林の人)、後に林教会長

昭和八年十月四日夜 古川宅にて聴取 古川隼人誌

となる。林は郷内村(なり)の世話により、児島五流の許を受けた。後、視察員として二本差の者来たりたる折柄、何等物質的の御挨拶なかりしたため、神前の供物並にお広前に吊しありし丸金の御紋入り御幕を引き外して持ち帰りたり。帰途、庄屋の小野に預けたり。後に此幕は夕崎のもの買取りたりと聞く。右につき、五流の許は之を返上したり。

其後、寄島の橋本というもの(京都より来住し、信者となる。京都の名門の出なりという)京都の吉田家の免許を受けられるようお勧め申し上げたるに、白川殿に願えとの事なりしを以て、その通りに白川殿へ願い上げられ、金神社神主の資格を受けられた。後に間もなく吉田家は滅亡となりたり。(三―四頁)

昭和二十二年十月 古川隼人氏談

#### 八六五 (事一七六)

母(古莖様)が言うのに、

「母(登勢様)が、

「切れんかみそりでごしごしするので、血がふいていた」

と話していた。だから、やんぎり頭であつたらう。」

との事。(一六頁)

「御父・教祖の思ひ出」(抜)

昭和八年十月七日刊『金光教徒』第八九一号

#### 八六六 (事一〇九七)

幼い時分を思い出深くお話しなされました。

「教祖様のおかくれの頃にはそうでもなかったものでありますが、私が今もよう忘れませんのは、十一、二才の頃冬になると目が痛んで困っておりました。丁度巡査というものの出来始めて、教祖様の所にやって来て何かいうておりました。教祖様は下の玄関の所に出られて手をついて、じつと頭をさげて聞いておられました。(中略)教祖様は人のいうことを黙って聞かれて、こちらからはあまりいわれぬお方でした。(中略)それで、私は痛い眼をみすえてその巡査さんをにらんだことをよう覚えております。」

「素晴らしい終られたお顔にはどことなく、教祖様の佛がうかがわれるような、つくろわぬまことの光が浮び出ました。あどけなくお笑いなさる眼もとはいつしか涙さえふくまれておりました。」

「教祖様の言行資料についての調査票」(168)―古川隼人―

#### 八六七 (言二七〇八)

二女古莖、四、五歳ぐらいのころのことである。生来、猫が好きであった。その頃、内庭に積んである米俵が鼠に食い荒されておつた。そうしたある日、古莖はどこからか一疋の小猫をもちよってきて、ひがないちにちこの小猫をかわいがり、おもちゃのようにして遊んでいた。この小猫は次第に大きくなり、段々と高歩き

するようになり、隣り近所どこへでも行くようになった。

そうしたある日、裏の大橋歌次郎氏宅に飼うている鶏の雛一羽をくわえて帰って来た。これに味をしめてか、その後も時々隣りの鶏舎を荒すので、古埜を得心さして、この猫を遠方へ捨ててもらうことにした。この猫はしろと名付けられておった。玉島へ行く人に頼んで捨ててもらうたのである。古埜は終日淋しそうであつた。きげんがわるかつた。

それから幾日かが消えた。ある朝のこと、捨てられたしろが裏口からにやおん、にやおんとなきながら帰って来た。この声を聞きつけた古埜は、

「そら、しろがもどつてきた、もどつてきた。」

とばかり、おおはしゃぎ、飛び廻つてよろこび、抱きかかえて頬摺して放さぬ。きげんがなかつたのである。

まえまえにも飼うていた猫が度々大橋家の鶏舎を荒したことがあつた。そのときに大橋家のいかず後家であつた婦人がその猫を殺したことがあつた。後にこの人は非業の死を遂げたことがあつた。教祖様は、

「鼠が米俵をくうてこまるなら、鼠に食うだけの米をあてごうてやつておけばらくじゃ。」

と仰せられたので、その後はそのようにされたということである。

「生きたもの、いかい(多)かうな。ほねがおれる。」  
と家人に言われたという。

#### 八六八 (言二七〇九)

金光正神様、はじめ延治郎と申されましたが、後浅吉と、更に金吉(武士となられてから)と改名された。安政五年九月、天照皇大神様と天地乃神様との間に、成年教祖様をもらいうけのことに ついて問答があり、そのすえ、悴巳年(浅吉)成長のあかつき、皇大神様のお広前へ御札のため参拝させます、というお約束が出来た。後年、この約束に従い、浅吉様は伊勢の国度会の宮(伊勢)へ参拝せられた。その帰る道すがら、颯爽として意気盛んな侍姿を ごらんになり、これに深い関心と憧れを持つようになられたのであろうか。ついに慶応元年、二十一才にして浅尾藩主蒔田広孝侯(大谷村の領主)に仕えて並足軽となり、苗字帯刀を許され、明治元年には徒士役に出世した。

間もなく明治維新となり、その結果廢藩置県となつたため、侍たるの身分を失うに到つた。生活は極度に逼迫して困窮の底に陥つた。妻を離縁し、明治七年二月二十四日、岡山に移り住み、市内西中島で「鳥金」の屋号で鳥料理店を開業した。なれぬ武士の商法であつて、経営は困難となり、生活は亦一層窮乏をつげた。この当時、度々大谷の父金光大神の許に帰り来て無心したということである。母の一子大神様は、御高祖頭巾に人目を忍び、岡山に浅吉を訪ね、ひそかにこれを助けたのであつた。

ある年、一子大神様、風呂敷包に銭串(穴あき銭をわらしべに通して造られた銭串)一串は当時の金で一円を何円か包んであるのを持って行かれようとした。教祖様は、

「それを持っていつてやるかや。それを持っていったら、親子の縁切りになるがのう。」

と仰せられたが、それを聞き流されてか、一子大神様は重い風呂敷包を抱いて、例の御高祖頭巾で顔をかくし、木綿崎山の端から東へ、新田に出られ、そこに待たせておった人力車で岡山へ急がれたのであった。

#### 八六九 (言二七〇)

浅吉様が、度々岡山から教祖様のみ許に帰られては、御無心されたことは、弟妹たちにとって言わず語らず不満であつたらしい。その気配を察せられてか教祖様は、

「兄さんはのう、あれは大飯くらいじゃからのう。」  
と仰せられた。

#### 八七〇 (言二七一)

教祖御取次のはじめ、林の金光梅次郎の肝煎りで、児島五流(山伏)のゆるしを受けられたが、後、視察員との触れ込みで二本差しものが訪れて来た。折柄、教祖は何等物質的な御挨拶をなされなかつたため、彼等は御神前の御供物、丸に金の字の御紋章入り御幕を取り外し、これを庄屋小野郎に持ち込み、預けて帰った。

#### (中略)

これにより教祖様は、五流より受けられた允許を返上したのである。後、寄島の橋本右近氏、教祖様に勧めて、京都の吉田家の

允許を受けられるようお勧めしたのであつたが、教祖様は

「京都の白川殿に願え」

とのお知らせにより、白川殿に願ひ上げ、金神社神主の資格を受けられたのである。間もなく吉田家はつぶれになったということである。

#### 八七一 (言二七二)

古塾が生まれて約半カ年位経つた頃のことであつたようである。顔の両頬に出物が出来たのである。父教祖は、

「弄つてはいけません。ほっておきなさい、楽じゃ。」

と母一子大神様に申されたのであつたが、一子様は、

「女の子であるから、出物の跡形が残つては嫁入の邪魔になり、かわいそう。」

と考えられたのでしょうか、折角教祖様のお言葉があつたにもかかわらず、雄松の葉先でぶつりと左の頬の出物を突いて膿を出されたのであつた。その後、出物はすっかりなおつたのであるが、一様が突かれた左頬の髪の毛の生えさがりのところに、銭形で幾分楕円形、そして少し窪味のある疵痕が出来、その下に小さい疣が残つた。その疣の先端から、八十九才で亡くなるまで、いつも黄土色したねばい液がわずかに出ておつた。このことにつき母古塾は、

「お母さんが、わしのいうことを誰かぬからじゃ。わしを恨むなよ。」

と教祖様が仰せられたと申しておつた。

### 八七二 (言一七二二)

教祖様御帰幽の御模様について

御控間六畳に安臥遊ばされ、両手を胸の処に組ませられ、静かに大被を誦誦、夜の明けるに従い誦誦のみ声は次第に細まり行き、遂に聞えずなりぬ。

枕頭には一子大神様、山神様、四神様、正才神様、末為神等が侍らうた。

### 八七三 (言一七二四)

御葬儀は十三日行われた。葬送準備整い居たるも、瀬戸廉蔵氏

(齋員)の用便などあつて、彼是遅れて出棺。行列進みて木綿崎山麓の北側に到れる時、東方二又(新田)の処を、翁は杖をもち、姥を従えて走り来るものあり。行列に額ずき、泣いて礼拝する。備前児島林なる金光梅次郎と、妻、琴の二人なり。

行列は山麓北側の小径を昇り進む。葬祭場(現奥城の東側、畑地を均して造られた)に着いた。御遺骸はその北西、客人神(地名)宗神、金光桜丸雅訓命の奥城の前に葬り奉られたり。

「教祖様の言行資料についての調査票」(899)―小林義信―

### 八七四 (言一七二六)

私(古川古塾)が七つ位であつたか、庭瀬の殿様が奥方と子供さんをつれて、三人連れでおかごで参つて来た事がある。もう遅かつたので、お参りしてすぐ宿につかれた。金光様のお使いで、お母さんが私の手を引いて吉備乃家に行った時、殿様の奥方が子供を抱えて縁側から庭へおしっこをさせていた。その時、教祖の奥方は子供のちんちんをいらいながら、

「子供は神が授けるが、子供の命は親が願え」と金光様がおっしゃつた。」

とお伝えになつた。

(昭和十六年四月二十五日、私が小林家に養子に行つた翌日の事であつた。祖母はこんな話をして下さつた。)

古川でる 古川参作氏妻談話

### 八七五 (事八一八 言一七〇二)

五十五才の辰の年(てるの娘) (金光ゆき)、二、三才の時頃、教祖より頼まれて宿を始めた。其頃より教祖は百姓を止められたらんか。

### 八七六 (事八一九 言一七〇三)

嘉永元年頃古川へ嫁ぎ来りたる婆さん来りてよりは、教祖は四国へ行かれたる事はなかりし様に記憶す。

## 八七七 (事八二〇 言一七〇六)

「參つて来たものが、急いで帰つて、どうもならんから、宿をしてくれ。話を聞かせねばならんから。」  
 と言いて、宿を頼まれたり。

## 古川隼人 「金光教祖と家庭」(抜)

大正四年六月刊『新光』第一二二号

## 八七八 (事一〇九八)

御食事のときは全て森田八右衛門と申す人が御世話申上げられ、御相手申上げられたのでありますが、以上の如き次第でありますから、冬の寒中などは、温かき御飯を差上げ申さんと、折角温かく炊いたものも、すっかり冷えて了う、幾度となく温め直したという程でありました。御飯の時には、必ず御酒を盃に二杯召上げられました。その盃二杯の御酒を幾度か温めたことでしょうか、御嗜好の雑炊を幾度か温め直したことでしよう、八右衛門氏の苦労も並大抵ではなかつたらうと推測するにつけても有難涙が自然と頬を伝うて流れます。また食後には必ず香物一切を召上げられたということですが、これはやはり温める世話が要らぬのでせめてもの幸であつたでしょう。(一七頁)

## 八七九 (事一〇九九)

かく五人の子達に対しては教祖は極めて慈愛深くましたけれど

も、また中々に厳格にましました。一つの栄耀、一つの栄華、中々に思いも寄らぬことであつた。殊に衣服に到りては木綿より外には決して許されなんだ。神に供えられたる氏子よりの供物は決して決して栄耀栄華の料ではなかつた。衣食、質素なる衣食の爲め使用せる外は全て貯蓄せられて教会の建築に用いるごと常に仰せられたと承つています。男の子はまだしも、二人の女の子は、さすが女だけに參来拜む氏子の誰彼の着物、指物を見ては、心密かに栄華の夢に憬がれていた。然し絹物一枚も金指環一個も買うて下さるどころではなかつた。着物が欲しければ、せつせと機を織つて儲けて買へと仰せられた。その当時流行つていた唐縮緬が二人の子女は欲しかつた。然し教祖は持ちが悪い、虫が蝕うとて許されなんだ。二人の子女は母君相手に布を織るに忙しかつた。(一七頁)

## 『朝の教話③』(抜)

昭和三十三年六月刊

## 八八〇 (事一一〇〇)

——古川この伝——

山伏らが拔身をもつて来た時のことを我々はよく聞いておる。どういふ場合であつたかと申しますと、母の話によりますと、夜中のことであつた。教祖様がそつと起きられて、あの間の襖(お

広前と控間との)を少し開けられて、じっと見ておられた。一子様も後から行って、声を立てられかけたのを教祖様がじっと押えられて御覧になっていられた。山伏が抜身を放ってドサリドサリと這いながらお広前へ上がってくるのを教祖様はじっと見てござった。一子様も声をじっと押えてみてござった。しばらくすると、その山伏がゴソリゴソリと後ずさりをはじめ、そのうちにずうーっと出て行った、ということでもあります。このことは一子様から母がお話を聞いておったにちがいない。(二九—三〇頁)

### 八八一 (事一一〇一)

——古川この伝——

ある時、ぼたもち(毒饅頭)がお供えになった。教祖様は毒入りとは知られずに、お供えになってすぐ食べられて、苦しまれ、門口の便所へ行って、金かくしをつかまえて嘔げられたということでありますが、それを目の前に見るように話をしてくれる。ぐうーっと、はいておられたということです。(三〇頁)

『教祖さまの御事ども』(抜)

昭和三十八年十二月刊

### 八八二 (事一一〇二)

展示されてあるその中啓の最後の竹骨の裏側に、

明治十七年甲申正月朔日ヨリ之持用

次の親骨に、

金光四神トハ宅吉事

と毛筆で自署されてあります。扇面の下部約三分の一のところは、紫色で、横に長く、遠山の模様があります。おそらく、教祖さまが、ご使用になったものであろう。それを、四神さまが、お受け継ぎになり、ご祈念のとき、常に御使用になられたものと拝察いたされます。(二二頁)

### 八八三 (事一一〇三)

金光教第一世管長金光大陣(金光)さまから、うけたまわったこと。

○ご修行中は、昼夜ともに、見ず、言わず、聞かずして、一心に勤められたり。

○ご修行中は、夏冬ともに、身には単衣一枚着用にて、暮六つ(午後六時)より、夜の九つ(夜半十二時)まで、神前にて、座行あり。又、夜の九つ時よりは、外出にて、明け六つ(午前六時)まで、立行ありたり。

(註)「外出：立行ありたり」について説明する。現在教祖御

奥城裏の東北端のところ、今も、香川県塩飽島手島に産出する、俗に「手島石」と称えられている石で造られた祠がある。教祖家から、丑寅の方位に当たるといふ。ここで、冬の寒中、雪の降り積もる中に立って、ご祈念せられたと伝えられておる。お立ちになっておられ

た足跡に、両足の型が、くつきりと残っていたという。もつとも、祠は、後年、第一世管長によつて据えられたものである。その手前に、斜に、石の鳥居(丸柱のもの)が現存しておる。(二七―二八頁)

『続教祖さまの御事ども』(抜)

昭和三十九年十月刊

#### 八八四 (言三九九四)

備中庭瀬藩(撫川)主板倉勝弘侯は、天保九年二月二十二日、福島藩主板倉勝俊侯の八男として誕生、庭瀬藩主板倉勝全侯の養嗣子となり、安政五年十一月十八日、家督を相続し、同年十二月十六日、摂津守を受領した。どうしたことか、勝弘侯には後継者に恵まれず、心の内の大きな悩みであった。

御神縁をいただかれて、初めて、金光大神様の御取次をいただかれることになった。ある時、ご参拝されたときのご裁伝に、  
「正、五、九月が当月(あたりづき)。寿命は、氏子から願え」とありました。

このご裁伝をいただかれた板倉侯は、大変に喜ばれ、後継者の誕生を一日千秋の思いでお待ちになった。やがて、奥方はご妊娠。月満ちて、玉のような男子が出生した。侯の歓びは、天にも昇る心地であったであろう。御礼届のあったことは、もちろんである。

(二二頁)

古川この教正からの聞き書を、あとで整理したもの

#### 八八五 (事一一〇六)

幼いときに、手習にいきとうてならんのに、女子に、文字はいらぬ。弘法大師でさえ、仮名で大きな道を開かれたではないかというて、どうしても、手習にやつて貰えませんでした。そのころ、占見に、胡麻屋というところに、塾がありました。ところが、先生が死なれました。大谷では、寂光院の下寺で、天台宗の天満山善城寺という寺で、手習を教えておりました。ところが、これも、まもなく、寂光院の和尚が、死んだものですから、寂光院へ帰つていつて、和尚が居らんようになった。そこで、恐れ入つたわけです。(二七―一八頁)

#### 八八六 (事一一〇七)

明治の始めごろ、お詣りの人は、ならし(平均)、日に六十人位でした。家の生活状態のことは、殊更に、憶えておりません。はじめの程は、畑など、少々してありましたが、ぼつぼつ、減っていききました。吉備乃家に残つておる御神号の紙は、御けんびの紙を、ついだものですが、それに、お供えした人々の名前が書いてあるそうです。(二二頁)

#### 八八七 (事一一〇八)

大谷は、昔は、さびしい村でした。村というよりも、字じゃつ

たのですが、上と下に分かれ、上に十五軒、下に二十軒しかなかったのです。田舎の、どこにもある話ですが、うちのまわりには、みんな、しこな(仇名)渾名が、ついておりました。思い出すままで、いうてみますと、

嘘言つき孫兵衛。信心文さ。ふれる(布令)が八百さ。衣の久蔵。ねぐい(寝食い)身体が弱く、始終寝ていたもの(の今蔵)落ちつき俊さ。みみずの役さ。きっぽう時さ。ほじゃほじゃ役さ。

などです。(二五頁)

八八八 (事一一〇四)

古埜は、当時のことを、物語ってくれた。

「講内(組内)の皆さんが、参宮して玉島まで帰ってくる頃合を見計うて、長い道中で、着ていった着物が、どろどろに汚れているので、皆、親たちや、親類のものが、新らしく仕立てた着物をもって、玉島まで出迎えに行くならわしとなっておった。その着物を『まちご(待衣)』というのである。その『まちご』をする、せんのごとで、兄弟が口争いをしておったとき、教祖様は、

『兄の浅吉どおりのこと』

と仰せられた。兄の浅吉さまは、俗にいう『ぬけまいり』をされた。講内へは内密で、参宮したのであったから、出迎えも、講内への土産物など、一切、持ち帰っていなかった。それにな

らうて、待衣もいらぬと仰せられたものであろう。このため、わたしは、どろどろになっておる道中着のまま、帰ってきたのである。娘心のはずかしさに、つらかった。」

と。(三二―三三頁)

八八九 (事一一〇五)

一般に知られておるように、教祖様は、生来、麦ご飯が、おきらいであった。十二歳のとき、香取家から、大谷の川手糸治郎家(この人の妻は、教祖には、おばさまである)の後継として、貰われて来られてからも、養父糸治郎様は、教祖様に、米のご飯を喰べさせようとおもい、麦を背に荷負うて、木綿崎山の尾根を、東南に涉り、約一里の行程の道を、黒崎村に行き、米に換えて帰つて来るのが常であった。(三二―三三頁)

堀 智洋雄 「教祖様の言行資料についての調査票」 834

八九〇 (言二七二〇)

教祖様は御歳十二のとき養子に來られたことになっておりますが、私の実家の言い伝えによりますと、実は四歳のとき來初めをしておられます。今でも田舎にはそういう風習が残っておるところがありますが、昔は縁談の約束が出來たら、行き初めとか來初めとかいうことが行われたものです。

教祖様の場合も、正式に來られたのは十二才でしょうが、四才のときすでに約束が出來て、その來初めをなされ、堀の家の初代馬藏の妻不出(ふで)が娘時代に、占見から大谷まで教祖様を背に負うてお供をして來たということです。そのとき教祖様は小紋の着物を召されて、ふっくらと肥ったとても可愛らしいお子さんであつたと申します。

教祖様を大谷へお世話した一人が大橋万吉であり、不出はその娘であることを思えば、この話には眞実性があると思われれます。

禎 つね 「禎鉄雄、岡田基壯、柏原金次郎、小田原忠雄、四師

よりの聴取事項」(奉166―抜)

嘉永二年三月四日生。明治三十八年四月二十九日歸幽。

明治十五、六年頃正月、玉島まで芋船でゆき参拝。立

花教会長禎鉄雄師よりの聴取事項。

昭和二十五年四月二十一日 於尾道教会 高橋一郎記

八九一 (事一七七 言一七二)

つね師の大谷へ参つたとき、つるべが小さかつた。それは、水を粗末にせぬように、との思召しからであるということをし、そのときに聞いた。(三頁)

松岡金次郎 「教祖生神様覚帳」(金576―抜)

八九二 (事一九九)

十六年一月一日参拝。

生神様、朝早、神に初春の祝詞を捧げ奉る。此の時、

「本年、金光の身に虫は入りたり。」

御神伝下り。(四―五頁)

松本太七 明治四十三年七月 吉備乃家にて高橋正雄が聴取

八九三 (事八二二 言一七〇八)

教祖は、神伝を得られ、

「氏がまだ参つて來居るから。」

とあれば、夜何時迄にても勤められたり、と。

八九四 (事八二二 言一七〇九)

御広前に御氣に叶わぬ者あれば、神様の方へ向かれたる儘少しも御話なく、其者帰れば、また御話出來たり。

八九五 (事八二三 言一七一)

藤井吉兵衛氏、数日前に参拝したる時、教祖に御目に掛りたるが、

「金光大神は、神になる。早く行け。」  
とあり。吉田松吉を伴いて、風を冒して舟にて大谷へ参りたるに、既に準備出来居り。藤井恒治郎氏に話して、大櫛を持たしめられたり。

### 松山勝蔵

明治四十三年七月二十六日 尾道教会所にて高橋正雄が聴取

### 八九六 (事八二四 言一七二一)

明治元年に参りて、それより余程後の事、お引けになり居り。二年間位なりきと思ふが、其間は只御話丈けしてくれられたり。

### 宮家教督

「五流尊灌院探訪記」(奉87―抜)  
昭和二十四年八月二十八日 児島五流尊灌院にて宮家  
教督院主より高橋博志が聴取

### 八九七 (事一七八)

折りをみて来意を告げたのであるが、やはり内外多忙なりしと、院主は元来養子で、伯父の跡を継がれたので、傍々古い物の整理を得して居らぬ。然し、金光教祖が許状を得られたと言う事は聞いて居る。徒弟帳、先達名簿と言うものがある筈で、其の中に記

名されて居るものと思う。其の内調べてやる、と言う事であったので厚く御願ひしておいた。(三頁)

### 三宅武坪

「御足跡に立ちて」(一)(抜)  
昭和八年五月十二日刊『金光教徒』第八七〇号

### 八九八 (事一一〇九)

教祖の御生家である香取家はこの地方一般の住宅の様式である茅葺であつて、東は山に添い西は柏木の生い茂りて垣を作り、いとも静閑なお屋敷であつた。明治三十三年とかに御生家を取払いその跡に只今の御建築が出来た。この家の瀬戸口(北口)に当たりて代々使用になつていた井戸がある。底は深からねど水満ちて杓にて直に汲み得らるるが、汲めどもつきぬ清水湧き出でていとも有難き井戸なり。これ教祖の産湯の井水であり、十二才の御年まで朝な夕なにこの井水の面に気高き面影を投影せられ、水汲む度に敬虔な態度にて、天恩に拝謝する御姿をも思い浮かべていと有難し。

### 宮永延蔵

「教祖様の面影」  
『金光教報』昭和十八年七月一日刊  
本人談話

## 八九九 (言二八六四)

私が入信してから本年で六十五年になります。父(故宮永徳蔵大人)は以前から信心して居りましたが、本式に入信したのは明治六年のことです。私が父につれられて始めて大本社へ参ったのは、明治十一年の旧正月十一日でありました。その時の事もが今も頭を去りません。

父がいつもお参りして居る大谷とはどういう所であろうか、どうかして自分もお礼させて頂きたいなあと思つて居りましたら、その十日の晩に父が、

「明日は御本部へお参りするが、お前も十五才になったから庭草を踏ませてやろう。しかし歩けるか。」

「はい、歩けます。」

「十二、三里あるから、ちよつとえらいぞ。」

「きつと歩きます。」

「そうか、それなら歩くかも知れぬ。俵(人力)があつたら福山からでも笠岡からでも乗せてやろう。」

という事で、草鞋の支度をして、翌十一日の朝四時半に尾道を立ち、笠岡で昼の弁当を頂き、大本社に着いたのは夕方の六時半頃でありました。大井戸(現在の位置)で身を淨めました。その時、父がいつも大谷へお参りすると言うので、神社のような建物であるかと思つて居たのに、「これは俗家じゃなあ」と思いました。

父が半間の戸をあけてお広前にあがらせて頂くと、まだ金光様はおいでになつて居られました。

「金光様、遅くなりましたが唯今参拝致しました。今度は忝に初めて庭草を踏ませました。後来よろしく御願ひ申し上げます。」

と父が御礼申し上げ、私はその後について唯お礼申しました。

「よう参つたなあ。それは結構じゃが、今日は俵が居らなんだなあ。明日は何処からでも足が痛んだら俵に乗せてやる。」  
どの仰せに、昨夜父が私に言つた事を金光様はすでに御存じであつたかと驚いた事を、未だにはつきりおぼえて居ります。

## 九〇〇 (言二八六五)

教祖様の御帰幽になりましたのは私が二十才の時でありましたから、五年間可愛いがつて貰いました訳です。お体の大きい眉毛の濃いお方で、浅黄のお羽織をいつも召して居られました。じいつとみて居ると、今でも目の前にお姿を思い浮べることが出来ます。

## 九〇一 (言二八六八)

その頃(参拜の時)は御建築の事が始まつて居りまして、玉島から材木をお買入になつて居られました。材木屋から集金に来たのでお私になりましたら、又その後で集金に来て、とうとう同じ材木代を三度お支払になつたことがあります。材木屋でも気がついて、主人がその金を持つてお詫びに参りました。

丁度その時、私も参り合せて居りましたが、教祖様はお結界からお出ましになり、お広前の柱に背をよっかけて坐られたまま、

「そうすると、この金は返してもらおうのか。」

「返しますどころではございませぬ。余分の金をもらって居りましたので……」

「そうか、それでは返してもらおうか。」

と言つて受取られたその時の柔和な御面影が未だに忘れられませぬ。私などでしたら「三度も同じ代金を取りに来て」と叱りつけるところですが(中略)。その時、教祖様がお結界からお出ましになるのを見まして、始めて背丈のお高いのを知りました。

村木マス 明治四十三年八月七日 本部にて高橋正雄が聴取

九〇二 (事八二八 言一七二八)

明治六年始めて参拝し、教祖より親切に言うて下されて、其御家に泊めて貰いたり。

室山本造 岡山県都窪郡菅生村大字浅原

七十六才

明治八年より参拝

(昭和八年教祖拝接者調べ)

九〇三 (言一八七〇)

本人十八才頃の時代なりき。当時の事を追想するに、最初は家を新築するに金神のたたりありと恐れたる結果、教祖の処に参りたり。暫く御祈祷の後、あの堂々たる体軀、豊かな頬に笑を浮べられて、久しくよくわかる様に、親切に話されました。それ以後、度々参りましたが、いつもにこやかにむかえられました。

森 ノブ 明治四十三年八月九日 本人自宅にて高橋正雄が聴取

当時近隣在住の津賀某より聴きたるもの  
天瀬教会所信徒

九〇四 (事八二九 言一七三八)

岡山より参拝し居たるに、

「昼参つて家業を疎かにしては信心にならぬから、晩から出て広前へ一晩宿れい。蚊は追うてやる。夜中帰ると疲れて明日の仕事に差支えるから、朝早く帰れい。」  
と仰せられたり。

九〇五 (事八三〇 言一七三九)

御普請用の屋根葺木皮朽ちかかれるにつきて、

「金光様早く葺かれては如何であります、腐れて了いますが。」  
と申上げしに、

「ほつておきますのじゃ。腐れりや又実になつて生えるけい、

時節を待ちますのい。」  
と仰せられたり。

森政謙吉 明治四十三年七月三十日 大谷にて高橋正雄が聴取

九〇六 (事八三三 言一七四二)  
月の一日、十五日、二十二日は、神様のお祭り。

森政さだの 明治四十三年七月二十八日 福山教会所にて高橋正

雄が聴取

明治十二年五月初めて大本社参拝

九〇七 (事八三三 言一七四五)

毎月参拝し居りたるが、御祈念下され(始めは六根の被なりき)、  
後、御裁伝あり。御声小さく、後にて、

「分かったかや。」

と御尋ね下され、

「分かりました。」

と申せば、

「分かったらよろしい。」

と仰せられたり。

森政禎治郎 明治四十三年七月二十八日 福山教会所にて高橋正

雄が聴取

明治十二年初めて大本社参拝

九〇八 (事八三四 言一七六三)

私等も、百姓をして居った時分には、

「賭博でも打つて、ほしか(肥料のこ)の(と)一俵も買いたいの  
じゃ。」

と思う事もあったが。

森本 伸 「森本(古市)伸についての調査報告」(奉173―抜)

昭和二十九年五月十六日 西大寺市升田 古市菊衛よ

り聴取 堀智洋雄誌

九〇九 (事一七九 言一八七四)

教祖神上りの前の月にお詣りした折、教祖はしみじみとした面  
持ちで、

「今度はいつ詣るか。」

とお尋ねになるので、

「仕事の都合で来月の中ごろに詣ります。」

とお答え申したところ、教祖は、

「そうか、もし都合がいたら十日に詣って来なさい。」

と言われて、仲たちがお広前からおいとまする姿を障子の所から  
のぞきのぞき送って下さり、

「よう詣った。また十日には詣りなさいよ。」

とくりかえしてお言葉があったというのである。しかるに、仲  
は丁度そのころ差支えがあつて、十四、五日ごろお詣りして、教  
祖の御帰幽を知つたのであつた。その事を伸は生涯、

「あの折どうして十日に詣らなかつたであらうか。それが残念  
でならん。」

と話していたということである。(六一七頁)

### 守屋富太

「教祖様の言行資料についての調査票」<sup>(1687)</sup>古川隼人

旧姓渡辺、父平三郎氏―通称大畑(おおばたけ)と呼

ぶ。当主は渡辺平八郎氏。母は登免という。

### 九一〇 (言一八七六)

父平三郎(天保十二年生)が十二、三才のときのこと、読み書き  
算盤などの手習にかよっていたが、ある日雨が降っていたが間も  
なくやんだ。津の北端、荒神端(絵師迫山の北端)まで帰ってきた  
とき、道の曲がり角東側に、金光様は五反田で農耕作をしておら  
れたが、一休みと、休まれるため、道端(耕作地の西側)に腰をお  
ろされ、伝八笠(竹の皮で造ったかむり笠)を傍らにおかれていた。  
手習こども二、三人が通りかかり、中の一人が突然その教祖様の

かむり笠を足げにかけ、田の曲り角にあった肥壺へ蹴りこんだ。  
きつと叱られると思うてか、逸散に馳けだして逃げだした。その  
うしろから、

「おおい、あんたらは、よう手習をせいよう！」

といわれる教祖様のおこえが追うていったのであつた。

### 守屋富太氏の母、登免刀自の話

### 九一一 (言一八七七)

刀自は信心深く、教祖様の御許に詣できておつた。あるとき、

教祖様は、

「そう、さいさい参らぬでもよいに(中略)。わたしの達者の  
うちに、この前の道から西、北川手の酒屋(現神露酒店)まで市  
街になるのを、この眼で見ても死にたい。」

と仰せられたことがあつた。その道は、上へ昇って、木綿崎山を  
越えて、津へ渡る小径であつた。

## 平成元年度研究論文概要

元年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載したものの以外、各所員、助手の研究論文と業務報告の概要を、ここに掲げる。

### 第一部

#### 「高橋富枝祈念帳」について

—元治元年から明治十六年までを対象にして—

眞 田 幹 夫(所員)

本稿は、金光大神時代の教勢や、信者群の実態を明らかにし、そこから金光大神の信仰が、どの様に定着し拡大していったか、また、教導が、どの様に展開していったかという問題関心から、「高橋富枝祈念帳」を素材に分析を試みたものである。

一章では、この帳面全体を概括的に把握するため、帳面の記載形式や字体の特徴、世話方の記述などについてまとめた。二章では、元治元年の帳面から、記載形式の変遷や祈願内容についてまとめ、元治元年と慶応元年の祈願者の地域の広がり方について検討し、元治元年から明治十六年までの祈願者の延べ件数や各日別

の祈願者の延べ件数などの分析を行った。

分析結果として、①記載形式は、慶応元年頃から統一が取れてくること、②祈願内容は、全体の三分の一が「病氣や怪我」に関わるものであり、女性の祈願の約一割が「産」に関わるものであること、③布教圏は、六条院西村を中心として現在の寄島町や笠岡市の大島付近に集中し、慶応元年には、鴨方町や里庄町から笠岡市へと西へ地域が拡大していること、④祈願者の一日平均は、明治三年頃からあまり変化がなく約一二件であること、一日・一〇日・一五日・二二日と一月一日から一二日まで、三月三日・四日、九月九日・一〇日の祈願件数が多いこと、などが認められた。最後に分析結果を踏まえ、同一地域の祈願者の実数の算出方法の問題点を指摘し、「御初穂」の包み紙の裏から講社や神号に関わるものを紹介した。

#### 「金光大神広前歳書帳」に記された

##### 笠岡地域について

太 田 眞 明(助手)

本稿は、「金光大神広前歳書帳」から「笠岡」と記載されている条二六〇三件を抽出し分析を試みたものである。

まず、祈願者の件数や神号・篤信者などの参拝傾向について各年・月・日ごとに分析した。教祖広前への参拝者は、後年になる

につれ減少するが、笠岡地域の参拝者は、逆に増加する傾向がみられる。各月の合計は、一五〇件から二五〇件であるが、一月と九月は三〇〇件・一日は五〇件から九〇件・一日は一四〇件弱・二三日は四〇〇件を越え、全体に参拝者が多くなつていく。

次に、神号取得者や篤信者・人名や屋号が記されているものについて、人物特定の作業を行い、参拝状況を分析した。その結果、斎藤重右衛門妻の津志、斎藤精一、斎藤友右衛門、斎藤里須、斎藤林右衛門の継続的な参拝に対して、斎藤重右衛門の参拝が極端に少ないことが判明した。また、笠岡地域の神号取得者や篤信者のほとんどが、斎藤重右衛門の家族や親族であることが明らかになつた。この他、「お知らせ事覚帳」や「一乃弟子改帳」などに出てくる高井谷五郎、軈屋長左衛門、軈屋喜三郎、浜田定五郎や「願王歳書覚帳」に記載されている角田藤兵衛、木戸屋房吉達の具体的な人物の参拝状況の分析を行った。

## 第二部

### 「辛抱」の構図

福嶋 義次(所員)

これまでの、筆者の事跡解釈や金光大神理解研究などの作業を通して、明らかにさせられ、教義的に表現し得るようになった金

光大神の信心の筋合い、つまり論理を描き上げていくという課題追及の段階に立ち至らされている。この認識に立って、今後、いくつかの本教教義の主要な素材を構成する本教教義のキーワードを取り上げ、それらがどのような関連のもとにとらえられるかを確認する思惟の作業を進めていかねばならない。

そうした作業の一つとして、今回は「信心辛抱」という言葉を取り上げた。主として「時節考」と「死を前にした金光大神」の二論文で行った金光大神の事跡と理解の分析に基づいて、論を展開した。

文化的社会的営みは言うに及ばず日常生活一般にわたる、人間の生の営みに当然伴ってくる辛抱を支える心の姿とその問題性を、天地の神との関係で促されてくる「信心辛抱」の本質的意義との関連で見つめるとともに、「育ついのち」として概念化した天地にあつて生きとし生ける命の存在様態と、「拓くいのち」として概念化した人間の命に必然ともなう「辛抱」の関連構図を可能なきがり抽象化して提示した。

各節のタイトルは以下の通りである。

- まえがき 一、信心と「辛抱」の関係についての示唆 二、育ついのち 三、拓くいのち 四、「拓くいのち」の自家撞着、自己矛盾 五、拓く歩みを歩ましめてくるもの 六、「天地のしんと同根」 七、「差し向け」としての歩み あとがき

## 病氣に関する金光大神理解

— その背景と意味について —

岩 本 徳 雄 (所員)

本稿は、金光大神の時代の人々における病氣・医療・信仰の情況との関わりにおいて、金光大神の病氣体験の足跡と病氣に関する教えの意味を明らかにしようとしたものである。

先ず序章においては、医学史等の研究成果を基に、我が国における病氣・医療・信仰の歴史と相互の関係について、近世末期を焦点に概観し、永い歴史を経て、病氣と信仰の深い関係が継承されている様子を見た。第一章では、前半生における自身及び家族の病氣、四十二歳時の自身の大病、大病克服後の家族の病氣という三段階に区分して、金光大神における病氣の体験・実情と信仰展開の意味を窺い、後半生、取次ぎ専念に踏み切る上にも、教導の営みにおける教義にも、そうした体験が重要な意味を与えたことを明らかにした。第二章では、病氣に関する理解の中から、教義的に主要と思われるものについて、一章で述べた金光大神の体験との教義的関連性を捉えながら、人間における病氣の問題に上つての意味を考察した。

## 本教信仰の歴史における

## 金光大神認識の変遷について

藤 井 潔 (所員)

昭和四九年五月発足した安田内局は、その年二月の臨時議會において、それまでの内局が教政方針としてかかっていた「教祖のご信心を今日にいたたく」との言葉を「金光大神の信心を現わす」との表現に改めることを表明する。本稿では、この「教祖」から「金光大神」へとの表現上の変化が、どのような金光大神認識を持つて教団動向の上の問題提起されてくることとなったのかを究明すべく、あらためて「教祖」「金光大神」との呼称に注目しつつ、本教信仰の歴史における金光大神認識の変遷についての概観を試みた。

一章では「教祖」と「金光大神」という呼称についての前提的な考察を行い、以下、「金光大神認識の歴史」①—⑦として、①—金光大神体験—においては、金光大神在世中の、神、金光大神、直信という三者の関係を認識主体と認識対象として未だ分節化しえない金光大神体験の時、として捉え、②—金光大神の死—では、その死による金光大神と神との分化、そして「教祖」との呼称が始まる発端をそこに見、③—情報としての金光大神「教祖」への道—では、教団独立、金光大神教語の収集活動における唯一の金光大神たる「教祖」化の動きを、さらに、④—「教

祖」金光大神の理念化——では、大正から昭和にかけての高橋正雄、和泉乙三によるトータルな「教祖」像成立の過程を、⑤——正統的「教祖」像——では、昭和九・十年事件によって、本教史の上に明確に選び取られてくる「教祖」像について、その概観を試みた。さらに、⑥——戦後の歩み——においては、昭和二九年教規成立に至る金光大神認識の問題を、そして、⑦——二つの信仰的自己吟味——においては、金光大神を「教祖」たらしめる信仰的自己吟味と、「教祖」を今一度「金光大神」へと解体すべくうながす信仰的自己吟味、との二つの様相をたどることとなった。

## 本教教義通念としての「迷信打破」考

岡 成 敏 正（所員）

本稿は、『金光教教典』に収録されている、金神・方角の禁忌に関わる金光大神理解のなかに、金光大神の許での金神は一般のそれとは全くその本質を異にした大地の神であるとされてきた従来の教義解釈、あるいはそれに基づく「迷信打破」という教義通念をもってしては把握し難い内容、換言すれば、金光大神の信仰と民間信仰・金神信仰との連続性・関連性を示唆する内容が認められることに着目し、そのことの意味合いを問うことによって、従来の教義通念が持つ問題性に迫ろうとしたものである。

まず、一章では、本論の課題性を確認するべく、「金神崇り」を信仰的に首肯していると思われる金光大神理解の具体相を紹介しながら、それが金光大神の信仰の中で、ある種の積極的な意味を持つものとして位置付けられていることを示した。二章では、その積極的な意味の内実を究明するために、現代の伝承・事例を紹介し、その資料批判を試みながら、金神・方角を恐れる生活様式や生活心情が依拠する本来的な立脚点について考察した。三章では、そうした生活心情を踏まえて、諸々の金光大神理解についての検討を行い、もって金光大神の信仰における金神・方角の位置について考えてみた。

その結果、金神・方角を恐れる生活様式が人々に継承されたのは、彼ら伝承者が「金神崇り」の体験とその解釈を通して、凶方に当たたる屋敷地・場所を自己の自由にならない金神の土地として畏怖し、忌み恐れていたためであり、その心性は、この地上が「みな金神の地所」である、あるいは土地・大地に畏怖すべき金神が満ち満ちているとの金光大神の信仰世界に矛盾するものではなく、むしろ、その信仰世界の基盤をなすものではなかったか、という見解を提示した。

### 第三部

#### 「戦後教団」に見られる統合の過程と構造

— 教政者に見られる本教史認識との関係から —

西川 太（所員）

昭和一六年教規に規定された教団の統合は、当時の国家目的のもとでの統合であったが、信教自由・政教分離等の原則に基づいた敗戦後のGHQの宗教政策は、新たな教団の統合を本教に求めさせるものであった。本稿は、この統合が、教監邸会議の議を経て、佐藤一夫内局の「教祖広前直参」から様々な教政的施策を通してなされていったとの認識に立って、昭和二九年教規が施行される迄の教政動向を、教政者の本教史認識、信奉者の再結集、教団制度の変更、統合を進める教政そのものの再編という観点から明らかにしつつ、そこに見られる教団統合の過程と統合の構造を究明しようとしたものである。

教監邸会議において「一生命体」などの表現で求められた教団の在り方は、教団の根本的主体として存在する教主の取次の意味の再確認、教主取次に現れている信仰内容の、従来の信心に対する批判的観点からの確認と、その信仰内容を頂くこととしての個々人の信仰主体化を基本的な内容としながら、教主と信奉者と

の関係が「統一化」「全体化」という内容をもって構造化されていった。この構造化は、教制審議、取次運動、政治関与問題、教主・本部教会長・金光家の三位一体化等の諸施策や問題の中で、「取次」の内容や働きが「生命的なもの」であるとの確認がなされつつ、その「生命的なもの」を実現する組織・信奉者の内容、および両者の関係として、さらに具体化され、制度化されていった。そして、この「生命的なもの」が、構造化の根本をなすものであるとの確認のために、教祖以来の歴史が探究され、「生命的なもの」に一直線に貫かれた単線的歴史認識が確立していった。

そのことよって、「取次」は「生命的なもの」からのみ解釈されることとなり、教団の歴史の中で働きをなしてきた様々な信仰内容や活動が歴史のなかから排除されていくことになった。

#### 研究課題の模索のために

— 橋本真雄「出社の成立とその展開」を手掛りに —

荻原 光（助手）

本報告では、「教学研究とは何か」という問いを改めて問い、問題意識の整理と研究課題の模索することに努めた。具体的には、橋本真雄「出社の成立とその展開 — 教団組織の問題をめぐって —」（紀要『金光教学』第四号、第五号、第六号）の解題を通じて、研究主体と課題設定との切り結びと、そこで選び取られる

素材や方法との関係を吟味することにより、研究視点の明確化に努めた。

解題では、まず、全体の概観を行った後、「初期出社」と「新出社」との区分の論理に着目して、橋本が出社の「本来的性格」としたものが何であったのかを究明し、橋本の立ちどころを見極めようとした。次に、出社の「自覚」として示されるものが、教団の成立史とその本質的な意義を金光大神に直結させて確認するための論理であることを指摘した。続いて、金光大神に直接にはまみえなかった人々が出社の「本来的性格」を獲得する上で、「純粹化された教祖」に出会うことが不可欠であったという橋本の主張は、他方で「教祖の現実存在に」触れることの重要性を強調している論旨との間で矛盾を生じているものの、教学主体自体にとつては、金光大神と自己との連続性の確認という脈絡において有効性を持つものではないかと推察を加えた。最後に、橋本の信仰的確信とでも呼ぶべき研究の出発点について確認しつつ、研究の方向性を模索した。

○ 金光 和道（第一部所頁）

- 『金光教教典』の「人物誌」編集のため、次の作業に従事した。
- 一、当該資料に掲載の人物三二八人を五十音順にリストアップした。

二、御伝記『金光大神』の別冊の「人物志」編に記載されて

いない人物の資料収集を行った。

- 三、一・二について、「あ」から「ひ」に該当する人物一九三人について、草稿にまとめた。

○ 藤井喜代秀（第一部所頁）

金光四神理解の抽出を進め、伝承者の確認に努めると共に、「理解集」作成の作業に従った。

○ 岡 千秋（第一部所頁）

- 一、教内紙誌掲載教団史関係資料目録（大正期分）のコンピュータ入力
- 二、教団史資料戦前分目録作成
- 三、教団史資料戦後分整理
- 四、高橋正雄師関係資料目録（二）作成
- 五、布教史資料の整理

## 紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法及び成果などについて、所外からの批判・検討を受けるため、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は平成元年一月二十七日に、第二一回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第二九号掲載の論文一編及び研究ノート二編、すなわち、早川公明「『覚書』、『覚帳』の執筆当初における視点の相違について」、鈴木義雄「『広前歳書帳』に記された『講』について」、荻原光「金光教典樂史に関する断章」である。以下に検討の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外から三矢田守秋（鳥之内）、前田祝一（気多・駒沢大学教授）、井手美知雄（行橋）、阪井澄雄（東壘）、江種登喜雄（もいわ・金光教學院教授）の各氏、所内からは各論文執筆者と福嶋義次、佐藤光俊、岩本徳雄、金光和道、藤井潔（司念）、岡成敏正（記録）であった。

### 〈早川論文〉

○ 教典が刊行され、「お知らせ事覚帳」の内容が明らかになるにしたがって、明治期における教祖晩年の信仰内実が我々の手に許に届けられてくるようになった今日、改めて本教教団の在り

方が問い直されて来ている。こうした中で、「覚書」「覚帳」両書の相互関連と、その意味内容が際やかに示されたことは、大変意義深いことである。そうして、このような研究は、今日までの教祖研究という領域においてどのような位置をしめることになるのであろうか。

○ 「覚書」「覚帳」の記述を対照しながら、例えば、明治三年十月の神伝と安政五年九月の神伝との関わりから、生神の出現史という視点が、また例えば、明治六年八月の神伝と安政六年十月、元治元年正月の各神伝との関わりから、神・生神・人の関係把握が視点として、それぞれ教祖によって捉えられていることを筆者は指摘しているが、「覚書」が明治七年のお知らせにより、その後執筆がなされていることからすれば、両書の記述表現の対照によって窺われる視点の相違とその教祖における把持は、明治三年、明治六年の各神伝拝受の時点というよりも、「覚書」が言語として文字化される明治七年以降の各時点において成立するのではないか。すなわち「覚書」の執筆過程における自己吟味、自己確認作業として、そうしたことが行われたのではないか。そう考えると、ややフィクショナルな論文であるという思いがする。

○ 「覚書」「覚帳」の視点の相違を探るといことが、そのまま「覚書」の執筆理由を明確にすることになるだろうか。つまり、神・教祖の関係史にいつそう広い視野で神・人の関係史を加えるということが、教祖の中でどのような意味を持つことに

なったのかという点が明確にならないと、視点の相違を探るというだけでは「覚書」が執筆される理由を問うことにならないのではないかと。視点という言葉と、例えば執筆意図という言葉と、その使われ方に厳密な区別がなされているのか、疑問に思われるところがある。

#### ○ (鈴木研究ノート)

○ 「広前歳書帳」の分析や岡山県を中心とした民間信仰に関するフィールド調査を通じて、教祖時代の「講」という信仰集団の地域的広がりや活動の実態について、これまでの成果に新たな側面を加えた点、評価できる。こうした研究は、一度はどこかでなされなければならない基礎的営みである。しかし、筆者におけるこうした研究の意図がどこにあるのか、明確には受け取りがたいところがあり、例えば金光大神にとって「講」とは何であったのか、あるいは、金光教にとって「講」とは何を意味するのか、といった問いをさらにふくらませていくことがいえるのではないかと。

○ 「講元」というのは交替制の当番的性格を持ったものである、と述べられているが、「講元」と、「講」の信仰的リーダーという言葉で表現されている、その中心人物との関係はどのように考えることができるのか。「講」の中に取次者とも言えるような人物は存在しなかったのかどうか、また、取次者としての働きが「講」の中心人物によってはたさされていたのか、そうでな

かったのか、先行の橋本論文における成果とも関わってどのように考えられるのか。各「講」によって、その事情は異なっていたのか。

○ 「講」の性格について、後半において四つの事例が紹介されているが、そこに述べられる「習俗的性格の強い講」「中心者の下に結ばれた講」「代参講」「祭祀集団的性格の講」という性格的な側面は、実は一般に「講」と呼ばれるもの、例えば「伊勢講」や「お大師講」などにも、そのそれぞれの側面が見られるわけで、様々な調査や分析を通して、金光大神、あるいは金光教における「講」とは何か、と問うとき、結局、一般の「講」とまったく一緒である、というのでは何か落ち着かないところがある。もちろんそこには、フィールド調査の、そして「広前歳書帳」という資料の限界性という点も抜きには出来ないのがある。

#### ○ (荻原研究ノート)

○ 本教の歴史のなかには様々な側面があるが、これまで研究としてまったく注目されることのなかった典楽史に着目し、その成立と展開の過程を客観的に描き出そうとした点は認められるが、そこには、様々な視点が混在しているのではないかと。具体的には、「御用」という問題を中心とした視点、典楽のもつ音楽性、芸術性そのものを問題とする視点、信仰的営みと音楽との関係性を問題とする視点、などが挙げられるが、筆者のそこ

ろでは、そのどの点を中心に据えようとしているのか。また、これらの課題は互いに、筆者のところでもどのような関連付けがなされて提示されてきているのか、わかりにくいところがあるため、論述上の言葉と、そこに示される実態との脈絡がつきにくくなっている。

○ 「御用」という言葉が論述の中で度々使われているが、扱いにくいと感じることはなかったか。歴史上の当事者がその行為を「御用」と受け取ること、筆者がそれをどのように見るのか、ということとは明確に区別されなければならない問題である。それが同じ言葉で述べられてくると、「御用」という言葉を使えば使うほど、「御用」という論点がはっきりしなくなってしまう。おそらく筆者は高橋正雄の引用部分の概念として「御用」ということを考えているのだろうが、それによって論述中の「御用」という言葉の全部を括ることは出来ないのではないか。

○ 典楽の歴史とは、そこに吉備楽や吉備舞の音楽性、芸術性の自律した領域と、信仰の純粹性の自律した領域とが互いに絡み合ったり合わなかったり、という葛藤の歴史であったと思われる。そのそれぞれの本質をきちっと押さえておかないと、その歴史は混乱して捉え得なくなる。金光教の歴史の中に確かに典楽の歴史があり、その営みが時々の意味を持って本教の歴史の一頁を編んできたのであれば、その意味の歴史を確かに辿らなければならぬのではないか。

#### 〔紀要全般について〕

○ 紀要論文の内容が難解で、日頃なかなか手にすることがない。もっと紀要に触れる機会をふやすという意味から、利用しやすくするためにも、今日までの研究成果、論文の総目録を出してほしい。来年は三〇号という節年でもあり、出来れば、以前、教学叢書の二巻に付されていたような、各論文ごとの解題もあれば、いっそうこうした研究成果に全教の人々が触れ易くなると思われる。また、例えば教学叢書のような読みやすかたちでの教学的成果の発表も、引き続き考えていって貰いたい。

○ 以前の追体験的方法によるような、信仰そのものを正面から問題とするというかたちの研究も、容易ではないが試みてほしい。資料的にも「覚帳」や「広前歳書帳」、また教団史・布教史の関係のものなど、新しい資料も増し、難しい面もあるだろうが、実証的究明による成果ばかりでなく、金光教とは何かというような大きな問いに向かつていくことが常になされてほしい。

## 研究員集會記録要旨

平成元年一月二日、本所会議室において、第一五回研究員集會を開催し、「今日の教団動向について」をテーマにして、教義についての期待が様々に語られる今日の教団状況をどう見るか、また、今日期待される教義のあり方はどのようなものであればよいかといった点を中心とした懇談を行った。

以下に記す要旨は、本集會におけるテーマについての発表および懇談内容を要約したものである。

なお、出席者は、田中元雄、八坂朋道、井手美知雄、阪井澄雄の各研究員（欠席 松村眞造と本所職員六名であった。）

### 〈発表 一〉

阪 井 澄 雄

開催通知に、教団布教を推進する教義、「教団改革」を可能ならしめる教義、教会布教を活性化せしめる教義、現代社会の問題に対応しうる教義、教務・教政の執行上の基盤となる教義、信仰実践を支える教義、信心の自己吟味・自己確認としての教義というように、今日求められている教義としていくつかのものが挙

がっていたが、それらがある一つのもので覆い尽くされるということがなければ、その一つ一つを安心して求めることはできないだろうと感じた。教会布教の現場に即していえば、各教会での話は千差万別であって、それぞれ個別の信仰の理論や助かりの筋道が説かれている。取次を頂くことを通して助かるということもあるし、あるいは、御神米・御神酒による救いもある。そして、それぞれが相反するものでもないし、ばらばらでもない。だから、色々な信念や教義があるとしても、それらをひとまとめに受けるものがなければ、それらがばらばらになるか、対立する結果になつてしまふのではないか。

物理学におけるよい理論とは、できるだけ簡単に条件が少なく、現実の現象や観測の結果とよく一致し、そして、予測を可能にする、などの内容をそなえたものであるという。また、先日、宇宙について書かれた本を読んで、色々なことが各所で成り立ち、しかもそれが一つの大きな理論、あるいはイメージなどで統一できるという考え方があることを知った。

教義を考える際にこのような考え方を援用するならば、教義とは、簡単に、また、現実に行われているものがある程度納得できる形で説明でき、しかも、これから先を予測できるものである、ということになるだろうし、教義を論じるときには、そういう大枠を設定することがいるということになる。

例えば、教務の執行上では、試行錯誤ができない、許されないということが問題とされることがあるが、そういう話を聞くにつ

けても、やはり、試行錯誤を許すだけの信仰や土俵の広がり、あるいは、長い時間の物差しで測ることがあると思う。また、ある年輩の先生から時々、自分が教会で御用していることに自信が持てないということを知ることが、その背景には、色々な側面で教団の現状が捉えられ、そこからの方向性が求められていくとき、とかく、過去への批判や否定を根拠とした展望の提示となり、そうすると、自分たちのやっていたことは足りないことの範疇に入ってしまうのかという戸惑いがあるように思う。これもやはり、大きな枠の中で位置づけるということ、すなわち、その先生が取次者としてお広前に座っておられるということが、それはそれとして自信をもって進めていける、また、他のことも幅広く進めて行けるという、そういう大きな枠の必要性を示しているよう。

このような、色々なものをひとまとめにして位置づける枠組自体を教義とはいえないにしても、普段、自分自身が生神金光大神様・天地金乃神様と唱えさしてもらっているということを、ある形で表現すれば、そういう大きな配置の中のことだどこかで直感的に感じ取っているのではないか。こういう枠組が荒唐無稽であり、また、実証不可能だとしても、それを基盤に据えないといくつか拳がっている、必要に応じての要求がばらばらになっってしまうだろう。そうすると、一方では容認されるけれども他方では否定されるというような、対立関係だけが残ってしまうことにもなりかねないのではないか。

## 〈発表 二〉

井出美知雄

今日の教団動向について、まず、教団の社会性の獲得という観点から考えてみたい。現代の歴史状況との関係からいえば、国際化時代のはじまり、イデオロギーの終焉、あるいは二一世紀が目前に迫ってきているというように変わりつつある社会の中で、本教がどういう役目を担っていくかという問題が浮上ってきている。そういう社会の変化の中で私どもがどうあればよいのが問われ、改めて、教団がどのような社会性を獲得しなければならぬのか、が問われていると考えられる。教団のもつこのような社会性を、教団の実力、責任、関係、言語・表現という四つの側面から見たい。

教団の実力とは救済力である。換言すれば、この社会の趨勢をどのように見て、どういう救いを留意するかという応答力である。責任とは、教団が社会や歴史の中の存在として、社会や歴史への責任ある務めをどう果たしてきたか、これからどう果たしていくかとしているかということである。関係とは、教団が社会に対してどういう窓口を留意していくかということである。本教の布教は教会という形をもって進められてきている。その際、教会が留意している窓口が社会的な窓口として、今日どうなっているか。

また、信奉者という窓口を通して、社会との関係がどのように柔軟に開かれていっているかということである。今日、我々の信心は自己目的化し、信心の中心に他者が入り込まなくなってきたという傾向があるように思う。なるほど、個人としては極めて優れた信心をしているが、それは個人のものであって、自分信心ということに終始してしまっている。こういう信心の姿で開かれる社会的関係は、自己満足としかいいようのないものである。言語・表現とは、「あいよかけよ」とか「おかけ」という言葉の使用に見られるように、我々は往々にして、自分たちだけに分かる言葉で語り合っているという問題である。一つの個体が発する刺激をもう一方の個体が受け止め、それに対して何らかの反応を示して次の行動を誘発し合うプロセスが関係だとすれば、教団あるいは信奉者が世の中に何を送りたいのかという意図・意志をはっきりさせて、受手がどうというレベルでどの程度の受け止め方をするかを見極める努力が必要になってくる。

このような社会性の獲得を目指して、現代とか現代人に信頼を築きうる努力をしつつあるというのが、今日の教団動向だろうと思う。そういう努力の中に教義的な側面における努力がある。例えば、実力ということに関わっては、教会布教活性化の教義、責任に関わっては、現代社会問題への対応の教義、言語・表現に関わっては、教団布教推進の教義、関係に関わっては、何とか活路を見出したい欲求としての教義関心というのが挙がってきているのだと見ることができる。

次に教義が求められてくる理由を考えると、第一には、現代あるいはこれからの時代に、金光教が社会存在としての意義を明らかにしていく、つまり、どういう主張をしていくのかという活動の基盤、あるいは教団の主体を支える教義形成への要求がある。第二には、教典が刊行されて、教祖の信心の全体像を考えていくことが可能になり、教祖が実現しようとした世界を今日に取り出し得る条件が整ったことから、教義的要求が起きてきていると見ることができる。第三には、「よい話をしていく運動」の発足によって明らかとなってきた教義課題がある。「運動」によって信奉者個々人の日常的・実践的な生活が進められていくことを願う場合に、個々人は社会で生きているのだから、社会生活における個々の諸問題に対する具体的な姿勢や態度が必ず問われてくる。すなわち、これまでのように人間の心の奥に開けてくる宗教的境地のみをよしとするのではなく、信仰による生活スタイルとか、信仰によるルールというものをどうしても論理的に説明せざるを得なくなってくる。そこにも教義への関心を呼ぶ状況を見出すことができる。

このように教義が求められるについて、考えておくべきこととして、まず、教義概念・教義イメージの問題がある。教義の根本・本質は、現世利己的な欲求を満たすような、あるいは、それに寄り添っているものごとの解決能力を持つというような特効薬的なものではなく、宗教の本来的役割とか使命、また、人間がどう生きてどう死んでいくかという、そのような根源的な問題が示さ

れたものである。したがって、教義とは、その時々々の教团的立場からの要求や個々人の生活上の欲求にしたがって、それらを満たすものとして形成されるものではない。

さらには、教義の確立・展開ということが言われているが、一体これはどういうことなのかという問題がある。教義の確立とは、我々が今までに教義を持っていなかったということか。それとも持っていたとしても、それは教義らしいものでしかなくて、まだ確定していないということか。あるいはまた、現代に対応する教義の展開という意味なのか。持っていたけれども変えるということなのか。これらの点について整理・検討ができていないと思われる。この意味で、何を問おうとしているのかを確認し検証する営みが大切であると思わされる。

最後に、教義なのか救済なのかという問題を挙げておきたい。教会布教の現場から見ると、今の人々は、自分の周りに起こってくる、目にするもの、感ずるものを、伝統的な価値や規範では対処し得ず、ぐらぐら揺れているように見える。教団には、そういう人々に対して宗教的なメッセージを伝える使命がある。これが教義の展開ということだと思ふ。たてり、本質、原理、原則、あるいは根本義というものと、信奉者が日常的に当面している具体的な苦悩の解決とを結び付けるといふ教義の展開がないと、メッセージは生まれてこない。そういう意味で、救済の体験や事実と、決や救済の体験・事実との関係で教義を問わないと、教義に血肉、

生命が与えられないのではないか。

### 〈懇談〉

○ 神と人との関係については、これまでに随分深められてきている。しかし、それを現実生活にどう具現していくかという問題になると、教団としても教会としても、また、個々人の社会生活というレベルにおいても、はつきりしていない。本教のウィーク・ポイントになっているのではないか。

○ 教義を問題にしていくときに、社会動向との関係で教義内容が求められるばならないということは今までも言われてきたし、教義というものはそういう性格のものだといふ捉え方があるが、その際には、社会そのものをどう見るのか、信仰から見て社会とは何かという議論があるように思う。その議論が本教の場合には、ほとんどない。金光大神の信仰から言つて社会というのは相対化するぐらいのことまでは言えるけれども、基本的には社会を認めるのか、それとも、反社会といふようなところへまず一度立つんだといふようなことが言えるのか言えないのかという議論すらもしていない。

○ 近頃さかんに取り上げられる議論に、人権、平和や環境の問題に、教義としてどう対応していくか、ということがある。しかし、その問題をさらに深く、平和問題・人権問題・環境問題を起す人間の性さがといふのは何か、というように考え、そこへ教

義ということ置くと、社会にどう発言するかしないかというような議論は意味がなくなってしまう。そうすると、一人々々が問題になるし、一人々々の生き方・あり方を問題にしていく教義がやはり求められてくる。今、本教でいう教義は、社会を問題にしようとしているのか、それとも、一人々々を問題にしようとしているのか。このことを考えるためには、信仰とは一体何をするものなのかということから求め直すことが必要である。

○ 信仰実感というところからいえば、以前は、実意丁寧でないようなことをしたり、欲を放さないようなことをすると、なにか落ち着かないところが、ありながら、同時に、それだけで行けるのかというように、教義あるいは信仰が迫ってきていた。それが今は見えなくなつて、何も迫つてこない。社会の問題から迫つてくると言われながら、ほんとうに自分が後ろめたさを持つたり、何かを感じたりというように、社会の問題が信仰の問題になつてこない。このような信仰状況が、教学研究の課題を捉え難くしているように思う。

○ 教義を考える場合でも、金光教の教義を考えるのか、人間にとっての信仰の教義を考えるのかで、随分違つてくると思う。金光教の教義を覚えておかないと、教会・教団の維持・存続が難しいという現状では、金光教の教義を考えざるを得ないだろうが、金光教の教義をいくら立てても、必ずしも、社会・世界に通用するものができるわけではない。教祖は金光教の信心を作

らうとしたのではない。だから、本教の信仰や教義の再生を求めるときには、やはり教祖の最初の考え方、すなわち、人が助かりさえすればよい、人を助ける、あるいは、人の難儀が見えるというようなところからスタートしていくことが必要なのではないか。

○ 我々は、時として、尺貫法の物差しでメートルをはかつてしまふようなところがある。しかし、だからといって、単純に古い尺度が間違つているということは言えない。金光教として教えられてきた伝統的な価値が尺貫法であるとしたら、その尺貫法を放棄したときに、その後何が出てくるのかという問題が残されている。発表では、新たな教義が要求される背景として、新教典が出たことによつて教祖の全体像や金光教の全体像の把握が可能になつたことが挙げられていたが、その場合に、どういう全体像として掴めるのかという問題がある。教祖の使われた言葉は単なる尺貫法そのものになつてしまつていくことになるのか。むしろ逆に尺貫法であろうとメートル法であろうと、関係なく通用する基準とか道とかいうものがあるのか。あるとすればそれは何なのか。教典が新しい素材として与えられた今、そうした問題が生起しているように思われる。

○ 仏教説話というのは、教祖の御理解でいえば比喩にあたるものをさらに増幅したものと見ることが出来る。その中のリアリティのあるものが残っていく。仏教では、教義そのものは今でも仏典の用語である。ただ、それを補完していく何かが生まれ

てきているのだと思う。色々な教義というものがあるのではなくて、それを説きほぐしていく説話のようなものもつと開拓されていくことがあるのではないか。教祖の信仰の輪郭、エッセンスや理念が確認されることは必要なことには違いないが、そういう方向と共に、それを説きほぐしていくエネルギーや力も必要である。今日は、全部、教義という言葉で期待感が表明されているようなところがある。

○ 教団というところから考えると、これからしていかねばならないことは、信仰の思想化である。信仰の思想化とは、現代社会を動かしている問題について、本教の信仰というのは何を答えるかということである。その際のポイントは、技術の本質と本教の神、あるいは信仰との関係であろう。それは関係のないものなのか、あるいは、本教の信仰を邪魔するものなのか、それとも、本教の信仰は技術の本質を支えるものなのか、という大きな問題がある。例えば、今日、医療でも情報でもすべて技術で動いているし、動かざるを得ないことになっているが、その動かしている元を信仰がどう支えるか、あるいは崩すかという問題である。二一世紀に向かって本教がものを考えるときに、本教は天地のことについての信仰なのだから、天地の中で動いていくものについて、ものを言い、指示をしなければならぬ。その際には、その動きを支えるか、やめさせるか、という判断がある。その問題の中で、今日真剣に考えねばならないのが、様々な分野を動かしている技術の問題である。

○ 教義とは基本的には教えの体系であり、言語化されたものである。車でいえばハンドルの役割をするもので、社会との関係で信仰や教団の方向を定めるものである。背後にあるものを教義とは言えないだろうが、教義を成り立たしめるものがあることは確かだと思う。例えば、一枚の絵でいえば、パニシングポイントは見えない。背後に隠れているものである。一枚の絵で一点、パニシングポイントを定めると、線が引ける。他の一点を定めるとまた他の線が引ける。こちらの線とむこうの線は別の方向を向いているが、それで絵を描いていくときちんとした立体図になる。そういう見えない一点というものは背後にある。しかし、それを表明しようとすると、必ずそれを通じてきている線を表現しなければならないのであって、パニシングポイントを教義と言ってしまったのでは違う。今の時代として、この問題に対してはこうだという、その表明が教義である。点が動けば線の位置も変わるといふようなもので、教義を生み出す背後のものはあるけれども、教義は、その時代々々で表明され、それはそれとして一つの整合性をもっていないといけないと思う。

—— 彙 報 ——

—— 平成元・四・一 ― 平成二・三・三一 ——

平成元年度の業務概要

平成元年度の業務概要……………	一七四頁
研究題目の認定……………	一七五頁
研究講座……………	一七五頁
研究発表会……………	一七七頁
教典に関する基礎資料の編纂……………	一七八頁
資料の収集・管理……………	一七八頁
総会……………	一七九頁
教学に関する懇談会……………	一八一頁
金光大神研究に関する懇談会……………	一八一頁
教団史研究に関する懇談会……………	一八一頁
各種会合への出席……………	一八二頁
囑託・研究員……………	一八二頁
評議員……………	一八三頁
研究生……………	一八三頁
通信の発行……………	一八四頁
人事異動……………	一八四頁
学院との関係・その他……………	一八五頁

本所は、本教における教学研究機関として、諸般の業務が円滑に進められていくことを願って、昭和五七年度から、研究講座体制を敷き、併せて所員の研究題目認定を実施するとともに、五九年度から、『金光教典』の基礎資料の編纂を進めてきている。また、六一年度からは、五七年度以来の研究講座体制に検討を加え、研究分野をベースとした研究室の構成を行い、部制と研究講座制との関連付けをはかり、講座をはじめ、その他全般にわたって、研究活動の充実・展開を求めている。

平成元年度は、それまでにとり進めてきた内容を踏まえ、昨年度に引き続き、(1)『金光教典』に関する基礎資料の編纂、(2)本教における教義的課題の明確化及び研究の促進、(3)本所諸資料の全体的確認・整理、といった諸点を中心として、諸般の営みを進めた。

(1)については、『金光教典 お知らせ事覚帳注釈』の編集を完了し、同書は、一〇月に本部教庁から刊行された。(2)については、本所が設立三五周年を迎えるところから、第三七回総会を開催して教団の研究機関としての今後の役割を展望し、金光大神研究に関する懇談会、教団史研究に関する懇談会を開催して、それぞれの研究分野における課題を確認するとともに、各研究講座において課題追究を進め、(3)については、昨年度に引き続き、本所全資料の目録作成並びに資料との照合確認作業を進め、統一

的・体系的な分類項目立案に向けての準備作業を進めた。

なお、本所では、資料の有効且つ体系的な整理・保管作業を行うべく、昭和五三年度より資料室を発足させて業務を遂行してきたが、資料室発足以来一〇年を経過し、次第に実績も整い、教令で定めうる時期を迎えたと判断し得たところから、教規施行細則の一部変更を願ひ出て承認を受けた。変更された教規施行細則は、四月一日付けで施行された。変更点は、「第八十五条の二」を新たに定めて、資料室の設置をうたったことと、それに伴う「第八十六条」の変更である。

### 研究題目の認定

四月二二日、一三名の所員による研究題目が、以下の通りそれぞれ認定された。

#### 〈第一部〉

- 金光教典「人物誌」の編集 金光 和道
- 「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」のテキスト研究 早川 公明
- 「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」にみられる「お知らせ」の考察 竹部 弘

○ 「高橋富枝祈念帳」について

眞田 幹夫

#### 〈第二部〉

○ 病気に関する金光大神理解

— その背景と意味について —

岩本 徳雄

○ 本教史における教祖観の変遷について

藤井 潔

○ 金光大神の信仰における金神の神性の問題

岡成 敏正

○ 金光大神における書付下付の意味について

鈴木 義雄

#### 〈第三部〉

○ 教団転換期における「危機」意識をめぐって

佐藤 光俊

○ 「全教一新全教一家」実現にむけての歩みについて

— 教団統合の理念とその歴史的意味に焦点を当てて —

西川 太

○ 「信・忠・孝一本の道」の教義とその生成過程について

渡辺 順一

#### 〈資料室〉

○ 金光四神理解の抽出及び分析

藤井喜代秀

○ 教内紙誌掲載教団史資料目録の作成

岡 千秋

### 研究講座

五月一日、本年度（平成元年）の研究講座を発足せしめ、以下の通り実施した。

#### 一、第I講座

(1) 教学論総論—担当者、所長・部長・幹事・資料室長・囑託

研究生を対象に、本所の活動内容に関する講義、教学の基本

理念・歴史・方法論、金光大神研究、教義研究、教団史・布教史研究、及び本所所蔵資料についての講義を八回実施した。また、囑託による次の講義を実施した。

- 「歴史研究の方法について―教団史研究への課題と視角を展望して―」坂本忠次（1・5・22、6・19）
- 「今日の教団と本教教学について」斎藤東洋男（1・7・11）
- 「今日の教団状況と教祖」瀬戸美喜雄（1・8・24）
- 「経済学における学問的方法論とそこにおける問題意識に關つて」姫野教善（1・10・20）

## (2) 教学論各論

- (イ) 原典講読1―担当者、眞田  
「お知らせ事覚帳」の原文をテキストとして、通読、討議を中心にして七回実施した。
- (ロ) 原典講読2―担当者、鈴木  
「金光大神御理解集」をテキストとして、通読、討議を中心に八回実施した。
- (ハ) 原典講読3―担当者、萩原  
『信仰回顧六十五年』上巻をテキストとして、通読、討議を中心に一一回実施した。
- (ニ) 資料解説―担当者、金光  
毛筆によるくずし字の解説や資料調査方法の基本的作法を習得するため、「お知らせ事覚帳」（写真版）・小野家資料等の解説の実習を六回実施した。

## (ハ) 紀要論文講読―担当者、渡辺

研究生を対象に、真鍋司郎「民衆救済の論理」、瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手」、佐藤光俊「擬態としての組織化」の各論文をテキストとして、講読会を三回実施した。

## (ハ) 金光大神関係資料講読―担当者、太田

「金光大神に関する資料」の講読を中心に、八回実施した。

## (ト) 文献演習―担当者、萩原

助手相互の課題意識に基づき、資料分析の方法や文献の講読・討議を、三回実施した。

## 二、第II講座

### (1) 原典ゼミ1―担当者、金光

「金光大神覚ゼミナル記録」(三六回―五〇回)を整理して紹介し、従来の研究成果や関連資料を確認しつつ、「覚書」の講読・討議を行うこととして、七回実施した。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、検討に加わった。

### (2) 原典ゼミ2―担当者、早川

前年度に引き続き、「お知らせ事覚帳」注釈書作成のための検討作業を進めた。本年度は、注釈書第一次草案をもとにした検討会を一三回実施し、最終頁まで終了した。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄・松沢光明が本講座に出席し、検討に加わった。

### (3) 教義ゼミ―担当者、岩本

諸般の事情により、実施を見合わせた。

## (4) 教団史資料ゼミ担当、佐藤

「教団史研究に関する懇談会」の企画・準備を中心に七回、  
 教団史資料の体系的分類・整理をはかるため、「分類項目」  
 の検討を進めつつ、昭和期戦前分の分類・整理・目録作成作  
 業を九回行った。

## 三、第Ⅲ講座

## (1) 金光講座

研究題目を追究すべく、『金光教典』人物誌の編集をす  
 ずめるため、七回開設し資料の収集・解説を進めた。

## (ロ) 早川講座

研究題目を追究すべく、関係文献の講読を進めた。

## (ハ) 竹部講座

研究題目を追究すべく、六回開設した。

## (ニ) 真田講座

研究題目を追究すべく、六回開設した。

## (2) 岩本講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

## (ロ) 藤井潔講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

## (ハ) 岡成講座

研究題目を追究すべく、四回開設した。

## (ニ) 鈴木講座

研究題目を追究すべく、資料の収集・解説を進めた。

## (3) 佐藤講座

研究題目を追究すると共に、助手萩原光の課題検討を行う  
 ため、三回開設した。

## (ロ) 西川講座

研究題目を追究すべく、一回開設した。

## (ハ) 渡辺講座

研究題目を追究すべく、四回開設した。

## (4) 藤井喜講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

## (ロ) 岡講座

研究題目を追究すべく、一回開設した。

なお、二年三月中旬から下旬にかけ、本年度実施された研究講  
 座について、各講座ごとに反省会をもった。

## 研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆・批判をうけて、研究  
 の関連を相互に確かめ合い、各自の研究が充実し促進すること  
 を願って、以下の通り実施した。

○ 金光大神の信仰における金神の神性の問題

岡成 敏正 (1・10・18)

○ 「あいよかけよ」の教義史模索のために

萩原 光 (1・11・21)

### 教典に関する基礎資料の編纂

本年度は、以下の企画・作業を進めた。

- (1) 『金光教教典 お知らせ事覚帳注釈』を編集した。
- (2) 『金光教教典』人物誌の編集に着手した。
- (3) 「資料」金光大神事蹟集(六)の原稿を作成した。
- (4) 『金光教教典』の用語辞典作成のため取り上げるべき用語の検討と解説のカード化作業を進めた。

### 資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

#### 一、資料調査・収集

- (1) 衣類に関わる民俗について福尾美夜氏からの聴取調査(1・4・14)三名 本所会議室
- (2) 大淵恂氏からの大淵千仞師遺品資料(四三三)の寄贈(1・4・26)
- (3) 斎藤孝之氏からの典楽史関係資料(三三)の寄贈(1・5・16)
- (4) 資料の整理・保管機器に関する情報収集(1・6・8)二名  
岡山市
- (5) 保命酒に関する調査(1・7・1)二名 軀歴史民俗資料館他
- (6) 中西昭博氏からの「秋うんか」についての写真提供(1・7・17)

- (7) 高橋富枝師祈念帳の収集(1・8・9)二名 六条院教会
- (8) 池川聡雄師関係資料の収集(1・8・24)一名 金光町四条教会  
会控所
- (9) 高橋行地郎氏からの高橋正雄師関係資料(二四二点外、書簡類三〇八五点)の寄贈(1・8・24)

- (10) 備後地方における民間信仰に関する予備調査(1・9・27)三名 広島県油木町、三次市

- (11) 備後地方における民間信仰に関する聴取調査(1・10・8・10)三名 広島県神辺町、油木町、三次市

- (12) 近畿布教史編纂室からの南牟婁教会資料(三八三点、高槻教会資料(六三)、三輪崎教会資料(二〇三)、串本教会資料(七三)、泉大津教会資料(二三)、平安教会資料(二三)、佐野教会資料(二三)の寄贈(1・10・14)

- (13) 高畑綾雄氏所蔵資料の調査(1・12・22)二名 岡山市
- (14) 土岐順子氏からの土岐周治郎に関する資料提供(2・2・7)
- (15) 佐藤博敏師関係資料の調査及び収集(約一〇〇三)(2・3・28・30)五名 金光町

#### 二、資料管理

- (1) 資料の管理・運用

#### (イ) 資料の登録

新取図書(五二点)をコンピュータへ入力した。

#### (ロ) 所外への資料の複写

許可条件を付し、左記の資料の複写を認めた。

○小野家資料(三志)の複写 山陽和算研究会 藤井貞雄。

なお、総社市史編纂室から『総社市史―近世史料編』の刊行に当たり、先に撮影を許可していた「小野家文書」(井

手役所御普請二付御用出勤記録)の掲載許可が願ひ出られ、本部教庁と相談の上これに応じた。

(2)資料の複写

(イ)小野家資料 五二〇点

(ロ)教内図書・新聞類(金光教育年、新生、金光教報、他) 二五五点

(ハ)教団史資料(戦前資料) 三三三〇点

(ニ)教団史資料(戦後資料) 九点

(ホ)教義資料 五三二点

(ヘ)布教史資料(雲備教会他) 三三三〇点

(ト)教統者資料 一点

(チ)その他

(3)資料の整理

(イ)金光大神関係資料

○新たに追加された資料三二点及び写真資料八件をカード化し、資料目録を作成した。

(ロ)小野家資料

○昨年引き続き、「村政」・「宗門改帳」等三三三〇点について各一部ずつ複写・製本した。

(ハ)教義資料

○四八点の複写本を作成した。

(ニ)教団史資料

○戦前期資料の目録作成を行い一八項目終了した。

○戦後資料の高橋正雄師関係資料・教内教育審議会資料を各項目へ分類した。

(ホ)布教史資料

○新たに収集された資料三三三〇点を整理し、目録を作成した。

(4)図書の整理・保管

破損図書の複写・補修、所在不明図書の確認・補充及び新収分の整理を行った。

(5)雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成元年のものについて処分した。

三、資料編集

(1)「資料」金光大神事蹟集(六)を紀要一九号に掲載した。

総 会

第三七回総会を、平成元年一月一日、本部教庁四階会議室及び同一階ホールにおいて開催した。出席者は、本所職員及び本所関係者、本部各機関関係者等四一名であった。

今回は、本所が設立三五周年を迎えたことを記念するとともに、今日までとり進めてきている教学研究、あるいは資料調査等の研

究活動の歩みを確認し、教団の研究機関としての今後の役割を展望することを願って開催した。

午前中、まず所長、教監の挨拶があり、次に所長が、「学術の分野と方法―テキスト解釈の視点から―」と題して、基調講演を行った。講演では、今日まで進められてきた「覚」や「理解」の研究の成果に基づいて、主としてテキスト解釈の立場から、学術的方法論が語られ、さらに、今後展開されるべき学術の分野についての展望が行われた。ここでは、テキスト解釈が、時々の状況の迫りを受けて、個々の研究者とテキストとの対話に基づいて行われるものであり、個別的、状況的な形で、状況の問題性を暗示的に提示する分野であることが示された。そして、その暗示性を解き、状況変革の方途を明らかにするための分野として、「教義学」と「布教学」の二つが想定されるとした。前者は、テキスト解釈の諸成果によって暗示されてくるものを一層抽象化しながら、信仰の諸要素を抽出して、その相互の関係性をはかり、教義構造を描き上げるもの、後者は、教義的構図として示されてくるものを具体化し、現実社会を信仰的に動かし、いく方途を立てるための基礎的理論を展開し、同時に、布教実態の問題性を吟味するとともに、きたるべき将来に向けて教義構図の変貌を予測しつつ、社会動向の中で、本教信仰の役割を確認していくものとして位置付けられた。

午後からは、桜美林大学国際学部長井門富二夫氏を講師に迎え、「天地にわが名を語る」と題する記念講演を行い、続いて、

パネル・ディスカッションを行った。講演では、今日の社会の中にあつて、金光教のアイデンティティがどのように確認されていくのが宗教学の立場から取り上げられた。ここでは、まず、講師の長年の調査、研究の成果を踏まえつつ、情報が錯綜し、様々な文化がいりみだれる今日の時代においては、いよいよ「宗教」の枠組みを確認し難いという点が指摘され、非宗教化と世俗化の両側面が説かれた。次に、人間の価値観が、構造の中で与えられた幻想であり、その意味を成立させるために生み出された究極構造が宗教であると語られた。そして、宗教は、すべて相対的であり、人間の作った組織に過ぎないが、同時に、人間がいつも頭の隅に思い描いている「究極」に触れる手掛かりを与えてくれるものでもあり、神に出会った体験の共有を求める金光教祖の教えも、相対的な言葉ではあるが、そこでしか語れない体験を示唆するものでもある、との所見が述べられた。

パネル・ディスカッションでは、講演の中で、宗教が「文化の中の必須の要素」として位置付けられたことと、宗教の世俗化と非宗教化が進み、「見えない」ものとなっていくという指摘との関係がどうなっているのかという点や、金光教祖が神から与えられた「名」において自己確認を行ったということと、「言語」としての「名」において自らを確認するということとは同じなのか違うのか、といった点などが問題とされた。

講演時には、午前からの出席者に加え、各機関職員、学院生など、約百名の傍聴者があつた。

## 教学に関する懇談会

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今日の教団状況との関わりで教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべく、教学に関する懇談会を随時開催してきている。

第一二回教学に関する懇談会は、「今日の教団動向及びアメリカ・ブラジルにおける布教の現状について」とのテーマのもとに、「よい話をしていく運動」が提起されてきた教団状況についての認識を深めるとともに、アメリカ・ブラジルにおける最近の布教状況に触れ、研究上の課題意識を培うことを願って、川上功績氏（教務部長）を講師に迎えて、平成元年九月二六日に開催した。

講演では、教政を担当する立場から、教団の現状の認識とその対応について、「今日の難儀をどう捉えるか」、「その難儀を救う今日の信仰はどうあればよいか」という二点を中心に信仰と教団のあり方を考えていくという当局の基本姿勢と、そこにおいては、現代の状況に即した教義の確立が喫緊の課題であるという認識が示され、さらに、「運動」の展望について、具体的な「よい話」を結集して今後の展開を図るとの見解が提示された。さらに、アメリカ・ブラジルの布教の現状については、最近、講師が視察したところから受けた印象と、ここからの課題や展開の可能性が語られた。

引き続き、「運動」の提起に至る教義状況や今後の方向付け

についての教政的な認識や判断などに関わって、質疑を中心とした懇談が行われた。

なお、出席者は、講師及び本所職員であった。

## 金光大神研究に関する懇談会

金光大神研究に関する懇談会は、本所職員がそれぞれ追究している研究課題の報告と質疑・懇談、及び所内外から今後求められる研究についての発表・懇談を通じて、金光大神研究の現状確認と今後の課題・方法についての展望を開くことを願って、以下の通り開催した。

(1)期 日 平成元年一二月四日―五日

(2)会 場 本所会議室

(3)出席者 瀬戸美喜雄、奥山巖雄、真鍋司郎、高橋行地郎、早

川公明、本所職員八名

## 教団史研究に関する懇談会

本所では、昭和五八年より本教戦後史の資料収集に着手すると共に、その一環として教団史に関する懇談会を開催して、当事者の体験や見解を聴取してきている。

この度の教団史研究に関する懇談会は、これらの成果を踏まえ、改めて、そこから導き出される研究課題の発掘に努めるべく、

「本教戦後史研究の諸課題について」というテーマのもとに、以下のごとく開催した。

- (1)期 日 平成元年七月四日～五日  
 (2)会 場 本部教庁四階中会議室  
 (3)出席者 宮田真喜男、藤井記念雄、藤尾節昭、金光寿一、坂本忠次、佐藤雄一、本所職員六名

### 各種会合への出席

#### (1)学会

- 歴史学研究会 (1・5・27) 2名  
 第三〇回民衆思想研究会 (1・7・29) 2名  
 日本宗教学会 (1・9・14) 2名  
 日本民俗学会 (1・9・30) 1名  
 日本社会学会 (1・10・21) 2名  
 日本人類学会・日本民族学会連合大会 (1・10・21) 2名  
 日本史研究会 (1・11・18) 2名  
 第三一回民衆思想研究会 (1・12・16) 3名  
 岡山民俗学会 (2・2・10) 4名  
 (2)教内会合  
 第七回布教史研究連絡協議会 (1・8・24) 2名  
 広島平和祈願信奉者大会 (1・8・27) 1名  
 (3)その他

- 南山宗文化研究所シンポジウム (1・9・4) 2名  
 沼隈町地域文化館開館記念展 (1・10・30) 2名  
 龍谷大学創立三五〇周年記念シンポジウム (1・11・6) 1名  
 綿貫礼子講演会 (1・11・11) 5名  
 同和問題講演会 (1・11・21) 2名  
 現代における宗教の役割研究会 (1・12・26) 1名

### 嘱託・研究員

嘱託・研究員は、各研究講座及び第三七回総会、金光大神研究に関する懇談会、教団史研究に関する懇談会、第二一回紀要掲載論文検討会、民間信仰に関する調査への出席・参加を通じて、本所の業務に参画した。

○

- 本年度は、第一五回研究員集会を次の通り開催した。  
 (1)期 日 平成元年二月一日  
 (2)会 場 本所会議室  
 (3)議 題 今日の教団動向について  
 (4)出席者 田中元雄、八坂朋道、井手美知雄、阪井澄雄(以上研究員 欠席 松村真造、本所職員六名)

## 評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の如く開催した。

(1) 第四八回 (1・9・13・14)

議題 (イ) 平成二年度の方針並びに計画案及び経費予定について

(ロ) その他

(2) 第四九回 (2・3・14)

議題 (イ) 平成元年度研究報告について

(ロ) その他

第四八回の審議の主な点は、(1) 研究者の人材確保・育成の具体策の明確化について、(2) 研究課題の多様化・専門化傾向について、(3) 本教の現状に見られる諸問題と教学の課題との関係について、(4) 金光大神晩年の信仰解明と本教教義の確立について、(5) 教学研究会の持ち方について、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑が交わされ、平成二年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、森定斎、高阪松太郎、内田守昌、岡開造、宮田真喜男、斎藤東洋男の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

第四九回では、平成元年度の研究報告並びに業務報告の概要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。(1) お知ら

せの構造・形態の解明及びその方法論の確立、(2) 研究者の研究意図・視点・方法に対する所としての指導及び方向付けについて、(3) 今日における本教教義の明確化について、(4) 昭和二九年教規の解釈をめぐって。その他、研究生応募・採用方法及び研究員制度の今日的な在り方をめぐっても審議がなされた。

なお、出席者は、森定斎、内田守昌、岡開造、宮田真喜男、(欠席 斎藤東洋男)の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

## 研究生

本年度は、左記の三名が五月一日から六か月間、研究生を委嘱され、実習を行った。

渡辺常教 (村上教会、井上増信 (桃山教会)、

堀尾安男 (合衆教会)

実習の概要

(1) レポート

(イ) 文献解題

研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポートを三回提出した。

(ロ) 実習報告

実習期間を総括して左記のような内容の実習報告レポートを一〇月に提出した。

○ 渡辺常教

本教信仰の中心は取次にあるという立場から、結果取次の現状を踏まえ直し、これに問題提起を行うことを通じて問題意識の明確化をはかった。

○井上増信

三回の文献解題レポートの検討内容を中心に、研究生としての実習を振り返り、その意味を問い直した。

○堀尾安男

「教学叢書1『教学とは何か』」などを参考に、半年間の実習を通して浮上してきた、「教学とは何か」という問いに対する自分なりの答えを整理すべく努めた。

(2) 講座実習

「教学研究の基礎的素養を培うために、第1講座『教学論総論』」「教学論各論」の各講座に参加した。

(3) 資料実習

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術及び取り扱い方法について理解を深めるべく、作業実習を行った。

(4) その他

所内各種会合に出席傍聴した。また、図書整理、儀式事務御用奉仕に従事した。

なお、渡辺研究生は、引き続き平成二年四月三〇日まで研究生を委嘱されて、実習を行った。その中で、金光大神研究に関する教学論文を要約・整理した文献解題レポートと、金

光大神の親子観をテーマにした実習報告レポートを作成した。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第九号を左記の通り発行した。

(1) 期日 平成元年六月一〇日

(2) 内容 巻頭言、所内の動き、OB便り、編集後記、他

(3) 部数 二七〇部（B五判、六頁）

人事異動

職員

任	所	長	福嶋	義次	(1・9・30)	一再任
部	長	金光	和道	(1・5・1)		
所	員	鈴木	義雄	(1・4・1)		
同	員	真田	幹夫	(1・4・1)		
幹	事	西川	太	(1・4・1)		
事務	長	堤	光昭	(1・4・1)		
資料	室	長	藤井喜代秀	(1・4・1)		
書	記		馬場ゆき子	(1・5・1)		
同			三好	光一	(1・5・1)	
免	所	長	福嶋	義次	(1・9・29)	
部	長	早川	公明	(1・4・30)		

同 岩本 徳雄 (2・3・31)  
 所 員 鈴木 義雄 (1・8・31)  
 同 早川 公明 (1・10・14)  
 同 岡 千秋 (2・3・31)  
 助 手 太田 真明 (2・3・31)  
 主 事 荒谷真知子 (1・4・28)

研究生

委 渡辺 常教 (1・5・1)

井上 増信 (1・5・1)

堀尾 安男 (1・5・1)

渡辺 常教 (1・11・1) | 委嘱期間延長 |

解 井上 増信 (1・10・31) | 委嘱期間満了 |

堀尾 安男 (1・10・31) | 委嘱期間満了 |

嘱託

委 早川 公明 (1・10・15)

解 松沢 光明 (1・10・14)

研究員

委 田中 元雄 (1・12・1) | 再任 |

松村 真治 (1・12・1) | 再任 |

解 田中 元雄 (1・11・30) | 任期満了 |

松村 真治 (1・11・30) | 任期満了 |

評議員

免 高阪松太郎 (1・11・30) | 任期満了 |

本所関係者 (2・3・31現在)

職員一八名 (所長1部長3幹事1所員6助手1事務長1主事2書記3)

研究生一名 嘱託二名 研究員五名 評議員五名

学院との関係・その他

(1) 学院助手育成の一環として、学院助手が以下の「教学論総論」を聴講した。

(イ) 教学論総論1 (所長 (1・5・13, 7・8)

(ロ) 教学論総論7 (嘱託・坂本忠次 (1・5・22, 6・19)

(ハ) 教学論総論7 (評議員・齋藤東洋男 (1・7・11)

(ニ) 教学論総論7 (嘱託・姫野教善 (1・10・20)

(2) 学院助手育成のための「紀要論文解説ゼミ」に、所員岩本徳雄が出講した。(1・10・17)

(3) 学院後期研修・実習課程コース別研修「教祖・布教者研究」に本所職員が出向した。

(イ) 研修「レポートの書き方について」に、所員金光和道が出講した。(2・2・9)

(ロ) 研修レポート検討会へ、以下の職員が出席した。(2・2・24)

渡辺順一、岡成敏正、竹部 弘、真田幹夫、荻原 光、太田

真明

(4) 学院教育内容反省会議に、所長が出席した。(2・3・27)

○

金光教学第二十九号正誤表

本年度中に、本所を訪れた学会関係者は以下の通りである。

- ジーン・リーブス (ミッドビル神学校前校長) (1・6・11)
- 藤井貞雄・山川芳一 (山陽和算研究会) (1・10・6)
- 綿貫礼子 (環境問題研究家) (1・11・11)
- 嶋田鋭二 (都留文科大教授) (1・12・6)
- 神田秀雄 (天理大学おやさと研究所講師) (1・12・20)
- 渡辺雅子 (明治学院大助教授) (2・2・13、14)
- 安藤正人 (国立史料館第三史料室) (2・2・21)
- 宮崎清文 (宗教学人審議会委員・石井研士 (文化庁宗務課専門職員) (2・3・6)

ク	98	55	46	42	27	25	24	19	16	頁
下段	上段	上段			上段	上段	上段			行
△11	7	△6	2	7	7	11	2	3	△6	誤
遣ろう	見よかし	― 布教史研究第一回 中間報告―	止め	きたがた 北方	(神も変革にいたさず)	留め	「覚書」八・4・5 入ること	(十か年ぶり風呂へ)	(「覚帳」二六・4)	
遣ろう	見よかし	― 備前布教史研究 第一回中間報告―	留め	きたがた 北方	(神も変革にいたさず)	止め	「覚書」八・4・6 入ること	(十か年ぶり風呂に)	(「覚帳」二七・4)	正

金神とその信仰の諸相について	岡成 敏正	28	122	5075
一民間陰陽道・金神信仰調査から—				
「広前歳書帳」に記された「講」について	鈴木 義雄	29	28	5206
金光教典楽史に関する断章	荻原 光	29	65	5243

資料論攷

題 目	氏 名	号	頁	通頁
幕末から明治初年にかけての時刻制度について	金光 和道	21	95	3573
一大谷村を中心として—				

資料概説

題 目	氏 名	号	頁	通頁
本所における資料収集の経緯とその概要	堤 光昭	26	94	4567

資 料

資 料 名	号	頁	通頁
小野家文書 (15) — 永世御用記 (明治3年2月～明治3年10月)	21	105	3583
同 上 (16) — 同 上 (明治3年11月～明治4年7月)	22	96	3752
同 上 (17) — 同 上 (明治4年8月～明治5年6月)	23	155	3961

○

教団史資料目録 (7) — 教団史資料 〈五〉 (明治33～45年) (3)	21	123	3601
同 上 (8) — 同 上 〈六〉 (大正元～15年) (1)	25	169	4407
同 上 (9) — 同 上 〈七〉 (大正元～15年) (2)	26	154	4627
同 上 (10) — 同 上 〈八〉 (大正元～15年) (3)	27	201	4882

○

金光大神事蹟集 (一) — 青木 茂 ～大阪 教会	24	145	4175
同 上 (二) — 大西 秀 ～金光 眞整	25	120	4358
同 上 (三) — 金光 登与 ～佐藤 照	26	117	4590
同 上 (四) — 佐藤 範雄 ～高橋 沢野	27	159	4840
同 上 (五) — 高橋 富枝 ～徳永 健次	28	149	5102
同 上 (六) — 中島屋喜惣治～藤原 嘉造	29	90	5268
同 上 (七) — 古川 この ～守屋 富太	30	138	5479

「不浄・汚れ」に関する金光大神理解 —その背景と意味について—	岩本 徳雄	35	4508
明治二年三月十五日の神伝に関する一考察 第27号	松沢 光明	60	4533
「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」とレトリック —「覚書」「覚帳」のテキスト分析ノート—	早川 公明	1	4682
佐藤範雄の感化救済活動 —両大戦間期における大逆事件連座者及び 無政府主義者達との交渉を中心に—	渡辺 順一	42	4723
戦後民主改革と教団「統合」の課題	橋本美智子	77	4758
「広前歳書帳」(教祖御祈念帳)について 第28号	小関 照雄	117	4798
死を前にした金光大神 —「身代わり」考—	福嶋 義次	1	4954
管長退任要求運動の思潮と高橋内局 —本部出張所報告に見られる文部省との交渉を中心として—	佐藤 光俊	37	4990
信徒運動についての一考察 —管長退任要求運動をめぐって— 第29号	上坂 隆雄	82	5035
「覚書」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について 第30号	早川 公明	1	5179
「昭和二十九年教規」とその運用過程の諸問題 —戦後教政史における危機意識をめぐって—	佐藤 光俊	1	5342
「信忠孝一本」教義の成立とその意味	渡辺 順一	39	5380
「お知らせ事覚帳」に見られる「お知らせ」の考察	竹部 弘	79	5420
神名としての「天地金乃神」考 —追体験的考察による「立教神伝」—	竹部 教雄	114	5455

## 研究ノート

題 目	氏 名	号	頁	通頁
本教女性布教者についての一試論 —特に初代女性教会長について—	森川真知子	22	76	3732
神徳考 —伝承資料を主とした事例研究—	高橋行地郎	23	137	3943
『お知らせ事覚帳』の執筆開始時点に関する考察	藤井 潔	24	62	4092
「昭和九・十年事件」と佐藤範雄 —佐藤範雄「日記」を中心として—	上坂 隆雄	24	95	4125

# 金光教教学研究所紀要第21～30号

## 掲載論文・資料等一覧表

### 論文

題 目	氏 名	頁 通頁
第21号		
管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場 —昭和九・十年事件史 考—	佐藤 光俊	1 3479
「人代」——その神の忘却と隠蔽についての素描 —金光大神理解研究ノート—	福嶋 義次	38 3516
金光大神教語記録編纂の歴史過程 —大正二年の「御理解」公刊に至るまでを中心に—	宮田喜代秀	62 3540
第22号		
「金之神社」考	早川 公明	1 3657
戦時時局下における手続関係の形成	西川 太	47 3703
第23号		
宗教的自叙伝としての『金光大神御覚書』と『お知らせ事覚帳』 —その宗教学的意味について—	荒木美智雄	1 3807
幕末から明治十年代にかけての貨幣制度及び物価について	金光 和道	22 3828
高橋正雄における信仰的自覚確立への過程について —信念摸索期を中心として—	佐藤 光俊	54 3860
教典編纂委員会における教祖伝の編纂過程について	藤井喜代秀	104 3910
第24号		
布教史試論 (三) —布教・縄張り考—	藤尾 節昭	1 4031
金光大神における食の教義	岩本 徳雄	30 4060
第25号		
神としての「天地」 —金光大神理解研究ノート—	福嶋 義次	1 4239
「此方」考 —『覚書』『覚帳』テキスト分析ノート—	早川 公明	26 4264
高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開 —信念の確立と立教神伝解釈の教団論への展開について—	佐藤 光俊	78 4316
第26号		
戊申詔書下の金光教団 —地方改良運動との関連を中心に—	坂本 忠次	1 4474

---

金光教学第30号

平成2年9月20日印刷

平成2年9月25日発行

編集・金光教教学研究 所

印刷・株式会社正文社印刷 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

---

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究 所  
までお送り下さい。

## 発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備の段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえないが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究与信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたづらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究所が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をとまなわぬ信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教学研究所長 大淵千俣)

# JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by  
Konkokyo Research Institute  
Konko, Okayama, Japan  
1990  
No.30

---

## CONTENTS

SATO, MITSUTOSHI	
On the Historical Problems of the Applying Processes of the 1954 Law of Konkokyo .....	1
WATANABE, JUNICHI	
An Analysis on the Formation of "the Trinitarian Theory" Concerning Faith, Loyalty and Filial Piety, and it's Influence in the Activities of Konkokyo .....	39
TAKEBE, HIROSHI	
A Study on Oshirase Revelations of the Oboe-cho, a Chronological Record of Revelations from Kami Received by Konko Daijin .....	79
TAKEBE, NORIO	
An Interpretation of "Tenchi Kane no Kami" as the Divine Name .....	114
Collected Materials:	
Facts of Konko Daijin's Life and Events (7).....	138
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of Konkokyo Resaerch Institute for the Year 1989 .....	159
The Summary of the Records of the Meeting for the Critique of the Papers Contributed to the Previous Edition .....	165
A Report on the Associate Members' Meeting .....	168
A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 1989 .....	174
A List of Papers and Materials in the Journal (Vol.21—Vol.30)	